くらしのガイド

令和６年
10月発行

大田区
Ota City

©大田区
大田区公式
PRキャラクター
はねぴょん

エリア別特集など
引っ越しガイド
もしものときの連絡先
相談ガイド
施設ガイド
戸籍、住民票、マイナンバーカードなど
マイナンバー
国保、年金
税金
保健、衛生
福祉
こども
暮らし
資源とごみ、リサイクル
住まい、まちなみ、環境
防災、防犯
産業、仕事
学習、文化、余暇、観光
国際交流、多文化共生、言語
身近な区政
区内施設ダイヤルガイド
町名別管轄区域一覧
さくいん
ハザードマップ

大田区役所
☎ 5744-1111（代表）
〒144-8621　大田区蒲田5-13-14
ホームページ 大田区 検索
https://www.city.ota.tokyo.jp/

- お近くの医療機関案内
  東京都医療機関案内サービス
  『ひまわり』　☎ 5272-0303　【24 時間】
  聴覚障がい者用　FAX 5285-8080　【24 時間】
  外国語による案内　☎ 5285-8181【午前９時～午後８時】
  （英語・中国語・ハングル・タイ語・スペイン語）
- 救急車を呼んだほうがいいか迷ったら　【24 時間】
  東京消防庁救急相談サービス
  『救急相談センター』　#7119 または ☎3212-2323

大田区公式SNS
行政情報等を発信

LINE　@otacity
X　@city_ota
YouTube　大田区公式チャンネル City Ota Channel

Unique Ota ユニークおおた
大田区ならではの魅力を発信
シティプロモーション

X　@Unique_Ota
Facebook　otacp.uniqueota
Instagram　@unique_ota

大田区防災ポータル・アプリ
防災情報を確認できます。
ポータルサイト

防災アプリ
大田区防災アプリ 検索

大田区

大田区の紹介

大田区は 23 区で最大の面積を持ち、人口約 73 万人の大規模な自治体です。
空の玄関口である羽田空港、高い技術力を誇る多くの町工場、にぎわう商店街、歴史ある文化財に文化や芸術を身近に感じられる施設やイベント、海辺や台地、多摩川などの豊かな自然と、さまざまな魅力にあふれています。

令和6年3月に大田区は新たな基本構想を策定し、2040年ごろの大田区のめざすべき将来像として「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を掲げました。
これまで築いてきた地域のつながりを大切にし、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安全で、安心して心穏やかな日々を送れるまちを、そしてこどもから大人まで夢や希望をもち未来を切り拓くことができる活力あるまちを、区民の皆様と力を合わせて築いてまいります。

この冊子は、大田区で生活する皆様の日常生活に関わりの深い区の事務をはじめ、国や都の事務、各種相談窓口や区民施設の利用案内などを掲載しております。 この冊子をご活用いただき、皆様の生活にお役立ていただきますようお願いいたします。

令和 6 年 10 月　大田区長　鈴木晶雅

区の紋章

区民の皆さんから公募し、1429 点の作品の中から本山芳夫氏の図案をやや修正したものを区の紋章として昭和 27 年に制定しました。

平和のシンボルマーク

大田区は昭和 59 年 8 月 15 日に平和都市宣言を行い、記念行事として、その日に「平和のつどい」を開催しています。(→129 ページ参照)

区の木・クスノキ／区の花・ウメ／区の鳥・ウグイス

成長の早いクスノキは発展の象徴、早春に咲くウメは古くから大田区の地になじみがある花です。またウメの咲く早春を告げる鳥・ウグイスは自然保護のシンボルとして制定しました。

区歌

区民の皆さんから歌詞を公募し、山田耕筰氏の作曲で昭和29年に制定しました。

●区名の由来

大田区の前身である大森・蒲田の両区は、昭和 7 年 10 月に、当時の東京市が隣接する郡町村を合併した際に設置されました。馬込、東調布、池上、入新井、大森の 5 つの町が大森区に、矢口、蒲田、六郷、羽田の 4 つの町が蒲田区になりました。昭和 22 年 3 月 15 日に、当時の大森区と蒲田区が一緒になって誕生したのが大田区です。その際、両方の一字ずつを取って命名されました。

●歴史・沿革

海と川に臨み、武蔵野台地の先端に位置していることから、昔から人が住みやすく、交通の要路でもあったため、区内には大森貝塚、多摩川台古墳群、池上本門寺五重塔など多くの史跡が点在しています。また、水止舞や禰宜（ねぎ）の舞などの伝統芸能も数多く残されています。

江戸期は農漁村で、特に海岸の大森・糀谷・羽田地区では海苔（のり）の養殖が盛んに行われました（昭和 38 年まで存続）。また、東海道の街道筋にあたっていたため、人馬の往来でにぎわいました。

大正期以降、中小工場が進出し、低地部は住宅や工場が密集する商業・工業地域を形成し、京浜工業地帯の一部となっています。台地部は、関東大震災後に住宅化が進み、田園調布、雪谷、久が原など比較的緑の多い住宅地です。臨海部は埋め立て地から成っており、羽田空港をはじめトラックターミナルやコンテナふ頭、大田市場などの物流施設や、工場団地、野鳥公園など都市機能施設が整備されています。

●区の世帯・人口・面積（令和 6 年 8 月 1 日現在）

世帯数…417,539世帯
総人口…739,640人　日本人人口…… 709,077人　外国人人口…… 30,563人
面　積…61.86㎢

●大田区歌

1 明けわたる　新たな朝よ
田園の　みどりも息吹く
あゝ　こゝぞ　あゝ　こゝぞ
さやかなる　多摩の流れに
のせゆくは　自治の歌声
光あり　我らが大田
光あり　我らが大田

2 におい立たつ　火花と汗に
生産の　幸呼ぶところ
あゝ　こゝぞ　あゝ　こゝぞ
のぞみある　日々をつちかい
すこやかに　ひらく文化よ
力あり　我らが大田
力あり　我らが大田

3 青潮に　かがやき映えて
天かける　つばさの港
あゝ　こゝぞ　あゝ　こゝぞ
いらか波　遠くつらなり
とこしえの　栄えめざして
誇りあり　我らが大田
誇りあり　我らが大田

令和６年10月発行　■発行／大田区　〒144-8621　大田区蒲田5-13-14　TEL 03-5744-1111（代表）
本紙に掲載されている情報は、原則令和6年10月1日現在のものです。その後内容に変更が生じる場合もあります。掲載内容が変更される場合には「大田区報」や区のホームページ（https://www.city.ota.tokyo.jp/）で随時最新の情報を発信しています。

本冊の広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大田区が推奨するものではありません。

大田区のSDGs推進について

問合先 企画課
電話：03-5744-1538
FAX：03-5744-1502

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs は、2015 年開催の国連サミットにおいて
全会一致で採択された
2030 年までに達成すべき国際目標 です。
先進国を含む国際社会共通の目標として、
持続可能な世界を実現するための
包括的な **17 のゴールと 169 のターゲット**
で構成されています。

SDGsの達成に向けて

- 国家レベルだけでなく、一般市民や産業界等の **多様な主体の連携・協力** が必要
- **自治体行政** は、地域の経済・社会や歴史・文化等の **実態に即した施策を推進** する責任・役割を担う

◎SDGs 推進に向けた大田区の動き

- 2022 年 3 月　大田区における SDGs 推進のための基本方針を策定
- 2022 年 4 月　大田区 SDGs 推進会議を設置
- 2023 年 5 月　「SDGs 未来都市」・「自治体 SDGs モデル事業」に「ダブル選定」※
- 2024 年 1 月　大田区オリジナル SDGs ロゴマークを決定

SDGs 未来都市 大田区

《2030 年のあるべき姿》

羽田から未来へはばたく おおたSDGs未来都市の実現

～新産業と匠の技が融合するイノベーションモデル都市～

※**SDGs未来都市**とは、SDGsの理念に沿った取組を推進しようとする都市の中から、**特にポテンシャルが高い都市を選定する内閣府の制度**です。
毎年30都市程度がSDGs未来都市として認定され、うち**特に優れた10都市**はモデル事業選定都市、いわゆる**ダブル選定都市**として認定されます。

もっと大田区を知りたい！

問合先▸広聴広報課
電話：03-5744-1132
FAX：03-5744-1503

大田区ホームページ

最新の区政情報や窓口での手続きなどを紹介しています。音声読み上げ、文字拡大、131 か国語の自動翻訳機能も搭載。

大田区ホームページ
https://www.city.ota.tokyo.jp/

大田区　検索

UniqueOta/ユニークおおた

より多くの方々に大田区の魅力を知っていただき、区のイメージや認知度等の向上を図るため、“大田区ならでは”の意味が込められたブランドメッセージ「UniqueOta/ユニークおおた」を合言葉に、大田区シティプロモーションサイトや SNS で情報発信中です。

大田区シティプロモーションサイト

ユニークおおた　検索

シティーニュースおおた

区内のケーブルテレビで放映しています。大田区チャンネル（YouTube）でもご覧いただけます。

▼放送局と放送時間
地域により異なります。放送時間は、番組予定表をご覧ください。

●主に第二京浜国道より東側にお住まいの方
（株式会社ジェイコム東京大田局）
電話：0120-999-000

●主に第二京浜国道より西側にお住まいの方
（イッツ・コミュニケーションズ株式会社）
電話：0120-109-199

大田区チャンネル（YouTube）

区が制作した動画を YouTube で配信しています。

大田区チャンネル　検索

広報紙（おおた区報）

月 3 回発行。
1 日号は自治会・町会（一部、業者による）を通じて、11 日号・21 日号は新聞折込（主要 6 紙）で配布しています。

※このほか、特別出張所や図書館などの区の施設、区内の駅、公衆浴場、セブン - イレブンにもあります。

●区ホームページからもご覧いただけます。

●「大田区公式 X」「大田区 LINE 公式アカウント」からも発信しています。

大田区公式 X

災害発生時の緊急情報を発信するとともに、平常時は区政情報やまちかど情報など、区内の旬な情報を発信しています。

アカウント：@ city_ota

大田区 LINE 公式アカウント

緊急情報や、区からの大切なお知らせなど、区民のみなさまにぜひ知っていただきたい情報をお届けします。

アカウント：@ otacity

デジタルサイネージ（電子看板）

区役所本庁舎1階、大田区総合体育館、アプリコ、産業プラザ、特別出張所計 22 か所に設置。

災害発生時には防災情報、平常時には様々な区政情報を発信し、民間事業者の広告の放映も行っています。

もくじ

エリア別特集など	区役所・地域庁舎・特別出張所など **4** ／ 大森エリア **6** ／ 調布エリア **7** ／ 蒲田エリア **8** ／ 糀谷・羽田エリア **9** ／ 区内交通案内図 **10**	**4**
引っ越しガイド	転入したとき **12** ／ 転出するとき **13**	**12**
もしものときの連絡先		**15**
相談ガイド	専門相談（無料）広聴担当 **16** ／ 専門相談（無料）その他 **17** ／ 各種相談窓口 **17**	**16**
施設ガイド	区役所本庁舎 **24** ／ 地域庁舎 **24** ／ マイナンバーカードセンター **26** ／ 特別出張所 **26** ／ 教育委員会 **28** ／ 図書館・図書館同種施設など **29** ／ 博物館・記念館など **30** ／ うぐいすネット **31** ／ 区民プラザ **31** ／ 池上会館 **31** ／ アプリコ **31** ／ 大田文化の森 **32** ／ 産業プラザPiO **32** ／ 消費者生活センター **33** ／ 区民センターなど **33** ／ 文化センター **34** ／ エセナおおた **38** ／ こらぼ大森 **36** ／ 田園調布せせらぎ館 **36** ／ micsおおた **37** ／ 新蒲田一丁目複合施設（カムカム新蒲田） **37** ／ 新蒲田区民活動施設 **37** ／ キッズな大森 **38** ／ 北蒲広場 **38** ／ コミュニティセンター羽田旭 **38** ／ ふれあいはすぬま **38** ／ ゆいっつ **39** ／ おおた国際交流センター（Minto Ota） **39** ／ スポーツ施設 **40** ／ 大田区総合体育館 **42** ／ 大森スポーツセンター **42** ／ 池上梅園 **42** ／ 公園 **43** ／ 区営アロマ地下駐車場 **44** ／ 区民保養施設 **44** ／ 指定保養施設 **45**	**24**
戸籍、住民票、マイナンバーカードなど	戸籍、住民票など **46** ／ マイナンバーカード **50** ／ 取り扱い窓口 **52** ／ 身内にご不幸があったら **54**	**46**
マイナンバー		**55**
国保、年金	国民健康保険 **56** ／ 国民年金 **61** ／ 後期高齢者医療 **63**	**56**
税金		**67**
保健、衛生	保健 **71** ／ 衛生 **74**	**71**
福祉	介護保険制度 **76** ／ 高齢者の方へ **79** ／ 障がい者支援 **85** ／ 生活にお困りの方へ **92**	**76**
こども	妊娠、出産、育児 **93** ／ 保健、健診 **94** ／ 子育て、子どもに関する支援 **95** ／ 医療費助成、手当 **99** ／ 教育 **100** ／ 貸付、給付 **101** ／ 若者 **102**	**93**
暮らし	消費生活 **103** ／ 電気・ガス・上下水道 **104** ／ 交通事故など **105** ／ 自転車、原動機付自転車 **105**	**103**
資源とごみ、リサイクル	資源とごみ **109** ／ リサイクル **111**	**109**
住まい、まちなみ、環境	住まい **112** ／ まちづくり **113** ／ 道路、公園 **115** ／ 環境、公害 **116** ／	**112**
防災、防犯	防災への心がけ **118** ／ 安全・安心なくらしのために **120**	**118**
産業、仕事	産業プラザPiO **122** ／ PiOフロント **122** ／ PiOPARK（ピオパーク） **122** ／ 中小企業支援 **122** ／ 中小企業融資 **123** ／ 勤労者支援 **124**	**122**
学習、文化、余暇、観光		**125**
国際交流、多文化共生、宣言		**128**
身近な区政	選挙 **130** ／ 区議会 **130** ／ 広報 **131** ／ 請求 **132**	**130**
区内施設ダイヤルガイド		**133**
町名別管轄区域一覧		**150**
さくいん（50音順）		**152**

区役所・地域庁舎・特別出張所など

エリア別特集

区内交通案内図（10・11ページ）付き

- 区役所
- 地域庁舎など
- 特別出張所
- 図書館など
- 博物館など
- ホールなど
- 主な公園など

図書館など

㉔大田図書館
㉕大森南図書館
㉖大森東図書館
㉗大森西図書館
㉘入新井図書館
㉙馬込図書館
㉚池上図書館
㉛久が原図書館
㉜洗足池図書館
㉝浜竹図書館
㉞羽田図書館
㉟六郷図書館
㊱下丸子図書館
㊲多摩川図書館
㊳蒲田図書館
㊴蒲田駅前図書館
㊵大田文化の森情報館
㊶田園調布せせらぎ館 図書サービスコーナー

博物館など

㊷郷土博物館
㊸大森 海苔のふるさと館
㊹熊谷恒子記念館
㊺尾崎士郎記念館
㊻龍子記念館
㊼山王草堂記念館
㊽勝海舟記念館

1 区役所本庁舎

★詳細な取り扱い業務、フロア案内は24ページへ

所在地	〒144-8621　蒲田5-13-14　☎5744-1111（代表）
開庁日	月～金曜（休日、12月29日～1月3日を除く）
窓口受付	午前8時30分～午後5時 ※住民票に関する手続きなど一部業務については、夜間（月・木）、日曜も受け付けしている日があります。（⇒52・53P）
交通	JR・東急蒲田駅徒歩1分　京急蒲田駅徒歩10分
駐車場	利用時間：午前8時15分～午後9時45分　料金は30分250円 ※区役所に用事のある方は1時間まで無料。
駐輪場	利用時間：午前8時～午後7時（火・水・金曜は午後6時） ※平日は区役所に用事のある方のみ利用できます（無料）。土・日曜、休日は1日100円でどなたでも利用できます。

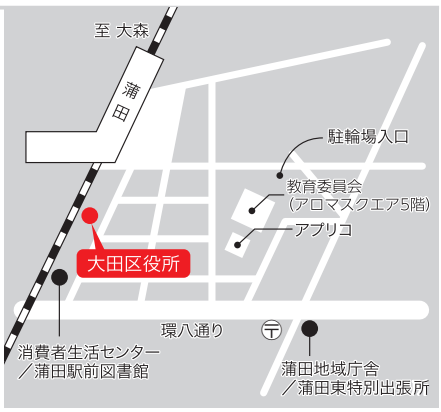

地域庁舎など

- 2 大森地域庁舎
- 3 調布地域庁舎
- 4 蒲田地域庁舎
- 5 糀谷・羽田地域庁舎

特別出張所

- 6 大森東特別出張所
- 7 大森西特別出張所
  [54 こらぼ大森１階]
- 8 入新井特別出張所
- 9 馬込特別出張所
- 10 池上特別出張所
- 11 新井宿特別出張所
- 12 嶺町特別出張所
- 13 田園調布特別出張所
- 14 鵜の木特別出張所
- 15 久が原特別出張所
- 16 雪谷特別出張所
- 17 千束特別出張所
- 18 糀谷特別出張所
- 19 羽田特別出張所
- 20 六郷特別出張所
- 21 矢口特別出張所
- 22 蒲田西特別出張所
- 23 蒲田東特別出張所

主な公園など

- 65 池上梅園
- 66 本門寺公園
- 67 平和島公園
- 68 平和の森公園
- 69 大森ふるさとの浜辺公園
- 70 東調布公園
- 71 小池公園
- 72 洗足池公園
- 73 宝来公園
- 74 田園調布せせらぎ公園
- 75 多摩川台公園
- 76 西六郷（タイヤ）公園
- 77 萩中公園
- 78 本羽田公園
- 79 東糀谷防災公園
- 80 森ケ崎公園
- 81 ソラムナード羽田緑地

ホールなど

- 49 池上会館
- 50 大田区民ホール・アプリコ
- 51 大田区民プラザ
- 52 大田文化の森
- 53 男女平等推進センター（エセナおおた）
- 54 区民活動支援施設大森（こらぼ大森）
- 55 大田区産業プラザPiO
- 56 消費者生活センター
- 57 大田区総合体育館
- 58 大森スポーツセンター
- 59 大田スタジアム
- 60 羽田イノベーションシティ
- 61 田園調布せせらぎ館
- 62 新蒲田一丁目複合施設（カムカム新蒲田）
- 63 おおた国際交流センター（Minto Ota）
- 64 大森北四丁目複合施設（スマイル大森）

大森エリア

出かける際には区内交通案内図（10・11ページ）を参考に!

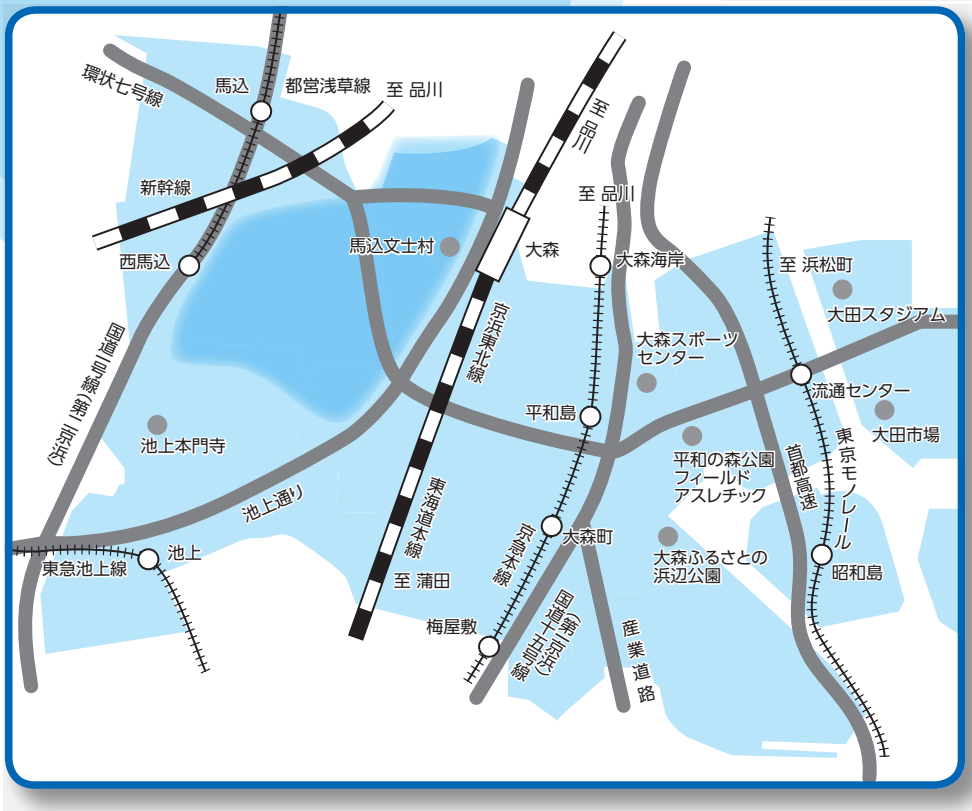

エリア特徴

地域の海苔づくりの歴史に触れる「大森 海苔のふるさと館」（30ページ）や日本の先端技術を担う町工場など、大田区の産業を身近に感じられるスポットが多い大森エリア。「大森ふるさとの浜辺公園」（43ページ）には長さ30mのローラースライダーも。

大森エリアへ出かけよう!

大森ふるさとの浜辺公園

区民の意見を多く取り入れ完成した都内初の砂浜や干潟を持つ公園です。かつての大森海岸を再現した浜辺や季節の花で彩られた園内の散策を楽しめます。

池上本門寺

日蓮に帰依していた池上宗仲が屋敷の一部を寄進して創建されました。元禄年間（1688～1704年）建造のケヤキ造りの総門（区指定文化財）や関東最古の五重塔（国指定重要文化財）など、歴史的遺産の宝庫です。

馬込文士村

大正末から昭和初期にかけて多くの文士、芸術家たちが住んだ「馬込文士村」。主な顔ぶれを見ても、尾崎士郎、石坂洋次郎、宇野千代、川端康成、北原白秋など多士済済。区は馬込、山王界わいに「散策コース」を設定し案内板、解説板を設置しています。

平和の森公園フィールドアスレチック

6,500㎡の敷地には、「羽田の渡し」や「六郷用水くぐり」、「旧中原街道横断」など、区の歴史や史跡、地名にちなんだ40種類の遊具があり、楽しみながら区のことが学べます。

大田市場

平成元年に、青果の旧神田市場・荏原市場、水産の大森市場を統合して開設されました。平成2年には、城南地域の花き地方市場を統合してさらにスケールアップし、青果部・水産物部・花き部の3部門を有する総合市場となっています。

調布エリア

エリア特徴

区西部の多摩川沿いに位置し、水と緑に恵まれ、自然との調和がとれた、閑静な住宅街が広がる調布エリア。湧水や池、小川なども多く、梅や桜、欅、銀杏など季節ごとに自然に親しみ寛げる環境です。

調布エリアへ出かけよう!

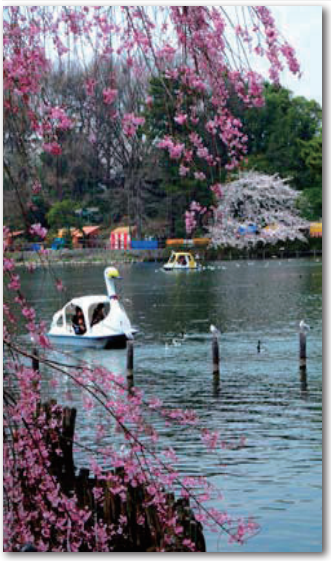

洗足池公園・勝海舟記念館

池のある公園としては都内屈指の広さで、平成 31 年 3 月に指定名勝になりました。春は桜、秋は紅葉を満喫できます。池の名の由来は日蓮が池の水で足を洗ったためと伝えられています。勝海舟夫妻墓所(区指定史跡)、西郷南洲(隆盛)留魂詩碑などの散策スポットのほか、貸しボートも人気です。洗足池の畔に国登録有形文化財である旧清明文庫を保存・活用した勝海舟記念館があります。

多摩川台公園

多摩川に沿って伸びる台地にある広大な公園で、見晴台、水生植物園、古墳展示室など見どころも豊富。多摩川台古墳群(都指定史跡)の散策や、桜、あじさい、スイレンなど四季折々の花も楽しめます。

桜坂

東急多摩川線沼部駅から東光院前を通り北東へ向かうと、田園調布本町 19 番あたりから石垣にはさまれた切通しの坂道になります。これが桜坂で、中原街道の旧道(区指定史跡)です。坂名は坂道の両側に昭和初期に植えられた桜にちなむものです。坂下には、かつて六郷用水が流れていました。下水道の普及につれ、この用水も埋められましたが、少しでも昔の姿を残そうと、その一部を自然の湧水を使って「六郷用水の跡」として保存しています。

田園調布のイチョウ並木

例年美しい黄葉が楽しめる田園調布のイチョウ並木です。東急東横線目黒線田園調布駅西口から放射状に広がる 3 本の街路にイチョウが植えられています。

蒲田エリア

出かける際には区内交通案内図（10･11ページ）を参考に!

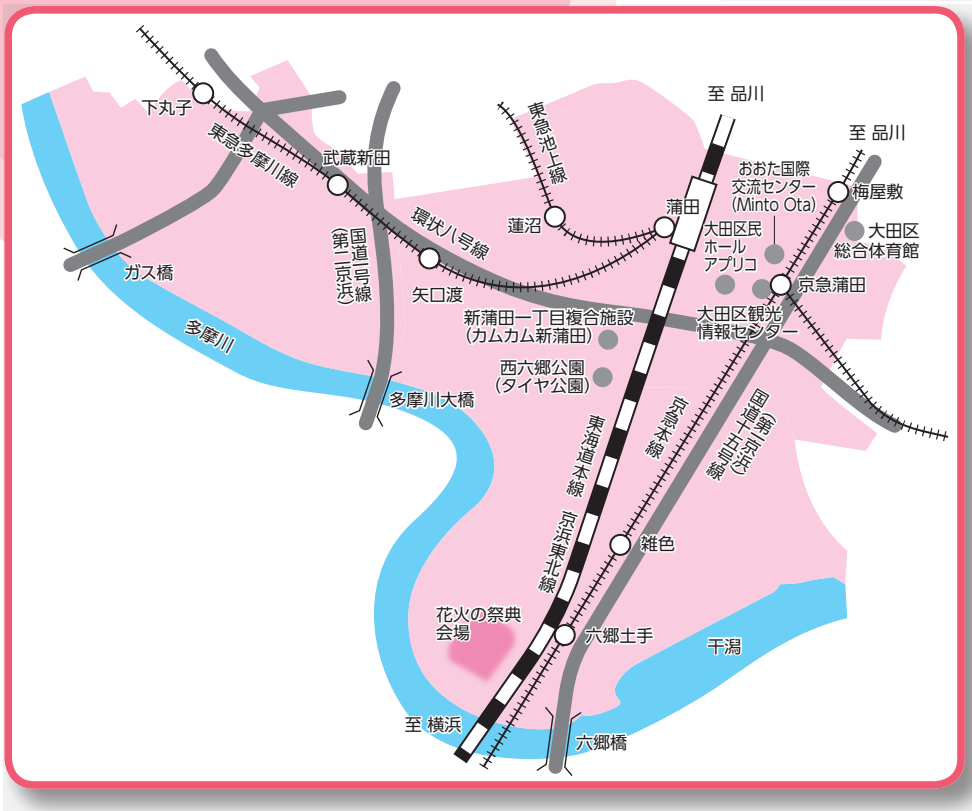

エリア特徴

多摩川に面し豊かな自然が残る一方、大小さまざまな事業所･工場、住宅地が混在し、大規模マンションの建設が進む六郷･矢口地区。蒲田駅を中心に商業地区を形成し賑わう蒲田西地区、羽田空港方面への玄関口でもある蒲田東地区と、多彩な表情を持つ蒲田エリア。

蒲田エリア へ 出かけよう!

大田区観光情報センター

「来訪者と『まち･ひと』をつなぐ観光拠点」。最新の観光情報のご案内や、日本文化体験、区の工芸品･お土産の展示･販売を行っています。季節･行事に合わせたイベントも実施しています。お気軽にお立ち寄りください。

大田区民ホール・アプリコ

区民の芸術活動、地域文化創造の拠点。愛称の「アプリコ」は一般公募により大田区の花「梅」＝ジャパニーズ・アプリコットから決定しました。

8/15 平和のつどい

毎年８月15日に多摩川河川敷で「花火の祭典」を開催してきました。令和６年度からは、平和記念式典と花火の打ち上げを別会場で実施する「平和のつどい」を開催し、平和を感じてもらえるような機会となっています。

大田区総合体育館

区民に「する」「みる」「支える」スポーツの機会を提供します。バレーボールコート3面、バスケットボールコート2面、バドミントンコート10面などに使用可能なメインアリーナのほか、サブアリーナ、体育室、弓道場、会議室などがあります。

糀谷・羽田エリア

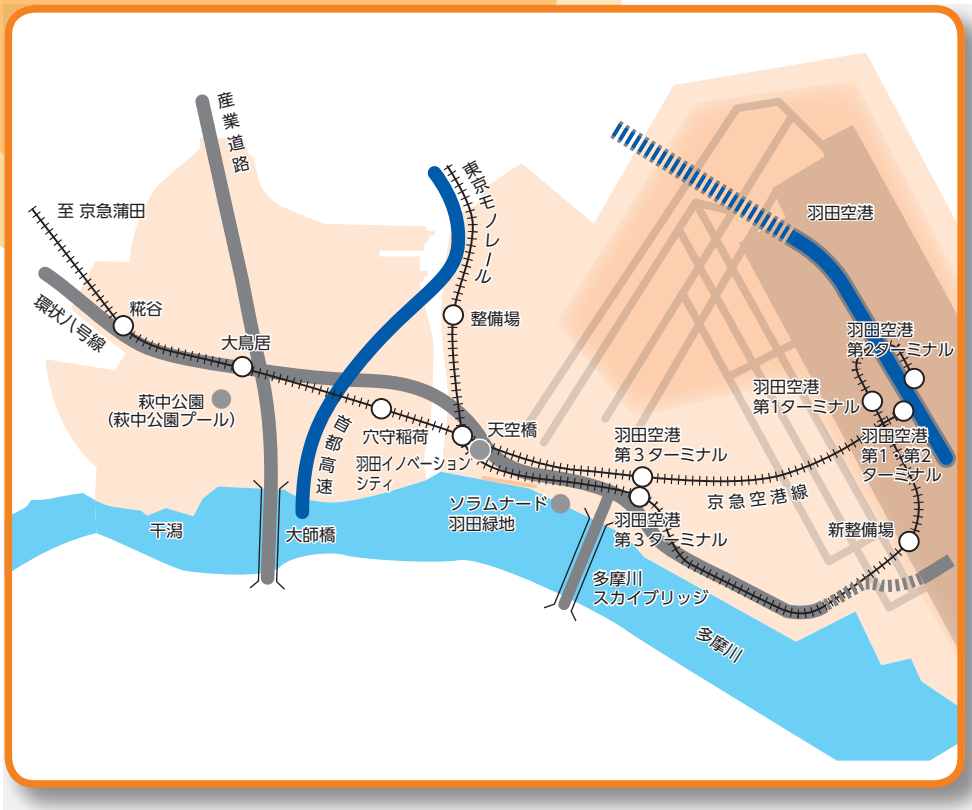

エリア特徴

東に羽田空港がある糀谷・羽田地域は、国際都市おおたの玄関口として大きく変化していく地域です。

糀谷・羽田エリアへ出かけよう!

東京国際空港(羽田空港)

昭和6年8月に「東京飛行場」として開港以来、日本を代表する空港です。空港総面積は 1,516ha で大田区全体の約 4 分の 1 を占めます。2023 年の総旅客数は世界第 5 位の空港となっています。

HANEDA GLOBAL WINGS (羽田空港跡地)

令和 5 年 11 月に「羽田イノベーションシティ」がグランドオープンし、令和 6 年 4 月に「ソラムナード羽田緑地」が全面開園しました。また第3ターミナル直結の「羽田エアポートガーデン」は令和 5 年 1 月に全面開業しています。

多摩川

干潟ではさまざまな鳥やカニなどの生き物を観察でき、ハゼ釣りなども楽しめます。またグランドでのスポーツや、ウォーキングで汗を流す人の姿も多くみられます。

萩中公園&プール

桜、梅やけやきなど多くの樹木が植えられ、交通公園は子ども達に人気があります。運動施設として野球場やプールが設置されており、屋内プールは年間を通じて利用できます。

区内交通案内図

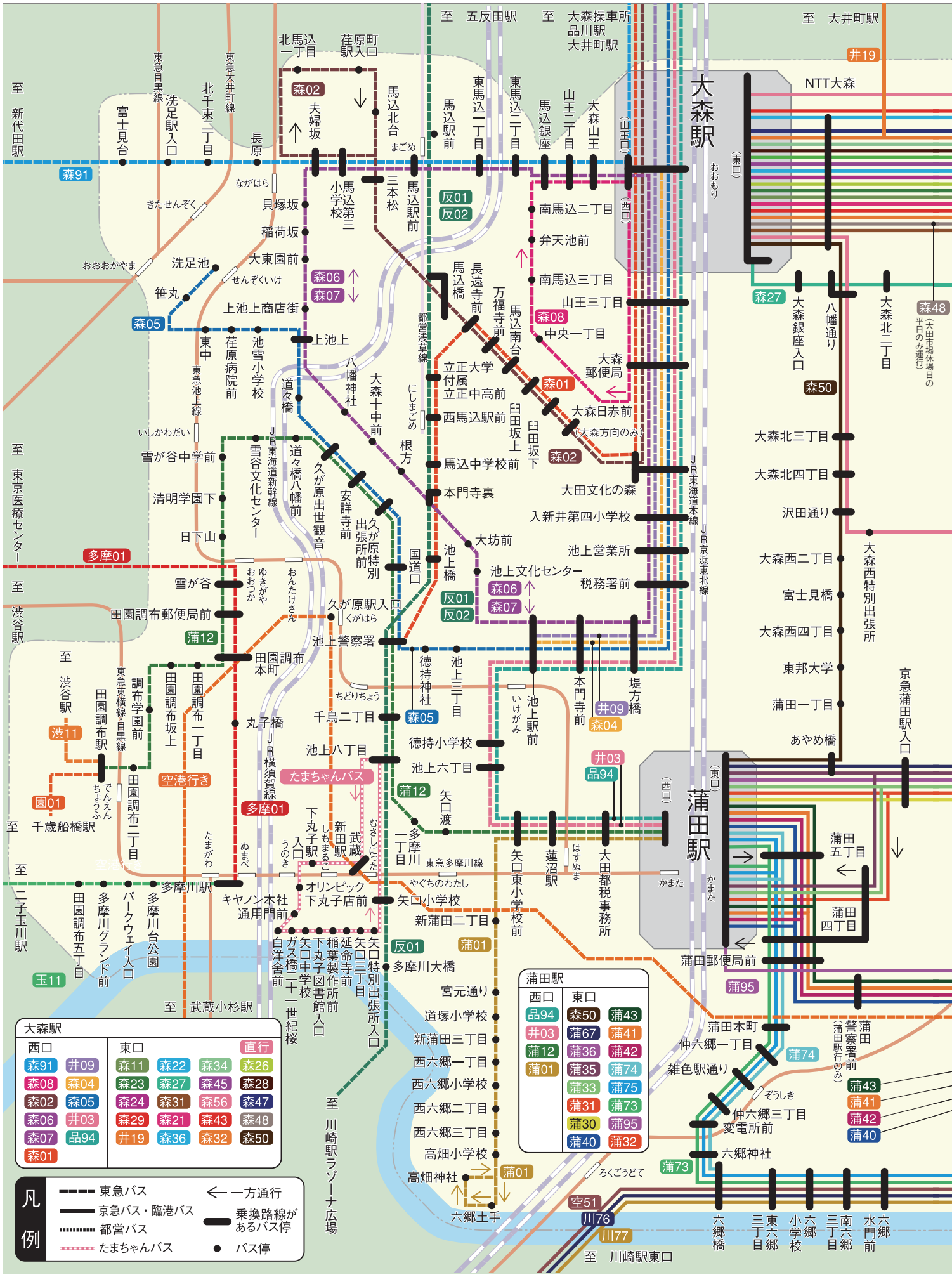
大森駅
蒲田駅
至 五反田駅
至 大森操車所
品川駅
大井町駅
至 大井町駅
NTT大森
至 新代田駅
至 東京医療センター
至 渋谷駅
至 二子玉川駅
至 武蔵小杉駅
至 川崎駅ラゾーナ広場
至 川崎駅東口
富士見台
洗足駅入口
北千束二丁目
長原
北馬込一丁目
荏原町駅入口
夫婦坂
馬込北台
馬込駅前
東馬込一丁目
東馬込二丁目
馬込銀座
山王三丁目
大森山王
南馬込二丁目
弁天池前
南馬込三丁目
山王三丁目
中央一丁目
大森郵便局
大森日赤前
(大森方向のみ)
臼田坂下
臼田坂上
馬込南台
万福寺前
長遠寺前
馬込橋
立正大学
立正中高前
付属
西馬込駅前
馬込中学校前
本門寺裏
大坊前
池上橋
国道口
池上文化センター
税務署前
大田文化の森
入新井第四小学校
池上営業所
本門寺前
堤方橋
池上駅前
池上三丁目
徳持神社
徳持小学校
池上六丁目
矢口渡
多摩川一丁目
東急多摩川線
矢口東小学校前
蓮沼駅
大田都税事務所
大森北三丁目
大森北四丁目
沢田通り
大森西二丁目
富士見橋
大森西四丁目
東邦大学
蒲田一丁目
あやめ橋
大森西特別出張所
京急蒲田駅入口
大森銀座入口
八幡通り
大森北二丁目
(大田市場休場日の平日のみ運行)
蒲田五丁目
蒲田四丁目
蒲田郵便局前
蒲田本町
仲六郷一丁目
雑色駅通り
仲六郷三丁目
変電所前
六郷神社
警察署前
(蒲田駅行のみ)
六郷橋
三丁目
東六郷
六郷小学校
三丁目
南六郷
水門前
六郷
ぞうしき
ろくごうどて
六郷土手
高畑神社
高畑小学校
西六郷三丁目
西六郷二丁目
西六郷小学校
西六郷一丁目
新蒲田三丁目
道塚小学校
宮元通り
多摩川大橋
矢口特別出張所入口
矢口三丁目
延命寺前
稲葉製作所前
下丸子図書館入口
矢口中学校
ガス橋一二一
白洋舎前
世紀桜
矢口小学校
新蒲田二丁目
オリンピック下丸子店前
下丸子駅入口
武蔵新田駅
キヤノン本社通用門前
多摩川駅
田園調布五丁目
多摩川グランド前
パークウェイ入口
多摩川台公園
田園調布二丁目
千歳船橋駅
田園調布駅
田園調布坂上
田園調布一丁目
田園調布本町
調布学園前
丸子橋
千鳥二丁目
池上八丁目
たまちゃんバス
空港行き
雪が谷
雪が谷中学前
清明学園下
日下山
田園調布郵便局前
雪谷文化センター
道々橋八幡前
久が原出世観音
安詳寺前
久が原特別出張所前
久が原駅入口
池上警察署
八幡神社
大森十中前
道々橋
池上上
上池上商店街
池雪小学校
荏原病院前
東中
洗足池
笹丸
貝塚坂
稲荷坂
大東園前
小馬込第三
三本松
馬込駅前
長原
森91
森05
森06
森07
森08
森01
森02
森27
森48
森50
反01
反02
蒲12
蒲01
蒲73
蒲74
蒲95
蒲43
蒲41
蒲42
蒲40
井19
井09
井03
品94
森04
渋11
園01
玉11
多摩01
空51
川76
川77
東急目黒線
東急太井町線
東急池上線
東急東横線・自黒線
JR東海道新幹線
JR横須賀線
JR東海道本線
JR京浜東北線
都営浅草線
にしまごめ
まごめ
おおもり
(東口)
(西口)
(山王口)
ながはら
きたせんぞく
おおおかやま
せんぞくいけ
いしかわだい
ゆきがやおおつか
おんたけさん
くがはら
ちどりちょう
いけがみ
はすぬま
かまた
むさしにったし
しもまるこ
うのき
たまがわ
ぬまべ
やぐちのわたし
大森駅
西口
森91 井09
森08 森04
森02 森05
森06 井03
森07 品94
森01
東口
森11 森22 森34 森26
森23 森27 森45 森28
森24 森31 森56 森47
森29 森21 森43 森48
井19 森36 森32 森50
直行
蒲田駅
西口
品94
井03
蒲12
蒲01
東口
森50 蒲43
蒲67 蒲41
蒲36 蒲42
蒲35 蒲74
蒲33 蒲75
蒲31 蒲73
蒲30 蒲95
蒲40 蒲32
凡例
東急バス
京急バス・臨港バス
都営バス
たまちゃんバス
一方通行
乗換路線があるバス停
バス停

大田区内バス路線図案内図

令和6年3月31日時点での情報です。最新の情報は各バス会社へご確認下さい。

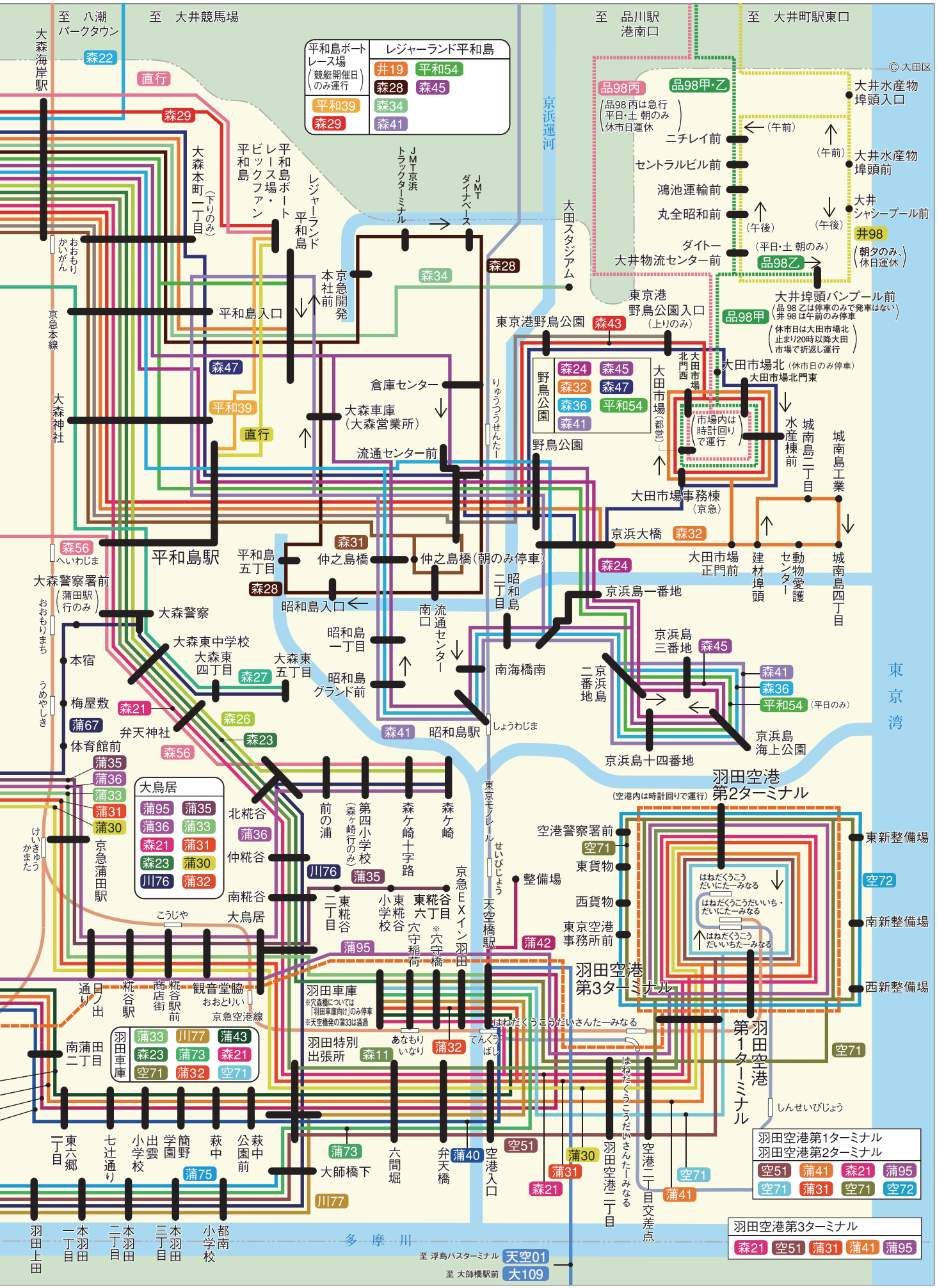

引っ越しガイド

転入、転出の際に必要な主な手続きをご案内します。

転入したとき

制度			手続きなど	頁	問合先
住民票（転入届）			転出証明書（マイナンバーカードを利用して転出をした場合は不要）とお持ちであればマイナンバーカードを持参して、引っ越しをした日から14日以内に手続きをしてください。国外からの転入は、パスポートが必要です。外国人住民（中長期在留者、特別永住者）の方も届出が必要です。届出の際は在留カードまたは特別永住者証明書をあわせてお持ちください。	48	戸籍住民窓口　☎5744-1185 各特別出張所（➡26～28P）
印鑑登録			新たに、印鑑登録の手続きが必要です。	49	
国民健康保険			新たに加入となります。	56	国保年金課　☎5744-1210 各特別出張所（➡26～28P）
後期高齢者医療被保険者証			1週間程度で送付します。	63	国保年金課　☎5744-1608
国民年金	第1号被保険者		住民票（転入届）の手続きをしてください。	61	国保年金課　☎5744-1214 各特別出張所（➡26～28P）
国民年金	60～64歳で年金に加入も受給もしていない方		日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が登録されていない方は届出が必要です。	61	日本年金機構大田年金事務所 ☎3733-4141
国民年金	年金受給者		日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が登録されていない方は届出が必要です。	61	日本年金機構大田年金事務所 ☎3733-4141
福祉	介護保険		新たに加入となります。要介護認定を受けている方は転入日から14日以内に認定申請の手続きをしてください。	76	介護保険課　☎5744-1669 地域包括支援センター （➡79・80P）
福祉	身体障害者手帳		手帳と印鑑のほか、マイナンバーカードなどマイナンバーが確認できる書類（代理人による届け出の場合、運転免許証など代理人の身元が確認できる写真付きの証明書類も必要となります）を持参して、住所変更の手続きをしてください。	87	各地域福祉課（➡24P）
福祉	療育手帳（愛の手帳）	都内から	手帳を持参して、住所変更の手続きをしてください。	87	各地域福祉課（➡24P）
福祉	療育手帳（愛の手帳）	都外から	療育手帳と証明写真（縦4cm×横3cm）を持参して、新たに申請してください。	87	（18歳未満） 東京都品川児童相談所 ☎3474-5442 （18歳以上） 東京都心身障害者福祉センター ☎3235-2966
福祉	㊫受給者証	都内から	交付状況連絡票を持参して、手続きをしてください。	88	障害福祉課　☎5744-1251
福祉	㊫受給者証	都外から	障害福祉課へご連絡ください。	88	障害福祉課　☎5744-1251
福祉	精神障害者保健福祉手帳	都内から	手帳を持参して、住所変更の手続きをしてください。	87	各地域福祉課（➡24P）
福祉	精神障害者保健福祉手帳	都外から	手帳と写真を持参して、住所変更の手続きをしてください。	87	各地域福祉課（➡24P）
福祉	自立支援医療（精神通院）		住所変更の手続きをしてください。	88	各地域福祉課（➡24P）

制度			手続きなど	頁	問合先
福祉	難病医療費の助成	都内から	特定医療費受給者証または㊟医療券とマイナンバーカード等マイナンバーが確認できる書類を持参して、住所変更の手続きをしてください。	89	各地域福祉課(➡24P)
		都外から	特定医療費受給者証、保険証、マイナンバーカード等マイナンバーが確認できる書類を持参して、住所変更の手続きをしてください。		
こども	区立小中学校		転入手続きの際に発行する就学校指定通知書と前の学校が発行した在学証明書等を、指定された学校へ提出してください。海外からの転入の場合は、転入手続きの際に発行する編入学連絡票とパスポートを持参して、学務課学事係で手続きをしてください。	138・139	指定された学校 学務課学事係　☎5744-1429
	児童手当		前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請をしてください。	99	子育て支援課こども医療係 ☎5744-1275
	㊫㊨㊬医療証		転入日から6か月以内に申請をしてください。		
	㊥医療証		新規の申請をしてください。	98	子育て支援課児童育成係 ☎5744-1274
	児童育成手当			99	
	児童扶養手当		住所変更の手続きをしてください。		
	特別児童扶養手当				
	妊婦・乳児健診受診票、妊婦・幼児歯科健診受診券		母子健康手帳を持参して、手続きをしてください。	93・94	各地域健康課(➡25P)
	お子さんの予防接種予診票		電子申請または、母子健康手帳を持参して、手続きをしてください。	94	
飼い犬の登録			鑑札を持参して、住所変更の手続きをしてください。ただし、環境大臣の指定登録機関にマイクロチップ情報登録がある場合は、環境大臣の指定登録機関に手続きをしてください。この場合、各地域健康課での手続きは不要です。	74	
原動機付自転車・小型特殊自動車など			登録手続きをしてください。	70	課税課　☎5744-1192

転出するとき

制度			手続きなど	頁	問合先
住民票(転出届)			転出証明書をお受け取りください(届出は転出予定日の14日前からできます)。外国人住民(中長期在留者、特別永住者)の方も届出が必要です。なお、国外への転出の場合はマイナンバーカードを持参して届出をしてください。国外への転出を除きマイナポータルから届出ることができます。	48	戸籍住民窓口　☎5744-1185 各特別出張所(➡26～28P)
印鑑登録			転出(予定)日をもって登録が抹消になります。	49	
国民健康保険			資格が喪失します。保険証を返却してください。	56	国保年金課　☎5744-1210 各特別出張所(➡26～28P)
国民年金	国内での転出		住民票(転出届)の手続きをしてください。	61	国保年金課　☎5744-1214 各特別出張所(➡26～28P)
	国外への転出	任意加入の希望なし	住民票(転出届)の手続きをすると、資格が喪失します。		
		任意加入の希望あり	日本国籍を有している場合、任意での加入手続きが可能です。		国保年金課　☎5744-1214 日本年金機構大田年金事務所 ☎3733-4141

制度			手続きなど	頁	問合先
福祉	介護保険		保険証及び負担割合証をお持ちの方は返却してください。要介護認定を受けている方は、転出先の役所へ転入日から14日以内に認定申請の手続きをしてください。	76	介護保険課　☎5744-1491
福祉	身体障害者手帳		転出先の役所へ手帳と印鑑のほか、マイナンバーが確認できる書類を持参して、住所変更の手続きをしてください。なお、代理人による届け出の場合、代理権の確認と代理人の身元を証明する書類も必要となります（必要書類の詳細については転出先の役所にお問い合わせください）。	87	各地域福祉課（➡24P）
福祉	療育手帳（愛の手帳）	都内へ	転出先の役所へ手帳を持参して、住所変更の手続きをしてください。	87	各地域福祉課（➡24P）
		都外へ	転出先の役所へ新たに申請してください。		
福祉	㊫受給者証	都内へ	受給者証を持参して、交付状況連絡票を受け取り、転出先の役所で手続きをしてください。	88	障害福祉課　☎5744-1251
		都外へ	受給者証をお返しください。		
福祉	精神障害者保健福祉手帳	都内へ	転出先の役所へ手帳を持参して、住所変更の手続きをしてください。	87	各地域福祉課（➡24P）
		都外へ	転出先の役所へ手帳と写真を持参して、住所変更の手続きをしてください。		
福祉	自立支援医療（精神通院）		転出先の役所で手続きをしてください。	88	
福祉	難病医療費の助成	都内へ	転出先の役所へ特定医療費受給者証または㊟医療券とマイナンバーカード等マイナンバーが確認できる書類を持参して、住所変更の手続きをしてください。	89	
		都外へ	転出先の役所へ特定医療費受給者証・保険証及びマイナンバーカード等マイナンバーが確認できる書類を持参して、住所変更の手続きをしてください。		
こども	区立小中学校		学校に転校届を提出して、在学証明書等を受け取り、転出先で手続きをしてください。転校を希望しない場合は、学務課学事係へご相談ください。	138・139	各学校　学務課学事係　☎5744-1429
こども	児童手当		転出届に記載した転出予定日の翌日から15日以内に転出先の役所で申請をしてください。	99	子育て支援課　こども医療係　☎5744-1275
こども	㊨㊩㊪医療証		医療証を返却してください。		
こども	㊥医療証		医療証を返却し、消滅の手続きをしてください。	98	子育て支援課　児童育成係　☎5744-1274
こども	児童育成手当		消滅の手続きをしてください。	99	
こども	児童扶養手当		住所変更の手続きをしてください。		
こども	特別児童扶養手当		転出先の役所へ住所変更の手続きをしてください。		
こども	妊婦・乳児健診受診票、妊婦・幼児歯科健診受診券		転出先の役所へご連絡ください。	93・94	各地域健康課（➡25P）
こども	お子さんの予防接種予診票			94	
飼い犬の登録				74	
原動機付自転車・小型特殊自動車など			廃車手続きをしてください。	70	課税課　☎5744-1192
ごみの処理			各清掃事務所（➡140P） 大田区粗大ごみ受付センター　☎0570-037-530		

もしものときの連絡先

休日や夜間に病気・歯痛等になった場合の連絡先です。必ず電話連絡をしてからお出かけください。
また、健康保険証、医療証、母子健康手帳などをお忘れなく!

■ 内科、小児科の急病

【日曜、休日の午前9時～午後9時30分、土曜の午後5時～9時30分】※電話予約制

大森医師会診療所(中央4-31-14)	☎3772-2402
田園調布医師会診療所(石川町2-7-1)　※日曜、休日のみ	☎3728-6671
蒲田医師会診療所(蒲田4-24-12)	☎3732-0191

■ 小児科の急病【月～金曜の午後7時45分～10時45分(休日を除く)】(創立記念日6月10日は休診)

大田区子ども平日夜間救急室(大森西6-11-1東邦大学医療センター大森病院3号館)	☎3762-4151

■ 歯痛【日曜、休日の午前9時～午後5時】(受付は午後4時30分まで)

大森歯科医師会館(池上4-19-7)	☎3754-8648
蒲田歯科医師会館(新蒲田1-4-14)	☎3731-9282

■ 薬(処方せん調剤)【日曜、休日の午前9時～午後10時、土曜の午後5時～10時】

大森地区　大森会営薬局(中央3-1-3 アルカディア中央1階)	☎3774-7721
田園調布地区　ゆきがや薬局(東雪谷 5-1-1)　※日曜、休日のみ	☎3728-3231
蒲田地区　蒲田薬局(蒲田4-38-5)	☎3732-1291

■ 接骨(ほねつぎ)【日曜、休日の午前9時～午後5時】

東京都柔道整復師会　大田支部	☎090-3542-3896

■ お近くの医療機関案内

東京都医療機関案内サービス『ひまわり』　【24時間】 聴覚障がい者向け専用ファクシミリ　【24時間】 外国語による案内　【午前9時～午後8時】 (英語・中国語・ハングル・タイ語・スペイン語)	☎5272-0303 Ⓕ5285-8080 ☎5285-8181

■ 母と子の健康に関する相談

子供の健康相談室(小児救急相談) 【平日の午後6時～翌朝8時、土・日曜、休日、12月29日～1月3日の午前8時～翌朝8時】	＃8000または ☎5285-8898

■ 救急車を呼んだほうがいいか迷ったら【24時間】

東京消防庁救急相談サービス『救急相談センター』	＃7119または ☎3212-2323

相談ガイド

専門相談（無料） 広聴担当

問合先　広聴広報課
☎5744-1135　Ⓕ5744-1504

専門相談員による相談です。（休日及び12月29日～1月3日を除く）
大田区に在住・在勤・在学の方が対象です。

相談名	相談内容	日時	場所	相談員
法律 （予約制）	借地、借家、相続、離婚、金銭問題などの日常生活に関する法律問題 （予約先）広聴広報課 ☎5744-1135	月、水、金曜 相談時間25分 ①午後1時30分～ ②午後1時55分～ ③午後2時20分～ ④午後2時45分～ ⑤午後3時10分～	区民相談室（本庁舎2階）	弁護士
不動産取引	不動産取引一般に関すること	第1・3木曜 受付／午後1時～3時		宅地建物取引士
登記（予約制） ※1	不動産、会社などの登記、申請に関すること （予約先）広聴広報課 ☎5744-1135	第3火曜 相談時間30分 ①午後1時～ ②午後1時30分～ ③午後2時～ ④午後2時30分～ ⑤午後3時～ ⑥午後3時30分～		司法書士
公証	遺言、相続、金銭貸借などの証書作成、文書の認証、確定日付に関すること	第1火曜 受付／午後1時～3時		公証人
税務（予約制） ※2	所得税・相続税等の税金に関する相談 （予約先）広聴広報課 ☎5744-1135 （確定申告の相談は除く）	第2・4木曜 相談時間30分 ①午後1時～ ②午後1時30分～ ③午後2時～ ④午後2時30分～ ⑤午後3時～ ⑥午後3時30分～		税理士
社会保険労務	健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険などの社会・労働保険及び労務管理に関すること	第1・3火曜 受付／午後1時～ 3時30分		社会保険労務士
行政	国など行政全般に関する要望、意見、苦情など	第1・3火曜 受付／午後1時～3時	本庁舎1階 南側ロビー	行政相談委員 （総務大臣委嘱）
		第2水曜 受付／午後1時30分 ～3時30分	大森駅ビル アトレ大森 5階	
行政手続	戸籍、相続、外国人在留、官公庁への許認可等の手続きに関すること	第4木曜 （休日の時は翌日、12月は第3木曜） 受付／午後1時～ 3時30分	本庁舎1階 南側ロビー	行政書士
土地家屋調査	土地・建物の調査・測量、境界線問題及び不動産の表示登記など	第1水曜 受付／午後1時～ 3時30分	本庁舎1階 南側ロビー	土地家屋調査士

※1　相談日の前月の5日、土・日曜、休日のときは、翌日から受付。
※2　相談日の前月の1日、土・日曜、休日のときは、翌日から受付。

専門相談（無料） その他

以下の専門相談に関する問い合わせ等は、それぞれの問合先にご連絡ください。予約が必要なものもあります。

大田区に在住・在勤・在学の方が対象です。
※休日及び12月29日～1月3日を除く

相談名	相談内容	日時	場所	相談員
健康（一般・メンタルヘルス）（予約制）	自分または家族の健康に関すること（予約・問合先）大田地域産業保健センター ☎3772-2402	木曜（8月は未実施日あり）受付／午後1時～2時30分（メンタルヘルスは月1回木曜）	区民相談室 本庁舎2階	産業医の資格を持つ医師、産業保健師
一級建築士による建築相談（予約制）	建築、増築、耐震診断、耐震改修など（予約・問合先）建築調整課建築相談担当 ☎5744-1383	第1・3水曜 午後1時～4時（9月は要問い合わせ）	本庁舎1階 南側ロビー	一級建築士
建築リフォーム相談	住宅の増改築や修繕など（問合先）産業振興課産業振興担当 ☎5744-1363	第2・4火曜 午後1時30分～4時30分		建築あっせん事業連絡協議会相談員
空家総合相談会	建築、法律、不動産、福祉の専門家が空家のさまざまな相談にお応えします。（予約・問合先）空家総合相談窓口 ☎5744-1348	第2木曜 午後2時～4時10分	本庁舎 会議室等	空家対策に関する協定団体
更生保護相談	更生保護相談、犯罪、非行問題などの悩みごと（問合先）総務課 ☎5744-1142	毎週金曜 午前10時～午後3時	本庁舎2階 北側 更生保護相談室	保護観察官（第3・第4金曜）保護司（毎週金曜）

各種相談窓口

問合先　各相談場所へ

区分	相談名	相談内容	問合先
行政	区政	区政に関する要望、意見など	大田区広聴広報課広聴担当 ☎5744-1135　Ⓕ5744-1504
	都政	都政に関する要望、意見など	東京都生活文化局広報広聴部都民の声課 ☎5320-7725　Ⓕ5388-1233
	国政	国の行政全般に関する要望、意見、苦情など	「行政苦情110番」（総務省東京行政評価事務所）☎0570-090110（IP電話・PHSご利用の方☎3363-1100）Ⓕ5331-1761
外国人	多言語相談	外国人に関する日常生活上の相談に多言語で対応	国際都市おおた協会多言語相談窓口（おおた国際交流センター内）☎6424-4924　Ⓕ6424-4926 月～金曜　午前10時～午後5時 ※土日・祝日、12月29日～1月3日及びおおた国際交流センター休館日を除く ●専門相談　第1・3日曜　午後1時～5時
	電話通訳による相談	通訳オペレーターを介して担当部署との3者間電話通訳が可能 ※本庁舎にある窓口のみ対応	大田区電話通訳サービス ☎050-3159-9993 月～金曜　午前9時～午後5時 ※土日・祝日及び12月29日～1月3日を除く
	外国人の在留手続など	在留資格、期間などの在留関係手続き、外国人の招へいなどの入国関係手続き	外国人在留総合インフォメーションセンター（出入国在留管理庁内）☎0570-013904 平日午前8時30分～午後5時15分

区分	相談名	相談内容	問合先
法律	法律	法律に関する相談	弁護士会蒲田法律相談センター ☎5714-0081 日～火曜 午前9時30分～午後4時30分 水～金曜 午後0時30分～午後7時30分 ※休日、12月29日～1月4日を除く （電話相談　☎0570-200-050 平日午前10時～午後4時） 法テラス（全国共通コールセンター） ☎0570-078374 月～金曜午前9時～午後9時 土曜は午後5時まで ※休日、12月29日～1月3日を除く
	民事法律扶助	経済的に余裕のない方に対する無料法律相談及び弁護士・司法書士費用の立替え	日本司法支援センター「法テラス東京」 ☎050-3383-5300
税金	都税	固定資産税、不動産取得税等	大田都税事務所　☎3733-2411
		法人二税、個人事業税等	品川都税事務所　☎3774-6666
	国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税など	大森税務署　☎3755-2111 雪谷税務署　☎3726-4521 蒲田税務署　☎3732-5151 国税庁ホームページ　https://www.nta.go.jp/
年金	厚生年金 国民年金	年金制度に関する相談	日本年金機構大田年金事務所 ☎3733-4141
消費生活	消費生活	消費生活に関する相談 通信販売、訪問販売のトラブルなど	大田区立消費者生活センター ☎3736-0123 平日午前9時～午後4時30分 東京都消費生活総合センター ☎3235-1155 消費者ホットライン ☎188（いやや）（土・日曜、祝日）
	消費者金融クレジット	サラ金、多重債務に関する相談	大田区立消費者生活センター ☎3736-0123 平日午前9時～午後4時30分 弁護士会蒲田法律相談センター ☎5714-0081 （公財）日本クレジットカウンセリング協会 ☎0570-031640
生活環境	ごみ	ごみの排出などに関する相談	大森清掃事務所　☎3774-3811
	集団回収	グループでリサイクル活動を始めるとき	蒲田清掃事務所（調布地区）　☎6459-8201 蒲田清掃事務所（蒲田地区）　☎6451-9535
	電気	引っ越し、契約の変更、電気料金のことなど	東京電力カスタマーセンター☎0120-995-001 上記以外の事業者と契約している方は、契約先へお問い合わせください。
	ガス	ガス工事やガス器具の故障、ガス料金のことなど	東京ガスお客さまセンター　☎0570-002211 ※IP電話・PHSご利用の方　☎3344-9100 上記以外の事業者と契約している方は、契約先へお問い合わせください。
	水道	引っ越し、契約の変更	東京都水道局お客さまセンター　☎5326-1100
		料金、漏水修繕、その他のご用件	東京都水道局お客さまセンター　☎5326-1101
	し尿	し尿の相談（くみ取りの受付）	蒲田清掃事務所（蒲田地区）　☎6451-9535
	害虫	ネズミ、衛生害虫の防除相談	大田区生活衛生課環境衛生担当　☎5764-0694
	公害	騒音、振動などの公害に関する相談	大田区環境対策課環境調査指導担当 ☎5744-1369

区分	相談名	相談内容	問合先
住まい	取引	土地、家屋を買うときや不動産業者とのトラブル	東京都住宅政策本部住宅企画部不動産業課 (宅地建物取引業法上の相談)☎5320-5071 東京都不動産取引特別相談室 (法律相談・予約制)☎5320-5015
	建築 リフォーム	区内の建築業団体会員による住宅の増改築や修繕などに関する相談	➡17P専門相談(無料)(その他)をご覧ください。
	建築	近隣の建築計画等によって生じる問題等についての相談	大田区建築調整課建築相談担当 ☎5744-1383
		一級建築士による建築、増築、耐震診断、耐震改修などについての相談	➡17P専門相談(無料)(その他)をご覧ください。
	融資	フラット35の利用による住宅(新築・中古)の取得、耐震改修を伴うリフォーム、災害によって被災した住宅の建替・改修など	住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-0860-35
	入居者募集	区営・区民住宅の入居者募集	大田区住宅管理センター　☎3730-7325
		高齢者住宅の入居者募集	高齢者住宅管理窓口　☎5744-1346
		都営、都民、公社、UR住宅の入居者募集	【都営・都民住宅】東京都住宅供給公社都営住宅募集センター　☎3498-8894 テレホンサービス　☎6418-5571 【公社住宅】東京都住宅供給公社公社住宅募集センター　☎3409-2244 【UR住宅】UR都市機構東日本賃貸住宅本部 ☎0120-411-363
	住宅相談	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への住み替えに関する相談	住宅相談窓口　☎5744-1343
	空家	空家の適切な維持管理、利活用、相続等	空家総合相談窓口　☎5744-1348
		建築、法律、不動産、福祉の専門家による空家に関する相談	➡17P専門相談(無料)(その他)をご覧ください。
健康	健康(一般・メンタルヘルス)(予約制)	産業医の資格を持つ医師、産業保健師による自分または家族の健康に関する相談	➡17P専門相談(無料)(その他)をご覧ください。
	生きる支援	こころの健康相談	大田区各地域福祉課 (➡24P)
	生活習慣病	高血圧、糖尿病、脂質異常症、肝臓病、歯周病等に関する相談	大田区各地域健康課 (➡25P)
	歯科	歯や口腔に関する相談	
	栄養	乳幼児から高齢者まで、食生活に関する相談	
	難病	療養や生活に関する相談	
	HIV・ 性感染症	HIV・性感染症についての相談・血液検査や保健相談・指導	大田区感染症対策課 ☎4446-2643
	結核	結核についての相談、保健相談・指導	
	その他の 感染症	相談・指導	
	こころや いのち	気持ちが落ち込む、不眠、死にたいなどの自殺予防のための相談	東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～ ☎0570-087478 正午～翌朝午前5時30分　年中無休 よりそいホットライン ☎0120-279-338 24時間　年中無休
	医療	看護師による医療に関する相談	大田区医療相談窓口　☎6450-0321

区分	相談名	相談内容	問合先
福祉	生活支援	生活保護、その他の相談	大田区各生活福祉課(➡24P)
		さまざまな理由により経済的にお困りで、生活・仕事・住まいなどについてのお悩みを抱える方の相談	大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA(ジョボタ) ☎6423-0251(➡92P)
		ひきこもりに関する相談	大田区ひきこもり支援室SAPOTA(サポタ) ☎6459-6715 月～土曜(祝日を除く)午前10時～午後6時
	高齢者	高齢者の健康、保健、生活の安定、日常生活の援助、介護、住宅改修、老人ホームへの入所、権利擁護、虐待など	大田区各地域福祉課(➡24P) 大田区地域包括支援センター(➡79・80P) 高齢福祉課高齢者支援担当　☎5744-1250
		高齢者の福祉や介護に関する電話相談(夜間・休日専用)	高齢者ほっとテレフォン　☎3773-3124 (夜間・休日専用) 月～金曜：午後5時～翌日午前8時30分 土・日曜、祝・休日、年末年始(12月29日～1月3日)：24時間
	若年性認知症	若年性認知症に関する相談	大田区若年性認知症支援相談窓口 ☎6459-8591 月曜、火曜、木曜、金曜 午前9時～午後5時
	障がい者	障がい者の手帳、サービスの相談・申請、施設への入所、手当、医療費助成など	大田区各地域福祉課(➡24P)
		手当、心身障害者医療費助成など	大田区障害福祉課障害者支援担当　☎5744-1251
		障がいに関する各種相談	大田区立障がい者総合サポートセンター ☎5728-9433　Ⓕ5728-9437
		「虐待を受けたと思われる障がい者」を見つけたときの連絡	虐待通報ダイヤル ☎6303-8819　Ⓕ5728-9437 Eメール　kenri9924@city.ota.tokyo.jp
	福祉オンブズマン制度	大田区が行い、または関与する福祉サービスに関する苦情	大田区広聴広報課福祉オンブズマン担当 ☎5744-1130　Ⓕ5744-1553
	成年後見制度等	福祉法律相談、成年後見専門相談公正証書であんしん生活相談など	(福)大田区社会福祉協議会おおた成年後見センター ☎3736-2022　※予約制
育児　こども　教育	育児	保育士による相談	大田区立保育園(➡138P)
		保育サービスアドバイザーによる子育て・保育利用に関する相談	大田区保育サービス課保育利用支援担当 ☎5744-1617
		乳幼児の心身の発達に関する相談子育て相談	大田区立こども発達センターわかばの家 ☎3757-7761　Ⓕ3757-7763
		幼児教育相談	大田区立幼児教育センター幼児教育相談 ☎6303-5550
		発達の遅れやしつけの心配など	大田区各地域健康課(➡25P)
	こども	18歳未満のこどものあらゆる相談	東京都品川児童相談所　☎3474-5442 東京都児童相談センター電話相談室 ☎3366-4152 Ⓕ3366-6036(聴覚言語障がい者用) 大田区子ども家庭支援センター ☎5753-7830(➡95P)
		養育不安や養育困難の相談	東京都品川児童相談所　☎3474-5442 大田区子ども家庭支援センター ☎5753-7830
		「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときの連絡	虐待通報専用ダイヤル (大田区子ども家庭支援センター内) ☎5753-9924 月～金曜午前8時30分～午後6時 土曜午前9時30分～午後6時 (夜間、土・日曜のご相談は児童相談所虐待対応ダイヤル　☎189)

区分	相談名	相談内容	問合先
育児　こども　教育	こども	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の相談、申請	大田区障害福祉課認定・給付(児童) ☎5744-1316
		こどもの精神保健の問題全般	こころの電話相談室(都立小児総合医療センター内) ☎042-312-8119(相談室直通)
		少年相談(少年の悩みごと相談)	警視庁大森少年センター　月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 ☎3763-0012 ヤング・テレホン・コーナー(警視庁少年相談室) ☎3580-4970　毎日24時間
	若者	概ね15歳から39歳までのこども・若者を対象とした総合相談	大田区若者サポートセンター　フラットおおた ☎6451-8433
	教育	こどもの学校や家庭での悩みごと、いじめなどの相談	東京弁護士会「子どもの人権110番」 ☎3503-0110 月～金曜午後1時30分～午後4時30分 午後5時～午後8時、土曜　午後1時～午後4時 第二東京弁護士会「子どもの悩みごと相談」 ☎3581-1885 毎週火・木・金曜　午後3時～午後7時 大田区立教育センター 教育相談室(小学生・中学生) ☎5748-1201 月～金曜　午前9時～午後7時 土・日曜　午前9時～午後5時 祝日、12月29日～1月3日を除く 子ども電話相談(小中学生本人からの悩み相談) ☎5748-1203 月～金曜　午前9時～午後7時 土・日曜　午前9時～午後5時 祝日、12月29日～1月3日を除く 東京都教育相談センター ☎0120-53-8288(24時間受付)
		障がいのあるこどもの就学相談	大田区立教育センター教育相談室(就学相談) ☎5748-1202
		普通、定時制、通信制高校への入学相談など	東京都教育相談センター　☎3360-4175
	更生保護	更生保護相談、犯罪、非行問題などの悩みごと	➡17P専門相談(無料)(その他)をご覧ください。
	学習・文化・余暇	催し、講座、サークル紹介や団体運営の相談	大田区地域力推進課区民協働・生涯学習担当 ☎5744-1443
家庭・男女		夫婦、親子、嫁姑関係や結婚、離婚、相続、扶養などの家庭内の悩みや心配ごとの相談	大田区各生活福祉課(➡24P) 東京都女性相談支援センター　☎5261-3110 東京ウィメンズプラザ　☎5467-2455
		母子・父子家庭に関する相談	大田区各生活福祉課(➡24P)
		配偶者やパートナーからの暴力に関する相談	大田区DV相談ダイヤル　☎6423-0502 大田区各生活福祉課(➡24P) 東京都女性相談支援センター　☎5261-3110 東京ウィメンズプラザ　☎5467-1721
		自分の生き方や性格、家族のこと、職場や学校での人間関係、就職、キャリア、セクシュアルハラスメント、適職などの悩み相談	大田区立男女平等推進センター(エセナおおた) 「女性のためのたんぽぽ相談」 ☎3766-6581 月・金曜　午前10時～午後1時　※ 火・木曜　午後1時～4時　※ 水曜　午後6時～9時　※ 土曜　午後1時～7時　※ ※受付は終了時間の30分前まで ※12月29日～1月3日を除く
		女性の人権ホットライン	東京法務局　☎0570-070-810

区分	相談名	相談内容	問合先
家庭・男女		家庭、家族、パートナーからの暴力など、専門の男性相談員による男性を対象とした相談	大田区男性相談ダイヤル　☎6404-6020 第2・第4金曜　午後5時～8時 ※受付は終了時間の30分前まで ※祝日、12月29日～1月3日を除く
		夫婦、親子、生き方、職場の人間関係、ハラスメントやパートナーからの暴力など、専門の男性相談員による男性のための相談	東京都ウィメンズプラザ 男性のための悩み相談　☎3400-5313 ・電話相談 月・水・木曜　午後5時～8時 土曜　午後2時～5時 ・面接相談（予約制） 水・木曜　午後7時～8時 ※祝日、12月29日～1月3日を除く
仕事	就職	おおむね55歳以上の方への職業紹介	（福）大田区社会福祉協議会 大田区 いきいき しごと ステーション ☎5713-3600
		高齢者の就業機会の提供	（公社）大田区シルバー人材センター ☎3739-6666
		一般、パート、障がい者などの就職の相談	ハローワーク大森 ☎5493-8609
		内職（＋WORK）を希望する方の相談	（公財）大田区産業振興協会 国内取引支援係 ☎3733-6126
		職業適性・就業相談	東京しごとセンター　☎5211-1571
	創業・ 新事業開拓	新しく事業を始めようとする人、新事業開拓に取り組もうとする企業に対して、さまざまな角度から助言できる専門家が相談に応対します。	（公財）大田区産業振興協会 PiOフロント係 ☎3733-6144
	労働・ 労使関係	相談員が、労使のかかえている問題の相談に応じます。	東京都労働相談情報センター大崎事務所 ☎3495-4872
	差別・ ハラスメント	職場での男女差別等の相談	東京都労働相談情報センター ☎0570-00-6110
	経営	経営、資金繰り等に関する相談	（公財）東京都中小企業振興公社　城南支社 ☎3733-6248
	取引	海外取引相談	（公財）大田区産業振興協会 知的財産・海外取引支援係 ☎5579-7971 （公財）東京都中小企業振興公社事業戦略部販路・海外展開支援課 ☎5822-7241
		受・発注あっせん相談	（公財）大田区産業振興協会 国内取引支援係 ☎3733-6495 （公財）東京都中小企業振興公社　城南支社 ☎3733-6245
	融資	中小企業事業者の融資あっせんに関する相談	大田区産業振興課融資係　☎3733-6185
事故・事件など	交通事故	交通事故に関する相談	大田交通事故相談所　☎3755-6596 東京都交通事故相談所　☎5320-7733 （公財）日弁連交通事故相談センター ☎0120-078325（ナビダイヤル） 警視庁交通相談コーナー ☎3593-0941
	事件など	事件や困り事の総合相談 （相談内容に応じて相談窓口を案内）	警視庁総合相談センター　☎3501-0110

区分	相談名	相談内容	問合先
事故・事件など	犯罪被害	犯罪被害者等のための相談	(公社)被害者支援都民センター ☎3222-9050　Ⓕ3222-9053 月・木・金曜　午前9時30分～午後5時30分 火・水曜　午前9時30分～午後7時 ※祝日・年末年始を除く 東京地方検察庁被害者ホットライン ☎3592-7611　Ⓕ3592-7614
		犯罪被害によるこころの悩み相談	警視庁犯罪被害者ホットライン ☎3597-7830 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日・年末年始を除く月～金曜
		性犯罪、性暴力被害電話、面談相談	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(性暴力救援ダイヤルNaNa) ●全国共通フリーダイヤル ☎#8891(携帯電話、NTTアナログ固定電話) ☎0120-8891-77(NTTひかり電話) ●性暴力救援ダイヤルNaNa(有料) ☎5577-3899 24時間365日受付
		法律に関する相談	弁護士会犯罪被害者支援センター ☎3581-6666 月～金曜　午前11時～午後4時 ※祝日・年末年始を除く 日本司法支援センター(法テラス) 犯罪被害者支援ダイヤル ☎0120-079714 月～金曜　午前9時～午後9時 土曜　午前9時～午後5時 ※祝日・年末年始を除く
人権	人権	人権に関する電話相談	東京都人権プラザ 一般相談　☎6722-0124　☎6722-0125 月～金曜　午前9時30分～午後5時30分 ※祝日・年末年始を除く 東京法務局人権擁護部 みんなの人権110番　☎0570-003-110 月～金曜　午前8時30分～午後5時15分 ※祝日・年末年始を除く Tokyo LGBT相談専門電話相談 性自認や性的指向に関する様々な悩みや相談 ☎050-3647-1448 火・金曜　午後6時～10時 ☎050-3138-4011(事業所の方向け) 火・金曜　午前10時～午後5時
	同和問題	同和問題に関する相談	大田区人権・男女平等推進課　☎5744-1148
マイナンバー	制度	制度全般 マイナンバーカードの紛失・盗難 マイナポータル	マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 聴覚障がい者専用お問い合わせFAX番号 Ⓕ0120-601-785
	マイナンバーカード	マイナンバーカードの申請補助予約・受取予約	大田区マイナンバーコールセンター ☎0570-03-3370　Ⓕ03-5690-8760
	個人情報	マイナンバーを含む個人情報の取扱に関するご意見、ご要望	個人情報保護委員会 ☎6457-9585

施設ガイド

区の主な施設をご案内します。所在地や電話番号の一覧は、区内施設ダイヤルガイド(➡133P)をご覧ください。

区役所本庁舎

フロア案内

11階	傍聴席　第三～六委員会室
10階	議場　第一・二委員会室　議長室　副議長室　議員控室　議会事務局
9階	経理管財課　人権・男女平等推進課　(同和対策担当)　監査事務局 選挙管理委員会事務局　土地開発公社　入札室等　会議室
8階	福祉管理課　清掃事業課　環境計画課　環境対策課　施設整備課　施設保全課 戸籍住民課　会議室
7階	防災まちづくり課　鉄道・都市づくり課　都市基盤管理課　道路課　用地課　都市計画課 建築調整課　住宅担当　建築審査課　建築指導担当　まちづくり情報閲覧コーナー
6階	地域力推進課　空港まちづくり課　文化振興課　スポーツ推進課 健康医療政策課　健康づくり課　感染症対策課　会議室　国保年金課(国保保健事業担当) 教育総務課(放課後ひろば事業・放課後ひろばサポート)
5階	区長室　副区長室　庁議室　総務課　企画課　財政課 広聴広報課(広報・シティプロモーション担当)　人事課　防災危機管理課　特別会議室
4階	課税課　納税課　国保年金課(後期高齢者医療の窓口・国民健康保険の窓口)
3階	子育て支援課　保育サービス課　国保年金課(国民年金の窓口)　高齢福祉課 高齢者住宅管理窓口　介護保険課
2階	広聴広報課(広聴担当)　福祉オンブズマン室　区民相談室　区政情報コーナー　指定金融機関 会計管理室　授乳室　会議室　更生保護相談室　環境啓発コーナー(乾式オフィス製紙機ほか)
1階	障害福祉課　戸籍住民窓口(戸籍、住民票、印鑑)　夜間・休日窓口　喫茶室　福祉の店 うぐいすネット窓口・母子健康手帳受付(夜間・休日)窓口　マイナンバーカード交付窓口
地下1・2階	駐車場

※情報政策課・生活衛生課・建設工事課は大森地域庁舎内、産業振興課は大田区産業プラザPiO内、公園課は本庁舎分室内、国際都市・多文化共生推進課はおおた国際交流センター(Minto Ota)内です。

地域庁舎

業務案内

窓口受付　月～金曜(休日、12月29日～1月3日は除く)の午前8時30分～午後5時

担当課・電話・FAX		取扱業務	
地域福祉課	大森☎5764-0654　Ⓕ5764-0659 調布☎3726-4140　Ⓕ3726-5070 蒲田☎5713-1505　Ⓕ5713-1509 糀谷・羽田 ☎3741-6646　Ⓕ6423-8838	地域の高齢者や障がい者に関すること	• 高齢者福祉の各種相談、受付 • 介護保険の認定調査と認定審査に関すること(大森・調布地域福祉課に限る) • 身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、精神障がい者福祉の相談、受付 • 精神障がい、難病の医療費助成申請受付 • こころの健康相談
生活福祉課	大森☎5843-1028　Ⓕ5764-0663 調布☎3726-5551　Ⓕ3726-6655 蒲田☎6715-8800　Ⓕ5713-1113 糀谷・羽田 ☎3741-6521　Ⓕ3741-5188	生活保護などに関すること	• 生活保護等に関する相談 • 母子・父子、女性、家庭相談

担当課・電話・FAX		取扱業務	
地域健康課	大森☎5764-0661　Ⓕ5764-0659 調布☎3726-4145　Ⓕ3726-6331 蒲田☎5713-1701　Ⓕ5713-0290 糀谷・羽田 ☎3743-4161　Ⓕ6423-8838	地域の保健衛生に関すること	• こどもの予防接種予診票の発行、乳幼児健康診査 • 母子健康手帳交付 • 出産準備教室、育児学級 • 生活習慣病予防のための健康教育 • 難病保健相談 • 栄養相談、歯科相談、保健相談 • 介護予防事業 • 小児慢性特定疾病、養育・育成医療、小児精神病等の医療費助成の申請 • 大気汚染医療費助成の申請 • 原子爆弾被爆者援護申請 • 飼い犬の登録等、狂犬病予防注射済票の申請 • 医療従事者(医師、薬剤師等)の免許申請
地域基盤整備第一課	管理係 ☎5764-0629　Ⓕ5764-0633	区道、公園などに関すること(大森)	• 区道の陥没、冠水、ガードレールの破損等 • 運動施設の利用
	地域基盤整備担当(道路) ☎5764-0631　Ⓕ5764-0633		• 区道の陥没、冠水、ガードレールの破損等 • 道路、河川などの修繕 • 公衆便所の維持修繕 • 街路樹の維持
	地域基盤整備担当(公園) ☎5764-0643　Ⓕ5764-0633		• 公園などの維持修繕等
地域基盤整備第二課	管理係 ☎5713-2006　Ⓕ5713-2009	区道、公園などに関すること(蒲田、糀谷・羽田)	• 区道の陥没、冠水、ガードレールの破損等 • 運動施設の利用
	地域基盤整備担当(道路) ☎5713-2007　Ⓕ5713-2009		• 区道の陥没、冠水、ガードレールの破損等 • 道路、河川などの修繕 • 公衆便所の維持修繕 • 街路樹の維持
	地域基盤整備担当(公園) ☎5713-1118　Ⓕ5713-2009		• 公園などの維持修繕等
	地域基盤整備担当(水面) ☎5744-1747　Ⓕ5713-2009		• 呑川・内川内不法係留船舶の取締り • 羽田空港天空橋船着場の管理運営
地域基盤整備第三課	管理係 ☎3726-4300　Ⓕ3726-4318	区道、公園などに関すること(調布)	• 区道の陥没、冠水、ガードレールの破損等 • 運動施設の利用
	地域基盤整備担当(道路) ☎3726-4303　Ⓕ3726-4318		• 区道の陥没、冠水、ガードレールの破損等 • 道路、河川などの修繕 • 公衆便所の維持修繕 • 街路樹の維持
	地域基盤整備担当(公園) ☎3726-4320　Ⓕ3726-4318		• 公園などの維持修繕等

大森地域庁舎

所在地　大森西1-12-1

アクセス　JR大森駅東口バスターミナル1番から東邦大学経由蒲田駅(東口)行きバスで「大森西二丁目」下車徒歩6分

地域福祉課　☎5764-0654
生活福祉課　☎5764-0665
地域健康課　☎5764-0661
生活衛生課　☎5764-0691
建設工事課　☎6436-8723
地域基盤整備第一課　☎5764-0629

調布地域庁舎

所在地　雪谷大塚町4-6

アクセス　東急池上線雪が谷大塚駅徒歩2分

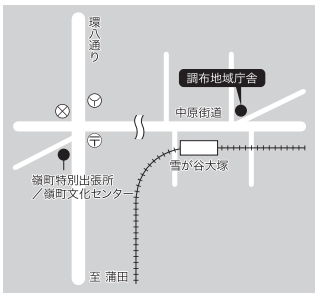

地域福祉課　☎3726-4140
生活福祉課　☎3726-0791
地域健康課　☎3726-4145
地域基盤整備第二課　☎3726-4300

蒲田地域庁舎

所在地　蒲田本町2-1-1

アクセス　JR蒲田駅東口徒歩8分／京急蒲田駅徒歩8分

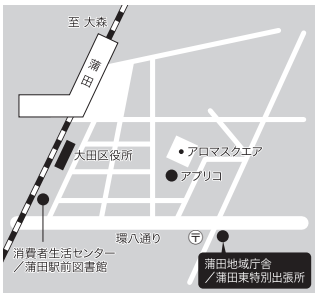

地域福祉課　☎5713-1505
生活福祉課　☎5713-1706
地域健康課　☎5713-1701
地域基盤整備第二課　☎5713-2006
蒲田東特別出張所　☎5713-2001

糀谷・羽田地域庁舎

所在地　東糀谷1-21-15

アクセス　京急空港線大鳥居駅徒歩10分／JR蒲田駅東口から京急バス森ヶ崎行きまたは東糀谷六丁目行き「南糀谷」下車

地域福祉課　☎3741-6646
生活福祉課　☎3741-6521
地域健康課　☎3743-4161

大田区マイナンバーカードセンター

問合先　大田区マイナンバーコールセンター
☎0570-03-3370
（平日及び日曜　午前9時～午後5時、年末年始を除く）

取扱業務　マイナンバーカードの交付、申請補助、記載事項等の更新、相談業務等

受付時間　平日　午前9時～午後6時30分
土・日曜　午前9時～午後4時30分
（毎月第三土曜とその翌日曜、休日、12月29日～1月3日を除く）

※駐車場と駐輪場はありません。

所在地　山王2-3-7
（大森まちづくり推進施設1階）

アクセス　JR大森駅西口徒歩1分

特別出張所

窓口受付　月～金曜（休日、12月29日～1月3日は除く）の午前８時30分～午後５時

取扱業務	• 住所の異動、印鑑登録、戸籍関係の届出の受付 • 住民票の写し、戸籍の証明書、印鑑登録証明書、課税・納税証明書などの発行 • マイナンバーカードの手続き（申請補助は行っておりません） • 特別区民税、都民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の払込み • 国民健康保険の加入と資格喪失、保険証の再交付申請、国民年金の加入と資格喪失、基礎年金番号通知書の再交付申請 • 母子健康手帳の交付
	• 自治会、町会関係　• 地域の青少年健全育成関係　• 地域の防災関係

大森東特別出張所　☎3741-8801

所在地　大森南4-9-1

アクセス　JR大森駅東口または蒲田駅東口から京急バス森ヶ崎行きで「森ヶ崎十字路」下車徒歩3分

大森西特別出張所　☎3764-6321

所在地　大森西2-16-2

アクセス　京急本線平和島駅徒歩７分 /JR 大森駅東口から京急バス蒲田駅（東口）行きで「大森西二丁目」下車徒歩５分

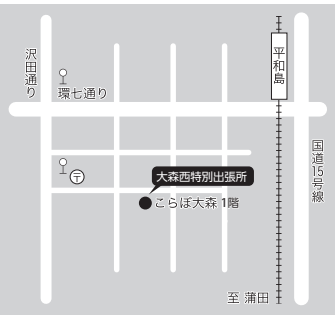

入新井特別出張所　☎3761-5303

所在地　大森北1-10-14（Luz（ラズ）大森1階）

アクセス　JR大森駅東口徒歩3分

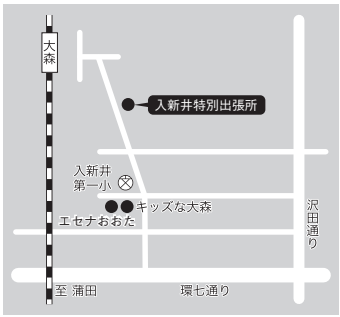

馬込特別出張所　☎3774-3301

所在地　中馬込3-25-5

アクセス　JR大森駅山王口から東急バス荏原町駅入口行きで「馬込橋」下車徒歩1分／都営地下鉄浅草線馬込駅徒歩5分

池上特別出張所　☎3752-3441

所在地　池上1-29-6

アクセス　JR大森駅西口から東急バス池上方面行きで「税務署前」下車徒歩3分／東急池上線池上駅から東急バス大森・大井町・品川駅行きで「堤方橋」下車徒歩2分

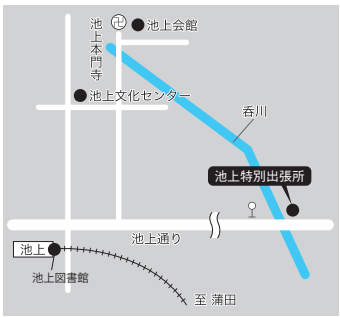

新井宿特別出張所　☎3776-5391

所在地　中央1-21-6

アクセス　JR大森駅西口から東急バス池上方面行きで「大田文化の森」下車徒歩2分／東急池上線池上駅から東急バス大森・大井町・品川駅行きで「大田文化の森」下車徒歩2分

嶺町特別出張所　☎3722-3111

所在地　田園調布本町7-1

アクセス　東急池上線雪が谷大塚駅徒歩7分／東急多摩川線沼部駅徒歩10分／JR蒲田駅西口から東急バス田園調布駅行きで「田園調布郵便局前」または「田園調布本町」下車徒歩4分

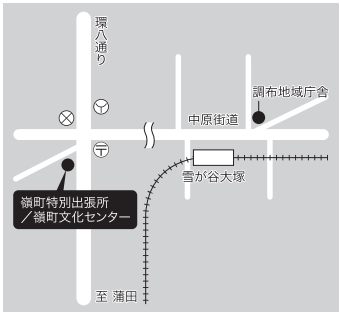

田園調布特別出張所　☎3721-4261

所在地　田園調布1-30-1

アクセス　東急東横線・目黒線・多摩川線多摩川駅徒歩 5 分／田園調布駅から東急バス蒲田駅行きで「田園調布一丁目」下車徒歩６分

鵜の木特別出張所　☎3750-4241

所在地　南久が原2-30-5

アクセス　東急多摩川線下丸子駅徒歩7分／東急池上線久が原駅徒歩9分

久が原特別出張所　☎3752-4271

所在地　久が原4-12-10

アクセス　JR大森駅西口から東急バス洗足池行きで「久が原特別出張所前」下車徒歩8分／JR蒲田駅西口から東急バス田園調布駅行きで「久が原特別出張所前」下車徒歩8分／東急池上線久が原駅下車徒歩14分

雪谷特別出張所 ☎3729-5117

所在地　東雪谷3-6-2

アクセス　JR大森駅西口から東急バス洗足池行きで「荏原病院前」下車徒歩2分／東急池上線石川台駅・洗足池駅徒歩10分／東急池上線洗足池駅から東急バス大森駅行きで「荏原病院前」下車徒歩2分

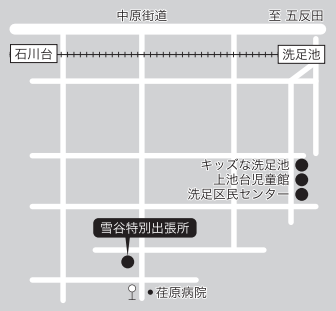

千束特別出張所 ☎3726-4441

所在地　北千束2-35-8

アクセス　東急大井町線北千束駅徒歩3分／東急大井町線・目黒線大岡山駅徒歩16分／東急池上線洗足池駅徒歩16分／東急池上線長原駅徒歩15分

糀谷特別出張所 ☎3742-4451

所在地　西糀谷2-14-13

アクセス　京急空港線大鳥居駅徒歩15分／JR蒲田駅東口から京急バス森ヶ崎行きで「仲糀谷」下車徒歩3分／JR大森駅東口から京急バス羽田空港行きで「仲糀谷」下車徒歩3分

羽田特別出張所 ☎3742-1411

所在地　羽田1-18-13
（羽田地域力推進センター１階）

アクセス　京急空港線大鳥居駅徒歩５分（穴守稲荷駅徒歩９分）／JR蒲田駅東口から京急バス羽田空港行き（旧の出通りか萩中、六間堀経由）で「羽田特別出張所」下車徒歩１分（「六間堀」下車徒歩３分）／JR大森駅東口から京急バス羽田空港行きで「羽田特別出張所」下車徒歩１分（「六間堀」下車徒歩３分）

六郷特別出張所 ☎3732-4885

所在地　仲六郷2-44-11
（六郷地域力推進センター1階）

アクセス　京急本線雑色駅徒歩3分／JR蒲田駅東口から京急バス羽田車庫行き（六郷神社・六郷橋経由）か六郷神社行きで「雑色駅通り」下車徒歩4分

矢口特別出張所 ☎3759-4686

所在地　矢口2-21-14

アクセス　東急多摩川線武蔵新田駅徒歩10分／東急多摩川線武蔵新田駅または下丸子駅からたまちゃんバスで矢口特別出張所入口下車徒歩2分（運行時間注意）

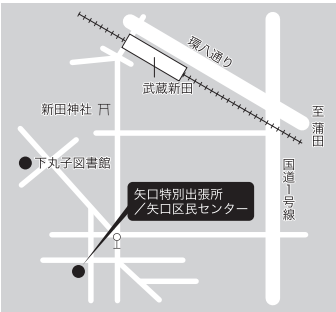

蒲田西特別出張所 ☎3732-4785

所在地　西蒲田7-12-2 1階

アクセス　東急池上線蓮沼駅徒歩5分／JR蒲田駅西口徒歩10分／JR大森駅西口から東急バス蒲田駅行きで「大田都税事務所」下車徒歩1分

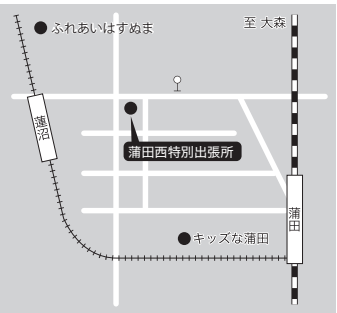

蒲田東特別出張所 ☎5713-2001

所在地　蒲田本町2-1-1

アクセス　JR蒲田駅東口徒歩8分／京急蒲田駅徒歩8分

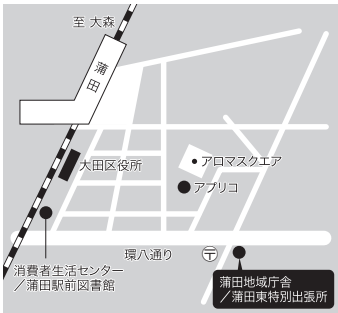

大田区教育委員会

担当課・電話・FAX		
教育総務課	☎5744-1422	Ⓕ5744-1535
学務課	☎5744-1427	Ⓕ5744-1536
指導課	☎5744-1436	Ⓕ5744-1665
幼児教育センター	☎5744-1618	Ⓕ5744-1535

所在地　蒲田5-37-1
ニッセイアロマスクエア5階

アクセス　JR蒲田駅東口徒歩3分／京急蒲田駅西口徒歩８分

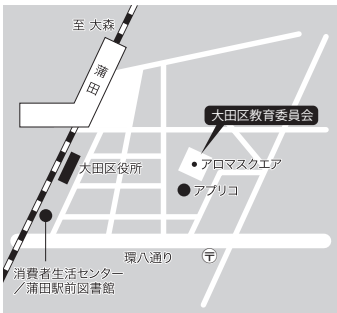

図書館・図書館同種施設など

図書館には約190万冊の蔵書があります。図書などを借りるには、利用者登録が必要です。登録すると2年間有効の「共通かしだしカード」を発行します。

パスワードを申し込むと、図書館のホームページから図書などの予約ができます。
URL　https://www.lib.city.ota.tokyo.jp/

また、電子書籍貸出サービスがあります。
URL　https://web.d-library.jp/ota/

●利用者登録

対象　区内在住・在勤・在学の方
申込先　下記図書館と、図書館同種施設などの窓口

登録の際に、運転免許証・保険証・学生証などで本人確認をします。

●図書館の一覧

館名	住所	電話番号	休館日	集会施設	
				集会室	多目的室
大田	田園調布南25-1	3758-3051	第2木曜		
大森南	大森南1-17-7	3744-8411	第3木曜		○
大森東	大森東1-31-3-104	3763-9681	第2木曜		
大森西	大森西5-2-13	3763-1191	第3木曜		○
入新井	大森北1-10-14 Luz大森4階	3763-3633	第2木曜		
馬込	中馬込2-26-10	3775-5401	第3木曜	○	
池上	池上6-3-10 エトモ池上4階	3752-3341	第2木曜		○
久が原	久が原2-28-4	3753-3343	第3木曜		○
洗足池	南千束2-2-10	3726-0401	第2木曜		○
浜竹	西糀谷3-32-7	3741-1185	第2木曜		
羽田	羽田1-11-1	3745-3221	第3木曜		○
六郷	南六郷3-10-3	3732-4445	第3木曜		○
下丸子	下丸子2-18-11	3759-2454	第3木曜		○
多摩川	多摩川2-24-63	3756-1251	第2木曜		○
蒲田	東蒲田1-19-22	3738-2459	第2木曜		○
蒲田駅前	蒲田5-13-26-301	3736-0131	第3木曜		

●図書館同種施設など

館名	住所	電話番号	備考
大田文化の森情報館	中央2-10-1	3772-0740	詳細は、32ページをご覧ください。
田園調布せせらぎ館 図書サービスコーナー	田園調布1-53-12	3722-5192	詳細は、37ページをご覧ください。

博物館・記念館など

山王草堂記念館

徳富蘇峰(とくとみそほう)の旧居である山王草堂の一部を保存し、蔵書や書簡、愛用の品などを展示しています。

所在地　山王1-41-21(蘇峰公園内)
☎3778-1039
開館時間　午前9時～午後4時30分
(入館は午後4時まで)
入館料　無料
休館日　12月29日～1月3日、臨時休館日

尾崎士郎記念館

「人生劇場」などの作品で知られる作家・尾崎士郎(おざきしろう)が晩年を過ごした住居を一部再現したもので、愛用の座卓や掛け軸などが展示されています。建物外側からの見学となります。

所在地　山王1-36-26
問合先　龍子記念館　☎3772-0680
開館時間　午前9時～午後4時30分
入館料　無料
休館日　12月29日～1月3日、臨時休館日

多摩川台公園古墳展示室

横穴式石室を再現し、出土品のレプリカや模型などを展示しています。

所在地　田園調布1-63-1　☎3721-1951(管理事務所)
問合先　地域基盤整備第三課
☎3726-4320
開室時間　午前9時～午後4時30分
(入室は午後4時まで)
入室料　無料
休室日　月曜(休日の場合は開室)、
12月29日～1月3日

馬込文士村資料展示室(山王会館内)

馬込文士村ゆかりの作家、芸術家の作品や資料を展示しています。馬込文士村散策の拠点としてご利用ください。

所在地　山王3-37-11　☎3773-9216
開室時間　午前9時～午後4時30分
(入室は午後4時まで)
入室料　無料
休室日　12月29日～1月3日、臨時休室日

郷土博物館

大田区の考古・歴史・民俗資料などの文化遺産のほか馬込文士村の展示をしています。また、時期により特別展、企画展の開催をしています。

所在地　南馬込5-11-13　☎3777-1070
開館時間　午前9時～午後5時
入館料　常設展無料
休館日　月曜(休日の場合は開館)、
12月29日～1月3日、
展示替え等の臨時休館日

大森 海苔のふるさと館

大森ふるさとの浜辺公園内にあり、日本を代表する海苔の生産地として栄えたころの、歴史を伝える道具や資料を数多く展示しています。

所在地　平和の森公園2-2　☎5471-0333
開館時間　午前9時～午後5時
(6～8月は午後7時まで)
入館料　無料
休館日　第3月曜(休日の場合は翌日)、
12月29日～1月3日

龍子記念館

大正・昭和の日本画壇の巨匠、川端龍子(かわばたりゅうし)の作品を展示しています。

所在地　中央4-2-1　☎3772-0680
開館時間　午前9時～午後4時30分
(入館は午後4時まで)
入館料　一般200円、小・中学生100円、65歳以上(要証明)と未就学児、身体障害者手帳等をお持ちの方は無料
※特別展、企画展開催時変更あり
休館日　月曜(休日の場合は翌日)、
12月29日～1月3日、
展示替え等の臨時休館日

熊谷恒子記念館

美智子上皇后にご進講されたことでも知られる現代女流かな書道家、熊谷恒子(くまがいつねこ)の居宅を改修し、作品を展示しています。

所在地　南馬込4-5-15
☎3773-0123
開館時間　午前9時～午後4時30分
(入館は午後4時まで)
入館料　一般100円、小・中学生50円、65歳以上(要証明)と未就学児、身体障害者手帳等をお持ちの方は無料
休館日　月曜(休日の場合は翌日)、
12月29日～1月3日、
展示替え等の臨時休館日

勝海舟記念館

海舟の功績や大田区との縁を紹介するとともに、海舟の想いと地域の歴史を伝える記念館です。

所在地　南千束2-3-1　☎6425-7608
開館時間　午前10時～午後6時
(入館は午後5時30分まで)
入館料　一般300円、小中学生100円、
65歳以上(要証明)240円、
身体障害者手帳等をお持ちの方は無料　他
休館日　月曜(休日の場合は翌日)、
12月29日～1月3日、
展示替え等の臨時休館日

大田区公共施設利用システム「うぐいすネット」利用案内

問合先　本庁舎1階受付窓口
☎5744-1230
地域力推進課区民施設担当
(システム関連)☎5744-1229

「うぐいすネット」は、大田区の公共施設の空き状況の確認や申込みができるシステムです。施設利用の申込みは、この「うぐいすネット」によるものと、施設の窓口で直接申込むものがあります。「うぐいすネット」の利用には、利用者登録が必要です。

施設の利用案内などは、利用者登録の際にお渡しする「大田区公共施設利用システムうぐいすネットガイドブック」をご覧ください。

大田区民プラザ

区民の皆さんが文化、芸術活動に親しむ場として、ご利用いただけます。トレーニングルームなどで運動も行えます。

所在地　下丸子3-1-3　☎3750-1611
利用時間区分　平日、土・日曜、休日／
午前：9時～正午／
午後：1時～5時／
夜間：午後6時～10時／全日

施設の内容	規模
◆大ホール	509人
(問)楽屋	3～23人
◆小ホール	150人
★リハーサル室	54人
◆展示室	372.9㎡
★音楽スタジオ(2)	50・15人
★会議室(4)	20～30人
★美術室	30人
★和室(2)	10人(全室使用30人)
★茶室	5人
★体育室	755.5㎡
(直)オートテニス	
(直)卓球	
(直)トレーニングルーム	105.9㎡

※営利目的の物品販売や区外の方の利用など、利用料金が割増されるものがあります。

池上会館

所在地　池上1-32-8　☎3753-2241
利用時間区分　平日、土・日曜、祝日／
午前：9時～正午／
午後：1時～5時／
夜間：午後6時～10時／全日

施設の内容		規模
★松の間		14人
★竹の間		14人
★紅梅の間		50人
★白梅の間		50人
◆展示ホール	展示	254㎡
	集会	200人
★会議室(3)		54・70・140人
★集会室		400人
★視聴覚室		81人
★研修室(2)		18・45人
★調理室		54人
★多目的ホール		90㎡
★和室		12人

※営利目的の物品販売や区外の方の利用など、利用料金が割増されるものがあります。

大田区民ホール・アプリコ

区民の皆さんが文化、芸術活動に親しむ、地域文化創造の拠点としてご利用いただけます。

所在地　蒲田5-37-3　☎5744-1600
利用時間区分　平日、土・日曜、休日／
午前：9時～正午／
午後：1時～5時／
夜間：午後6時～10時／全日

施設の内容		規模
◆大ホール		1,477人
(問)楽屋(8)		2～13人
◆小ホール	展示	170㎡
	公演・集会	175人
(問)控室(2)		4人
◆展示室	展示(分割可)	338㎡
	集会	400人
★A・Bスタジオ		40・15人

※営利目的の物品販売や区外の方の利用など、利用料金が割増されるものがあります。

大田文化の森

区民の皆さんの文化活動の拠点として、また交流の場としてご利用いただけます。

所在地　中央2-10-1　☎3772-0700

利用時間区分　平日、土・日曜、休日／
午前：9時～正午／
午後：1時～5時／
夜間：午後6時～10時／全日

施設の内容	規模
◆ホール	259人
(問)楽屋(2)	各10人
◆多目的室	313㎡
◆展示コーナー	125㎡
★調理室	38人
★美術室	40人
◆工芸室	32人
★和室	42人
★集会室(4)	22～38人
★スポーツスタジオ	40人
▲スカッシュコート	2人
★音楽スタジオ(3)	15～20人
(問)控室	8人

※営利目的の物品販売や区外の方の利用など、利用料金が割増されるものがあります。

●文化の森情報館　☎3772-0740

図書コーナー等があります。

休館日　第2木曜(祝日の場合は翌日)、
12月29日～1月3日、臨時休館日

施設の内容		用途
情報館 (第2木曜休館)	図書コーナー	図書やCD、地域にゆかりのある資料などの閲覧、貸し出し 資料等を借りるには、利用者登録が必要です。
	マルチメディアコーナー	パソコンの操作練習、インターネットの体験可能

大田区産業プラザPiO

区内産業振興につながる利用を促進するとともに、大田区産業プラザの認知と集客力を高め、幅広い交流や情報交換の場を提供します。また、令和7年度から3か年で行う大規模改修工事に向けて、利用者への周知のほか、区内代替施設の案内も行っております。

所在地　南蒲田1-20-20

施設の利用　利用の申込方法、利用人数などは、施設ホームページでご覧いただくかお問い合わせください。

問合先　PiO予約センター　☎3733-6600

休館日　12月29日～1月3日、施設点検日

申込受付時間　午前8時30分～午後7時

利用時間区分
- 大展示ホール、小展示ホールは、
  前半：午前9時～午後2時
  後半：午後2時～7時
- その他は、午前：9時～午後0時30分／午後：1時30分～5時／夜間：午後6時～10時

URL　https://www.pio-ota.net/

●産業プラザの施設(施設の内容は、上記のPiO予約センターにお問い合わせください。)

施設の内容	規模	
A～G会議室	42㎡(27人)～129㎡(87人)	
特別会議室	176㎡(80人)	
和室	40畳(54人)	
控室(4室)	5～13㎡	
配膳室	49㎡	半面利用可、料金は全面利用時の1/2 ※小展示ホールは、半面利用不可
大展示ホール	1,600㎡	
小展示ホール	400㎡	
コンベンションホール	480㎡	

※参加費等を徴収する催事及び物品販売や区外の方の利用など、利用料金が割増されるものがあります。
※利用料金は、利用時間区分単位です。

★：うぐいすネットで空き状況の確認と予約ができる
◆：うぐいすネットで空き状況を確認でき、施設で申し込み
▲：施設で申し込み(うぐいすネットで空き状況は確認できない)
(直)：利用日に直接施設へ
(問)：施設にお問い合わせください
(　)：室場数

消費者生活センター

区民の皆さんが利用できる集会室があります。

所在地　蒲田5-13-26-101　☎3736-7711
休館日　12月29日～1月3日、施設点検日等
利用時間区分　午前：9時～正午／
午後：1時～4時30分／
夜間：午後5時30分～9時30分

施設の内容	規模
★第1～3・6集会室（ロの字型）	24人・36人
★第4・5集会室（教室式）	30人・48人
★大集会室（教室式）	81人・椅子のみ150人

区民センターなど

休館日　12月29日～1月3日、センターが指定する日（区民センターに併設するゆうゆうクラブも同じ）
利用時間区分　午前：9時～正午／
午後：1時～5時／
夜間：午後6時～10時
※施設により時間が異なる場合があります

利用料金　土・日曜、休日によって、また区外利用者及び利用形態によって料金の割り増しや別途料金がかかる場合があります。

施設名		所在地	施設内容	規模
区民センター	洗足区民センター	上池台2-35-2 ☎3727-1461	★集会室（2）	40人
			★広間	54畳
			★静養室	23.5畳
			★和室（4）	10.5～12畳
			★体育室	648㎡
	馬込区民センター	南馬込4-6-5 ☎3775-2308	★集会室（2）	30・50人
			★広間	42畳
			★静養室	24畳
			★体育室	252㎡
	萩中集会所	萩中3-25-8 ☎3744-1430	★集会室（3）	50人
			★体育室	300㎡
			★小体育室	71㎡
			★キッズルーム	30人
			★シルバールーム	90人
	大森西区民センター	大森西2-20-17 ☎3765-3395	★広間	35畳
			★静養室	20畳
			★集会室（2）	24・42人
			★和室	12.5畳
			★レクリエーションホール	172㎡
			★体育室	405㎡

★：うぐいすネットで空き状況の確認と予約ができる
◆：うぐいすネットで空き状況を確認でき、施設で申し込み
▲：施設で申し込み（うぐいすネットで空き状況は確認できない）
（直）：利用日に直接施設へ
（問）：施設にお問い合わせください
（　）：室場数

施設名		所在地	施設内容	規模
区民センター	矢口区民センター	矢口2-21-14 ☎3758-2941	★集会室(2)	各30人
			★広間	49畳
			★静養室(2)	各17.5畳
			★スポーツスタジオ	40人
			★レクリエーションルーム	30人
			★多目的室	20人
			★体育室	626㎡
			(問)温水プール	25m×15m
	大森東地域センター	大森東1-31-3-105 ☎3763-3287	★集会室(2)	各50人
			★広間	42畳
			★静養室	21畳
入新井集会室		大森北1-10-14 Luz(ラズ)大森4階 ☎5763-8811	★集会室(2)	40・90人
新井宿会館		中央4-31-14 ☎3774-3121	★和室	20人
			★集会室	90人
嶺町集会室		田園調布本町7-1 ☎3721-5532 (嶺町特別出張所併設)	★集会室(2)	60・120人
山王会館		山王3-37-11 ☎3773-9216	★集会室	25人
ライフコミュニティ西馬込		西馬込2-20-1 ☎3778-2581	★音楽スタジオ	10人
			★健康室	30人
			★調理室	25人
			★和室(2)	各20人
			★会議室	20人
			★特別研修室	90人
			(直)トレーニングルーム	
六郷集会室		仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター ☎6424-8444 (六郷特別出張所併設)	★集会室(2)	各96人 (椅子席)

文化センター

サークル活動などに利用できます。区に届出をしている社会教育関係団体(➡125P)には、受付の優先や使用料の減免の制度があります。施設内容の主な用途は各センターによって異なりますので、必ず事前にご確認ください。

利用時間　午前9時～午後10時
(12月29日～1月3日は休館)

利用時間区分　午前：9時～正午／午後：1時～5時／夜間：午後6時～10時

※体育室　午前：9時～正午／
午後A：1時～3時30分／
午後B：4時～6時30分／
夜間：午後7時～10時

施設名	所在地・電話番号	施設内容	規模
◆美原文化センター	大森東1-28-9 ☎3766-8031	集会室(2)	25・50人
		和室	25人
		調理室	20人
		体育室	120人

★：うぐいすネットで空き状況の確認と予約ができる
◆：うぐいすネットで空き状況を確認でき、施設で申し込み
▲：施設で申し込み(うぐいすネットで空き状況は確認できない)
(直)：利用日に直接施設へ
(問)：施設にお問い合わせください
(　)：室場数

施設名	所在地・電話番号	施設内容	規模
◆馬込文化センター	中馬込3-26-3 ☎3775-1370	集会室(2)	25・60人
		和室	30人
		調理室	24人
		体育室	100人
◆南馬込文化センター	南馬込3-24-9 ☎3771-8481	集会室(2)	20・65人
		和室	30人
		調理室	25人
		体育室	120人
◆池上文化センター	池上4-21-13 ☎3751-4861	集会室(2)	28・65人
		和室	30人
		調理室	25人
		体育室	100人
◆嶺町文化センター (嶺町特別出張所併設)	田園調布本町7-1 ☎3721-5532	集会室(2)	30・60人
		和室	25人
		調理室	25人
		体育室	100人
◆雪谷文化センター	南雪谷5-18-3 ☎3729-0066	集会室(2)	30・70人
		和室	30人
		調理室	24人
		陶芸室	
		体育室	100人
◆石川町文化センター	石川町1-3-8 ☎3728-1197	集会室(2)	40・70人
		和室	20人
		レクリエーションホール	80人
◆六郷文化センター	西六郷4-1-5 ☎3738-4155	集会室(2)	30・54人
		和室	20人
		調理室	25人
		体育室	100人
◆糀谷文化センター	西糀谷2-14-5 ☎3743-1279	集会室(2)	30・50人
		和室	30人
		調理室	24人
		陶芸室(2)	15人
		体育室	100人
◆羽田文化センター	羽田1-18-13 地域活動施設(集会室) ☎3744-9338	集会室(4)	25・31・37人
	羽田4-11-1 体育施設(体育館) ☎6423-8172	体育室	100人
◆萩中文化センター	萩中1-7-30 ☎3743-3840	集会室(2)	27・60人
		和室	25人
		調理室	20人
		体育室	90人

★：うぐいすネットで空き状況の確認と予約ができる
◆：うぐいすネットで空き状況を確認でき、施設で申し込み
▲：施設で申し込み(うぐいすネットで空き状況は確認できない)
(直)：利用日に直接施設へ
(問)：施設にお問い合わせください
(　)：室場数

区民活動支援施設大森（こらぼ大森）

所在地　大森西2-16-2　☎5753-6616

●協働支援施設

NPO、自治会・町会など区民活動団体が、連携、協働して区民活動を実践する場です。利用にあたっては、ふれあいコーナー・情報交流室を除き事前の団体登録と申込みが必要です。NPOの設立や運営に関する相談もお受けしています。

施設の内容	利用案内、設備等
情報交流室	区民活動に関するさまざまな情報提供や、相談をお受けします。 ・イベント開催、会員募集、活動報告等のチラシやポスターを配布、掲示 ・パンフレットや図書、インターネットや区民活動情報サイト（オーちゃんネット）などによる区民活動情報の提供 ・活動団体の交流の促進
ワーキングルーム	会報やチラシの印刷などができます。印刷機、コピー機は有料、紙折り機は無料。用紙は利用者が用意してください。
（問）会議室	予約制。利用時間区分：午前、午後、夜間。使用料：620～920円
（問）調理室	予約制で、区が認めた高齢者や障がい者への食事サービスを行う団体が利用できます。 利用時間区分：午前、午後、夜間。使用料：300～420円
軽食コーナー	無料。交流会、展示会などに利用できます。※利用については施設にお問い合わせ下さい。
ふれあいコーナー	無料。どなたでも利用できる歓談コーナーです。飲食もできます。

●区民利用施設

団体、個人の方が登録して利用できます。予約制です。付帯設備の利用は、別途有料です。

利用時間区分　午前：9時～正午／
午後A：0時30分～3時／
午後B：3時30分～6時30分／
夜間：午後7時～10時

施設の内容
（問）多目的室
（問）いろいろルーム

●子ども交流センター　☎5753-6801

ホール、図書室、音楽室、青少年交流スペース、乳幼児と保護者が使用できるファミリールームなどがあります。幼児親子・小中高生を対象とした事業も行っています。

利用時間　午前9時～午後5時
※中学・高校生タイム　月・水・金曜の午後7時まで

●シルバー人材センター大森西作業所　☎3739-6666（本部）

センターの会員（60才以上、大田区在住）が内職作業や研修などを行っています。

田園調布せせらぎ館

区民の皆さんの地域活動・文化活動の拠点、田園調布せせらぎ公園内の憩いの場として、ご利用いただけます。

サークル活動などに利用できる集会室、予約資料の受取・返却などが可能な図書サービスコーナー、レストランを併設した休憩スペースなどがあります。また、無料Wi-Fiが館内の一部で利用できます。

所在地　田園調布1-53-12
☎3722-5192
休館日　第2木曜（休日の場合は翌日）、
12月29日～1月3日
利用時間区分　午前：9時～正午／午後：1時～5時／
夜間：午後6時～10時

●集会室

施設内容	規模
★第一多目的室(2)	各60人
★第二多目的室	8人
★集会室(4)	各24人
★和室	8人

※営利目的の物品販売や区外の方の利用など、利用料金が割増されるものがあります。

★：うぐいすネットで空き状況の確認と予約ができる
◆：うぐいすネットで空き状況を確認でき、施設で申し込み
▲：施設で申し込み（うぐいすネットで空き状況は確認できない）
（直）：利用日に直接施設へ
（問）：施設にお問い合わせください
（　）：室場数

●図書サービスコーナー

大田区立図書館にある資料の予約・受取・返却、レファレンス、図書館の利用者登録ができます。
受付時間：午前９時～午後7時

●休憩スペース

田園調布せせらぎ公園の自然を感じながらくつろぐことができる無料の休憩スペースです。閲覧用図書のご用意もあり、レストランも併設しています。

mics（ミックス）おおた

所在地　蒲田5-13-26-101
　　消費者生活センター内1，2階
休館日　12月29日～1月3日、臨時休館日
開館時間　午前9時～午後9時30分

●区民活動支援施設蒲田

☎6424-8972

地域の社会活動や公益的な活動を行うNPOや自治会などの活動を支援していく施設です。相談・情報提供、教室等の貸し出しをしています。

●生涯学習センター蒲田

☎5744-1443

生涯学習に関する講座、イベント、サークルの情報提供や学習相談を行う等、区民の学習活動を支援します。
開館時間　午前9時～午後9時

●区民活動支援施設蒲田利用可能スペース

施設の内容	利用案内、設備等
(問) 相談交流室	区民活動に関する相談や情報収集、他団体との交流の場としてご利用ください。コピー機が有料で使えます。
(問) 多目的 スペース	無料。20名程度が入れるスペースです。団体の打合せなどにお使いください。印刷機（有料）紙折り機・裁断機（無料）（用紙は使用者が用意）
(問)教室	40名程度が入れる教室型集会室です。団体の会議や学習会にお使いください。（プロジェクター有料で貸出し有り）

※多目的スペースと教室の使用にあたっては、事前の団体登録と申込みが必要です。

新蒲田一丁目複合施設“カムカム新蒲田”

乳幼児から高齢者まで様々な世代が利用しやすく、健やかにいきいきと活動できることを目指す地域拠点施設です。サークル活動などに利用できる集会室や音楽スタジオなどがあります。またフロアを跨いでイベントや講座を行うことにより、新たな交流の場を提供します。
所在地　新蒲田1-18-16
休館日　12月29日～1月3日、臨時休館日

●新蒲田区民活動施設（地下２階・１階、２階）

☎3733-2222
開館時間　午前９時～午後10時

地域のサークル活動や集会などに活用できる地域の活動施設です。多目的室大は学校や保育園・地域団体の区民活動等の発表の場として利用できるほか、講演会やイベントなど多目的に利用できます。

施設の内容	階層	規模
★多目的室大	地下２階	450人
★多目的室小	地下１階	30人
★集会室（4）	２階	24～30人
★美術室	２階	20人
★調理講習室	２階	21人
(問)音楽スタジオ	２階	12～14人

※音楽スタジオは施設のホームページまたは来館により、施設に直接お申込みください。

●地域包括支援センター新蒲田、シニアステーション新蒲田（３階）

☎6715-9731
利用時間
地域包括支援センター　（➡79・80P）
　　平日：午前９時～午後７時
　　土：午前９時～午後５時
シニアステーション　（➡84P）
　　平日、土：午前９時～午後５時

●子育てひろば新蒲田（１階）

☎5710-1101
利用時間　平日：午前10時～午後４時

大田区にお住いの０～３歳のお子さんと保護者の方が親子で過ごしながら子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。

●中高生ひろば蒲田（４階）

☎6715-8308
利用時間　中学生：午前10時～午後７時
　　高校生：午前10時～午後９時

中高生世代の交流・活動・相談等の支援を行う中高生専用のフリースペースです。

★：うぐいすネットで空き状況の確認と予約ができる
◆：うぐいすネットで空き状況を確認でき、施設で申し込み
▲：施設で申し込み（うぐいすネットで空き状況は確認できない）
(直)：利用日に直接施設へ
(問)：施設にお問い合わせください
（　）：室場数

大森北四丁目複合施設 “スマイル大森”（開設予定）

こどもから高齢者まで様々な世代が身近に利用できる施設です。地域団体の発表会、サークル活動等に利用できる多目的室や音楽スタジオなどのほか、介護などの相談窓口もあります。また、入新井第一小学校と併設した建物のため、学校や様々な施設機能と連携し、地域のみなさまが交流できるイベントを開催します。

所在地　大森北4-6-7

※開設については、区ホームページでご確認ください。

男女平等推進センター（エセナおおた）

男女共同参画社会の実現をめざす施設として、区民の皆さんの自主活動の場を提供しています。講演会や女性の再就職を支援するための講座、男性の家庭参画セミナー、親子で参加できる催しなどを開催しています。

所在地　大森北4-16-4　☎3766-4586
休館日　12月29日～1月3日、施設管理上の臨時休館日

※令和6年度中に、大森北4-6-7へ移転予定です。本掲載内容は、移転前のものです。

施設の内容	規模
★学習室（3）	15～24人
★工房	8人
★和室（2）	各10畳
★調理室	10人
★音楽室	30人
★多目的ホール	197人

※土・日曜、祝日によって、また、区外の方の利用及び利用形態によって、利用料金が割増されます。
男女共同参画事業の開催にあたり施設等を優先使用できる制度があります。

子ども家庭支援センター キッズな大森

地域子育てコミュニティの育成支援及び子育てに関する区民相互が行う援助活動の支援の場として、会議室を貸し出しています。

所在地　大森北4-16-5　☎5753-1153
休館日　12月29日～1月3日、休日、施設管理上の臨時休館日
施設の利用
利用時間区分　午前：9時～正午
午後：1時～5時
夜間：午後6時～10時

施設の内容	規模	使用日	利用区分
（問）会議室	50人	平日、土・日曜	午前・午後・夜間

※付帯設備及び特殊器具（ワゴン型放送設備・DVDプレーヤー・プロジェクター）は、別途料金。

北蒲広場

団体、個人の方が登録して利用できます。予約制です。付帯設備の利用は、別途有料です。

所在地　蒲田2-10-1　☎5710-2111
利用時間区分　午前：9時～正午
午後A：0時30分～3時
午後B：3時30分～6時30分
夜間：午後7時～10時

施設の内容
（問）運動場（夜間利用なし）
（問）スポーツ室
（問）集会室（2）
（問）多目的室

※運動場の午後Bの利用時間は、10月から翌年3月の間3時30分～5時となります。

コミュニティセンター羽田旭

団体、個人の方が登録して利用できます。予約制です。付帯設備は別途有料です。

所在地　羽田旭町7-1　☎3741-3969
利用時間区分　午前：8時30分～11時30分
午後A：正午～3時
午後B：3時30分～6時30分
夜間：午後7時～10時

施設の内容
（問）体育室
（問）集会室（2）
（問）ふれあいルーム
（問）運動場（令和8年度頃まで供用停止予定）

ふれあいはすぬま

団体、個人の方が利用できます。予約制です。付帯設備の利用は別途有料です。

所在地　西蒲田3-19-1　☎5747-5318
利用時間区分　午前：9時～正午
午後A：0時30分～3時
午後B：3時30分～6時30分
夜間：午後7時～10時

施設の内容
（問）体育館
（問）集会室（5）
（問）和室
（問）運動場（夜間利用なし）

※運動場の午後Bの利用時間は、10月から翌年3月の間3時30分～5時となります。

★：うぐいすネットで空き状況の確認と予約ができる
◆：うぐいすネットで空き状況を確認でき、施設で申し込み
▲：施設で申し込み（うぐいすネットで空き状況は確認できない）
（直）：利用日に直接施設へ
（問）：施設にお問い合わせください
（　）：室場数

大田区青少年交流センター“ゆいっつ”

青少年健全育成活動をはじめ、スポーツ、地域交流・国際交流活動を推進する拠点として宿泊・日帰りともご利用いただけます。洋室は、団体活動に支障がないとき、個人でも宿泊できます。

所在地　平和島4-2-15（平和島公園内）
☎6424-5101
宿泊定員　134名
申込方法　①専用申込書で申し込み、抽せん。
②抽せん後に空室がある場合は、先着順で電話受付。利用形態、団体区分によって予約開始日が異なります。詳しい申込み方法等については、区ホームページでご確認いただくか施設へお問い合わせください。

施設区分	施設名
（問）宿泊室	和室（7）
	洋室（25）
	指導者室
（問）各施設	和室（7）
	研修室（2）
	調理室
	体育室
	シャワー室

※使用料金は、時間帯、団体区分、年齢等によって異なります。
※施設名の（　）内は、室数です。
※調理室の朝の時間帯は、宿泊使用時のみ使用できます。

おおた国際交流センター（Minto Ota）

大田区における国際交流と多文化共生を一体的に進め、「多様な文化を分かち合い、誰もが活躍できるまち」を目指す施設です。在住外国人の相談窓口、情報提供や交流の場を提供しています。

所在地　蒲田4-16-8　2階

施設の内容	利用案内、設備等
国際都市おおた協会多言語相談窓口 ☎ 03-6424-4924　Ⓕ 03-6424-4926 月曜日から金曜日の午前10時から午後5時まで （土日、祝日、12月29日から1月3日までは休み）	大田区内に住む外国人の方などからの生活相談を多言語で受付けています。 詳しくは17ページ相談ガイドをご覧ください。
会議室A／B／C ☎ 03-6428-7823　Ⓕ 03-6428-7824 Mail：yoyaku.kaigishitsu@ota-goca.or.jp 午前9時から午後9時30分まで （12月29日から1月3日までは休み）	30名程度が入れる会議室です。会議室の連結使用も可能です。区に登録のある国際交流団体、区内で国際交流又は多文化共生推進活動を行う団体が使用できます。
情報・交流コーナー 午前9時から午後9時30分まで （12月29日から1月3日までは休み）	多様な文化を分かち合うための様々な国・地域の情報の掲示や、子ども達が世界を知る本、日本語を学ぶ本があります。自由に使えるテーブルやイスがあり、利用者同士で話し合ったりすることができます。

※区に登録のある国際交流団体は、会議室を優先使用できる制度があります。
※付帯設備（プロジェクター、アンプセット、演台）の利用は、別途有料です。

スポーツ施設　利用目的別

利用料金は、曜日（平日、土・日曜、休日）、時間、利用者（区内、区外）区分によります。

※体育室は「区民センターなど」「文化センター」を参照（➡ 33 ～ 35P）。

施設名	所在地	施設に関する問合先	電話／FAX番号
●野球			
★昭和島運動場（2）	昭和島1-7-1	昭和島二丁目公園事務所	☎3298-5312
★平和島公園	平和島4-2-2	平和島公園事務所	☎3765-0403
★東調布公園	南雪谷5-13-1	東調布公園水泳場事務所	☎3720-2032
★萩中公園	萩中3-26-46	萩中公園水泳場事務所	☎3741-3137
★多摩川緑地（16）	西六郷4先	多摩川緑地事務所	☎3731-9388
★多摩川六郷橋緑地（5）	東六郷3先		
★多摩川大師橋緑地（2）	本羽田1～2先		
★多摩川ガス橋緑地（8）	下丸子2～4先		
★大田スタジアム	東海1-2-10		☎3799-5820
●少年野球			
◆平和島公園（4）	平和島4-2-2	平和島公園事務所	☎3765-0403
（問）萩中公園	萩中3-26-46	萩中公園水泳場事務所	☎3741-3137
（問）多摩川緑地（3）	西六郷4先	多摩川緑地事務所	☎3731-9388
（問）多摩川六郷橋緑地	東六郷3先		
（問）多摩川ガス橋緑地	下丸子2～4先	下丸子公園事務所	☎3756-9608
（問）多摩川丸子橋緑地	田園調布本町31先		
●サッカー			
★多摩川緑地（2）	西六郷4先	多摩川緑地事務所	☎3731-9388
★森ケ崎公園	大森南5-2-111	森ケ崎公園事務所	☎3745-2674
●球技（サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、ラクロス等）			
★多摩川ガス橋緑地	下丸子3先	多摩川緑地事務所	☎3731-9388
★多摩川ガス橋緑地小球技場			
★多摩川田園調布南・鵜の木緑地球技場	田園調布南6、鵜の木3-32先		
★多摩川田園調布南・鵜の木緑地多目的小球技場			
●テニス			
★森ケ崎公園（3）	大森南5-2-111	森ケ崎公園事務所	☎3745-2674
★多摩川六郷橋緑地（6）	東六郷3先	多摩川緑地事務所	☎3731-9388
★多摩川ガス橋緑地（5）	下丸子2先		
★平和の森公園（4）	平和の森公園2-1	平和の森公園事務所	☎3766-1607
★本羽田公園（5）	本羽田3-23-10	萩中公園水泳場事務所	☎3741-3137
★下丸子公園（2）	下丸子4-21-2	下丸子公園事務所	☎3756-9608
★昭和島二丁目公園（2）	昭和島2-3-1	昭和島二丁目公園事務所	☎3298-5312
●運動会用緑地			
（問）区民広場（区内の団体に限る）	西六郷2・3先	地域基盤整備第二課	☎5713-2006
（問）多摩川大師橋緑地	本羽田2-16、20先		
（問）多摩川台公園（中学生以下の団体に限る）（利用団体により免除あり）	田園調布1-63-1	地域基盤整備第三課	☎3726-4300

★：うぐいすネットで空き状況の確認と予約ができる
◆：うぐいすネットで空き状況を確認でき、施設で申し込み
▲：施設で申し込み（うぐいすネットで空き状況は確認できない）
（直）：利用日に直接施設へ
（問）：施設にお問い合わせください
（　）：室場数

施設名	所在地	施設に関する問合先	電話／FAX番号
●弓道、アーチェリー			
◆平和の森公園弓道場、アーチェリー場	平和の森公園2-1	平和の森公園事務所	☎3766-1607
(問)大田区総合体育館弓道場	東蒲田1-11-1	大田区総合体育館	☎5480-6688
●相撲			
◆平和の森公園相撲場	平和の森公園2-1	平和の森公園事務所	☎3766-1607
●ゲートボール(利用団体により免除あり)			
(問)平和島公園(2)	平和島4-2-2	地域基盤整備第一課	☎5764-0629
(問)平和の森公園	平和の森公園2-1		
(問)多摩川六郷橋緑地(6)	東六郷3先	多摩川緑地事務所	☎3731-9388
(問)多摩川ガス橋緑地(2)	下丸子2～4先	地域基盤整備第二課	☎5713-2006
(問)多摩川丸子橋緑地	田園調布本町31～32先		
(問)多摩川大橋緑地	矢口3先、多摩川2先		
(問)下丸子多摩川公園	下丸子2-24-31		
●プール			
平和島公園	平和島4-2-2	平和島公園水泳場	☎3764-8424 Ⓕ3764-0311
東調布公園	南雪谷5-13-1	東調布公園水泳場	☎3728-7651 Ⓕ3728-2683
萩中公園	萩中3-26-46	萩中公園水泳場	☎3741-2155 Ⓕ3742-2730
矢口区民センター(温水)	矢口2-21-14	矢口区民センター	☎3758-2941
●フィールドアスレチック			
(直)平和の森公園	平和の森公園2-1	平和の森公園事務所	☎3766-1607
●マラソン			
マラソンコース(無料)	多摩川緑地(約2.5km)	団体利用の申込： 地域基盤整備第二課	☎5713-1118
●キャンプ			
★平和島公園キャンプ場	平和島4-2-2	平和島公園事務所	☎3765-0403
★本門寺公園キャンプ場	池上1-11-1	池上梅園事務所	☎3753-1658
●ビーチバレー			
★大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場(4)	ふるさとの浜辺公園1-1	大森ふるさとの浜辺公園事務所	☎3768-6204
●フットサル			
★大森ふるさとの浜辺公園フットサル場(3)	ふるさとの浜辺公園1-1	大森ふるさとの浜辺公園事務所	☎3768-6204
★昭和島二丁目公園フットサル場(3)	昭和島2-3-1	昭和島二丁目公園事務所	☎3298-5312
★森ケ崎公園フットサル場(3)	大森南5-2-111	森ケ崎公園事務所	☎3745-2674
●多目的スポーツ場			
★大森ふるさとの浜辺公園多目的スポーツ場	ふるさとの浜辺公園1-1	大森ふるさとの浜辺公園事務所	☎3768-6204

★：うぐいすネットで空き状況の確認と予約ができる
◆：うぐいすネットで空き状況を確認でき、施設で申し込み
▲：施設で申し込み(うぐいすネットで空き状況は確認できない)
(直)：利用日に直接施設へ
(問)：施設にお問い合わせください
(　)：室場数

大田区総合体育館

メインアリーナは、バレーボール(3面)、バスケットボール(2面)、サブアリーナは、バスケットボール(1面)、バドミントン(4面)の大きさです。

その他に、弓道場、体育室1、体育室2、会議室等の施設があります。

所在地　東蒲田1-11-1　☎5480-6688

予約方法　予約開始日は利用目的により異なり、来館で受付けます。午前9時の時点で利用希望日時が重複した場合は抽選となります。抽選後は電話でも受付けます。
空き状況は、大田区総合体育館ホームページ(http://www.ota.esforta.jp/)や電話で確認できます。

施設の内容	利用日
▲メインアリーナ(全面)	平日
	土・日曜、休日
▲サブアリーナ	平日
	土・日曜、休日

※上記以外の施設の利用料金については、お問い合わせください。
※入場料を徴収する大会や試合で利用する場合は、別途料金が定められています。
※営利目的の利用や区外の方の利用については、料金が割増されます。

大森スポーツセンター

アリーナは、ハンドボール(1面)、バレーボール(2面)、バスケットボール(2面)、バドミントン(8面)、テニス(2面)、卓球(27台)、柔道(3面)、剣道(6面)などのスポーツや、集会などに利用できます。

所在地　大森本町2-2-5　☎5763-1311

申込方法　窓口で直接お申し込みください。
空き状況はうぐいすネットまたは、電話で確認できます。

施設案内　アリーナ、健康体育室、トレーニングルーム、小ホール、ミーティングルーム、ランニングステーションなどがあります。

※上記施設の詳細については、ホームページをご確認ください。
※アマチュアスポーツ以外の利用、土・日曜、祝日の利用、区外の方の利用については、料金が割増されます。
※トレーニングルームは、午前9時から午後10時までの個人利用(15歳以上)となります。

池上梅園

丘陵斜面を利用した閑静な庭園で、区の花である梅は、例年2月上旬の寒衣(かんごろも)、冬至から3月上旬の八重揚羽(やえあげは)、豊後(ぶんご)まで30種類あまりを楽しむことができます。また、斜面一面のツツジをはじめとする50種の樹木、茶室や和室があります。

所在地　池上2-2-13他　☎3753-1658

開園時間　午前9時～午後4時30分
(入園は午後4時まで)

休園日　2月・3月を除く月曜(月曜が祝日の場合は次の平日)、
12月29日～1月3日

入園料　16歳以上65歳未満：100円
6歳以上16歳未満：20円
65歳以上の方(年齢が確認できる健康保険証等を提示)、障害者手帳等をお持ちの方及びその付添の方1名は無料

施設内容	規模
★和室	8畳(3室)
★茶室(聴雨庵)	3、7、9畳
★茶室(清月庵)	5.5、9畳

※区外の方の利用は、利用料金が割増されます。

★：うぐいすネットで空き状況の確認と予約ができる
◆：うぐいすネットで空き状況を確認でき、施設で申し込み
▲：施設で申し込み(うぐいすネットで空き状況は確認できない)
(直)：利用日に直接施設へ
(問)：施設にお問い合わせください
(　)：室場数

公園

区内には約150の公園、約380の児童公園・児童遊園があります。代表的な公園を紹介します(➡5P)。

平和の森公園

環状7号線をはさんで広がる広大な敷地に、さまざまな種類の木々を配した樹林、カスケード(流れる滝)、「ひょうたん池」、「平和の広場」などがあります。また、園内には、フィールドアスレチック場、テニスコート、弓道場・アーチェリー場などのスポーツ施設があります(➡40・41P)。区では昭和59年に「平和都市宣言」を行い、その記念の塔として建立した「愛し子」の像は、公園のシンボルとなっています。

所在地　平和の森公園2-1
☎3766-1607(公園事務所)
交通　京急「平和島駅」徒歩約10分
広さ　約104,840㎡
問合先　地域基盤整備第一課
☎5764-0643

平和島公園

カリヨンと噴水のある水景広場では、1日3回、カリヨンの調べが流れます。キャンプ場、野球場、プールがあります。(➡40・41P)。

所在地　平和島4-2-2
☎3765-0403(公園事務所)
交通　京急「平和島駅」徒歩約13分、京急バス「レジャーランド平和島バス停」徒歩約3分
広さ　約74,400㎡
問合先　地域基盤整備第一課
☎5764-0643

大森ふるさとの浜辺公園

砂浜や干潟を持つ、都内初の砂浜や干潟を持つ公園です。かつての大森海岸を再現した白い砂浜が続きます。園内には、長さ30mのローラースライダーや、ビーチバレー場、フットサル場などのスポーツ施設、大森海苔のふるさと館(➡30P)があります。

所在地　ふるさとの浜辺公園1-1、平和の森公園2-2他
☎3768-6204
(公園事務所・ふるさとの浜辺公園1-3)
交通　京急「大森町駅」徒歩12分、「平和島駅」徒歩15分、京急バス「大森東五丁目バス停」徒歩4分、「平和島五丁目バス停」徒歩3分
広さ　約132,000㎡(水面含む)
問合先　地域基盤整備第一課
☎5764-0643

森ケ崎公園

森ヶ崎水再生センターの屋上に設置した公園です。遊具や砂場、散策路、噴水広場、芝生の広場などがあります。公園の南東の角には展望台があり、羽田空港や川崎方面を望むことができます。また、サッカー場、テニスコート等があります(➡40・41P)。

所在地　大森南5-2-111
☎3745-2674(公園事務所)
交通　京急バス「森ヶ崎バス停」徒歩約5分
広さ　約37,800㎡
問合先　地域基盤整備第一課
☎5764-0643

洗足池公園

池のある公園としては都内でも屈指の広さを有し、春には桜を、秋には紅葉を満喫でき、池月橋、水生植物園、徳富蘇峰詩碑や西郷南洲(隆盛)留魂詩碑などの石碑類や勝海舟夫妻墓所などがあります。また、貸しボートも人気があります。

所在地　南千束2-14-5
交通　東急「洗足池駅」徒歩約2分
広さ　約78,000㎡
(池の面積 約40,000㎡、池の周囲 約1.2km)
問合先　地域基盤整備第三課
☎3726-4320
(貸しボートについて)
公益社団法人洗足風致協会
☎3720-4441

東調布公園

児童交通公園、野球場とプール(➡40・41P)などがあります。広場のSL機関車は、子ども達の人気者です。

所在地　南雪谷5-13-1
☎5499-4030(管理事務所)
交通　東急「御嶽山駅」徒歩約8分
広さ　約25,200㎡
問合先　地域基盤整備第三課
☎3726-4320

田園調布せせらぎ公園

かつて多摩川園遊園地であった多摩川園ラケットクラブ跡地を区が整備し、公園としました。東京の名湧水57選に選定された湧水に滝、池、草っぱら広場、多目的広場、斜面の樹木を生かした散策路と変化に富んでいます。園内には田園調布せせらぎ館(➡36P)があります。

所在地　田園調布1-53-12
交通　東急「多摩川駅」改札を出てすぐ左側
広さ　約34,700㎡
問合先　田園調布せせらぎ館
☎3722-5192
地域基盤整備第三課
☎3726-4320

多摩川台公園

多摩川に沿って伸びる丘陵地に約750mにわたって展開しています。多摩川八景見晴台、亀甲山古墳、宝萊山古墳、多摩川台古墳群、海南亭、水生植物園、四季の植物園、あじさい園、ふたつの広場などがあります。桜、あじさいなど四季折々の花や自然林の道の散策が楽しめます。公園入口には、「多摩川台公園古墳展示室」(➡30P)があります。

所在地　田園調布1-63-1
☎3721-1951(管理事務所)
交通　東急「多摩川駅」徒歩3分
広さ　約68,000㎡
問合先　地域基盤整備第三課
☎3726-4320

西六郷公園(タイヤ公園)

タイヤで作られた親子の怪獣、ジャングルジム、大タイヤつり輪、ロボット、ロケットなどが皆さんを出迎えます。怪獣(大)は、背丈が8m、頭からシッポまでの長さが20mもあり、子どもたちの人気者です。四季折々の花が楽しめる花壇などがあります。

所在地　西六郷1-6-1
交通　JR「蒲田駅」徒歩約15分
広さ　約5,700㎡
問合先　地域基盤整備第二課
☎5713-1118

萩中公園

園内には、「交通公園」「ガラクタ公園」等があります。また、プール、野球場などのスポーツ施設があります(➡40・41P)。

所在地　萩中3-26-46
交通　京急「大鳥居駅」徒歩6分、
京急バス「萩中公園前バス停」徒歩1分
広さ　約64,000㎡
問合先　地域基盤整備第二課
☎5713-1118

東糀谷防災公園

災害時に補完避難所になるため、大きな芝生広場や、備蓄倉庫、災害用トイレを備えた防災公園です。

所在地　東糀谷4-5-1
交通　京急バス「東糀谷小学校バス停」
徒歩1分
広さ　約27,900㎡
問合先　地域基盤整備第二課
☎5713-1118

区営アロマ地下駐車場

問合先　文化振興課
☎5744-1226
所在地　蒲田5-37-4
大田区民ホール・アプリコ、
アロマスクエアビル地下2階
収容台数　297台
利用時間　午前7時～午後11時
(午後11時～翌朝7時までは閉鎖)
※12月31日は午前7時～午後9時　※一泊駐車利用可
休業日　1月1日～1月3日、臨時休業日

※割引制度
・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、療育手帳をお持ちの方は5割引
・低公害車をご利用の方で、30分以上利用の場合は最初の1時間を5割引(200円まで)

区民保養施設

問合先　地域力推進課区民施設担当
☎5744-1229

大田区休養村とうぶ

所在地　長野県東御市和6733-1
☎0268-63-0261
交通　①北陸新幹線上田駅から送迎バスで30分
②しなの鉄道田中駅からタクシーで20分
③関越自動車道、上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジから7km利用
資格　①区内在住、在勤、在学者とその親族
②上記以外の方
利用日数　4泊5日まで
申込方法　①専用はがき(地域力推進課、特別出張所、図書館、区民センター、池上会館で配布)で申し込み、抽せん。
②抽せん後に空室がある場合は、休養村とうぶで電話受付。
①②とも期限有

▽部屋の種別、料金など(入湯税別。食事は別途有料)

種類		定員	室数
本棟	洋室	3人	2室
	和洋室	4人	3室
	和室	5人	6室
	和室	6人	17室
別棟(古民家風)		30人	2棟

※区内在住、在勤、在学者とその親族以外は、料金の2割増となります。

▽付帯施設

種類	
テニスコート(4)	大広間
ゲートボール場	会議室(定員30名)
多目的グラウンド	セミナー室
キャンプ場・バーベキュー場	浴室(日帰り利用)
ホール(体育館)	

※区内在住、在勤、在学者とその親族以外は、料金の2割増となります(浴室を除く)。
※詳細は、直接施設へお問い合わせください。

大田区立伊豆高原学園

所在地　静岡県伊東市八幡野1154-3
☎0557-48-7815
交通　①伊豆急行線伊豆高原駅から徒歩8分
②東名高速道路、小田原厚木道路経由、西湘バイパス石橋インターチェンジから国道135号線を下田方面へ53km
利用資格　①区内在住、在勤、在学者とその同居の親族
②上記以外の方
利用日数　4泊5日まで
申込方法　①専用はがき(地域力推進課、特別出張所、図書館、区民センター、文化センター等で配布)で申し込み、抽せん。
②抽せん後に空き室がある場合は、伊豆高原学園の電話、又はホームページで受け付けます。
①②とも期限有。

▽部屋の種別、料金など(入湯税別、食事は別途有料)

客室	定員	室数
和室	12人	12
洋室	3人	12
バリアフリー室	3人	3

※詳細は直接施設へお問い合わせください。

▽付帯施設(1時間あたり)

種類	定員
体育室	—
多目的室1(会議室)	36人
多目的室2(会議室)	36人
多目的スペース	72人
調理実習室	40人
工作体験室	40人
スポーツ広場	—

指定保養施設

申込・問合先　直接各指定保養施設へ
利用資格　区民の方、区内の事業所に勤務している方とその同居家族
申込方法　利用日の3か月前から3日前までに宿泊施設へ直接電話。
利用泊数　年間2泊まで
料金　施設によって異なります。詳しくは直接各保養施設へお問い合わせください。
利用料金の補助
契約料金から一人1泊あたり2,000円を区が負担します。

伊豆長岡温泉京急ホテル

所在地　静岡県伊豆の国市古奈168
☎0120-575-383
交通　伊豆箱根鉄道伊豆長岡駅送迎車5分

ニュー・グリーンピア津南

所在地　新潟県中魚沼郡津南町大字秋成12300
☎025-765-4611
交通　上越新幹線越後湯沢駅送迎車50分

ゆがわら　水の香里

所在地　神奈川県足柄下郡湯河原町宮上614
☎0570-038-489
交通　JR東海道線湯河原駅路線バス12分

シャトレーゼホテル　石和

所在地　山梨県笛吹市石和町松本348-1
☎055-262-3755
交通　JR中央本線石和温泉駅徒歩7分

戸籍、住民票、マイナンバーカードなど

戸籍、住民票など

戸籍

戸籍は親子、夫婦など個人の身分関係を公証するもので、一組の夫婦とこれと氏を同じくする子が記載されています。この戸籍のある場所を本籍といいます。

●戸籍の届出

問合先　戸籍住民課　☎5744-1183
各特別出張所（➡26～28P）

届出用紙は、戸籍住民窓口か各特別出張所にあります。添付書類などの詳細については、届出をする区市町村にお問い合わせください。

届出の種類・期間	届出先	届出に必要なものなど	届出人
出生届 生まれた日を含めて14日以内	①父、母の本籍地 ②届出人の所在地 ③出生地	届書（大田区は1通） 出生証明書（医師または助産師に証明してもらう）	父または母 （その他の場合はご相談ください）
婚姻届 届けた日から法律上の効力が生ずる	①夫になる方または妻になる方の本籍地 ②夫になる方または妻になる方の所在地	届書（大田区は1通） 窓口に来る方の身分証明書（運転免許証、パスポート等）	夫になる方、妻になる方 ※成年の証人2人が必要
協議離婚届 届けた日から法律上の効力が生ずる（裁判離婚の場合はご相談ください）	①夫婦の本籍地 ②夫婦の所在地	届書（大田区は1通） 窓口に来る方の身分証明書（運転免許証、パスポート等）	夫、妻 ※成年の証人2人が必要
離婚の際の氏を称する届 離婚の日から3か月以内	①届出人の本籍地 ②届出人の所在地	届書（大田区は1通）	離婚によって復氏した者
死亡届 死亡の事実を知った日から7日以内	①死亡者の本籍地 ②届出人の所在地 ③死亡地	届書（大田区は1通） 死亡診断書（医師が証明したもの）	死亡者の親族、同居者 （その他の場合はご相談ください）
	死亡届を受け付けしたときに埋火葬許可証を交付します。		
転籍届	①届出人の本籍地 ②新しい本籍地 ③届出人の所在地	届書（大田区は1通）	筆頭者、配偶者

※届出人が記載した届書を代理の方が窓口にお持ちいただいても構いません。
※この他、「認知届」「養子縁組届」「養子離縁届」「氏・名の変更届」「入籍届」「分籍届」「死産届」などについては、お問い合せください。
※外国籍の方を当事者とする届出は、手続きが一部異なりますのでご相談ください。
※「届出先」のうちの「所在地」には、住所地のほか、一時滞在地を含みます。

●戸籍の証明

問合先　戸籍住民課　☎5744-1185　各特別出張所（➡26～28P）

	証明の種類	内容	手数料	請求者
1	戸籍全部・個人事項証明書（謄本・抄本）	戸籍記載者全員（一部）の写し	1通450円	戸籍に記載されている本人かその家族（父母、子、孫、祖父母）。それ以外の方が請求する場合はお問い合わせください。
2	除籍全部・個人事項証明書（謄本・抄本）	除籍記載者全員（一部）の写し	1通750円	戸籍に記載されている本人かその家族（父母、子、孫、祖父母）。それ以外の方が請求する場合はお問い合わせください。
3	改製原戸籍謄（抄）本	改製前の戸籍の全員（一部）の写し	1通750円	戸籍に記載されている本人かその家族（父母、子、孫、祖父母）。それ以外の方が請求する場合はお問い合わせください。
4	戸籍届出書の受理証明書	戸籍が受理されたことの証明	1通350円	届出人
5	身分証明書	破産、禁治産・準禁治産の宣告、破産手続の開始決定及び成年後見の登記の通知を受けていないことの証明	1通300円	本人 ※本人以外の場合は承諾書か委任状が必要

※1、2、3、5の証明は、本籍地の役所で発行しています。本籍地が大田区以外の方は、本籍地の区市町村へお問い合わせください。
※4の証明は届出を受理した役所で発行しています。受理地が大田区以外の場合は、受理先の市区町村へお問い合わせください。
※請求の際には、請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をお持ちください。
※取扱窓口は52・53ページ、郵送での請求は49ページ、コンビニ交付は52ページをご覧ください。

●広域交付戸籍証明書等

大田区以外の本籍地の方の、本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等）の戸籍の証明書等を発行することができます。それ以外の方は請求できません。

証明の種類	手数料	申請場所
戸籍全部事項証明書（謄本） ※抄本は発行できません	1通　450円	戸籍住民課窓口のみ ※特別出張所では発行できません
除籍全部事項証明書（謄本） ※抄本は発行できません	1通　750円	戸籍住民課窓口のみ ※特別出張所では発行できません
改製原戸籍謄本 ※抄本は発行できません	1通　750円	戸籍住民課窓口のみ ※特別出張所では発行できません

※交付まで日数をいただく場合があります。
※郵送や代理人による請求はできません。
※窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード など）の提示が必要です。
※コンピューター化されていない戸籍証明書は請求できません。

住民票（住民基本台帳）

問合先　戸籍住民課　☎5744-1185
各特別出張所（➡26～28P）

お子さんの予防接種、小学校への入学、選挙、国民健康保険や国民年金への加入などは、住民基本台帳に記録されることが必要です。

●住民票関係の届出

住所の異動や世帯の内容が変わったときなどは、すみやかに届け出てください。

転出届はマイナポータルを利用して提出することができます。

届出の種類・期間	ケース	届出に必要なものなど	届出人
転入届 引っ越してから14日以内	区外から大田区に住所を移した	前住所の区市町村が発行した転出証明書（マイナンバーカードを利用して転出届をした場合は不要）、お持ちであればマイナンバーカード	本人または世帯主（※1・2）
転出届（※3） 引っ越しの14日前から	区外へ住所を移す	国民健康保険証、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療被保険者証などをお持ちの場合は返却してください。転出・転居届の場合は、お持ちであればマイナンバーカード	
転居届（※3） 引っ越してから14日以内	区内で住所を移した		
世帯変更届 変更があってから14日以内	世帯主が変わった		
	世帯を別にした		
	世帯を一緒にした		
法30条46転入（※4）	国外から日本に上陸（新規入国・再入国）した	在留カード等 パスポート	
法30条47届出（※4）	住基対象外の方が新たに中長期在留者となった	在留カード パスポート	

※1）届出の際には、届出人の方が本人と確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポートなど）をお持ちください。
※2）代理人による届出もできます。「委任状」と代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポートなど）をお持ちください。
※3）パソコン・スマートフォンから転出・転居届の窓口予約ができます。詳細は、53ページをご覧ください。
※4）外国人住民の方のみの届出です。
※外国人住民（中長期在留者、特別永住者）の方も届出が必要です。届出の際は在留カードまたは特別永住者証明書をあわせてお持ちください。また、世帯主でない外国人住民の方が転入届等を提出する場合は、外国人世帯主との続柄を証する書類と訳文をお持ちください。

●住民票の写し

就職、登記、運転免許証の申請などに使用する、住所に関する証明です。

申請時に必要なもの	手数料	申請場所
申請人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポートなど）	1通300円	戸籍住民窓口 各特別出張所

※代理人による申請もできます。「委任状」と代理人の本人確認書類をお持ちください。
※外国人住民（中長期在留者、特別永住者）の方にも住民票を発行します。
※取扱窓口は52・53ページ、郵送での請求は49ページ、コンビニ交付は52ページをご覧ください。
※パソコン・スマートフォンから住民票の写し等交付申請書が作成できます。詳細は53ページをご覧ください。

●広域交付住民票

住所地以外の区市町村が発行する住民票の写しのことで、本人及び同じ世帯の方の広域交付住民票を取ることができます。

申請に必要なもの	手数料	申請・受取窓口	備　考
申請本人のマイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きの身分証明書	各区市町村により異なる（大田区は1通300円）	戸籍住民窓口、各特別出張所 ※月～金曜（休日、12月29日～1月3日除く）　午前9時～午後5時	戸籍（本籍、筆頭者）、転出者などの消除者、転居（区内の住所変更）事項は記載されません。

郵送による請求

問合先　戸籍住民課郵送担当
戸籍関係　☎5744-1233
住民票関係☎5744-1676

▽**請求先**　〒144-8621　蒲田5-13-14
大田区役所戸籍住民課郵送担当

▽**請求方法**　請求者の住所、氏名、連絡先電話番号のほか、次の必要事項を明記のうえ、手数料(定額小為替か現金書留)と返信料(郵便切手)、返信用封筒、本人確認書類の写しを同封してください。手数料についてはクレジットカードがご利用できます。詳細はお問い合せください。返信先は住民登録地になります。本人以外の方が請求するときは、お問い合せください。

請求するもの	必要事項
戸籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)	①本籍　②筆頭者(戸籍のいちばん初めに記載されている方)　③全部・個人の別(個人の場合は必要な方の名前)　④通数　⑤使いみち　⑥本人・送付先確認書類(運転免許証・保険証など)の写しを添付
住民票	①住所　②世帯主　③世帯全員または一部(必要な方の名前)の別　④本籍・続柄記載の有無　⑤通数　⑥使いみち　⑦本人・送付先確認書類(運転免許証、保険証など)の写しを添付

印鑑登録

問合先　戸籍住民課　☎5744-1185

大田区で印鑑登録ができる方は、大田区に住民票のある方(外国人住民の中長期在留者、特別永住者の方を含む)です。ただし、15歳未満の方と成年被後見人(※)は登録できません。登録は1人1個に限ります。印鑑登録証を紛失した場合は、「印鑑登録証亡失届」を提出し、改めて印鑑の登録が必要です。

※成年後見人が同行した場合は、登録することができます。

●印鑑登録の手続き

手続きする人	登録する印鑑のほかに必要なもの	登録日	申請窓口	備考
本人	次のいずれかの書類 ①官公署発行の免許証、許可証又は身分証明書で写真を特殊加工したものや写真にプレスの割印のあるもの(有効期限内のマイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) ②外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書 ③区内で印鑑登録している方の保証書(印鑑登録申請書の保証人欄に署名、登録印の押印など)	即日(申請日)	戸籍住民窓口、各特別出張所	登録する印鑑には、大きさや印刻文字等に制限があります。 登録した方には、印鑑登録証をお渡しします。 手数料100円
本人	上記①②③のいずれの書類もない場合は、本人あてに郵便で回答書を送付します。	回答書持参の日		
代理人	委任状　※本人あてに郵便で回答書を送付します。			

●印鑑登録証明書

申請に必要なもの	手数料	申請・受取窓口
印鑑登録証	300円	戸籍住民窓口、特別出張所

※代理人による申請もできます。
※取扱窓口は52・53ページ、コンビニ交付は52ページをご覧ください。
※パソコン・スマートフォンから印鑑登録証明書の交付申請書が作成できます。詳細は、53ページをご覧ください。

特別永住者証明書

問合先　戸籍住民課　☎5744-1185

日本に在留する外国人住民の方のうち、特別永住者の子の特別永住許可申請、特別永住者証明書の更新、再交付申請等は、大田区役所戸籍住民窓口で申請を受付します。

●特別永住許可申請

申請の種類	申請期間	必要書類
子どもが生まれた時（特別永住許可申請）	出生の日から60日以内	出生届記載事項証明書または出生届受理証明書、父または母の特別永住者証明書（または本人確認書類+住民票）、子の住民票の写し、子の旅券（ない場合は不要）
日本国籍を離脱した時（特別永住許可申請）	日本国籍を離脱した日から60日以内	除籍謄本等日本国籍を離脱または喪失の事由を証するもの、父または母の特別永住者証明書（または本人確認書類+住民票）、日本国籍を離脱した方の住民票の写し、写真（縦4cm×横3cm　6か月以内に撮影したもの　無帽無背景　16歳未満は不要）、日本国籍を離脱した方の旅券（ない場合は不要）

※いずれも、父または母が特別永住者でなければ申請不可

●特別永住者証明書更新の申請

申請の種類		申請期間	必要書類
証明書の更新	16歳未満	16歳の誕生日の6か月前から	特別永住者証明書、パスポート（ない場合は不要）、写真（縦4cm×横3cm 6か月以内に撮影したもの無帽、無背景）
	16歳以上	有効期間満了日の2か月前から	

※外国人登録法が廃止され、特別永住者の方は、外国人登録証明書を特別永住者証明書に切り替える必要があります。下表の有効期間の満了日までに、お住まいの市区町村の窓口（大田区に住民登録のある方は、大田区役所戸籍住民窓口）で特別永住者証明書交付申請等を行ってください。

【外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間】

対象者	有効期間の満了日
16歳未満のみ	16歳の誕生日

マイナンバーカード

マイナンバーカード

問合先　戸籍住民課　☎5744-1185

●マイナンバーカード

マイナンバーカードは顔写真つきのカードで、以下のいずれかの方法で申請することができます。

●個人番号通知書

出生・国外転入等によりマイナンバーが新規付番となった方には、届出をした日から３週間程度で個人番号通知書が発送されます。

【マイナンバーカードの申請方法】

窓口（申請補助） 大田区マイナンバーカードセンター 本庁舎１階（※１）	（１）コールセンター（☎0570-03-3370）または、区ホームページで予約してください。 （２）予約日時に本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）を持参しお越しください。 （３）顔写真を撮影させていただき、申請を補助します。（無料）
インターネット	（１）顔写真の画像を端末に保存してください。 （２）交付申請書下部の二次元バーコードを読み取り、メールアドレスを登録してください。 （３）登録したメールアドレスに送信されるメールに記載されたURLにアクセスし、申請フォームに顔画像を添付して送信してください。
郵便	（１）交付申請書に写真（パスポート用サイズ）を貼付し署名してください。 （２）〒219-8732　日本郵便株式会社　川崎東郵便局　郵便私書箱第２号　地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請書受付センターへ送付してください。
街中の証明用写真機	（１）証明用写真機で交付申請書下部の二次元バーコードを読み取ってください。

※　交付申請書を失くした場合は、戸籍住民課、大田区マイナンバーカードセンター、または特別出張所に本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）を持参しての手続きが必要です。

※１　現在休止中です。

マイナンバーカードの交付準備が整い次第、区から本人宛に交付通知書を送付します。交付通知書に同封のご案内にそって受取場所及び日時をご予約の上、必要書類を持参してお受け取りください。マイナンバーカードの申請から受取までは1か月半から2か月程度かかります。

マイナンバーカードの有効期限は、発行から10回目(未成年者は5回目)の誕生日までです。※1

有効期限の約3か月前に更新のご案内が届きます。

※1　令和4年3月31日以前に20歳未満で交付申請をされた場合は5回目の誕生日まで。

●その他のマイナンバーカードの手続き

届出	手続に必要なもの	申請窓口	備考
紛失 (一時停止)	右記に連絡	マイナンバー総合フリーダイヤル (☎0120-95-0178)	自宅以外で紛失した場合は、警察へ遺失物届をお願いします。
発見 (一時停止解除)	発見したマイナンバーカード	戸籍住民課又は大田区マイナンバーカードセンター	
再交付	本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)	戸籍住民課、大田区マイナンバーカードセンター又は各特別出張所	新しいマイナンバーカードの交付時に再交付手数料1000円を頂きます。
暗証番号の再設定、ロック解除※	マイナンバーカード		原則手続きできるのはご本人のみです。
有効期限の変更 (外国人住民)	マイナンバーカードと新しい在留カード	戸籍住民課又は大田区マイナンバーカードセンター	マイナンバーカードの有効期限までにお越しください。

※利用者証明用電子証明書は3回連続、署名用電子証明書は5回連続で暗証番号の入力を誤った場合ロックがかかります。

●通知カード

通知カードは、令和2年5月25日付で廃止となったため、通知カードの再交付や住所変更等の記載はできなくなりました。

急ぎでマイナンバーを知りたい場合は、マイナンバー入りの住民票の写しを取得してください。

●住民基本台帳カード

住民基本台帳カードの交付は平成27年12月で終了しました。住民基本台帳カード(顔写真付きに限る)は有効期限までは本人確認の公的証明として利用できます。マイナンバーカード受取時に住民基本台帳カードは返納が必要です。

●公的個人認証サービス

インターネットを使って行政機関等へ電子申請をする際に本人確認の手段となる電子証明書を提供するものです。マイナンバーカードには電子証明書が標準搭載されています。電子証明書の有効期限は発行から5回目の誕生日までです。有効期限の約3か月前から更新のご案内が届きます。

●マイナポータルからの転出届

マイナンバーカードを使用して、マイナポータルから転出届を提出することができます。

マイナポータルの「申請状況」が「完了」となっていることを確認してから、新住所地で転入の手続きをしてください。

準備するもの　電子証明書が有効なマイナンバーカード／マイナポータルにアクセスする端末(スマートフォン、PC)／連絡先電話番号／新しい住所

電子証明書の手続き

届出	手続に必要なもの	申請窓口	備考
新規発行・更新 (※1)	マイナンバーカード	戸籍住民課・大田区マイナンバーカードセンター又は各特別出張所	原則手続きできるのはご本人のみです。
暗証番号の再設定、ロック解除(※2)			

※1　更新は有効期限の3か月前の翌日から可能になります。
※2　利用者証明用電子証明書は3回連続、署名用電子証明書は5回連続で暗証番号の入力を誤った場合、ロックがかかります。

●マイナンバーカードによる証明書の交付

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストア等などで住民票の写しなどの証明書の取得が可能です。利用する場合はマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。

※システムメンテナンス日は利用できません。

交付場所

コンビニエンスストア等	
	全国のセブン－イレブン、ローソン（ローソンストア100を除く）、ファミリーマート、ミニストップ等の他機能端末機を設置している店舗
マイナンバーカード対応証明書交付機　※1	
	大田区役所本庁舎1階 大田区マイナンバーカードセンター 各特別出張所（蒲田西特別出張所を除く）

※1　12月29日～1月3日は利用できません。

交付出来る証明書

交付出来る証明書	発行可能時間
証明書1通につき250円	
(1) 住民票の写し (2) 印鑑登録証明書　※1 (3) 住民税証明書　※2 ① 課税（非課税）証明書 ② 納税証明書	コンビニエンスストア等 午前6時30分から午後11時まで 大田区役所本庁舎1階　※3 平日　月・木曜　午前8時30分から午後7時まで 平日　火・水・金曜　午前8時30分から午後5時まで 日曜　午前9時から午後5時まで 大田区マイナンバーカードセンター　※3 平日　午前9時から午後7時まで 土・日曜　午前9時から午後5時まで（第3土曜とその翌日の日曜を除く） 各特別出張所（蒲田西特別出張所を除く）　※3 平日　午前8時30分から午後5時まで
証明書1通につき400円	
(1) 戸籍証明書 ① 全部事項証明書 ② 個人事項証明書	コンビニエンスストア等　※4 大田区役所本庁舎1階　※5 大田区マイナンバーカードセンター　※5 各特別出張所（蒲田西特別出張所を除く）　※5 いずれも平日　午前9時から午後5時まで

※1　印鑑登録証明書を取得するためには事前に大田区窓口で印鑑登録を行う必要があります。
※2　今年度・前年度・前々年度の直近3年度分が取得可能です。詳しくは課税課（☎5744-1192）にお問い合わせください。
※3　大田区に住所のある方のみ利用可能です。
※4　コンビニエンスストア等で取得する場合、大田区に本籍がある方は利用可能です。本籍が大田区以外にある方の利用については、本籍地の自治体にお問い合わせください。
※5　交付機で発行できるのは、大田区に住所及び本籍がある方のみです。

取り扱い窓口

●戸籍住民窓口（本庁舎1階）

問合先　戸籍住民課
（戸籍の届出）☎5744-1183
（証明書）☎5744-1185

▽通常の受付時間　月～金曜（休日、12月29日～1月3日を除く）午前8時30分～午後5時

▽夜間・日曜の受付時間
①月・木曜（休日・12月29日～1月3日を除く）
午後5時～7時
②日曜（12月29日～1月3日を除く）
午前9時～午後5時

●夜間、休日受付（本庁舎1階宿直室）

戸籍に関する届出をお預かりします。

▽受付時間　戸籍住民窓口が取り扱っていない時間帯

●特別出張所　（➡26～28P）

▽受付時間　月～金曜
（休日、12月29日～1月3日を除く）
午前8時30分～午後5時

●取扱窓口一覧　（➡53P）

取扱窓口一覧

内容		取扱窓口など						料金
		戸籍住民窓口			本庁舎宿直室受付	特別出張所	郵送	
		通常	夜間(月・木)	日曜				
届出など	戸籍の届出 出生届、婚姻届、離婚届、離婚の際の氏を称する届、死亡届(埋火葬許可証の交付)、転籍届など＊1	○	＊2○	＊2○	＊2○	○		
	住民票の届出 転入届、＊3転出届、転居届 世帯変更届など	○	＊4○	＊4○		○		
	印鑑登録	○	＊5○	＊5○		○		100円
	新築届＊11	○					○	
	特別永住者証明書交付申請など	○						
	外国人住民の住居地届出	○				○		
	マイナンバーカードの手続き＊9	○	＊10○	＊10○		＊8○		
証明書など	戸籍全部・個人事項証明書 (謄本・抄本)	○	＊6○	＊6○		○	○	450円
	除籍謄(抄)本	○				○	○	750円
	改製原戸籍謄(抄)本	○				○	○	750円
	戸籍届書の受理証明	○				○	○	350円
	身分証明書	○	○	○		○	○	300円
	戸籍の附票の写し	○	＊6○	＊6○		○	○	300円
	住民票の写し	○	＊7○	＊7○		○	○	300円
	住民票記載事項証明	○	＊7○	＊7○		○	○	300円
	不在籍・不現住証明書	○				○	○	300円
	印鑑登録証明書	○	○	○		○		300円
	課税(非課税)証明書、 納税証明書	○	○	○		○		300円
	転出証明書	○				○	○	

＊1　この他に、認知、養子縁組、養子離縁、氏・名の変更、入籍、分籍、死産などの届出があります。
＊2　届書のお預かりのみです。翌開庁日以降に届出内容の審査等を行います。届出が反映された証明(戸籍謄本・住民票等)の取得をお急ぎの場合は、翌開庁日以降にお問い合せください。
＊3　転出届については、郵送でも取扱います。
＊4　届出のお預かりのみです。マイナンバーカードの住所変更は、翌開庁日以降の取扱いになります。世帯変更届は日本国籍の方の届出のお預かりのみです。
＊5　申請書のお預かりのみです。
＊6　本人、同一戸籍の方からの請求のみ取扱います。広域交付は取扱いません。
＊7　本人、同一世帯員からの請求のみ取扱います。
＊8　マイナンバーカードの交付は、月～金曜、大森西、入新井、馬込、池上、嶺町、久が原、雪谷、千束、羽田、六郷、矢口、蒲田東特別出張所で実施。(予約制)
＊9　マイナンバーカードの手続きは大田区マイナンバーカードセンターでも取扱います。(➡P26)
＊10 交付業務のみ行います。(予約制)
＊11 電子申請でも取扱います。

●パソコン・スマートフォンから住民票の写し等の交付申請書の作成

区ホームページから、住民票の写し、印鑑登録証明書、転出届、転居届の申請書等をあらかじめ作成できます。作成した申請書等情報は二次元コード化されます。

二次元コードを戸籍住民窓口に提示することにより、申請ができます。特別出張所では取り扱っておりません。

●パソコン・スマートフォンから転出届・転居届の窓口予約

区ホームページから転出、転居届の手続きで戸籍住民窓口に来庁する日時を予約できます。予約完了後に受付番号が送信されますので、戸籍住民窓口で受付番号を提示してください。転出予約は2週間先まで予約可能です。転居届はお引越完了後の日時で予約可能です。特別出張所では取り扱っておりません。

※転出届・転居届は、区ホームページから作成することができます。

身内にご不幸があったら

死亡届、火葬許可証

46ページをご覧ください。

斎場

●平和の森会館

所在地　平和の森公園2-3　☎3766-4250

葬儀（通夜・告別式）のできる区立の葬祭用施設です。

▽休館日　1月1日～2日（他に臨時休館日有）

施設内容	規模	利用料金（円）			
		午前	午後	夜間	終夜
1階　葬儀兼通夜室用集会室（2）	各70㎡	3,400円	2,900円	7,400円	5,700円
2階　葬儀兼通夜室用集会室（2）	各32㎡	1,600円	1,320円	3,500円	2,700円
1階　通夜控室用和室（1）	11畳	1,360円	1,140円	3,000円	2,300円
2階　通夜控室用和室（1）	6畳	900円	760円	2,000円	1,500円

※区外の方の場合は、利用料金は約3割増しになります。
※施設名の（　）内は、室数です。

●臨海斎場

所在地　東海1-3-1　☎5755-2833

▽休館日　1月1日～3日（他に臨時休館日有）

港区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区が共同で設置し、葬儀式場4室、火葬炉10基を有する公営斎場です。

おくやみコーナー

問合先　戸籍住民課戸籍住民担当
☎5744-1185

本庁舎1階に予約制の「おくやみコーナー」を開設しています。ご遺族の状況に応じた手続きや担当窓口の案内、各種手続きについての準備のためのご相談をお受けします。

葬祭費用など

●区民葬儀券

問合先　地域力推進課地域力推進担当
☎5744-1222

区民葬儀券は、葬祭業者の協力により、葬儀費用の一部（祭壇料金・霊きゅう車運送料・火葬料・遺骨収納容器料）について、取り扱い業者が設定する料金で利用できるものです。

利用ご希望の方は、本庁舎戸籍住民課の窓口または特別出張所で死亡届を出される際にお申し出ください。

●葬祭費の支給

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者が死亡した場合には葬儀を行った方に対して葬祭費が支給されます。

（➡58P、66P）

各種手帳や医療証、手当などを受けている方が亡くなったときは

それぞれの手続きや窓口など、詳しくは手帳や医療証などに記載されているそれぞれの係までお問い合わせください。主なものは次のとおりです。

制度名など	問合先
印鑑登録証（カード）、マイナンバーカードについて	戸籍住民窓口・各特別出張所（➡26～28P）
国保の葬祭費の支給について	国保年金課国保給付係　☎5744-1211
国民年金などについて	日本年金機構大田年金事務所　☎3733-4141
介護保険被保険者証について	介護保険課　☎5744-1491
こどもの医療費助成（㊔、㊑、㊒医療証）や児童手当について	子育て支援課こども医療係　☎5744-1275
ひとり親家庭等医療費助成（㊝医療証）や児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当について	子育て支援課児童育成係　☎5744-1274
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障がいについて	それぞれの相談窓口（➡85P）
後期高齢者医療の葬祭費の支給について	国保年金課後期高齢者医療給付担当　☎5744-1254

マイナンバー

マイナンバー制度　3つの目的

各行政機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための仕組で３つの目的があります。

マイナンバーが必要となる区の手続

分野	必要となる手続	ページ
国　保	国民健康保険（国保）の届け出、国保の給付	56～58
	後期高齢者医療の届け出、後期高齢者医療の給付	63～66
税　金	住民税の申告、軽自動車税の減免申請など	67～70
福　祉	介護保険の届け出	76
	障害福祉サービス、障害児通所支援サービス、手帳・手当の申請など	85～90
	生活保護の申請など	92
こども	妊娠の届け出、児童手当の申請、児童医療費助成の申請、児童扶養手当の申請、児童育成手当の申請、ひとり親家庭等医療費助成の申請、特別児童扶養手当の申請、保育園入園の申請	93・96・98・99

引っ越したときも手続が必要です

異動届（住所変更）や婚姻届（氏名変更）などの手続の際は、マイナンバーカードを提示し、カードの記載内容を変更する必要があります。

手続で必要となる書類

なりすましを防ぐため、マイナンバーを使う手続では、マイナンバーと本人確認を行います。手続の際は、以下の書類をお持ちください。

マイナンバーカードを持っている場合

マイナンバーと本人確認が１枚で済みます。

マイナンバーカードを持っていない場合

本人確認ができるものとマイナンバーを証明する書類をお持ちください。

＋

「マイナンバー入りの住民票の写し」もしくは「マイナンバー入りの住民票記載事項証明書」
※通知カードは、記載されている住所・氏名・生年月日が住民票と一致している場合のみ、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

運転免許証・パスポートなど
顔写真付証明書がない場合は保険証＋年金手帳など２種類

皆さんのマイナンバーを守ります

制度面

(1) 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
(2) なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
(3) マイナンバーが適切に管理されているかを、個人情報保護委員会という国の第三者機関が監視・監督します。
(4) 法律に違反した場合の罰則を、強化しています。

区も、皆さんのマイナンバーを安全に取り扱います!

- 職員の教育と監督を行います。
- マイナンバーを取り扱う場所を決めて管理します。
- マイナンバーを取り扱う機器の盗難防止と、書類やデータなどの施錠保管を徹底します。
- マイナンバーや個人情報を取り扱う担当者を限定します。
- 取扱規定やマニュアルを整備します。
- 業務委託先に対する監督を徹底します。

システム面

(1) 個人情報については、所得税の情報は税務署、住民税の情報は区市町村といったように分散して管理します。分散管理することで、各行政機関で情報漏えいのないよう万全な体制をとっています。
(2) 行政機関間での情報交換で、マイナンバーのやり取りは行いません。
(3) システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
(4) マイナンバーカードをお持ちであれば、マイナポータルで自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

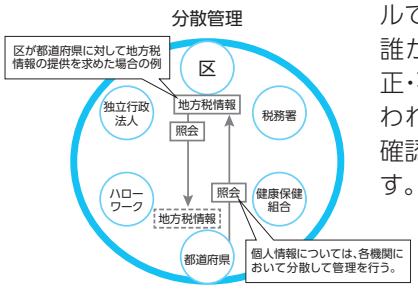

国保、年金

国民健康保険

国民健康保険（国保）の届け出

問合先　国保年金課国保資格係　☎5744-1210

●国民健康保険の加入者（被保険者）とは

区内にお住まいで、勤め先の健康保険（法人事業所及び従業員5人以上の事業所に勤めている方は原則として強制加入です）に加入しているか、生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

また、外国籍の方で住民登録を行い、勤め先の健康保険などに加入していない方も国民健康保険に加入しなければなりません。

下表のようなことがあった場合、世帯主と対象者全員の「マイナンバー（個人番号）確認」と手続きに来る方の「身元確認」が必要となります。

下記必要書類を持って必ず14日以内に区役所か特別出張所へ届け出てください。

届け出を代理人が行うときは、さらに手続きに来る方の写真つき身元確認と世帯主からの委任状をお持ちください。

保険証は原則として郵送により交付しますが、届出人が窓口で交付を希望し、本人確認（「番号確認」と「身元確認」）がとれた場合、窓口で交付することができます。

こんなとき（基準となる日）		本人確認書類以外に必要なもの
国保に入る	大田区に転入した（転入した日）	—
	退職や扶養認定の取り消しで職場の健康保険をやめた（職場の健康保険の資格がなくなった日）	健康保険をやめた証明書
	子供が生まれた（生まれた日）	—
	生活保護を受けなくなった（生活保護廃止・停止日）	保護廃止／停止決定通知書
国保をやめる	大田区から転出する（転出した日）	保険証は返却となります
	就職や扶養認定で職場の健康保険に入った（職場の健康保険の加入日の翌日）	職場の保険証か職場の健康保険に加入した証明書 保険証は返却となります
	死亡した（死亡した日の翌日）	保険証は返却となります
	生活保護を受けるようになった（生活保護開始日）	保護開始決定通知書 保険証は返却となります
その他	区内で住所が変わった 世帯主が変わった 加入者の氏名が変わった 世帯を合併、分離した	保険証（書き換えのため）
	在留資格、在留期間の変更（外国籍の方）	在留カード、保険証
	保険証を紛失した	—
	修学のため大田区から転出し、保険証を必要とする	在学証明書、転出先の住民票の写し、保険証（書き換えのため）

＊職場の健康保険の資格喪失による国保加入、社会保険等加入による国保喪失、紛失による保険証再交付の場合には、郵送による手続きも可能です。詳細はお問い合わせください。

＊前住所で国保に加入されていた方は、社会保険に加入された場合、会社の保険証等証明が必要です。証明をお持ちでない方は、一旦国保に加入いただき、新しい会社の保険証が手元に届いた後、喪失手続きが必要です。

国保の給付

問合先　国保年金課国保給付係　☎5744-1211

必要書類など、詳細はお問い合わせください。

※医療費を支払った日の翌日から2年を経過すると時効となり、支給できませんのでご注意ください。

こんなとき	給付内容
病気やケガで、国保を取扱っている病院・診療所で診療を受けたり入院したとき	かかった医療費の3割を自己負担し、残りを国保が負担します 0歳から義務教育就学前まで→2割 70歳から75歳未満まで→2割または3割（現役並み所得者）
急病など、緊急そのほかやむを得ない理由で、医療機関に保険証を提示せずに診療を受けたとき	医療費の全額を支払った場合は、国保に申請すると、保険で認められた部分については、保険基準で計算した金額の7割または8割が療養費としてあとから支給されます。
海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）	
コルセットなどの補装具を購入したとき	
医師が治療上、マッサージやはり、きゅうを必要と認めたとき	
整骨院・接骨院にかかったとき	
重病重傷で一刻を争う患者を移送したとき（移送費）	病気やケガで一刻を争う患者が、移動が困難で、医師の指示により緊急やむを得ず転院したときなどの移送に要した費用について、国保が認めた場合に支給されます。
医療機関の窓口で支払った医療費が一定の限度額を超えたとき（高額療養費の支給）	• 一定の限度額を超えた金額が支給される制度です。 該当となる方には、診療を受けた月の約3か月後に申請書をお送りします。差額ベッド代・食事代などは含まれません。 • 高額療養費は、同じ人が同じ月内に同じ医療機関（入院と外来、医科と歯科は別）で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、その超えた分が支給されます。 • 同じ世帯で同じ月内に一つの医療機関で一部負担金を21,000円以上支払った人が複数いる場合、合算して限度額を超えた分が支給されます。70～74歳の方は、支払った一部負担金のすべてが合算されます。 • 同じ世帯で診療月の前11か月間にすでに3回以上高額療養費の支給を受けている場合、その診療月は多数回の限度額を超えた分が支給されます。
限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	入院時や高額な外来診療を受ける場合に、医療機関の窓口で保険証といっしょに提示することで、保険診療部分は限度額のみの負担となります。
入院したときの食事代	住民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・交付により、食事代が軽減されます。
高額療養費の支給に該当する方で、支給までの間、医療費の支払いにお困りのとき（高額療養費の貸付）	高額療養費支給見込額の9割までの額（10,000円以上）の貸付を無利子で行っています。
高額介護合算療養費	国保と介護保険サービスを利用している国保の世帯で、1年間（毎年8月から翌年7月末まで）の両保険の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、超えた分が支給されます。
血友病・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の治療を受けているとき（特定疾病療養受療証の交付）	医療機関の窓口で提示することで、1か月の自己負担の限度額が10,000円（または20,000円）になります。
出産育児一時金	加入者が出産したとき、または妊娠85日以上で死産・流産（医師の証明が必要）のときに支給されます。ただし、ほかの健康保険などから支給される場合は、受けられません。 支給方法は、出産時の費用負担軽減を図るため、①国保が医療機関に直接支払う直接支払制度（一部医療機関を除く）、②医療機関等を受取代理人として事前申請し、国保が受取代理医療機関に支払う受取代理制度（対象医療機関のみ）があります。 ①・②の直接支払制度・受取代理制度を利用しない場合は、出産後に申請が必要です。

こんなとき	給付内容
加入者が死亡したとき（葬祭費）	葬祭を行った方に支給されます。ただし、ほかの健康保険から支給される方は対象外です。75歳以上の方が亡くなられた場合は、後期高齢者医療制度から支給されます。
結核医療給付金及び精神医療給付金	結核医療給付金受給者証・国保受給者証（精神通院）を交付されている方で、東京都以外の医療機関・薬局に通院している方は、医療費の給付が受けられます。
交通事故や傷害にあったとき（第三者行為）	加害者のいるケガの治療費は加害者の負担になりますが、国保で治療を受けることができます。このときの費用は、国保があとから加害者へ請求します。必ず係に届け出てください。
災害などいろいろな事情で医療費が支払えなくなったとき（一部負担金の減免）	審査のうえ、一部負担金を減額または免除することがあります。

医療費の自己負担

●70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

適用区分 ※1			自己負担限度額 3回目まで	自己負担限度額 4回目以降 ※2
住民税課税世帯	901万円を超える世帯	ア	252,600円＋（総医療費10割－842,000円）×1%	140,100円
	600万円超～901万円以下の世帯	イ	167,400円＋（総医療費10割－558,000円）×1%	93,000円
	210万円超～600万円以下の世帯	ウ	80,100円＋（総医療費10割－267,000円）×1%	44,400円
	210万円以下の世帯	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯等		オ	35,400円	24,600円

※1　所得基準は、旧ただし書所得（総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額）です。その年の住民税の申告に基づき、8月から翌年7月までの適用区分を判定します。住民税未申告者がいる世帯は適用区分アとして取り扱われますので、収入の有無にかかわらず申告をお願いします。
※2　同じ世帯で診療月の前11か月間にすでに3回以上高額療養費の支給を受けている場合、その診療月は4回目以降の限度額となります。

●70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

適用区分			医療費負担割合	自己負担限度額 外来（個人ごと）	自己負担限度額 外来＋入院（世帯ごと） 3回目まで	自己負担限度額 外来＋入院（世帯ごと） 4回目以降 ※3
住民税課税世帯	現役並みⅢ	課税所得690万円以上	3割	252,600円＋（総医療費〈10割〉－842,000円）×1%		140,100円
	現役並みⅡ	課税所得380万円以上		167,400円＋（総医療費〈10割〉－558,000円）×1%		93,000円
	現役並みⅠ	課税所得145万円以上		80,100円＋（総医療費〈10割〉－267,000円）×1%		44,400円
	一般 課税所得145万円未満		2割	18,000円（年間144,000円上限）	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		低所得者Ⅱ ※1	2割	8,000円	24,600円	
		低所得者Ⅰ ※2			15,000円	

※1　低所得者Ⅱ：世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の方
※2　低所得者Ⅰ：世帯主および国保加入者全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する方
〈一定基準例〉1人（公的年金収入のみ）の場合：年間収入約80万円以下
※3　同じ世帯で診療月の前11か月間にすでに3回以上高額療養費の支給を受けている場合、その診療月は4回目以降の限度額となります。

●給付が受けられない場合

1　病気やケガと認められないもの

正常な妊娠・分娩、美容整形、歯列矯正、経済上の理由による人工妊娠中絶、健康診断・集団検診・予防接種・人間ドック、日常生活に支障のない、わきが・しみなどの治療

2　仕事上の病気やケガ

労災保険による給付が受けられる場合など

3　そのほか

犯罪や故意による病気やケガ（自殺未遂等も含む）、けんか・泥酔などによる病気やケガ、医師や保険者の指示に従わなかったとき

保険料の決め方

問合先　国保年金課国保資格係　☎5744-1210

●保険料（令和6年度）

保険料の納入通知書は6月に送付します。

保険料は、所得割額（所得に応じて負担する保険料）と均等割額（加入者一人ひとりに均等に負担する保険料）の合計で、世帯ごとに計算します。年度途中でも、基礎となる所得額の変更や、加入者の世帯に異動（転入、転出、死亡、社保加入など）があり保険料に変更があったときは、その都度変更通知書をお送りします。

年間保険料 4月～翌年3月まで ①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥	＝	医療分 加入者全員が対象	＋	後期高齢者支援金分 加入者全員が対象	＋	介護分 加入者のうち 40～64歳の方が対象

保険料計算の内訳

	①所得割額		②均等割額
医療分（加入者全員が対象）	基礎となる所得額（所得額－43万円）	×8.69%	49,100円×加入者数
	最高限度額　65万円		

	③所得割額		④均等割額
後期高齢者支援金分（加入者全員が対象）	基礎となる所得額（所得額－43万円）	×2.80%	16,500円×加入者数
	最高限度額　24万円		

	⑤所得割額		⑥均等割額
介護分（40～64歳の加入者が対象）	基礎となる所得額（所得額－43万円）	×2.36%	16,500円×40～64歳の加入者数
	最高限度額　17万円		

合計が一年間の国民健康保険料

※39歳以下の方は、介護分の保険料の負担はありません。また、65歳以上の方の介護分は介護保険料として国民健康保険料とは別に納めます。翌年度の保険料率等は毎年3月頃見直し決定します。

保険料の納め方

問合先　国保年金課国保料収納担当
☎5744-1209

普通徴収の世帯は4月から翌年3月までの年間保険料を、10回（6月から翌年3月まで）に分けてお支払いいただきます。特別徴収に該当する世帯は、世帯主の年金から年6回偶数月に保険料を天引きします。保険料は世帯主が、世帯分をまとめて納付することになっています。大田区では特別徴収の場合以外、保険料は、原則口座振替により納めていただきます。新規加入の方や、口座振替のお申込がお済みでない方は、早めに口座振替手続きをお願いします。

●口座振替による方法

口座振替（自動払込）をご利用いただくと、ご指定の預（貯）金口座から自動的に引き落とされます。お申込は預（貯）金口座のある金融機関へ口座振替依頼書、通帳、届出印をお持ちになるか、国保年金課へ通帳、届出印をお持ちください。国保年金課で、みずほ銀行・三菱ＵＦＪ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・芝信用金庫・城南信用金庫・ゆうちょ銀行のキャッシュカードによるお申込もできます（一部取り扱えないカードあり）。また、口座振替依頼書の郵送によるお申込や、モバイルレジによる口座振替登録も受け付けています。

＊保険料の払いすぎ等による、還付が発生した場合は同口座へお返しします。

●納付書による方法

区から送付する納付書で、納期限までにお近くの金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行）、コンビニエンスストア、MMK設置店、モバイルレジ、モバイルレジクレジット、特別出張所または区役所でお納めください。

また、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済による納付も可能です。

納付のご相談について

問合先　国保年金課国保料収納担当
☎5744-1697

保険料は納期限内にお納めください。生活状況等により納付が困難な場合はご相談ください。

保険料を納期限までに納めない場合、納期限後の日数に応じて延滞金が加算されます。

督促状の納期限までに納付されない場合は給与や預貯金等の差押処分を行うこともあります。

また、長期滞納の場合、保険証を返還していただき資格証明書の交付の対象となります。資格証明書の場合、医療費は一旦全額自己負担となります。

●「夜間及び日曜の納付相談窓口」

区役所4階の国保年金課で開設しています。

開設日については、お問い合わせください。

【夜間窓口】
月2回程度・午後7時まで

【日曜窓口】
年3回程度・午前9時～午後5時

国民健康保険料の減額と免除

問合先　国保年金課国保資格係　☎5744-1210

会社の都合などで離職した場合、世帯全員の総所得が一定基準以下の場合、世帯主の後期高齢者医療制度該当により保険料負担のなかった65歳以上の方が国保に入る（旧被扶養者といいます）場合、また、災害などにより資産に重大な損害があった場合など、申請などにより一定期間、減額や免除をする制度があります。事前に電話でご相談ください。

国民健康保険高齢受給者証

問合先　国保年金課国保資格係　☎5744-1210

70歳から74歳までの方は、一般の国民健康保険被保険者証とは別に「国民健康保険高齢受給者証」が発行されます。所得に応じて医療費の自己負担が2割または3割の高齢受給者証を送付します。医療機関の窓口では国民健康保険証と一緒に提示してください。

データヘルス計画

問合先　国保年金課国保保健事業担当
☎5744-1393

データヘルス計画は、健康・医療情報のデータを活用して、国保加入者の健康づくりや病気の重症化予防を行うものです。この計画に基づいて、①特定健康診査、②特定保健指導、③40歳到達前の若年世代の方への簡易血液検査キットを活用した検査、④糖尿病性腎症重症化予防、⑤生活習慣病のリスクのある人への医療機関受診勧奨、⑥ジェネリック医薬品利用を促進する事業、⑦適正な服薬促進事業、⑧健康づくりの取組み支援等を実施します。

特定健康診査・特定保健指導

（➡71P）

問合先　国保年金課国保保健事業担当
☎5744-1393
健康づくり課
☎5744-1265

40歳～74歳の大田区国民健康保険加入者に対し、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査を実施します。対象の方には、受診票を送付します。

特定健康診査の結果、生活習慣病リスクの高い方へ特定保健指導をご案内します。

- **受診期間**……6月～翌年3月
- **受診場所**……区内の実施医療機関

人間ドック費用の一部助成

問合先　国保年金課国保保健事業担当
☎5744-1393

4月1日時点で、大田区国民健康保険の資格を有しており、人間ドック受診日において40歳以上の被保険者を対象に、特定健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、8,400円を限度として、費用の一部を助成します（令和6年度は先着1,100人まで）。

受付期間……5月1日～翌年4月30日

ジェネリック（後発）医薬品について

問合先　国保年金課国保保健事業担当
☎5744-1393

●ジェネリック医薬品で医療費を安くできます

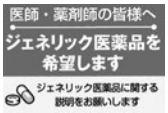

ジェネリック医薬品希望シールをお配りしています。

保険証やお薬手帳などに貼ってお使いください。

【配布場所】国保年金課、特別出張所

●ジェネリック医薬品の差額通知の送付

治療に係る費用負担を軽減する方法の一つとして、現在処方されている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額をお知らせして、ジェネリック医薬品への切替えをお勧めします。

その他の保健事業（福祉事業）

問合先　国保年金課国保保健事業担当
☎5744-1393

●はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引利用券

大田区国民健康保険加入者で保険料を完納している70歳～74歳の方に、申込期間中の受付により割引利用券を交付します（申込期間7月、利用期間9月～12月）。

国民年金

国民年金

問合先　国保年金課国民年金係
☎5744-1214
日本年金機構大田年金事務所
☎3733-4141

国民年金は、加入者が支払う保険料により高齢の方などを支える、相互扶助の関係で成り立っています。高齢になったときはもちろん、病気やケガで障がいを持ったときなどに年金が支給される制度です。

●加入しなければならない人（強制加入者）

20歳以上60歳未満の日本国内に住むすべての方が国民年金の加入者です。

加入者は以下の3種類に分かれます。

▽**第1号被保険者**…自営業やアルバイト、学生、無職の方など

▽**第2号被保険者**…厚生年金保険に加入している方（年金受給権のある65歳以上の方を除く）

▽**第3号被保険者**…第2号被保険者に扶養されている配偶者

●希望して加入する人（任意加入者）

▽海外に居住している20歳以上65歳未満の日本人

▽厚生年金保険に加入していない60歳以上65歳未満の方で、受給資格を満たしていない方や老齢基礎年金を満額に近づけたい方

▽65歳の時点では受給資格がないが、65歳以降加入すれば70歳になるまでに受給資格ができる方（昭和40年4月1日以前生まれの方に限る）

国民年金の届け出

問合先　国保年金課国民年金係
☎5744-1214
日本年金機構大田年金事務所
☎3733-4141

手続きの際は、基礎年金番号かマイナンバーでの届出となります。年金手帳、または基礎年金番号通知書かマイナンバーを確認できる書類をご持参ください。その他の必要書類など、詳細はお問い合わせください。

こんなとき	届出先
会社を退職したとき	国保年金課国民年金係、特別出張所、日本年金機構大田年金事務所
配偶者（厚生年金保険加入者）の扶養になったとき	配偶者の勤務先
配偶者（厚生年金保険加入者）の扶養でなくなったとき	国保年金課国民年金係、特別出張所、日本年金機構大田年金事務所
配偶者の会社が変わったとき	配偶者の勤務先
年金手帳や基礎年金番号通知書をなくしたとき	第1号被保険者＝国保年金課国民年金係、特別出張所、日本年金機構大田年金事務所 第3号被保険者＝配偶者の勤務先
保険料の納付書について	日本年金機構大田年金事務所
保険料の免除申請をする	国保年金課国民年金係、日本年金機構大田年金事務所
保険料の学生納付特例申請をする	国保年金課国民年金係、日本年金機構大田年金事務所
保険料の産前産後期間免除申請をする	国保年金課国民年金係、日本年金機構大田年金事務所
海外に居住する場合で任意加入する	国内に協力者がいる＝国保年金課国民年金係、日本年金機構大田年金事務所 国内に協力者がいない＝日本年金機構大田年金事務所
高齢任意加入の手続きをする	国保年金課国民年金係、日本年金機構大田年金事務所

国民年金の保険料

●保険料の納付

問合先　日本年金機構大田年金事務所
☎3733-4141

保険料の納付書は日本年金機構から送られます。スマートフォン決済アプリ、インターネット、全国の銀行、郵便局、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫、主なコンビニエンスストアで納付ができます。

区役所、特別出張所では取り扱いできませんのでご注意ください。

保険料を前もって納付すると割引きになる「前納制度」や、納め忘れのない「口座振替」もあります。

●保険料の免除など

問合先　国保年金課国民年金係
☎5744-1214
日本年金機構大田年金事務所
☎3733-4141

本人、配偶者（別世帯の配偶者を含む）、世帯主それぞれの前年の所得が一定以下の場合、失業などで保険料の納付が困難な場合などに、申請をして承認を受ければ、保険料の全額あるいは一部が免除になります。

また、「学生納付特例制度」「納付猶予制度」「産前産後期間免除制度」もあります。

国民年金の給付

問合先　国保年金課国民年金係
☎5744-1214
日本年金機構大田年金事務所
☎3733-4141

種類	内容
老齢基礎年金	国民年金を納めた期間（免除期間含む）が10年以上の方が、年金事務所に年金請求書を提出することにより65歳から支給されます。希望により、繰上げ、繰下げ受給ができます。
障害基礎年金	加入者や、加入者であった60歳以上65歳未満の方に、病気やケガで障がいが残ったときに支給されます。障がいの程度や納付に一定の要件があります。 20歳前に病気やケガで障がいが残ったときは、受給権発生月の翌月から支給されます。障がいの程度や所得に一定の要件があります。
遺族基礎年金	国民年金加入中の方や、老齢基礎年金を受給中の方などが死亡した場合、その方に生計を維持されていた子のいる妻、夫または子に支給されます。受給するためには、一定の要件が必要です。 ※上記の子とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満であって1・2級に該当する障がいの状態にある子を指します。
寡婦年金	国民年金の納付済期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、その夫に生計を維持されていた婚姻期間が10年以上ある妻が、一定の要件を満たした場合に60歳から65歳までの間に受給できます。
死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに死亡した場合、その方と生計を同一にしていた、遺族基礎年金や寡婦年金を受給できない遺族が支給対象となります。
特別障害給付金	昭和61年3月31日以前の、厚生年金・共済組合などの加入者の配偶者または平成3年3月31日以前の学生で任意加入していなかった方のうち、加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の受給該当程度の障がい状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当し、請求された方に限り支給されます。
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた方及び老齢年金の受給権がない大正5年4月1日以前に生まれた方が受給対象となります。ただし、本人や配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合などは支給が制限されます。

●年金受給中の届け出

届出の必要なとき	必要な届出	届出・提出先等
誕生月がきたとき※	「年金受給権者現況届」が届いた方は提出してください。	日本年金機構 大田年金事務所 ☎3733-4141
住所を変更したとき	「年金受給権者住所変更届」を提出してください。日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が登録されている方は、提出不要です。	
年金の受取口座を変えるとき	「年金受給権者受取機関変更届」を提出してください。	
年金を受けている方が亡くなったとき	遺族の方が受け取れる年金については「未支給年金・未支払給付金請求書及び受給権者死亡届（報告書）」を提出してください。その他の届け出書類は右記にご確認ください。	

※障害基礎年金受給権者は、誕生日の3か月前の月末に送られる「障害状態確認届（診断書）」を提出してください。

年金に関するその他の問合先

年金請求など	日本年金機構ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
厚生年金保険、年金全般	日本年金機構大田年金事務所	☎3733-4141
国民年金基金	全国国民年金基金	☎0120-65-4192

旧軍人・軍属の恩給	総務省恩給相談室	☎5273-1400
戦没者遺族年金及び戦傷病者障害年金	東京都福祉保健局生活福祉部計画課	☎5320-4077

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度

問合先　国保年金課後期高齢者医療資格担当
☎5744-1608

●対象となる方

①75歳以上の方…75歳の誕生日当日から対象になります。
②65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方…区に申請して東京都後期高齢者医療広域連合から認定を受けた日から対象になります。

●制度の運営

都内のすべての区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営主体です。

▽東京都後期高齢者医療広域連合が行うこと
①被保険者の認定や保険料額の決定
②医療の給付など制度の運営

▽区が行うこと
①保険証の引渡し
②保険料の徴収
③住所変更や各種申請などの受付

保険料

問合先　国保年金課後期高齢者医療資格担当
☎5744-1608

後期高齢者医療制度では、被保険者全員に保険料を納めていただきます。

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。確定した保険料額は7月にお知らせします。

●保険料の計算（令和6年度）

年間保険料 （年間限度額一人当たり80万円）	＝	均等割額 被保険者一人当たり47,300円	＋	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×9.67%または8.78%

●均等割額の軽減

被保険者全員と世帯主の総所得額に応じて、均等割額が下記の表のとおり軽減されます。
税の申告をすることで軽減になる場合もあります。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円以下	7割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋29.5万円×（被保険者数）以下	5割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋54.5万円×（被保険者数）以下	2割

●所得割額の軽減（東京都広域連合独自の軽減）

被保険者の総所得に応じて、所得割額が下記の表のとおり軽減されます。

被保険者本人の賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	5割
20万円以下	2.5割

※その他、被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置などもあります。詳細はお問い合わせください。

保険料の納め方

問合先　国保年金課後期高齢者医療収納担当
☎5744-1647

①年額18万円以上の公的年金を受給している方（特別徴収）…介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計額が介護保険料を天引きしている年金の受給額の2分の1以下の場合、年金の定期支払い（年6回）の際、介護保険料と同時に天引きされます。
②上記以外の方（普通徴収）…区から郵送する納付書や口座振替で納めていただきます。

医療費の自己負担

問合先　国保年金課後期高齢者医療給付担当
☎5744-1254

「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関の窓口に提示してください。保険証を窓口に提示すれば、医療費は一部負担ですみます。保険証には自己負担の割合（1割・2割・3割）が記載されています。
自己負担限度額は下表のとおりです。

「自己負担限度額」（月額）

所得区分		外来+入院（世帯単位）		
		外来（個人単位）	該当3回まで	4回目以降
課税世帯	現役並み所得Ⅲ（3割負担）※1	252,600円+(総医療費〈10割〉−842,000円)×1%		140,100円※4
	現役並み所得Ⅱ（3割負担）※2	167,400円+(総医療費〈10割〉−558,000円)×1%		93,000円※4
	現役並み所得Ⅰ（3割負担）※3	80,100円+(総医療費〈10割〉−267,000円)×1%		44,400円※4
	一般Ⅱ（2割負担）	18,000円または（6,000円+（医療費-30,000円）×10%）の低い方を適用※5	57,600円	44,400円※4
	一般Ⅰ（1割負担）	18,000円※5	57,600円	44,400円※4
世帯 非課税	区分Ⅱ（1割負担）	8,000円	24,600円	
	区分Ⅰ（1割負担）	8,000円	15,000円	

＊月の途中で75歳の誕生日を迎えた月に限り、それまで加入していた医療保険と、新たに加入した後期高齢者医療制度の両方の自己負担限度額がそれぞれ半額となります。
＊「区分Ⅰ・Ⅱ」の方は、入院及び外来の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口支払時に自己負担限度額以上の負担が抑制されますので、申請してください。区分Ⅰ・Ⅱの方の食事代については「受けられる給付　入院したときの食事代」を参照してください。
＊「現役並み所得Ⅰ・Ⅱ」の方は、入院及び外来の際に「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口支払時に自己負担限度額以上の負担が抑制されますので、申請してください。現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方の入院及び外来については「受けられる給付　限度額適用認定証」を参照してください。
＊令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、同日から限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の新規交付は終了となります。令和6年12月1日までに交付された限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証は、住所や適用区分などに変更がなければ、記載されている有効期限まで使うことができます。
なお、マイナンバーカードを限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証として利用できるのは、健康保険証として利用登録してあるマイナンバーカードとなります。
※1　住民税課税所得が690万円以上
※2　住民税課税所得が380万円以上690万円未満
※3　住民税課税所得が145万円以上380万円未満
※4　過去12ヶ月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合の金額になります。
※5　計算期間1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち、基準日時点（計算期間の末日）で一般区分または住民税非課税区分である被保険者について、一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額（月間の高額療養費が支給されている場合は支給額を控除した後の額）を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費（外来年間合算）として支給します。該当する方には、申請書を送付します。

受けられる給付

問合先　国保年金課後期高齢者医療給付担当
☎5744-1254

●医療費が高額になったとき（前記の医療費の「自己負担限度額」参照）

1か月（同じ月）に保険適用の医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。
該当した方には、後日東京都後期高齢者医療広域連合から申請書等が送付されますので、事前の手続きは必要ありません。

●入院したときの食事代

住民税非課税世帯（区分Ⅰ・Ⅱ）に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院等の窓口に提示することにより、入院の際の食事代の負担額が変更になります。発行については、担当窓口まで申請してください。
区分Ⅱの方は、過去12か月で90日を超える入院については、申請により長期入院の適用を受けることができます。

●限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯（区分Ⅰ・Ⅱ）に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院等に提示していただくことにより、外来や外来＋入院の自己負担限度額が一般Ⅰから区分Ⅰ又はⅡに変更になりますので、申請してください。原則として申請月の1日より適用になります。

●限度額適用認定証

現役並み所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用認定証」を病院等に提示していただくことにより、外来や外来＋入院の自己負担限度額が現役Ⅰ又はⅡまでになりますので、申請してください。原則として申請月の1日より適用になります。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」は、保険適用部分の医療費についての制度です。

●高額の治療を長期間続けるとき

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合の自己負担額は、保険医療機関等ごとに1か月に10,000円までとなります。

「特定疾病療養受療証」が必要となりますので、担当窓口に申請してください。

○厚生労働大臣が指定する特定疾病

- 先天性血液凝固因子障害の一部
- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

●高額介護合算療養費

問合先　医療　国保年金課後期高齢者医療給付担当
☎5744-1254
介護　介護保険課給付担当
☎5744-1622

医療保険（後期高齢者医療制度）と介護保険の両方の自己負担額の合計額が著しく高額になった場合、医療保険上の世帯単位において、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、下表の限度額を超えた場合（500円以下は支給対象外）に支給されます。大田区の後期高齢者医療制度に年間を通じて加入している支給対象者へ申請書を送付します。

「合算する場合の自己負担限度額」
（年額〈毎年8月～翌年7月末まで〉）

所得区分	限度額
現役並み所得Ⅲ	2,120,000円
現役並み所得Ⅱ	1,410,000円
現役並み所得Ⅰ	670,000円
一般Ⅰ・Ⅱ	560,000円
区分Ⅱ	310,000円
区分Ⅰ	190,000円

●医療機関での診療のほかに、次のような場合にも申請などによって給付を受けることができます。

○訪問看護ステーションなどを利用したとき

在宅診療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したときは、費用の一部を支払うだけで、残りは広域連合が負担します。
ただし、介護保険が適用される場合は対象外です。

○移送費がかかったとき

移動が困難な重病人が緊急的にやむを得ず医師の指示により転院などの移送に費用がかかったとき、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。例えば、災害現場等から医療機関に緊急搬送された場合や、離島やへき地では対応困難な傷病・疾病で緊急かつ高度な治療行為が可能な医療機関への搬送を医師が認めた場合などが該当します。検査目的の移送、本人希望、家族の都合によるもの、自宅からの日常的通院・退院・転院など緊急性が認められない場合は対象外です。

●交通事故にあったとき（第三者行為）

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合でも、届け出により後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。自己負担分を除いた医療費は東京都後期高齢者医療広域連合が一時的に立替えた後、加害者に請求します。

○まずは警察に届けましょう

交通事故にあった場合は、すぐに警察に届けて、事故証明を出してもらいましょう。

○必ず後期高齢者医療給付担当にも届け出を

「第三者行為による被害届」の手続きが必要なため、後期高齢者医療給付担当にお問い合わせください。

●医療費の払い戻しが受けられる場合（療養費）

次のような場合は、いったん全額が自己負担となりますが、申請して認められると、自己負担分を除いた額があとから療養費として支給されます。申請には、医療機関等に支払った医療費等の領収書などの添付書類が必要ですのでご注意ください。

①急病など、緊急その他やむを得ない理由で、医療機関に被保険者証を提示できなかったとき
②医師の指示により、コルセットなどの補装具を購入したとき
③海外旅行中などに急病などで国外で診療を受けたとき（海外療養費）
☆治療目的で渡航した場合は対象となりません。
④輸血のための生血の費用を負担したとき
（親族から血液を提供された場合を除く）
⑤骨折やねんざなどで保険診療を扱っていない柔道整復師（整骨院）の施術を受けたとき
⑥医師が治療上、マッサージ、はり、きゅうを必要と認めたとき

●被保険者が亡くなったとき

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った方に対して7万円の葬祭費が支給されます。

○申請に必要なもの

- 葬祭を行った方(申請者)のフルネーム及び亡くなった方のフルネームが記載されている葬祭の領収書のコピー
  (領収書に記載の氏名がフルネームでない場合、フルネームが記載されている「請求書」「会葬御礼状」などの写しを追加してください)
- 申請者の印鑑(朱肉を使用するもの)
- 亡くなった方の被保険者証
- 申請者の口座が確認できるもの
- 申請者の身分証明書等本人確認書類

●健康増進事業

被保険者の健康保持増進のため、健康増進事業を実施しています。

○はり・きゅう・マッサージ指圧割引利用券
(年間1人3枚)

申込期間(7月1日～7月31日)
利用期間(9月1日～12月31日)

●長寿健康診査

問合先　国保年金課後期高齢者医療給付担当
☎5744-1254
健康づくり課
☎5744-1265

生活習慣病の早期発見、後期高齢者の健康保持・増進、介護予防などを目的として健康診査を実施します。なお、この健康診査は、東京都後期高齢者医療広域連合と大田区が連携して実施します。対象となる方には、区からお知らせします。

ただし、老人福祉法に定める養護老人ホームや介護保険法に定める特定施設・介護保険施設などに入所されている方や6か月以上継続して入院している方は、対象になりません。

また、労働安全衛生法やそのほか法令に基づき勤務先などで健康診断を受けられる場合は、そちらが優先されます。

(➡71P)

税　金

税の種類、問合先

税の種類		問合先
特別区税（大田区）	特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税	特別区民税は※表1のとおり その他は、課税課（庶務・諸税） ☎5744-1192
都税（23区）	不動産取得税、自動車税、固定資産税、都市計画税など	大田都税事務所　☎3733-2411
	法人二税（法人事業税、都民税）、個人事業税	品川都税事務所　☎3774-6666
	事業所税	港都税事務所　☎5549-3800
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税 森林環境税など	大森税務署　☎3755-2111 雪谷税務署　☎3726-4521 蒲田税務署　☎3732-5151 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/ 森林環境税は※表1のとおり

※表1

お住まいの地域	税額、申告について	納税について
大森・山王・馬込・中央・池上・平和島	課税課（大森地区） ☎5744-1194	納税課　整理大森 ☎5744-1200
嶺町・田園調布・鵜の木・雪谷・千鳥・久が原・千束・石川町・仲池上・上池台	課税課（調布地区） ☎5744-1195	納税課　整理調布 ☎5744-1201
蒲田・糀谷・羽田・萩中・六郷・矢口・下丸子・多摩川	課税課（蒲田地区） ☎5744-1196	納税課　整理蒲田 ☎5744-1202
大田区外	—	納税課　整理区外 ☎5744-1203

住民税

問合先　上記表1の各担当へ

特別区民税と都民税を合わせて住民税といい、申告、課税、納税について区が一括して取り扱っています。

●納めていただく方

①区内に住所があり前年中に所得があった方

②区内に住所がなくても事務所、事業所、家屋敷を有する方

※住所、事務所等があるかどうかは、その年の1月1日（賦課期日）現在の状況で判断されます。

※①の方は、住民税の均等割と併せて森林環境税（年額1,000円）を納めていただきます。

●課税されない方

▽賦課期日現在で、生活保護法の生活扶助を受けている方

▽障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方

▽合計所得金額が45万円以下（例　給与収入のみの方は、年間100万円以下）の方

●申告

住民税の申告期間は2月16日から3月15日までです。賦課期日現在の住所地の市区町村へ申告します。区の課税課または特別出張所に申告書を提出してください。

ただし、住民税が給与から差し引かれている給与所得のみの方や、所得税の確定申告をした方は申告書の提出は不要です。

●所得のなかった方へ

所得がなかった方も、申告書を提出することにより非課税証明書の発行が可能となります。

また、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料などを算定する基礎資料となりますので、申告をお願いします。

●所得控除

所得控除について、主なものをご紹介します。

種類	内容
障害者控除	本人または同一生計配偶者その他の扶養親族のうちに、障がい者がいる場合 ①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・戦傷病者手帳を持っている方 ②成年被後見人など精神上の障害により物事を判断する能力を欠く常況にある方 ③65歳以上の方で、障がい者に準ずるものとして各地域福祉課で認定を受けた方 ④いつも病床にいて、複雑な介護が必要な方（引き続き6ヵ月以上の寝たきりの状態にある方等） ⑤原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ※障害者手帳による申請の場合は、手帳の提示（コピー提出可）をお願いします。 ※障害者控除対象認定書、登記事項証明書による申請の場合は、毎年提出が必要です。
医療費控除	本人または生計を一にする配偶者その他親族の医療費を前年中に支払った方 控除額＝（医療費－保険などで補てんされる金額）－（10万円または各種所得の合計額等の５％のどちらか少ない方の金額）ただし、控除の限度額は200万円です。 ※明細書の添付が必要です。
医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）	本人が、健康の保持増進や疾病予防のために健康診断を受診するなど一定の取組を行い、本人または生計を一にする配偶者その他親族のために、特定一般用医薬品等（以下、医薬品等）の購入費を支払った場合 控除額＝（支払った医薬品等の購入費－保険などで補てんされる金額）－１万２千円 ただし、控除の限度額は８万８千円です。また、上記の医療費控除との併用はできません。 ※明細書の添付が必要です。
ひとり親控除	現に婚姻していない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次に掲げる条件を全て満たす方 ①その者と生計を一にする前年の総所得金額等が48万円以下の子を有する。 ②前年の合計所得金額が500万円以下 ③事実上婚姻関係と同様の事情にある方がいない。
寡婦控除	現に婚姻しておらず、事実上、婚姻関係と同様の事情にある相手がいない方で、次のいずれかの条件に該当する方（ひとり親にあてはまる方を除く） ①夫と死別またはその生死が不明で、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と離別し、扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方
社会保険料控除	国民健康保険、国民年金、介護保険などの保険料を前年中に支払った方 ※国民年金保険料及び国民年金基金については、証明書の添付が必要です。

この他に、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、地震保険料控除、生命保険料控除、勤労学生控除、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、基礎控除などがあります。

パートのミニ知識　※令和6年度の内容です。

例　夫が会社員、妻がパートの場合

●妻に税金がかかりますか。

所得税

妻のパート収入が年間103万円以下ならかかりませんので、もし月々のパート収入から所得税が天引きされている場合、年末調整か確定申告で還付されます。

住民税

パート収入が年間100万円以下ならかかりません。

●夫は配偶者控除を受けられますか。

妻のパート収入が年間103万円以下かつ、夫の合計所得金額が1,000万円以下であれば、夫は配偶者控除が受けられます。ただし、夫の合計所得金額により控除額が異なります。

●夫は配偶者特別控除を受けられますか。

妻のパート収入が年間103万円超201万6千円未満かつ、夫の合計所得金額が1,000万円以下であれば、夫は段階的に最高38万円（住民税は33万円）までの配偶者特別控除が受けられます。

●寄附金控除

都道府県や区市町村・住所地の日本赤十字社や都道府県共同募金会・条例で指定した団体へ寄附した場合、税金から一定の割合で控除（基本控除）されます。なお、総務大臣の指定を受けた都道府県や区市町村への寄附（ふるさと納税）は基本控除に加え特例控除及び申告特例控除があります。申告特例控除は、ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合に限り控除されます。

●定額減税

令和６年度分の個人住民税において、定額減税を実施します。前年の合計所得金額1,805万円（給与収入のみの場合は給与収入2,000万円）以下の方を対象に、納税義務者、控除対象配偶者（※）及び扶養親族（国内居住者に限る。）１人につき１万円が納税義務者の個人住民税（所得割）から減税されます。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は、令和７年度分の納税義務者の個人住民税における減税の対象となります。

●納税

納税には、次の２つの方法があります。

▽**普通徴収**

自営業などの方を対象とした個人納付の方法を「普通徴収」といいます。毎年６月に、納税者本人に区から納付書などが送付されます。

◎**納期限**

第１期分＝６月末日、第２期分＝８月末日、第３期分＝10月末日、第４期分＝翌年の１月末日

◎**納付場所**

金融機関（銀行・信用金庫等）、ゆうちょ銀行・郵便局、区役所、特別出張所、コンビニエンスストア、MMK設置店及びスマートフォン決済※。

軽自動車税（種別割）については、普通徴収の納付場所に加え、共通納税（eL-QR）もご利用いただけます。

詳細は大田区ホームページまたは納税課収納推進担当にお問い合わせください。

※ご利用いただけるスマートフォン決済
au PAY、d払い、FamiPay、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行、楽天ペイ

▽**特別徴収**

◎**給与からの特別徴収**

サラリーマンなどの方を対象とした給与から天引きする方法を「給与からの特別徴収」といいます。税額は、「特別徴収税額通知書」により勤務先（特別徴収義務者）などを通じて、区から本人に通知します。勤務先では、６月から（令和6年度定額減税対象者は、7月から）翌年５月まで、毎月の給与から天引きした税額を区に納入します。納入期限は給与を支払った月の翌月10日です。

◎**公的年金からの特別徴収**

年金所得に係る住民税を年金支払い時に天引きする方法を「公的年金からの特別徴収」といいます。その年の４月１日現在に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方で、年金所得に対し住民税が課税となる方が対象となります。公的年金等支払者（特別徴収義務者）が年６回の年金支払い時に天引きして納税者に代わって納めます。

●口座振替

住民税の普通徴収分及び軽自動車税（種別割）のご納付は口座振替が便利です。

▽**申込用紙設置場所**　納税課・特別出張所窓口、大田区内の金融機関

※大田区ホームページからダウンロードすることもできます。

▽**キャッシュカードによる口座登録手続き**　お申し込み金融機関が、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、芝信用金庫、城南信用金庫、ゆうちょ銀行のいずれかの場合は、納税課窓口にキャッシュカードをお持ちください。すぐに金融機関の承認を得ることができ、その場で手続きが完了します。

手順は、以下のとおりです。

1　口座振替依頼書へ記入していただきます。
2　キャッシュカードで、金融機関へ照会します。
　（暗証番号を入力していただきます。）
3　口座登録手続き完了です。

▽問合先　納税課収納推進担当　☎5744-1205

●納税相談

納税が困難になったとき、そのままにしておきますと延滞金がついてしまうばかりでなく、差押などの滞納処分を受けることもあります。納期限どおりの納税ができなくなったときや、納税方法などについてのご相談はお早めにご連絡ください。分納などの方法もあります。

▽**納税相談窓口**　納税課整理担当（➡67P）

▽**夜間の納税相談窓口**　原則毎月第２・４木曜の19時まで、納税課へ電話またはお越しください。

▽**日曜の納税相談窓口**　10月から翌年３月までの年６回開催されます。開設日はお問い合わせください。

●減免制度

問合先　課税課（庶務・諸税）　☎5744-1192

生活保護を受けている方、災害などで生活が著しく困難になった方などは、住民税が減免となる場合があります。納期限までに申請してください。

軽自動車税（種別割）

問合先　課税課（庶務・諸税）　☎5744-1192

●納めていただく方

毎年４月１日現在に軽自動車、原動機付自転車等を所有している方に課税されます。４月２日以降に軽自動車等を譲渡または廃車されても、軽自動車税（種別割）の税率は定額であり、月割等による減額は行われませんので、その税金を全額納入いただきます。

●減免制度

生活保護を受けている方、障がいのある方などは、軽自動車税（種別割）が減免となる場合があります。納期限までに申請してください。

原動機付自転車等の登録・廃車

問合先　課税課（庶務・諸税）　☎5744-1192

新規登録、廃車、所有者の変更などは、すみやかに届け出てください。使用しない車をそのままにしておくと課税されます。届け出の窓口は次のとおりです。

軽自動車の種別	届出先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（フォークリフト、農耕作業用自動車等）	課税課（庶務・諸税）　☎5744-1192 （廃車については特別出張所でも可）
125ccを超えるオートバイ、軽二輪、小型自動二輪	東京運輸支局　登録部門 品川区東大井1-12-17　☎050-5540-2030
660cc以下の軽四輪	軽自動車検査協会　東京主管事務所 港区港南3-3-7　☎050-3816-3100

●普通自動車について

- 登録、廃車など
  東京運輸支局　☎050-5540-2030
- 自動車税、減免申請など
  東京都自動車税コールセンター　☎03-3525-4066

仮ナンバー（臨時運行許可）申請

問合先　課税課（庶務・諸税）☎5744-1192

車検切れなどの自動車の検査を受けるため、運輸支局などへ回送する仮ナンバーの申請を受付けしています。

税の証明

問合先　課税課（庶務・諸税）　☎5744-1192

●区で発行する税の証明

税の種類	証明書の種類	主な用途
特別区民税 都民税	• 課税（非課税）証明書 • 納税証明書	• 収入（所得）の証明などに使用 • 納付状況の証明に使用
軽自動車税 （種別割）	• 納税証明書（継続検査用、一般用）	• 継続検査用：軽自動車等の継続検査（車検）を受ける場合に使用 • 一般用：売買用や名義変更などに使用

●窓口申請による交付

■申請窓口

課税課、特別出張所、戸籍住民窓口
納税課（納税証明書のみ）

■お持ちいただくもの

▽**本人の場合**　本人確認ができる書類（運転免許証、保険証など）

▽**代理の場合**　委任状、代理の方の本人確認ができる書類（運転免許証、保険証など）

※ご家族の方であっても委任状が必要です。

委任状

令和○年○月○日

（宛先）
大田区長

住　　所　大田区蒲田5-13-14
委任者　氏　　名　○○○○印
生年月日　昭和○年○月○日生

私は、下記の者に、令和○年度（納税・課税・非課税）証明書の交付申請と受領を委任します。

住　　所　大田区蒲田5-13-14
代理人　氏　　名　○○○○
生年月日　昭和○年○月○日生

※①用紙は、便せんなどを使用してください。
②委任者の氏名は、直筆でお願いします。

●マイナンバーカードによるコンビニ交付

■発行できる証明書

特別区民税・都民税の課税（非課税）証明書及び納税証明書（いずれも今年度と過去２年度分）。

■対象者

区内在住で、証明年度に税の申告等をされた方で、マイナンバーカードをお持ちの方

※注）条件により、税証明書が取得できない場合があります。詳しくは、課税課（電話5744-1192）までお問合わせください。

●郵送申請による交付

郵送で交付申請ができます。ご使用になる前に、2週間程度の余裕をもって交付申請をしてください。申請の際、次のものを同封してください。なお、電子メールや電話、FAXでの申請は受け付けておりません。また、本人の申請が原則です。

①申請書は、区のホームページから申請書用紙をダウンロードできます。
②手数料　1通につき300円（定額小為替をご用意ください。）
③返信用封筒（ご自身の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの。）

▼**送り先**　〒144-8621　大田区蒲田5-13-14
大田区役所　課税課　（庶務・諸税）

保健、衛生

※年齢は年度末（3月31日）の時点の年齢です。

保健

相談、健診など

問合先　各地域健康課（➡25P）

●保健相談

保健師、歯科衛生士、管理栄養士が、保健に関する相談に応じています。

●医療相談

問合先　大田区医療相談窓口　☎6450-0321

看護師等が治療内容や区内診療所等に関する相談や苦情の受付を行います。

受付時間　月～金曜（祝日、休日、12月29日～1月3日を除く）
午前9時から午後5時

※治療行為における過失の判断や診療所との紛争の仲介、医療費に関することはご相談できません。

●健康教室

生活習慣病予防の正しい知識の啓発と、食事や運動などについての具体的な指導を児童館や町会・企業などに出張して行っています。

はねぴょん健康ポイント

問合先　健康づくり課　☎5744-1661

区内在住・在勤の18歳以上の方を対象に、スマートフォンの歩数計機能を活用した歩数、健診（検診）受診、イベント参加等でポイントがたまり、抽選で景品が当たります。台紙でも参加できます。

抽選応募予定期間
（アプリ）：5月、7月、9月、11月、1月、2月
（台　紙）：7月、11月、2月

健康診査

●特定健康診査・特定保健指導

問合先　国保年金課国保保健事業担当
☎5744-1393
健康づくり課
☎5744-1265

無料です。実施期間は、6月から翌年3月。

対象	40～74歳の大田区国民健康保険被保険者
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施し、健診結果により生活習慣改善の保健指導を行います。
受診方法など	特定健康診査は対象者にあらかじめ送付する受診票と被保険者証等、国保の資格がわかるものを実施医療機関に持参して受診してください。特定保健指導は対象者に利用案内を送付します。

※社会保険に加入の方（被扶養者の方含む）は、加入されている保険またはお勤め先の担当者へおたずねください。

●長寿健康診査

問合先　国保年金課後期高齢者医療給付担当
☎5744-1254
健康づくり課
☎5744-1265

無料です。実施期間は、6月から翌年3月。

対象	後期高齢者医療被保険者
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施します。
受診方法など	対象者にあらかじめ送付する受診票と被保険者証を実施医療機関に持参して受診します。

●大田区健康診査

問合先　健康づくり課　☎5744-1265

無料です。実施期間は、6月から翌年3月。

対象	40歳以上の生活保護受給中の方及び中国残留邦人等支援給付受給中の方
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施します。
受診方法など	対象者にあらかじめ送付する受診票を実施医療機関に持参して受診します。

●39歳以下基本健康診査

問合先　健康づくり課
☎5744-1265

有料です。実施期間、その他の要件は、区HPをご覧ください。

対象	18～39歳で、職場等での健診の機会のない方
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施します。
受診方法など	「39歳以下基本健康診査会場」の表示のある医療機関に受診票があります。実施医療機関に直接申し込んでください。

●成人歯科健康診査

問合先　健康づくり課
☎5744-1265

無料です。実施期間は、区報などでお知らせします。対象及び内容については、制度改正等により変更になる場合があります。

対象	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・80歳の方。ただし、職場で健診の機会のある方や歯科治療中の方を除く。
内容	歯周組織・現在歯・喪失歯の状況等 (76・80歳のみ、飲み込み等の検査有り)
受診方法など	対象者に送付する受診票を実施医療機関に持参して受診します。

●保健所肝炎ウイルス検査

問合先　感染症対策課
☎4446-2643

1回に限り無料です。感染症対策課へ電話で申し込んでください。

対象	区内在住の15歳～39歳。他の制度で同様の検査を受ける機会のある方はそちらを受診してください。なお、手術等を受ける際の事前検査として受けることはできません。
内容	問診、採血
受診方法など	区内の実施医療機関に保健所が発行する受診票を持参して受診します。

●アスベストフォローアップ検診

問合先　健康医療政策課
☎5744-1246

1年に1回に限り無料で受診できます。健康医療政策課へ電話で申し込んでください。

対象	仕事やアスベスト工場近くでアスベストを吸ったなど健康被害に不安がある方
内容	問診、胸部エックス線撮影
受診方法など	東京労災病院にて保健所が発行する受診票を持参して受診します。

●風しんの第5期予防接種

(令和6年度まで)

問合先　感染症対策課
☎4446-2643

対象	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
内容	抗体検査、MR(麻しん風しん混合)ワクチン予防接種
受診方法など	実施医療機関に、保健所が発行する無料クーポン券を持参してください。

がん検診など

問合先　健康づくり課
☎5744-1265

各種がん検診、骨粗しょう症検診及び眼科（緑内障等）検診は一部自己負担あり。（要件に該当する方は自己負担が免除になります。）実施期間等詳細は、区報・HPなどでお知らせします。

がん検診等の種類及び内容については、制度改正等により中止又は変更になる場合があります。

最新情報については、健康づくり課までお問合せください。

検診名	対象※	受診方法
胃がん	エックス線検査40歳以上※ 内視鏡検査50歳以上※	各医療機関へ直接申込 対象者にあらかじめ送付する受診券と被保険者証および自己負担金等を実施医療機関に持参し受診してください。受診票は実施医療機関にあります。 （女性のみ、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診は区内施設で実施する集団検診もあります。）
肺がん	40歳以上※	
大腸がん		
子宮頸がん	20歳以上※の女性	
乳がん	40歳以上※の女性	
喉頭がん	40歳以上※ （喫煙歴がある等の受診要件有）	
前立腺がん	60・65・70歳※の男性	
Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス	40歳以上※で一度も受けたことのない方	
骨粗しょう症	40・45・50・55・60・65・70歳※の女性	
眼科（緑内障等）	40・45・50・55・60・65・70歳※の方	

※対象年齢は当該年度の誕生日における年齢です。また、制度改正等により変更になる場合があります。
職場において同様の検診機会のある方及び当該がんの治療中又は、経過観察中の方は対象となりません。
また、当該部位を治療中の方は、問診・質問の結果、受診できない場合があります。

HIV・性感染症検査

問合先　感染症対策課
☎4446-2643

▽**対象**　HIVや梅毒などの性感染症の不安があり、感染症が心配される機会から60日以上経過した方
▽**会場**　蒲田地域庁舎
▽**申し込み方法**　HPより電子申請（先着）

※診断書の発行はできませんのであらかじめご了承ください。
※検査は匿名・無料です。

大田区もの忘れ検診

問合先　高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1268　Ⓕ5744-1522

無料です。実施期間、その他の要件は、区HPをご覧ください。

▽**対象**　区内在住で、年度内に①70歳・75歳に到達する方（受診券発送済）、②65歳～80歳（①を除く）のうち受診を希望する方（問合先へ電話の上、受診券を発送します）
▽**内容**　認知症の疑いの有無を検査します。
▽**受診方法など**　同封した「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を行い、希望する方は、実施医療機関に直接お申込みください。

医療費助成など

●妊娠高血圧症候群等医療費助成
問合先　各地域健康課（➡25P）
▽対象　妊娠高血圧症候群等で入院治療の必要がある妊産婦の方
一定の要件があります。くわしくはお問い合わせください。

●自立支援医療費（精神通院医療）
問合先　各地域福祉課（➡24P）
▽対象　精神障がいで通院医療を必要とする方

●結核患者医療費助成
問合先　感染症対策課
☎4446-2643
▽対象　結核の治療、入院を必要とする方

●ぜん息など大気汚染関連疾病医療費助成
問合先　健康医療政策課公害保健担当
☎5744-1246
▽対象　18歳未満で気管支ぜん息などにり患している方、一定の要件があります。くわしくはお問い合わせください。

●被爆者援護事務
問合先　各地域健康課（➡25P）
被爆された方及びその子への医療費助成制度です。

●原子爆弾被爆者見舞金
問合先　各地域福祉課（➡24P）
▽対象　被爆者健康手帳の交付を受けている方

●石綿（アスベスト）健康被害救済制度
問合先　健康医療政策課
☎5744-1246
アスベストが原因の肺がん、中皮腫、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺（アスベスト症）またはびまん性胸膜肥厚を発病された方、及びそれらが原因で亡くなられた方に対して、医療費、療養費の助成及び特別遺族弔慰金等の支給を行う制度です。

衛生

衛生に関する相談

問合先　生活衛生課
☎5764-0694

●飲料水の相談
受水タンクや浄水器などの給水設備の衛生管理についての相談に応じています。

●住まいの衛生や衛生害虫に関する相談
ネズミやハエ、蚊などの衛生害虫や、室内のカビ、空気の汚れなど、住まいの衛生の相談に応じています。

食品衛生に関する相談

問合先　生活衛生課
☎5764-0697
食中毒や食品に異物が入っていたなどの届出・相談に応じています。

犬の登録など

●犬の登録
問合先　各地域健康課（➡25P）
生後91日以上の犬には、法律により登録が義務付けられています。環境大臣の指定登録機関にマイクロチップの情報登録がない場合、各地域健康課へ届け出し、鑑札の交付を受けてください。登録内容に変更があったとき（飼い犬の死亡や引っ越しなど）も届け出が必要です。
環境大臣の指定登録機関にマイクロチップの情報登録がある場合、その情報登録が大田区への登録、マイクロチップが鑑札となるため、各地域健康課への届け出は不要です。登録内容に変更があったときも、環境大臣の指定登録機関に届け出が必要です。

●狂犬病予防注射
問合先　各地域健康課（➡25P）
飼い犬には年1回の狂犬病予防注射の接種と、注射済票の装着が義務付けられています。

●狂犬病予防定期集合注射
問合先　生活衛生課
☎5764-0670
毎年4月に区内の指定動物病院で実施しています。登録済みの犬の飼い主には、3月下旬に通知します。

動物に関する問い合わせなど

内容		問合先
犬にかまれた、飼い犬が人をかんだ		生活衛生課　☎5764-0670
猫の去勢、不妊手術料金の一部助成		
犬や猫がいなくなった 犬や猫を保護した		生活衛生課　☎5764-0670 各地域健康課（➡25P） 東京都動物愛護相談センター　☎3302-3507
公共の場所で、迷い犬や負傷した犬、猫などを見つけた		東京都動物愛護相談センター　☎3302-3507
犬や猫、カラス、鳩などの死体処理	私有地・私道など	各清掃事務所（➡140P）
	公共の場所など （管理者が処理します）	区道―各地域基盤整備課（➡25P）
		都道―各清掃事務所（➡140P）
		国道―国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所　☎3799-6315

公共の場所などの樹木の害虫

発生した場所によって連絡先が異なります。

●道路などの樹木

道路などの樹木に発生した害虫の駆除は、下表のところに連絡してください。

●区の公園の樹木

各地域基盤整備課公園管理担当（➡25P）に連絡してください。

発生場所		連絡先	電話
国道街路樹（第一・第二京浜国道）		国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所	☎3799-6315
都道街路樹、産業道路（都で管理） 環状七号線、八号線、中原街道など		東京都建設局第二建設事務所補修課街路樹担当	☎3774-8717
区道街路樹	大森地区	地域基盤整備第一課	☎5764-0631
	調布地区	地域基盤整備第三課	☎3726-4303
	蒲田・糀谷・羽田地区	地域基盤整備第二課	☎5713-2007
公営住宅内の樹木	区営住宅・区民住宅敷地内	大田区住宅管理センター	☎3730-7325
	都営住宅・都民住宅・公社住宅地内	東京都住宅供給公社お客様センター	☎0570-03-0072（都営・都民） ☎0570-03-0032（公社）
		※IP電話・PHSご利用の方	☎6812-1171
	ＵＲ住宅内	東京南住まいセンター	☎5427-5960

福　祉

介護保険制度

介護保険制度と問合先

介護保険制度は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支えあうための制度です。

40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部（1割、2割又は3割）を支払って介護サービスを利用するしくみです。

▽問合先一覧

要介護認定申請の手続に関すること	65歳以上の方：地域包括支援センター（➡79・80P） 40歳以上64歳以下の方：介護保険課
具体的な認定結果に関すること	大森、調布の各地域福祉課（➡24P） 介護保険課認定担当　☎5744-1478　Ⓕ5744-1551
介護保険事業計画に関すること	介護保険課計画担当　☎5744-1732　Ⓕ5744-1551

介護保険料について

問合先　介護保険課資格・保険料担当
☎5744-1491　Ⓕ5744-1551

▽65歳以上（第1号被保険者）の方

ご本人やご家族の特別区民税の課税状況及び所得に応じて、18段階の保険料になります（下表参照）。

納付方法は、年額が18万円以上の年金を継続して受給していて、日本年金機構（厚生労働大臣）等から大田区あてに通知がある場合は、年金支払い時（年6回）に差し引かれます。それ以外の方は、区から送付する納付書または口座振替により納めます。

▽40～64歳（第2号被保険者）の方

加入している医療保険ごとの算定方法により決められ、医療保険料と一括して徴収されます。

（令和6年度～令和8年度）

段　階	対象者	保険料（年額）
第1段階	①生活保護の受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ③中国残留邦人等支援給付の受給者 ④世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下	19,800円
第2段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円以下で、第1段階に該当しない	31,680円
第3段階	世帯全員が特別区民税非課税で、第1・2段階に該当しない	51,480円
第4段階	本人が特別区民税非課税（同じ世帯の方が特別区民税課税）で、本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下	63,360円
第5段階	本人が特別区民税非課税（同じ世帯の方が特別区民税課税）で、第4段階に該当しない	79,200円
第6段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円未満	87,120円
第7段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	99,000円
第8段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が210万円以上260万円未満	118,800円
第9段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が260万円以上320万円未満	126,720円
第10段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が320万円以上370万円未満	142,560円
第11段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が370万円以上420万円未満	150,480円
第12段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	158,400円
第13段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が520万円以上700万円未満	186,120円
第14段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	217,800円
第15段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	241,560円
第16段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	265,320円
第17段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満	289,080円
第18段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が3,500万円以上	312,840円

（注）※表中の「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る所得を除いた所得金額です。ただし、介護保険料の算定には給与所得が含まれている場合、給与所得から最大10万円を控除した金額を用います。
※表中の「合計所得金額」とは、年金や給与などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額の合計で、所得控除（扶養控除、医療費控除等）や損失の繰り越し控除をする前の金額をいいます。ただし、介護保険料の算定には租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、特別控除額を控除した後の金額を用います。
※公費による負担軽減強化の継続により、第1段階から第3段階の保険料率が軽減されています。

●介護保険料の納め忘れにご注意ください

▽保険料納付について…問合先　介護保険課収納担当
☎5744-1492　Ⓕ5744-1551
▽給付制限について…問合先　介護保険課収納担当
☎5744-1492　Ⓕ5744-1551
▽保険料減免について…問合先　介護保険課資格・保険料担当
☎5744-1491　Ⓕ5744-1551

- 介護保険料を1年以上滞納していると、「保険給付の支払い方法の変更」になります。
- 介護保険料を1年6か月以上滞納すると、「保険給付の一時差し止め」になります。
- 介護保険料を2年以上滞納すると、「保険給付の減額」及び高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

以上のように、介護保険料に滞納があると、サービスを利用する際にさまざまな制限を受けることになります。保険料の納め忘れがある場合は、すでにお送りしてある納付書で、区役所、各特別出張所またはお近くの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアなどで納めてください。お手元に納付書がないときは、介護保険課までご連絡ください。なお、災害などの特別な理由により生活が著しく困窮したときには、保険料の減免・猶予を受けることができる場合があります。

介護サービスを利用できる対象者

(1)第1号被保険者(65歳以上)で、要支援・要介護の認定を受けた方
(2)第2号被保険者(40歳から64歳)で、初老期における認知症、がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)、関節リウマチ、脳血管疾患などの老化が原因とされる16種類の特定疾病により要支援・要介護の認定を受けた方

なお、16種類以外の疾病による障がい者の方は、区の障がい者施策によるサービスが利用できますのでお問い合わせください。(障がい者に関する相談窓口　➡85P)

介護サービス利用までの流れ

介護保険によるサービスを利用するには、日常生活を営むうえで支援や介護が必要な状態かどうかの認定を受けることが必要です。

1　申　請	身体介護や生活援助を受けようとする本人またはそのご家族などが申請してください。申請すると「資格者証」と「負担割合証」を交付します。 ▽申請先　高齢者の相談窓口(➡79・80P)に申請してください。 ▽必要な書類など　要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、本人確認・マイナンバー確認書類 ※ただし、第2号被保険者の方は、加入している健康保険被保険者証を持参し、介護保険課または各地域福祉課に申請してください。
⬇	
2　訪問調査	区の職員または介護支援専門員等が、申請者の自宅や入院先の病院などを訪問し、心身の状況について本人やご家族の方から聞き取り調査を行います。
⬇	
3　審　査	コンピュータによる一次判定、主治医の意見書、介護認定審査会の審査などを経てどのくらいの介護が必要なのかを専門家が判定します。
⬇	
4　認　定	自立とみなされる非該当、要支援1～2、要介護1～5の8区分の認定をします。
⬇	
5　結果の通知	申請者の要介護状態区分、認定の有効期間などが記載された「認定審査結果」と「介護保険被保険者証」を送付します。
⬇	
6　介護サービス計画(ケアプラン)の作成	自分にあった介護(予防)サービスを利用するためにケアプランを作成します。ケアプラン作成費用は全額保険から給付されるので、自己負担はありません。 ▽要支援1～2…担当の地域包括支援センター(➡79・80P)に作成を依頼してください。 ▽要介護1～5…居宅介護支援事業者に作成依頼をしてください。 その後、居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書を介護保険課給付担当に提出してください。

自立	介護保険の対象にはなりませんが、大田区が行う介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業等)を利用できます。高齢者の相談窓口(➡79・80P)にご相談ください。

介護サービスの種類

家庭で利用するサービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、利用者が単身もしくは家族等が障がいや疾病等の場合、またはやむを得ない事情があり家事が困難な場合に、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行います。
	訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり床ずれの手当てなどを行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、自立のために必要なリハビリテーションを行います。
	訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行います。看護師などが健康チェックも行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。
通所や短期間入所して利用するサービス	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター(定員19名以上の日帰り介護施設)などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作の訓練、レクリエーションなどが受けられます。
	通所リハビリテーション (デイケア)	医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどが受けられます。
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期間(1週間程度)施設に宿泊しながら介護や機能訓練などが受けられます。福祉施設へ入所する「生活介護」と医療系の施設へ入所する「療養介護」があります。
生活上の負担を軽減するサービス	福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、歩行器、床ずれ防止用具などを貸与利用できます。
	福祉用具購入費の支給	入浴補助用具、腰掛便座、簡易浴槽などの購入費を支給します。1年につき10万円を上限として、原則9割、8割または7割が保険から支給されます。
	住宅改修費支給	手すりの取付けや段差解消のスロープ設置、引き戸への扉の取替えなど、小規模な改修を行う場合に、その改修費を支給します。20万円を上限として、原則9割、8割または7割が保険から支給されます。
施設に入所して受けるサービス	特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入所している高齢者等が、日常生活の支援や介護などが受けられます。
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者等が入所し、健康管理や機能訓練、日常生活の介護などが受けられます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、治療よりは看護や介護が必要な高齢者等が入所し、医学的な管理の下で日常生活の介護や機能訓練が受けられます。
	介護医療院	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、毎月定額で複数回・短時間の定期訪問や随時の訪問介護・看護が受けられます。
	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じ訪問のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて、多機能なサービスが毎月定額で受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護	通所を中心に訪問(介護・看護)、泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスが毎月定額で受けられます。
	夜間対応型訪問介護	夜間に安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
	地域密着型通所介護	デイサービスセンター(定員18名以下の日帰り介護施設)などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作の訓練、レクリエーションなどが受けられます。
	認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、少人数で共同生活する住宅です。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた定員29名以下の介護専用型有料老人ホームに入所している高齢者等が、健康管理や日常生活の介護などが受けられます。

※サービスの対象には、要介護度等によって限定されるものがあります。

居宅サービスの支給限度額について

問合先　介護保険課給付担当
☎5744-1622　Ⓕ5744-1551

要介護状態区分毎の月額在宅サービス（訪問通所サービス、短期入所サービス、福祉用具貸与）には、支給限度額があります。

利用者自己負担額について

問合先　介護保険課給付担当
☎5744-1622　Ⓕ5744-1551

利用者は、利用したサービス費用の原則1割、2割または3割を自己負担します。ショートステイ及び施設サービスを利用する場合は、食事代、居住費及び日常生活費なども自己負担となります。「福祉用具購入費」と「住宅改修費」については、79ページをご覧ください。

●利用者負担の軽減制度

軽減の種類	問合先
①高額介護サービス費の支給 ②高額介護サービス費などの貸付 ③高額医療合算介護サービス費の支給 ④居住費（滞在費）と食費の負担限度額認定制度 ⑤特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する利用者負担額減額、免除 ⑥生計困難者に対する利用者負担額軽減制度 ⑦災害などによる利用料の減免 ⑧境界層措置 ⑨認知症高齢者グループホーム家賃等軽減制度	介護保険課　給付担当 ☎5744-1622 Ⓕ5744-1551

高齢者の方へ

相談窓口

●地域包括支援センター

区では、区内23か所の地域包括支援センターで高齢者に関するご相談に応じています。社会福祉士等専門職がお話を聞き、必要に応じて自宅に伺って、適切な保健福祉サービスが受けられるよう支援します。介護保険の認定申請、総合事業のご相談、各種申請代行等を行います。

お住まいの地域		地域包括支援センター	所在地	電話番号 FAX
特別出張所名	担当区域			
大森西	大森西1～7丁目	地域包括支援センター大森	大森西2-16-2 区民活動支援施設大森〔こらぼ大森〕内	☎5753-6331 Ⓕ5753-6332
	大森中1丁目1～21、2丁目1～12・19～24、3丁目1～5・9～36、大森東1～3丁目、大森本町1丁目9～11、2丁目及び平和の森公園	地域包括支援センター平和島	大森東1-31-3-105 大森東地域センター内	☎5767-1875 Ⓕ5767-1876
入新井	特別出張所管内	地域包括支援センター入新井	大森北3-24-27 入新井老人いこいの家内 〔令和6年度中に移転予定〕 大森北4-6-7 大森北四丁目複合施設2階	☎3762-4689 Ⓕ3762-7465
馬　込	北馬込、中馬込、西馬込の全域、東馬込1丁目1～32、南馬込1丁目1～4・6・7	地域包括支援センター馬込	中馬込1-19-1-101	☎5709-8011 Ⓕ5709-8014
	山王4丁目11～20、東馬込1丁目33～50、2丁目、南馬込1丁目5、8～60、南馬込2～5丁目及び馬込特別出張所管内の南馬込6丁目	地域包括支援センター南馬込	南馬込3-13-12	☎6429-7651 Ⓕ6429-7652

お住まいの地域		地域包括支援センター	所在地	電話番号 FAX
特別出張所名	担当区域			
池　上	特別出張所管内	地域包括支援センター 徳持	池上7-10-5	☎5748-7202 Ⓕ5748-7232
新井宿	山王3丁目、山王4丁目1～10・21～33、中央1～4丁目	地域包括支援センター 新井宿（大森医師会）	中央1-21-6 新井宿特別出張所2階	☎3772-2415 Ⓕ3772-2472
嶺　町	特別出張所管内	地域包括支援センター 嶺町	田園調布本町7-1 嶺町特別出張所2階	☎5483-7477 Ⓕ5483-7488
田園調布	特別出張所管内	地域包括支援センター 田園調布	田園調布1-30-1 田園調布特別出張所2階	☎3721-1572 Ⓕ5755-5707
鵜の木	特別出張所管内	地域包括支援センター たまがわ	下丸子4-23-1 特別養護老人ホームたまがわ内	☎5732-1026 Ⓕ5732-1027
久が原	特別出張所管内	地域包括支援センター 久が原	仲池上2-24-8 特別養護老人ホーム池上となり	☎5700-5861 Ⓕ5700-5841
雪　谷	特別出張所管内	地域包括支援センター 上池台	上池台5-7-1 特別養護老人ホーム好日苑内	☎3748-6138 Ⓕ3748-6139
千　束	特別出張所管内	地域包括支援センター 千束（田園調布医師会）	北千束2-35-8 千束特別出張所内	☎3728-6673 Ⓕ3728-6735
六　郷	南六郷1～3丁目 東六郷1～3丁目 仲六郷1～4丁目 南蒲田2丁目23・28～30	地域包括支援センター 六郷	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター2階	☎5744-7770 Ⓕ5744-7780
	西六郷1～4丁目	地域包括支援センター 西六郷	西六郷3-1-7 プラウドシティ大田六郷1階	☎6424-9711 Ⓕ6424-9661
矢　口	特別出張所管内	地域包括支援センター やぐち	矢口1-23-12　特別養護老人ホームゴールデン鶴亀ホーム内	☎5741-3388 Ⓕ3758-4411
蒲田西	多摩川1丁目8～10番、11番1～8号、12～14番、西蒲田1～8丁目、東矢口1丁目、東矢口2丁目1～17番	地域包括支援センター 西蒲田	西蒲田7-49-2 社会福祉センター7階	☎5480-2502 Ⓕ5480-2503
	新蒲田1～3丁目、多摩川1丁目1～7番、11番9～20号、15～36番、多摩川2丁目、東矢口2丁目18～20番、東矢口3丁目	地域包括支援センター 新蒲田	新蒲田1-18-16 新蒲田一丁目複合施設3階	☎6715-9731 Ⓕ6715-9732
蒲田東	東蒲田1～2丁目　蒲田1～3丁目、5丁目	地域包括支援センター 蒲田	蒲田2-8-8 特別養護老人ホーム蒲田内	☎5710-0951 Ⓕ5710-0953
	南蒲田1・3丁目、南蒲田2丁目1～22、24～27、蒲田本町1～2丁目、蒲田4丁目及び蒲田東特別出張所管内の西糀谷1丁目	地域包括支援センター 蒲田東	蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア1階	☎5714-0888 Ⓕ5714-0880
大森東	特別出張所管内	地域包括支援センター 大森東	大森南4-9-1 大森東特別出張所2階	☎6423-8300 Ⓕ6423-8350
糀　谷	特別出張所管内	地域包括支援センター 糀谷	西糀谷2-12-1 特別養護老人ホーム糀谷内 ［令和6年度中に移転予定］ 東糀谷1-19-21 東糀谷老人いこいの家内	☎3741-8861 Ⓕ3741-8867
羽　田	特別出張所管内	地域包括支援センター 羽田	羽田1-18-13 羽田地域力推進センター2階	☎3745-7855 Ⓕ3745-7032

▽**窓口開設時間**　平日：午前9時～午後7時、土曜：午前9時～午後5時（日曜、休日、12月29日～1月3日は休み）
窓口開設時間外は、高齢者ほっとテレフォン☎3773-3124（平日：午後5時～翌日午前8時30分。土・日曜、休日、12月29日～1月3日：24時間受付。）をご利用ください。

※問合先がご不明の場合は、高齢福祉課高齢者支援担当へ　☎5744-1250　Ⓕ5744-1522

健康

●一般介護予防事業

問合先　高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1624　Ⓕ5744-1522

高齢者の心身の健康を維持するために、「いきいき公園体操」「認知症予防体操」「ポールウォーク」等、様々な教室を行います。

●高齢者インフルエンザ予防接種

問合先　感染症対策課
☎4446-2643　Ⓕ5744-1524

区内に住所を有する65歳以上の方及びその他法令で指定されている方を対象に、10月1日から1月31日の間実施しています。対象の方に予診票を郵送します。

●高齢者新型コロナワクチン接種

問合先　感染症対策課
☎4446-2643　Ⓕ5744-1524

区内に住所を有する65歳以上の方及びその他法令で指定されている方を対象に、令和6年秋ごろ実施を予定しています。

●高齢者用肺炎球菌予防接種

問合先　感染症対策課
☎4446-2643　Ⓕ5744-1524

区内に住所を有する方で、接種日現在満65歳の方及びその他法令で指定されている方で過去に肺炎球菌（23価）の予防接種を受けたことが無い方を対象に実施しています。
対象の方に予診票を郵送します。

ホームヘルプなど

問合先　地域包括支援センター（➡79・80P）

●家族介護者支援ホームヘルプサービス

居宅で介護している家族を支援するために、身体介護や生活援助のためのヘルパーを派遣します。区内に住所を有し、かつ居住する、要介護3から5の認定を受けている方で、家族により居宅で介護を受けている方が対象です。

利用は、1回につき1時間単位で、年間24時間までです。利用者負担額は1割です。（生活保護受給者は負担なし）

●大田区高齢者緊急ショートステイ事業

65歳以上の方が、家庭で一時的に生活することが困難となった場合に、施設に宿泊し日常の生活の支援を受けることができます（65歳未満の初老期認知症に該当する方を含む）。要支援・要介護認定を受けた方が介護者の急病等緊急の要件で家庭で一時的に生活することが困難となった場合の利用については、担当のケアマネージャーにご相談ください。

訪問相談など

問合先　地域包括支援センター（➡79・80P）

●ねたきり高齢者訪問歯科支援

歯や入れ歯の具合、食べる機能（飲み込みにくい、むせるなど）について不安がある、在宅でねたきり、またはこれに準ずる状態にあるおおむね65歳以上の方で、歯科医療機関への通院が困難な方が対象です。歯科衛生士が訪問して口腔の状態などを確認した後、ご希望に応じて歯科医師が訪問診査を行います。診査の結果、治療を受ける場合は、健康保険の自己負担等が必要です。

●在宅高齢者等訪問相談

在宅で心身が虚弱状態にある方及びその家族に対し、運動、栄養、口腔に関することや介護者の健康について、保健師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士などが訪問して相談に応じます。

給付・貸与

問合先　地域包括支援センター（➡79・80P）

●出張理美容サービス

65歳以上で、要介護3相当以上かつねたきり、またはこれに準ずる状態にある方に対し、自宅に理・美容師が訪問して整髪を行います。

●健康回復事業

65歳以上で、要介護３相当以上かつねたきり、またはこれに準ずる状態にある方、及びその方を在宅で介護されているご家族に対し、自宅または治療院ではり、きゅう、マッサージを行います。

●寝台自動車利用料金助成

65歳以上で、要介護３相当以上かつねたきり、またはこれに準ずる状態にあり、寝台車以外に移動の手段をもたない方に、病院への通院・入退院、ショートステイなどで利用するときに寝台自動車の料金の一部を助成します。（車いすでのご利用はできません。）

●紙おむつ等の支給

区内に住所を有し、かつ現に居住し、介護保険要介護3から5と認定され、失禁のためおむつを必要とする方、要介護1・2と認定され、傷病により医師が紙おむつを必要と認めた方に、450点（1点10円）までの紙おむつを支給します。要介護認定を受けていない場合でも、65歳以上で病院に入院し要介護状態で紙おむつが必要な方は、支給対象になる場合があります。

区が支給する紙おむつを使用できない病院に入院している方に対しては、1か月につき4,500円を限度におむつ代の助成をします。助成は申請月からです。申請月より前に遡って助成することはできません。

ただし、生活保護を受けている方、中国残留邦人等支援を受けている方、障害者総合支援法の日常生活用具の紙おむつの給付などを受けている方、介護保険施設に入所している方等は除きます。

●救急代理通報システム

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、世帯全員が住民税非課税であり、疾病等のために日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方が対象です。病気などの緊急事態に陥ったとき、胸にかけたペンダント型無線発報器などを用いて、区の受託事業者の受信センターに通報することにより、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆けつけます。火災監視については、選択できますのでご相談ください。

●補聴器購入費助成

住民税非課税世帯の65歳以上で耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認めた方に、補聴器を購入する費用について、35,000円を上限に助成します（ただし、聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は除きます）。

●いきいき高齢者入浴事業

問合先　高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1252　Ⓕ5744-1522

年度内に満70歳以上に到達する方に、年に36回、1回200円の自己負担で、また年1回無料で公衆浴場が利用できる入浴証を発行します。

住まいに関する助成等

●高齢者住宅改修費の助成（介護保険で要介護・要支援と認定された方）

問合先　地域包括支援センター（➡79・80P）

65歳以上の高齢者で、介護保険で要介護・要支援と認定された方で、在宅生活を続ける上で住宅の改修が必要と認められる方に費用を助成します。

住宅改修の内容は、浴槽、流し、洗面台、便器などの取り替え及び付帯工事です。利用者負担額は改修に要する費用または限度額のうち、低い額の1割、2割または3割です（介護保険の負担割合に準じます。生活保護受給者は負担なし）。内容ごとに助成限度額があります。必ず事前にご相談ください。

●住宅リフォーム助成

問合先　住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
☎5744-1343　Ⓕ5744-1558

区内に主たる事業所（本社）がある中小事業者に区が定めるリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。工事開始前に事前申込（仮申請）の手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

●住宅確保支援事業

問合先　住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
☎5744-1343　Ⓕ5744-1558

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上と60歳以上の者のみの世帯に対して、住宅探しを支援します。

①協力不動産店リストの提供
②賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成
③保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成
④緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成
⑤入居者死亡保険加入費（残存家財（遺品）整理等を補償内容に含むもの）の一部助成

（②～⑤は支給要件あり。⑤は65歳以上の単身者または65歳以上の単身者を新規に入居させた賃貸人及び管理会社に限る。）

●生活支援付すまい確保事業

問合先　高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1449　Ⓕ5744-1522

住宅確保支援事業で民間賃貸住宅の入居契約に至らなかった高齢者に対して、すまいの確保と入居後の安心を支援します。

区内に引き続き1年以上居住している65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯が対象です。

▽物件探しのお手伝い
▽入居後の安否確認
▽家主等からの相談対応

●転居一時金助成

問合先　住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
☎5744-1343　Ⓕ5744-1558

区内の民間賃貸住宅に3年以上（火災等により居住できない場合を除く）居住する65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上と60歳以上の者のみの世帯に対して区内に転居する場合に転居費用の一部を助成します（事前申請・所得制限あり）。ただし、家主等が転居のための費用を負担する場合を除きます。

次のいずれかに該当すること。

▽現に居住している賃貸住宅（現住所）の取壊しや、家主の都合による契約更新拒否で立ち退きを要求されている。
▽現住居の築年数がおおむね30年以上経過しており、かつ、専用トイレ又は専用台所がない等の住宅に居住している
▽現住居が火災等の非常事態のため、居住を継続することが困難であると認められる
▽高齢者世帯のうち、主たる生計維持者の死亡により、世帯の所得が著しく減少したことにより、現住居より低額な家賃の民間賃貸住宅へ1年以内に転居する単身高齢者

高齢者向け住宅

問合先　高齢者住宅管理窓口
☎5744-1346　Ⓕ6428-6973

区内に引き続き3年以上居住している65歳以上の単身者または二人世帯（60歳以上の二親等内の親族、配偶者または東京都パートナーシップ宣誓制度のパートナーシップ関係の方と世帯を構成し、その期間が1年以上経過していること）の方が、住宅に困っている場合、以下の高齢者向け住宅があります。

●高齢者アパート

住宅に困っている高齢者に、生活の安定を図ることを目的とし、区が民間から借り上げたアパートを提供しています。

高齢者住宅管理窓口で随時申し込みを受け付けています。

●シルバーピア

高齢者の生活に配慮した安全で利便性の高い住宅です。緊急時の対応や日常生活の相談にも応じられるよう生活協力員が居住又は派遣されています。

申込用紙は、募集期間に高齢者住宅管理窓口と特別出張所で配布します。募集期間などは区報等でお知らせします。

住宅募集の優遇

●都営住宅

問合先　東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
☎3498-8894
テレフォンサービス
☎6418-5571

都営住宅に申込みの際、当選率が高くなる、甲優遇(公害病認定患者、難病患者など)及び乙優遇(生活保護受給世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯など)の制度を設けています。

●区営住宅

問合先　大田区住宅管理センター
☎3730-7325

区営住宅に申込みの際、当選率が高くなる、優遇(心身障がい者、公害病認定患者、難病患者、DV被害者世帯、犯罪被害者世帯、若年ファミリー世帯など)の制度を設けています。

くらしに関するサービス

●助っ人サービス

問合先　(福)大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター
☎5703-8230　Ⓕ3736-5590

地域の絆サポーターが、電球の交換や季節の衣類の出し入れ等のちょっとした困りごとを、単発でサポートします。

※ご家庭にサポートできる方がいない65歳以上の方が対象となります。

▽**費用**　利用料300円(20分以内)

●地域のボランティアによる食事サービス

問合先　(福)大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター
☎3736-5555　Ⓕ3736-5590

65歳以上の方や障がい・要介護認定のある方で、世帯の状況により食事の準備に支障がある方に、地域のボランティアが定期的に食事をお届けしている団体を紹介します。費用は一食当たり500～700円です。

●緊急通報サービス紹介事業

問合先　(福)大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター
☎5703-8230　Ⓕ3736-5590

区内在住の65歳以上または心身に障がいのある方に、自宅内での緊急時に通報ボタンを押すと緊急連絡先への通報や、警備員の駆け付け等の対応をする業者を紹介します。緊急時以外でも、健康や医療の相談にもお応えします。

▽**利用料**　月額2,750円～

見守りサービス

●ほほえみ訪問事業

問合先　(福)大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター
☎5703-8230　Ⓕ3736-5590

65歳以上の方または心身に障がいのある方へ、地域の絆サポーターがひと月に2回程度訪問し、玄関先でのあいさつや会話を通して安否確認や地域の情報を提供します。

※この訪問は、ご本人の了承を得て行います。絆サポーターはお部屋の中へはあがりません。

▽**費用**　無料

●ひとり暮らし高齢者の登録

問合先　地域包括支援センター(➡79・80P)

65歳以上のひとり暮らしで、同一敷地内又は隣地に配偶者又は三親等以内の血族がいない方が登録できます。登録者のうち70歳以上の方には、区内の福祉理美容店で使用できる補助券を1年に2枚支給します。

※普通調髪の場合の自己負担額は1,000円です。

●見守りキーホルダー登録

問合先　地域包括支援センター(➡79・80P)

区内にお住まいの65歳以上の高齢者の方に、緊急連絡先や医療情報等をあらかじめ区に登録していただくことで、緊急時に備えるものです。登録された方には、登録番号が入ったキーホルダーをお渡しします。希望する方には、カード、シール、衣服に貼るアイロンシールをお渡しします。登録者には年に1回、誕生月に登録情報の更新をお願いしています。

●高齢者見守りメール

問合先　高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1250　Ⓕ5744-1522

ご家族からの依頼により、行方不明となった認知症などの高齢者の情報を、事前に登録いただいた協力員のスマートフォン等に配信し、可能な範囲で捜索のご協力を呼びかけます。

敬老祝金等

●米寿お祝いメッセージカード贈呈

問合先　各地域福祉課（➡24P）

年度内に満88歳の誕生日を迎える方に、お祝いメッセージカードを敬老の日前後に贈呈します（8月15日現在かつ贈呈時に大田区に住所を有する方）。

●百歳以上長寿者祝金

問合先　高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1430　Ⓕ5744-1522

年度内に満100歳の誕生日を迎える方に30,000円、8月15日現在区内男女最高齢の方に50,000円を、敬老の日前後に贈呈します（ともに8月15日現在かつ贈呈時に大田区に住所を有する方）。

●敬老の日お祝いメッセージカード贈呈

問合先　（福）大田区社会福祉協議会
☎3736-2023　Ⓕ3736-2030

▽事業内容等

区の敬老祝金贈呈と同時に、小学生が作成したお祝いメッセージカードを贈呈します。

▽対象者

８月15日現在かつ贈呈時に大田区に住所を有し、次に該当する方

①年度内に満100歳の誕生日を迎える方
②８月15日現在区内男女最高齢の方

社会参加・生涯学習

●シニアクラブ

問合先　高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1252　Ⓕ5744-1522

シニアクラブは、老後の生活を健全で豊かなものにするため、地域の高齢者が自主的に集まり、ボランティア、健康増進、生きがいを高めるための活動を行っている会員組織の団体です。区ではシニアクラブに助成金を交付しています。（個人が加入申込するときは各クラブへ）

●シルバーパス

問合先　一般社団法人東京バス協会
☎5308-6950

満70歳以上の都民の方（寝たきりの方は除く）は都内民営バス（19社）、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、八丈町営バス、三宅村営バスがご利用できる東京都シルバーパスを20,510円（４月～９月交付時には10,255円）で購入できます。また、住民税が「非課税」の方や、住民税が「課税」であっても前年の合計所得額が135万円以下の方は1,000円で購入できます。

ご購入の際はどちらも必要書類を持参のうえ、東京都内のバス営業所等でお申し込みください。必要書類の詳細やご不明な点は、上記のシルバーパス専用電話にお問い合わせください。

老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）

問合先　高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1252　Ⓕ5744-1522

60歳以上の区内在住または在勤の方が、教養の向上・レクリエーションの場として、無料で利用できる施設です。元気維持と介護予防を目的に各種事業を行っています。詳細は各施設にお問い合わせください。

▽利用時間　午前9時～午後5時
▽休館日　祝日（敬老の日を除く）、12月29日～1月3日、日曜

シニアステーション事業

問合先　高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1250　Ⓕ5744-1522

元気維持・介護予防の機能と、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能との連携により、高齢者の元気維持や介護予防、社会参加から最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供する事業です。馬込地区、嶺町地区、田園調布地区、千束地区、蒲田西地区、羽田地区、糀谷地区の7地区で実施しています。

施設名	住所	電話番号
馬込	中馬込1-19-1-101	5709-8011
南馬込	南馬込3-13-12	6429-7651
東嶺町	東嶺町20-4	3753-3008
田園調布	田園調布2-58-5	6715-6900
田園調布西	田園調布4-44-9	3721-8066
千束	北千束2-35-8 千束特別出張所内	6451-7660
新蒲田	新蒲田1-18-16 新蒲田一丁目複合施設3階	6715-9731
羽田	羽田1-18-13 羽田地域力推進センター2階	3745-7855
糀谷※1	西糀谷4-29-16-202	6423-7033

※シニアステーション糀谷では、おおむね55歳以上の方（プレシニア）を対象とした就労支援事業、社会参加活動支援事業も行っています。（➡124P）
※令和6年度中にシニアステーション入新井を開設予定
所在地：大森北4-6-7 大森北四丁目複合施設2階

区内の高齢者福祉施設

高齢者福祉施設には、地域包括支援センター、老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）、シニアステーションのほか、軽費老人ホーム（B型）、都市型軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター等があります。

各施設の住所と電話番号は、ダイヤルガイド（➡133・134・140・141・142P）をご覧ください。

障がい者支援

相談窓口

●各地域福祉課

問合先は24ページをご覧ください。

●障がい者総合サポートセンター

問合先　相談支援部門

☎5728-9433　Ⓕ5728-9437

全ての障がいに関する各種相談、障がい者虐待防止に関すること、専門職による相談等を行っています。

障害福祉サービス

障害者総合支援法のもとでは、障がいの種類や年齢によらない共通の福祉サービスが、身近な地域において受けられるようなしくみになっています。なお、介護保険サービスが利用できる場合は、介護保険が優先となります。

●利用までの流れ

①相談・申請	「相談窓口」へご相談ください。
⬇	
②サービス等利用計画案の作成依頼	指定相談支援事業所へ作成を依頼してください。
⬇	
③同行援護アセスメント調査	同行援護を希望するときのみ必要です。
⬇	
④聴き取り調査（心身の状況に関する80項目調査）	心身の状態をお伺いします。全国共通の調査項目により行われています。
⬇	
⑤障害支援区分の認定（審査会での審査・判定）	④の調査結果と医師の意見書をもとに認定します。
⬇	
⑥サービス利用意向調査	サービスの内容、利用目的等具体的な意向を伺います。
⬇	
⑦サービス等利用計画案の提出	②で作成した計画案を提出してください。
⬇	
⑧支給（給付）決定※	①～⑦の結果を踏まえて、給付の要否を決定します。支給決定されると、受給者証が交付されます。
⬇	
⑨サービス等利用計画の作成	②を作成した指定特定相談支援事業者に、サービス等利用計画の作成を依頼してください。
⬇	
⑩利用計画・サービス利用・利用者負担額の支払	指定障害福祉サービス事業者等と利用契約を結び、サービスの利用を開始します。利用後に、利用者の支払い能力に応じた利用者負担額をお支払いください。

希望するサービスによって、流れは以下のとおりとなります。

- 介護給付費（同行援護を除く）…①、②、④～⑩
- 同行援護…①～③、⑥～⑩
- 訓練等給付…①、②、④、⑥～⑩
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）…①、②、④、⑥～⑩

※訓練等給付のうち「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援Ａ型」については、２か月以内の暫定支給経過後に、サービスが適正か判断して本支給決定を行います。

●サービスの内容

障害福祉サービス（介護給付）

サービスの名称	内　　容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯などの家事援助、通院等介助を行います。
重度訪問介護	肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。
生活介護	常に介護が必要な人に、主として昼間において施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
施設入所支援	主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

障害福祉サービス（訓練等給付）

サービスの名称	内　　容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援などを行います。
就労継続支援 （A型（雇用型）、B型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
自立生活援助	施設を利用していた人が、一人暮らしをはじめたときに、生活や健康などに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、又は、一人暮らし等への移行を希望する入居者について、一人暮らし等への移行及び移行後の定着に関する相談その他日常生活上の援助を行います。

地域相談支援

サービスの名称	内　　容
地域移行支援	施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行います。

障害児通所支援サービス

問合先　障害福祉課認定・給付担当
☎5744-1316　Ⓕ5744-1555

児童福祉法に基づき、心身の発達に何らかの心配や障がいのあるお子さんの発達を支援する療育事業です。

サービスの詳細や利用を希望される場合は、お問い合わせください。

サービスの名称	内　　容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児について、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

手帳・手当

●身体障害者手帳

問合先　各地域福祉課（➡24P）

身体に障がいがある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。各種の更生援護を受けるための前提となります。

障がいの程度により1～7級にわかれています（ただし、肢体不自由の7級単独では手帳は交付されません）。

●愛の手帳（療育手帳）

（1）問合先　　各地域福祉課（➡24P）
（2）判定
18歳未満…品川児童相談所
☎3474-5442　Ⓕ3474-5596
所在地　品川区北品川3-7-21
18歳以上…東京都心身障害者福祉センター
☎3235-2961　Ⓕ3235-2968
所在地　新宿区神楽河岸1-1

知的障がいのある方が、いろいろなサービスを受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合判断し、1度～4度に該当すると認められた場合に交付されます。

●精神障害者保健福祉手帳

問合先　各地域福祉課（➡24P）

精神障がいを有する方のうち、精神障がいのため長期間、日常生活または社会生活への制約がある方。

障がいの程度により1～3級にわかれています。

●東京都重度心身障害者手当

問合先　障害福祉課障害者支援
☎5744-1251　Ⓕ5744-1555
各地域福祉課（➡24P）

▽**対象**　次のいずれかに該当する方（ただし、所得基準超過者、施設に入所または、3か月を超えて入院している場合は対象となりません。また、65歳以上の方は新規の申請はできません。）

①重度の知的障がいで、日常生活において常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある方
②重度の知的障がいと重度の身体障がいが重複している方
③重度の肢体不自由で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ座っていることが困難な障がいのある方

▽**手当額**　　月額60,000円

●大田区心身障害者福祉手当

問合先　障害福祉課障害者支援
☎5744-1251　Ⓕ5744-1555
各地域福祉課（➡24P）

▽対象　次に該当する在宅の方

年齢	障がいの程度	手当月額
20歳以上	身体障害者手帳1～2級	17,500円
	愛の手帳1～3度	
	脳性まひ・進行性筋萎縮症	
	☆特殊疾病（難病）など	12,000円
0歳～20歳未満	身体障害者手帳1～2級	4,500円
	愛の手帳1～3度	
	脳性まひ・進行性筋萎縮症	
	☆特殊疾病（難病）など	
0歳～	身体障害者手帳3級	
	愛の手帳4度	
	精神障害者保健福祉手帳1級	

☆小児慢性特定疾病受給者証が交付された方についても、この手当の対象になる場合がありますので、ご相談ください。

▽支給対象外
1　所得基準を超過した方（20歳未満は受給者本人及び保護者の所得）
2　施設に入所している方
3　65歳以上の新規申請の方

●特別障害者手当

問合先　障害福祉課障害者支援
☎5744-1251　Ⓕ5744-1555
各地域福祉課（➡24P）

▽対象　20歳以上で、精神または身体に重度の障がいがあるため日常生活に常時特別の介護を必要とする方で、該当する方（専用の診断書による判定があります）障害者手帳を所持していなくても、重度の障害が認められれば対象となる場合があります。該当する方（ただし、所得基準超過者、施設に入所または、3か月を超えて入院している場合は対象となりません）

▽手当額　月額28,840円（令和6年4月現在）

●障害児福祉手当

問合先　障害福祉課障害者支援
☎5744-1251　Ⓕ5744-1555
各地域福祉課（➡24P）

▽対象　20歳未満で、重度の障がいがあるため日常生活に常時介護を必要とする方で、障がいの程度が次のいずれかに該当する方（ただし、所得基準超過者、施設に入所または、本人が障がいを理由とする公的年金を受けている場合は対象となりません）
①身体障害者手帳1級または2級（一部）程度の方
②愛の手帳1度または2度程度の方
③①②と同程度の疾病・精神障がいのある方
※障がいの状況によっては、医師の審査で該当しないことがあります。

▽手当額　月額15,690円（令和6年4月現在）

年金

●障害基礎年金

問合先　国保年金課国民年金係
☎5744-1214　Ⓕ5744-1516

20歳前や国民年金加入中、及び60歳から65歳の間に病気やケガで障害を負い、その程度が法で定める状態になったときに支給されます。20歳以上の方は初診日の前々月までに一定の納付要件を満たしていることが必要です。20歳に達する前に初診日がある方は、納付要件はありませんが、本人の所得による支給制限があります。

医療

●心身障害者（児）医療費の助成（障受給者証）

問合先　障害福祉課障害者支援
☎5744-1251　Ⓕ5744-1555
各地域福祉課（➡24P）

次の項目すべてに該当する方が健康保険証を使って病院、診療所で診療、薬剤の支給など保険診療を受けた費用のうち一部を助成します。ただし所得制限があります。

- 65歳未満の方（65歳以上の方でも都外から転入された方で、65歳未満で障がい認定を受けた方は、該当する場合がありますのでお問い合わせください。また、65歳以上で一定の障がいのある方については、75歳未満でも後期高齢者医療制度の対象となる場合がありますのでお問い合わせください）
- 身体障害者手帳1級、2級（内部障がいがある方は3級、また内部障がいが4級であっても障がいの重複により3級と認定された方を含む）、愛の手帳1度、2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 国民健康保険及び社会保険の加入者

●自立支援医療（精神通院医療）

問合先　各地域福祉課（➡24P）

精神障がい者の方が精神科等に通院している場合、その医療費の助成を行います。原則として医療費の1割が自己負担となりますが、一定の要件を満たす方は全額が助成されます。

●自立支援医療（更生医療）

問合先　各地域福祉課（➡24P）

指定医療機関において身体障がい者の方の職業能力を増進、あるいは日常生活の便宜を増すため、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療について助成する制度で、医療保険の自己負担分の一部ないし全額を公費で助成します。

なお、所得によっては助成が非該当となる場合もあります。

●自立支援医療（育成医療）

問合先　各地域健康課（➡25P）

身体に、現在又は将来において機能障がいを残す可能性があり、治療後に機能回復が見込まれる18歳未満の児童に対し指定医療機関において、必要な医療の支給を行う制度で、健康保険の自己負担分の一部を公費で負担します。

●難病医療費の助成

問合先　各地域福祉課（➡24P）

認定された病気について、医療保険、介護保険（「介護療養施設サービス」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「介護予防訪問看護」「介護予防訪問リハビリテーション」「介護予防居宅療養管理指導」）を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額が助成されます。

生活のお手伝い

問合先　各地域福祉課（➡24P）

●補装具費の支給

日常生活を容易にするため、身体障がい者（児）等（難病等患者を含む）の失われた身体機能を補完・代替する補装具（視覚障がい者安全つえ、補聴器、義手、義足など）の交付と修理に要する費用を支給します。一定の自己負担額があります。ただし、本人または配偶者に区市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は対象となりません。（18歳未満の障がい児を除く）

●日常生活用具の給付

在宅の障がい者（児）等（難病等患者を含む）の日常生活を容易にするための福祉用具を現物で給付します。一定の自己負担額があります。また、本人または配偶者に区市町村民税所得割が年額46万円以上の方がいる場合は対象となりません。（18歳未満の障がい児を除く）

●小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

問合先　各地域健康課（➡25P）、健康づくり課

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、在宅で日常生活を営むのに支障があり、用具の給付を必要とする方に給付します（障がい者の日常生活用具給付の対象の場合は除く）。住民税の所得割額に応じ自己負担額があります。

●在宅難病患者医療機器貸与

在宅難病（特殊疾病）の方が使用する吸入器、吸引器を貸し出します。（原則として、日常生活用具の給付対象となる方は除く）

●福祉電話

在宅の重度心身障がい者（児）がいる生活保護世帯または、所得税・住民税非課税世帯に電話を貸与します。電話には障がい者の必要に応じて福祉機器をつけることができます。また、生活保護世帯へ電話使用料の補助も行っています。

●訪問入浴サービス

家庭において入浴することが困難な在宅の重度心身障がい者（児）等の自宅へ巡回入浴車を派遣し、室内で入浴のサービスを行います。

●寝具の水洗い・乾燥

在宅の寝たきり重度心身障がい者（児）で、寝具の乾燥が困難な状態にある方の身辺の清潔を保つために寝具の水洗い、乾燥をします。

●出張理髪サービス

家族が理髪することが困難な在宅の寝たきり重度心身障がい者に出張サービスを行います。

●救急代理通報システム

ひとり暮らしなどの在宅の重度身体障がい者等が、家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機器等を用いて、区の受託事業者の受信センターに通報することにより、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆け付けます。

加えて、火災に備えて火災警報器を給付し、火災が発生した時に区の受託業者の受信センターに自動通報され、受信センターが消防庁に火災通報を行い、警備員が自宅に駆け付けるようにすることもできます（所得制限あり）。

●紙おむつ支給事業

在宅で3歳から64歳までの常時失禁状態のある重度心身障害者に年4回配布します。

他に要件がありますのでお問い合わせください。

介護・デイサービス

問合先　各地域福祉課（➡24P）

●緊急一時保護

保護者や家族等介護者の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者（児）を保護する制度です。

●身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者・障がい児ホームヘルプサービス

身体介護や家事援助を行います。障害福祉サービスのうち、介護給付に該当し、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援があります。

生活圏をひろげる

●福祉タクシー・自動車燃料費（移送サービス利用券）

問合先　各地域福祉課（➡24P）
障害福祉課障害者支援
☎5744-1251　Ⓕ5744-1555

下肢・体幹機能障がい1～3級、移動機能障がい1～3級、視覚障がい1・2級、内部障がい1・2級、愛の手帳1・2度のいずれかに該当する心身障がい者（児）に、タ

クシー、自動車燃料費に利用できる移送サービス利用券を交付します。交付枚数は、年齢等の区分に応じて、1か月につき200円券12～20枚となります。ただし、障がい者施設等入所者は年度内2か月分を限度として交付します。また、特別養護老人ホームに入所している方は対象になりません。

●自動車運転免許取得費の助成

問合先　各地域福祉課（➡24P）

自動車運転免許（第一種普通自動車免許）を取得する身体障がい者に教習費用の一部を助成します。原則として教習所で教習を始める前に申請してください。なお、普通車の限定解除に要する経費の一部についても助成します。

本人の前年（申請日の属する月が1月から6月までの場合にあっては前々年）の所得税が年額40万円以下の方が対象です。

●各種の交通運賃の割引

割引等の種類	問合先
鉄道運賃等	JR、私鉄線の各駅
都営交通の無料パスと割引	各地域福祉課（➡24P） 障害福祉課障害者支援 ☎5744-1251 Ⓕ5744-1555
民営バスの割引	
有料道路通行料金の割引	
精神障害者都営交通乗車証	都営地下鉄などの定期販売所
タクシー運賃の割引	(一社)東京ハイヤー・タクシー協会 ☎3264-8080
航空運賃の割引	各航空会社

※対象となる障害種別等は異なりますので、ご確認ください。

●自動車改造費の助成

問合先　各地域福祉課（➡24P）

身体障がい者が自動車を取得するとき、その自動車を運転するにあたり必要な改造に要する費用を助成します。必ず改造する前に申請してください。

本人の前年（申請日の属する月が1月から6月までの場合にあっては前々年）の所得税が年額40万円以下の方が対象です。

●移動支援

問合先　各地域福祉課（➡24P）

屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者（児）、全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、難病の方（対象の疾病）のうち、介護者等の状況を考慮して、外出時に移動の介護が必要と認められる方。

●重度身体障がい者ガイドヘルパー派遣

問合先　各地域福祉課（➡24P）

18歳以上の上肢、下肢、体幹のいずれかの障がい程度が1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方で、自力で移動することが困難な重度の肢体不自由者で、官公庁、各種行事、冠婚葬祭等（通院は除く）で外出する際の付添いが得られない場合にガイドヘルパーを派遣します。

●手話通訳者、奉仕員の派遣

問合先　障がい者総合サポートセンター
☎5728-9355　Ⓕ6303-7171

身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者の方が、手話通訳者がいない官公庁、医療機関などで手話通訳を必要とする場合、手話通訳者、奉仕員を派遣します。

●車いすの貸出し（無料）

	対象	貸出期間	窓口
区制度	区内に在住の心身障がい者（児）	3か月	上池台障害者福祉会館1階受付 ☎3728-3111　Ⓕ3726-6677
都制度	都内在住の心身障がい者及びその関係団体等	3か月	東京都心身障害者福祉センター　障害認定課認定調整担当 〒162-0823　新宿区神楽河岸1-1 ☎3235-2961　Ⓕ3235-2959

就労

●障害者就労支援事業

問合先　障がい者総合サポートセンター
☎5728-9436　Ⓕ5728-9439

心身障がい者の就労に関する相談、就労の促進・定着支援を行います。また、就労支援ネットワークの推進、就労に関する調査等を行います。

障がい者サービス

●区立図書館の障がい者サービス

来館が困難な方のために宅配サービスを行っています。視覚障がいのある方等のために、対面朗読や大型活字本の貸出し、録音図書の貸出しや製作も行っています。(文化の森、田園調布せせらぎ館を除く)

区立図書館の問合先は、29ページをご覧ください。

●おおた区報・区議会だより音声版の貸出し

問合先　障がい者総合サポートセンター声の図書室
☎5728-9434　Ⓕ5728-9438

声の図書室では、視覚障がいのある方や障がいなどにより活字の読書が困難な方に「おおた区報」及び「区議会だより」音声版をCDで貸出します。事前に登録が必要です。登録についてはお問い合わせください。他にも、録音図書、録音雑誌、点字図書、点字雑誌の製作と貸出し等をしています。

住まい

●都営住宅募集の優遇

問合先　東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
☎3498-8894
テレフォンサービス
☎6418-5571

心身障がい者世帯の方は一般世帯向け住宅募集で優遇があります。車いす住宅の募集も行っています。詳細はお問い合わせください。

●住宅改造相談・助成

問合先　各地域福祉課(➡24P)

身体障害者手帳の交付を受けた重度障がい者(児)等の方(65歳以上の方を除く)に、住宅改造の相談及び助成をしています。改造を行う前にご相談ください。

●住宅リフォーム助成

問合先　住宅相談窓口(建築調整課住宅担当内)
☎5744-1343　Ⓕ5744-1558

区内に主たる事業所(本社)がある中小事業者に区が定めるリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。工事開始前に事前申込(仮申請)の手続きが必要となります。
詳細はお問い合わせください。

●住宅確保支援事業

問合先　住宅相談窓口(建築調整課住宅担当内)
☎5744-1343　Ⓕ5744-1558

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯に住宅探しを支援します。ただし、②から④の助成は身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～2級に該当する者のいる世帯が対象です。
①協力不動産店リストの提供
②賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成
③保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成
④緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成
(②～④は支給要件あり)

●転居一時金助成

問合先　住宅相談窓口(建築調整課住宅担当内)
☎5744-1343　Ⓕ5744-1558

区内の民間賃貸住宅に3年以上(火災等により居住できない場合を除く)居住する身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する者のいる世帯に対して区内に転居する場合に転居費用の一部を助成します(事前申請・所得制限あり)。ただし、家主等が転居のための費用を負担する場合を除きます。
次のいずれかに該当すること。
▽現に居住している賃貸住宅(現住居)の取壊しにより、立退きを要求されている。
▽家主の都合による契約更新拒否で立退きを要求されている。
▽現住居の築年数がおおむね30年以上経過しており、かつ専用トイレ又は専用台所がない等の住居に居住している。
▽現住居が火災等の非常事態のため、居住することが困難であると認められる。

福祉オンブズマン制度

問合先　広聴広報課福祉オンブズマン担当
☎5744-1130　Ⓕ5744-1553

区が行い、または関与する福祉サービスに関する苦情などを、公正かつ中立な立場で調査することにより福祉の向上を図る制度です。

福祉オンブズマンは4人で、福祉や法律の専門家です。福祉オンブズマンによる相談は予約優先で、毎週火曜(休日及び12月29日～1月3日を除く)の午前9時から正午までです。その他の日時は、担当職員がお話を伺い福祉オンブズマンに引継ぎます。苦情の申立てができるのは、福祉サービスを現在受けている、サービスを受けられなくなった、受けようとしたサービスの申請を認められなかった方などです。

苦情申立書が出されると、福祉オンブズマンが調査し、その結果を通知します。必要な場合は、区にサービスの内容を是正するよう勧告をしたり、制度の改善をするよう意見表明をします。詳細はお問い合わせください。

生活にお困りの方へ

生活保護その他のご相談

問合先　各生活福祉課(➡24P)

生活にお困りの方、母子・父子家庭、家庭内の問題などにお悩みの方の相談に応じます。

●生活保護

病気や失業などのため、生活費や医療費に困り、ほかに方法がないときは一定の条件により生活保護が受けられます。

●女性相談

●母子・父子家庭支援

98ページをご覧ください。

●中国残留邦人等支援相談

永住帰国した中国残留邦人等の方が地域で安心して生活できるように、相談員が支援給付の受付・相談に応じています。事前に電話予約のうえ、ご相談においでください。

●家庭相談

家庭内の問題、結婚、離婚、その他人間関係についてお悩みの方の相談に応じています。調停申立て、法律相談等を受ける前に問題の整理をお手伝いします。事前に電話予約のうえ、ご相談においでください。相談日は以下、時間はいずれも午後1時～5時です。

生活福祉課	相談日
大森	水・金曜
調布	月・木曜
蒲田	火・金曜
糀谷・羽田	月・木曜

生活困窮者自立支援事業

問合先　大田区生活再建・就労サポートセンター
JOBOTA(ジョボタ)
☎6423-0251　Ⓕ6423-0261

JOBOTAは、さまざまな理由により経済的にお困りで、生活・仕事・住まいなどについてのお悩みを抱える方のための無料相談窓口です。窓口や電話でのご相談はもちろん、自宅等への訪問による相談も受け付けています。詳細はホームページをご覧ください。

▽開設日時　月～土曜(祝日を除く)
午前10時～午後6時

▽ホームページ

民生委員、児童委員

問合先　福祉管理課援護係
☎5744-1245　Ⓕ5744-1520

民生委員は、生活に困っている方や、障がい、高齢などにより生活上の悩みをお持ちの方のために、区内でご相談を受けています。また、民生委員は児童委員も兼ね、児童に関わる諸問題についても、児童問題専任の主任児童委員とともに、ご相談を受けています。

そして、それらの悩みや問題を解決につなげるため、必要な情報を提供したり区の窓口や専門機関に橋渡しを行います。

生活福祉資金

問合先　(福)大田区社会福祉協議会
☎3736-2026　Ⓕ3736-2030

所得の少ない世帯などを対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行う制度です。

高校・大学等の学費や葬祭費用など、具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行います。詳細はお問い合わせください。

応急小口資金

問合先　福祉管理課援護係
☎5744-1245　Ⓕ5744-1520

区内転居、災害、葬儀など応急に必要とする資金にお困りの方で、要件(所得が基準以下である、特別区民税・都民税に滞納がないなど)に該当する方に、その費用の全部又は一部を一定期間無利子でお貸しする制度です。1世帯あたり18万円以内、特別な場合は45万円以内です。詳細はお問い合わせください。

住居確保給付金

問合先　大田区生活再建・就労サポートセンター
JOBOTA(ジョボタ)
☎6423-0251　Ⓕ6423-0261

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、原則3か月間を限度に住居確保給付金を支給します。詳細はお問い合わせください。

こども

※年齢は年度末（3月31日）の時点の年齢です

妊娠、出産、育児

妊娠届

問合先　健康づくり課　☎5744-1661

妊娠したら届出をしてください。「母子健康手帳」と、妊婦健康診査受診票等の入った「母と子の保健バッグ」をお渡しします。

▽届出先　各地域健康課（➡25P）
健康づくり課（本庁舎6階）
各特別出張所（➡26～28P）
うぐいすネット・母子健康手帳受付窓口（本庁舎1階）

妊婦健康診査

問合先　健康づくり課　☎5744-1661

都内契約医療機関で受診をする際、受診票を利用すると、健診費用の一部又は全部が助成されます。受診票は妊娠届時にお渡しします。

妊婦面接（出産・育児支援事業）

問合先　各地域健康課（➡25P）

妊娠届を提出した妊婦の方が対象となります。

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくために、助産師・保健師が面接を実施し、面接終了者には大田区子育て応援ギフト（デジタルギフト）を差し上げます。

※「出産応援ギフト」については、妊婦面接終了時にご案内します。

大田区子育て応援メール

問合先　健康づくり課　☎5744-1661

妊娠中の方から満18歳までのお子さんがいるご家族の方が安心して出産・子育てが出来るように、おなかの赤ちゃんやお子さんの成長の様子、健康・食事などのアドバイス、子育てサービス等についてタイムリーに情報をお届けします。

出産準備教室、育児学級

問合先　各地域健康課（➡25P）

妊娠、出産、育児について学びます。詳細は区ホームページ、区報などでお知らせします。

すこやか赤ちゃん訪問

問合先　各地域健康課（➡25P）

生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。保健師又は助産師が、子育てに関する相談支援や情報提供を行います。

※「子育て応援ギフト」については、赤ちゃん訪問終了時にご案内します。

里帰り等妊婦健康診査費用助成

問合先　健康づくり課　☎5744-1661

里帰り先など受診票の使えない医療機関（国内）で妊婦健康診査、新生児聴覚検査を受診した場合、申請により健診費用の一部又は全部を助成します。

妊婦歯科健康診査

問合先　健康づくり課　☎5744-1661

区内契約医療機関で受診できます。受診票は妊娠届時にお渡しします。

妊産婦のための医療費助成

問合先　各地域健康課（➡25P）

妊娠高血圧症候群等で入院治療の必要がある妊産婦の方を対象に医療費の助成をします（一定の要件があります。くわしくは、お問い合わせください）。

入院助産施設

問合先　各生活福祉課（➡24P）

入院して分娩する費用の支払いが困難な妊産婦は、指定の助産施設を紹介します（所得制限があります）。対象などはお問い合わせください。

出生届、出生通知書

●出生届

問合先　戸籍住民課　☎5744-1183
各特別出張所（➡26～28P）

赤ちゃんが生まれたら、医師の証明をもらい、生まれた日を含めて14日以内に戸籍住民窓口（本庁舎1階）または特別出張所に出生の届出をしてください。（詳細については46ページを参照してください。）

●出生通知書（すこやか赤ちゃん訪問依頼書）

問合先　各地域健康課（➡25P）

妊娠届時にお渡しします。出産後に必要事項を記入の上、速やかに投函してください。

新生児聴覚検査

問合先　健康づくり課　☎5744-1661

新生児聴覚検査は、生まれてすぐ赤ちゃんが眠っている間に、聴覚障害の疑いがないかを調べる検査です。検査の費用の一部又は全部を助成します。受診票は、妊娠届時にお渡しします。

産後ケア

問合先　健康づくり課　☎5744-1661

産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導などを行う産後ケアを実施しています。詳細は区ホームページへ。

1か月児健康診査受診費用の助成

問合先　健康づくり課　☎5744-1661

生後概ね1 か月頃に受診する健康診査にかかった費用の一部を助成します。(上限額は4,000 円) 郵送での申請です。詳細は区ホームページへ。

多胎児家庭移動経費の助成

問合先　健康づくり課　☎5744-1661

3歳未満の多胎児を養育する家庭が、母子保健事業等に参加するために利用したタクシー費用の一部を助成します。詳細は区ホームページへ。

保健、健診

乳幼児の健康診査

問合先　各地域健康課(➡25P)

健康診査の種類	会場	対象、受診方法など
4か月児健診	各地域健康課	対象者に案内送付。内容などは区報、ホームページで案内
6～7か月児健診	都内契約医療機関	4か月児健診の案内に受診票を同封して送付
9～10か月児健診		
1歳6か月児健診	各地域健康課	対象者に案内送付。内容などは区報、ホームページで案内 歯科健診も同時に実施
3歳児健診		
乳幼児歯科相談		3歳未満のお子さん。予約制。障がいのあるお子さんは就学前まで
幼児歯科健診、フッ化物塗布	指定歯科医療機関	2歳～3歳未満で1回、3歳～就学前に3回。1歳6か月児・3歳児健診の案内に受診券を同封して送付

定期予防接種

問合先　感染症対策課、各地域健康課(➡25P)

対　象	種　類	実施場所	予診票の配布
乳幼児	小児肺炎球菌	区内予防接種実施医療機関	生後2か月に至る前までに、感染症対策課から送付 ※1　MR2期は年長相当時個別送付
	B型肝炎		
	ロタウイルス		
	DPT-IPV-Hib(ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ、Hib感染症の五種混合)		
	BCG		
	MR(麻しん、風しんの二種混合)※1		
	水痘		
	日本脳炎Ⅰ期		
小学生	日本脳炎Ⅱ期		小学3年生時に個別送付
	DT(ジフテリア、破傷風の二種混合)		小学5年生時に個別送付
中学生	ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん予防ワクチン)		小学6年生時に個別送付

転入された場合の手続き及び日本脳炎の特例の対象者については、お問い合せください。

子育て、こどもに関する支援

子ども家庭支援センター

①子どもと家庭に関する総合相談

- 0～18歳未満のこどもとその家族の抱える問題について、あらゆる相談(電話・来所)に相談員が応じます。育児全般、学校・友達・生活習慣のことなど、こどもからの相談も受付ます(匿名で相談可)。来所相談は事前に連絡ください。
- 児童虐待防止に関しての相談や通告も受付ます(キッズな大森)。

②子育てひろば

大田区にお住まいの0～3歳のお子さんと保護者の方が親子でゆったり過ごしながら子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。

③ファミリー・サポートおおた

育児のお手伝いをしてほしい方(利用会員)と、育児のお手伝いをしたい方(提供会員)が登録し、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て援助活動です。(有料)

④一時保育室

キッズな大森内「キッズなルーム大森」キッズな六郷内「キッズなルーム六郷」では一時預かり事業と定期利用保育を実施しています。(有料)

⑤子育て応援コーナー(キッズな大森)

子育てを応援するための情報展示コーナーです。子育てサロンなどの事業も実施しています。
(月～金曜午前10時～午後4時)

施設名所在地	事業の内容など			
	①子どもと家庭に関する総合相談	②子育てひろば	③ファミリー・サポートおおた	④一時保育室
キッズな大森 大森北4-16-5	月～金曜 午前9時～午後6時 土曜 午前9時30分～ 午後6時 ☎5753-7830	月～金曜 午前10時～午後5時 ☎5753-7830	月～土曜 午前9時～午後6時 ☎5753-1152 (事務局)	一時預かり事業 月～土曜 午前9時～午後6時 定期利用保育 月～土曜 午前8時30分～ 午後6時 ☎5753-0805
キッズな洗足池 上池台2-35-18	月～土曜 午前10時～午後6時 ☎5754-7830	月～金曜 午前10時～午後5時 ☎5754-7830	月～土曜 午前10時～午後6時	—
キッズな蒲田 西蒲田7-49-2 社会福祉センター2階	月～土曜 午前10時～午後6時 ☎5714-1152	月～金曜 午前10時～午後5時 ☎5714-1152	月～土曜 午前10時～午後6時	—
キッズな六郷 仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター3階	月～土曜 午前10時～午後6時 ☎6715-7830	月～土曜 午前10時～午後5時 ☎6715-7830 事業のため第三土曜の通常利用は午後2時まで その他土曜も通常利用できない場合があります	月～土曜 午前10時～午後6時	一時預かり事業 月～土曜 午前9時～午後6時 定期利用保育事業 月～土曜 午前8時30分～ 午後6時 ☎3733-1152

「キッズな」は子ども家庭支援センターの愛称です。

認可保育園

問合先
入園相談　保育サービス課
☎5744-1617
入園申し込み、保育料　保育サービス課
☎5744-1280
区立保育園の運営　保育サービス課
☎5744-1279
私立保育園の運営　保育サービス課
☎5744-1727

区内には、区立、私立合わせて192の保育園があります。一部の施設では、子育てひろばを運営しています。各保育園の連絡先などは138ページ、142～144ページ及び146ページのダイヤルガイドをご覧ください。

小規模保育所

問合先　保育サービス課　☎5744-1727

小規模保育所は、子ども・子育て支援法に基づき地域型保育事業として区が認可した定員19名までの保育所です。

対象年齢は、1、2歳児で、入所要件及び保育利用料は認可保育所と同じですが、区が申し込みを受け付け、利用調整の上、各施設にあっせんします。

保護者と施設(事業者)との直接契約となります。

各保育所の連絡先などは、145・146ページのダイヤルガイドをご覧ください。

事業所内保育所

問合先　保育サービス課　☎5744-1727

事業所内保育所は、子ども・子育て支援法に基づき地域型保育事業として区が認可した保育所です。事業所の従業員の子どものほか、利用定員の一定の枠内で、地域の子どもが利用できます。

地域枠の対象年齢は、0、1、2歳児で、入所要件及び保育利用料は認可保育所と同じですが、区が申し込みを受け付け、利用調整の上、各施設にあっせんします。

保護者と施設(事業者)との直接契約となります。

各保育所の連絡先などは、146ページのダイヤルガイドをご覧ください。

家庭福祉員(保育ママ)

問合先　保育サービス課　☎5744-1643

就労または求職、出産のため、お子さん(生後43日から2歳未満まで)の昼間の保育が困難な場合、保育ママが自宅やグループ保育室で保育する制度です。有料です。

認証保育所

問合先　保育サービス課　☎5744-1727

認証保育所は、低年齢児保育や13時間開所など大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準を設けて認証した保育施設です。この制度の委託関係は受託者(設置者)と委託者(保護者)との契約に基づくものです。また、保育料は各認証保育所により異なります。入園の希望などについては145ページの各施設へ直接お問い合わせください。

定期利用保育事業

問合先　保育サービス課　☎5744-1727

定期利用保育とは、保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることのできる保育サービスです。

利用は1日8時間まで、月160時間を目安とし、複数月間の保育契約を要件とします。

保育料、保育時間、受託年齢などについては146ページの各施設にお問い合わせください。

一時預かり事業

理由を問わずお子さんを時間制で保育する制度です。対象は、5か月～未就学児(一部の施設は1歳～未就学児)です。保育料、保育時間、受託年齢などについては、146ページの各施設にお問い合わせください。

緊急一時保育

問合先　保育サービス課　☎5744-1617

保護者が出産、疾病などにより、日中お子様の保育ができなくなった際、緊急かつ一時的に区立保育園でお子さんをお預かりする制度です。(有料)

大田区に住民登録のある方が対象です。私立保育園での利用については、各施設にお問い合わせください。

病児・病後児保育

問合先　保育サービス課　☎5744-1277

保護者の勤務などの都合により、お子様が病気で保育園等に通えない場合、施設でお預かりします。有料(生活保護世帯、住民税非課税世帯及び里親世帯は無料)です。大田区内の保育所等に通所しているか、大田区外の保育所等に通所しているが大田区に住民登録のある方が対象です。なお、症状などにより、お預かりできない場合があります。

子育てひろば（保育園併設）

問合先　保育サービス課　☎5744-1617

大田区にお住まいの0～3歳のお子さんと保護者の方が親子でゆったり過ごしながら子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。各施設の連絡先などは、146ページのダイヤルガイドをご覧ください。

休日保育

保護者が就労により休日に家庭で保育できない場合、児童をお預かりします。対象は区内の認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所（地域枠）に通園する満1歳以上の離乳食が終了している児童です。3か月ごとの輪番制で2園ずつ実施しています。

実施保育園	所在地	電話番号
山王	山王3-32-12	3776-4154
中央八丁目	中央8-28-12	3752-3651
雪谷	東雪谷3-6-1	3726-1583
浜竹	西糀谷3-34-18	3741-5300
萩中	萩中1-2-1	3734-1805
東蒲田	東蒲田2-32-15	3731-4115
西蒲田	西蒲田3-13-12	3751-3372

学童保育

問合先　教育総務課　☎5744-1273

小学校児童で放課後帰宅しても保護者が就労などの理由で家庭にいない場合、児童館（一部除く）、おおたっ子ひろば、こどもの家、放課後ひろばなどにある学童保育施設でお預かりします。有料です。対象など詳細は、お問い合わせください。なお、住所などは136～138ページダイヤルガイドをご覧ください。

乳幼児ショートステイ事業

問合先　子育て支援課　☎5744-1778

保護者が仕事や病気などの理由で育児ができないとき、またはレスパイト（休息、息抜き）をしたい場合に、養育施設でお子さんをお預かりする宿泊型のサービスです。

対象は、生後5日から2歳未満の乳幼児のお子さんです。受入施設、日数、料金などの詳細はホームページをご覧ください。

ショートステイ、トワイライトステイ、休日デイサービス

問合先　ひまわり苑　☎5737-1070
　　コスモス苑　☎3751-3378

保護者の傷病、育児不安、出産、看護、介護、冠婚葬祭、出張などで、一時的にお子さんの面倒が見られないとき、児童福祉施設でお預かりするサービスです。対象は、区内在住の2～15歳（中学生まで）のお子さんです。有料です。

▽**受入施設**　ひまわり苑・コスモス苑

サービスの内容	時間
ショートステイ（宿泊型の一時保育）	24時間（受入は午前8時～午後8時）
トワイライトステイ（夜間一時保育）	午後5時～午後10時
休日デイサービス（休日一時保育）	午前8時～午後5時

児童館

問合先　子育て支援課　☎5744-1653

乳幼児親子や小中学生の遊びとふれあい、仲間づくりの場です。また、地域の身近な相談窓口として、子育てに関する相談に応じています。休館日は日曜、祝日（こどもの日を除く）、12月29日～1月3日です。

産後家事・育児援助事業

問合先　子育て支援課　☎5744-1778

●にこにこサポート

出産後6か月までの産婦さんのご自宅に、母子支援の専門家「産後ドゥーラ」の資格を持つ支援員を派遣し、産後の不調に寄り添いながら支援するサービスです。詳細はホームページをご覧ください。

●ぴよぴよサポート

0～2歳の乳幼児を育児中のご家庭に、家事・育児の負担軽減のため、ヘルパー等を派遣するサービスです。詳細はホームページをご覧ください。

母子・父子家庭支援

問合先　各生活福祉課（➡25P）

各制度の対象など詳細はお問い合わせください。

制度	内容
母子家庭及び父子家庭 自立支援給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が、 ①職業能力開発のために対象講座を受講した場合 ②国家資格取得のために修業する場合 ③高卒認定試験のための対象講座を受講した場合に給付金を支給（事前にご相談ください）。
東京都母子及び父子福祉資金	都内に6カ月以上※お住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満のお子さんを扶養している方への貸付金です。修学、就学支度、就職、転宅等、目的により12種類の資金に分かれており、必要な額を各資金の限度額内でお貸ししています。 ※修学・就学支度資金は、申請時点で都内にお住まいの方も対象になります。また、転宅資金のご相談・ご申請は新居住地の各窓口です。
ホームヘルパーの派遣 問合先）子育て支援課 ☎5744-1274	中学校3年生以下のお子さんがおり、児童育成手当を受給しているかそれに準ずる所得のひとり親家庭で、家族の傷病等で一時的に家事や育児の支援が必要な場合にヘルパーを派遣します。所得等により費用の一部負担があります。
母子生活支援施設	児童の養育が十分にできない場合に入所できる、自立促進のための生活支援施設です。所得に応じた費用負担があります。
ひとり親家庭等医療費助成 問合先）子育て支援課 ☎5744-1274	申請により、認定された方には「㊙医療証」を交付します。都内の医療機関等の窓口で健康保険証と医療証を提示することにより、高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担金相当額を支払うだけで受診できます。
住宅確保支援事業 問合先）住宅相談窓口 （建築調整課住宅担当内） ☎5744-1343	区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している世帯に対して、住宅探しを支援します。 ①協力不動産店リストの提供 ②賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成 ③保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成 （②～③は支給要件あり）
転居一時金助成 問合先）住宅相談窓口 （建築調整課住宅担当内） ☎5744-1343	現に児童扶養手当を受給している世帯で区内の民間賃貸住宅に3年以上居住し、取壊し等のために転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用（礼金・権利金・仲介手数料）の一部を助成します（事前申請、所得制限あり）。ただし、家主などが転居のための費用を負担する場合を除きます。

里親、養育家庭

問合先　東京都品川児童相談所　☎3474-5442

さまざまな事情で家族と離れて暮らすこどもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。養子縁組をする里親と、養子縁組をせず、期間を定めて児童を養育する養育家庭があります。

医療費助成、手当

未熟児のための養育医療

問合先　各地域健康課（➡25P）

身体の発達が未熟のまま生まれ、規定の症状を有し、入院養育を必要とする場合は、健康保険自己負担分を助成します。ただし、保護者の所得に応じ、一部負担があります。

こどもの疾病に対する医療費助成

問合先　各地域健康課（➡25P）

助成の種類	対象（18歳未満の方）
小児慢性特定疾病	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性心疾患、糖尿病等で国の定める特定の疾病にかかっている方（更新は20歳未満まで対象となる場合あり）
療育給付	骨関節結核、その他の結核にかかっていて、指定療育機関が入院を必要と認めた方
自立支援医療（育成医療）	肢体、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、心臓、腎臓、小腸、肝臓、その他の内臓、免疫機能に障がいがあり、指定自立支援医療機関において、手術などにより治療後に機能回復が見込まれる方
小児精神病	精神疾患により、精神科病床に入院した方

児童医療費助成

問合先　子育て支援課　☎5744-1275

保護者の申請により医療証を交付します。都内の医療機関等の窓口で健康保険証と医療証を提示すると、保険診療の自己負担分を支払わずに受診できます。

種類	㊙医療証	㊑医療証	㊒医療証
対象	0歳から小学校入学前（6歳になった日以降、最初の3月31日まで）の乳幼児	6歳になった日以降、最初の4月1日から中学校修了前（15歳になった日以降、最初の3月31日まで）の児童	15歳になった日以降、最初の4月1日から18歳になった日以降、最初の3月31日までの児童
医療証の資格取得日	出生、転入から6か月以内に申請→出生日・転入日からの医療費を助成 出生、転入から6か月を過ぎて申請→申請した月の初日からの医療費を助成		
助成の範囲	健康保険が適用される医療費の自己負担分と入院時の食事療養費標準負担額		

児童に関する手当

手当を受給するためには、申請が必要です。支給開始月は、原則として申請した月の翌月分からです。要件や支給額など、詳細はお問い合わせください。

種類		対象	問合先
児童手当		高校生年代まで（18歳になった日以降、最初の3月31日まで）の児童 ※異動日（出生日または受給資格者の前住所地の転出予定日）の翌日から15日以内の申請であれば、異動日の翌月分から支給。 ※令和6年10月分（12月支給分）から児童手当の制度が改正されました。詳細は区ホームページをご覧下さい。	子育て支援課 こども医療係 ☎5744-1275
児童育成手当	育成手当	父または母がいない家庭（重度障がいの父または母を有する家庭を含む）	子育て支援課 児童育成係 ☎5744-1274
	障害手当	心身障がい児のいる家庭	
児童扶養手当		父または母がいない家庭（重度障がいの父または母を有する家庭を含む）	
特別児童扶養手当		心身障がい児のいる家庭	
障害児福祉手当		88ページをご覧ください。	

教育

幼稚園

区立幼稚園は、平成21年3月末をもって廃園しました。

●私立幼稚園

ダイヤルガイド146・147ページをご覧ください。

●私立幼稚園通園者への補助制度

問合先　教育総務課私学行政担当　☎5744-1619

手続きなどは、園を通じてお知らせします。

▽補助制度の種類

- 入園料補助金（園児一人一回限り）
- 子育てのための施設等利用給付（国の無償化給付）
- 保護者負担軽減補助金（住民税額により金額が異なる）

なお、子育てのための施設等利用給付の第2号認定を受け、私立幼稚園等の預かり保育を利用した場合は、利用料に応じ補助金が支給されます。

※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園（区内13園）は、保育料が0円となります。

小中学校への入学

●就学時健康診断

問合先　学務課保健給食係　☎5744-1431

小学校に入学する前年の10月中旬に「就学時健康診断通知書」をお送りします。

●就学通知

問合先　学務課学事係　☎5744-1429

小中学校に入学する前年の12月中旬に「就学通知書」をお送りします。

●外国籍の方

問合先　学務課学事係　☎5744-1429

小中学校の入学について、10月上旬に「就学案内」をお送りします。

義務教育相当年齢のお子さんが区立小中学校に入学・転入学を希望する場合は、お子さんの在留カードまたは特別永住者証明書とパスポートを持参して学務課学事係で手続きをしてください。

就学援助

問合先　学務課学事係
☎5744-1429
または各学校

区内在住で、小中学校に通うお子さんの保護者に、学用品費など学校でかかる費用の一部を支給します（所得制限あり）。

心身に障がいのあるこどもの就学、教育費補助

●就学

問合先　教育センター教育相談室（就学相談）
☎5748-1202

知的障がい、発達障がい、言語障がい、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいのあるこどものために、障がいの程度や発達の状況に応じた就学相談を実施しています。

●教育費補助制度（就学奨励費）

問合先　学務課学事係
☎5744-1429
または各学校

区内在住で、小中学校の特別支援学級等に通うお子さんの保護者に、学校でかかる費用の一部を支給します。

館山さざなみ学校

問合先　学務課学校運営係　☎5744-1427

肥満、ぜん息、偏食、病虚弱などのお子さんが区内の学校と同じ学習をしながら、健康状態に応じた指導により、体力の増進を図ります。千葉県館山市にあり、対象は小学3～6年生で、全寮制です。

その他

●夜間学級（糀谷中学校夜間学級）

問合先　糀谷中学校夜間学級
☎3741-4340

●通信教育（中学校）

問合先　千代田区立神田一橋中学校通信教育課程
☎3265-5961

●中学校卒業程度認定試験

問合先　文部科学省生涯学習推進課
☎5253-4111（代）

●定時制高校

問合先　東京都教育相談センター
☎3360-4175

●高等学校卒業程度認定試験

問合先　文部科学省生涯学習推進課
☎5253-4111（代）

貸付、給付

大田区奨学金制度

問合先　福祉管理課援護係　☎5744-1245

●大田区貸付型奨学金

大学等に進学予定または在学中で、経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考のうえ就学資金をお貸しします。

●福祉人材確保奨学金制度

貸付終了後、区内福祉関連施設等で勤務するなど一定の要件を満たした方を対象に区奨学金の返還額を全額もしくは一部減免します（要事前申出）。

●大田区給付型奨学金

○高校等進学準備給付型奨学金

区内にお住まいで、住民税非課税の保護者などから扶養されており、高校等へ進学を予定している生徒を対象に、選考のうえ入学準備金として８万円を給付します。

○大学等進学準備給付型奨学金

大学等に入学予定の方に対して、選考のうえ入学準備金として15万円を給付します。

※大田区貸付型奨学金と併せてお申込みいただきます。

●その他の類似制度

奨学金の種類	問合先	
東京都育英資金	公益財団法人東京都私学財団育英資金担当	☎5206-7929
日本学生支援機構奨学金	各学校の奨学金窓口担当に確認願います。	
東京都母子及び父子福祉資金	住所地を管轄する各生活福祉課（➡24P）	
教育支援資金	大田区社会福祉協議会	☎3736-2026
国の教育ローン	日本政策金融公庫大森支店国民生活事業	☎0570-026-894

●私立高等学校等就学支援制度

名称	問合先	
私立高等学校等授業料軽減助成金事業	東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当	☎5206-7925
私立高等学校等入学支度金貸付制度	公益財団法人東京都私学財団 入学支度金担当	入学先の学校に 確認願います。

その他

●受験生チャレンジ支援貸付事業（塾代や受験費用の貸付）

問合先　（福）大田区社会福祉協議会
☎3736-2026　Ⓕ3736-2030

東京都内の中学3年生・高校3年生又はこれに準ずる方を対象に学習塾、各種受験対策講座、通信講座等の受講料、及び高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯へ必要な資金の貸付を無利子で行っている事業です。

若者

大田区若者サポートセンター　フラットおおた

問合先　☎6451-8433

　様々な困難を抱える概ね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象とした総合的な相談窓口です。不登校、ひきこもり、失業など、様々な悩みを相談できます。また、悩みがなくても気軽に立ち寄り、自由に過ごせる場所としても利用できます。

所在地　大田区山王2-3-7
　大森まちづくり推進施設5階
　（大森駅西口徒歩約1分）

開設日時　月～土（第3土曜・祝日を除く）
　午前9時～午後8時

ホームページ　https://www.flatota.space/

暮らし

消費生活

消費生活相談

問合先　消費者生活センター相談専用電話
☎3736-0123
▽相談受付　月～金曜　午前9時～午後4時30分
▽土・日曜、祝日は国・都の機関がお受けします（消費者ホットライン　☎188）。

消費者である区民の方の商品やサービスの契約トラブルなどについて、消費生活相談員がご相談をお受けし、解決に向けた助言や情報提供を行っています。必要に応じて消費者と事業者のあっせんを行う場合もあります。

●クーリング・オフや契約解除等の助言

電話勧誘や訪問販売で事業者に勧誘されて契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間、マルチ商法は20日間、無条件で契約を解除できるクーリング・オフ制度があります。クーリング・オフが適用されない契約でも、事業者の勧誘方法に問題がある場合など、契約の取消しや解除ができる場合もあります。不安に思ったら早めにご相談ください。

消費生活の学習

問合先　消費者生活センター　☎3736-7711

●各種講座の開催

暮らしに役立つ情報を提供する各種の講座を行っています。また、親子で参加できる講座も開催します。開催日時や受講方法は区報などでお知らせします。

●講師派遣制度

大田区内のグループ（おおむね20名以上）で消費者問題をテーマに講座や研修会を開催するときに講師を派遣します。開催日の2か月前までにご連絡ください。

●生活情報誌「パレット」

消費生活に関する身近な情報を提供しています。消費者生活センター、区役所、図書館、文化センターなどで配布しています。

●資料コーナー

消費生活に関する展示や、図書・DVDなどの貸し出しを行っています。また、リコール情報・新聞切抜記事の掲出による情報提供や、調べもののお手伝いをしています。

成年後見制度など

問合先　（福）大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター
☎3736-2022　Ⓕ3736-5590
所在地　西蒲田7-49-2大田区社会福祉センター内

成年後見制度は、判断能力が不十分な高齢者や知的障がい、精神障がいのある方に代わって財産管理や、契約などの法律行為を成年後見人等が行う制度です。おおた成年後見センターでは、成年後見制度の仕組みや申立手続の案内、利用にあたっての相談をお受けしています。

●法定後見制度

親族等の申立により、家庭裁判所が、支援する人や代理する法律行為の範囲等を決める仕組みです。補助・保佐・後見に分類されます。

●任意後見制度

将来判断能力が低下した場合に備え、元気な時に自分自身で後見人や任せる内容・報酬を決めて、公正証書により「任意後見契約」を結んでおきます。判断能力が低下した後、家庭裁判所に親族等が「任意後見監督人」選任の申立を行い、監督人選任後、契約書に基づいて支援が開始される仕組みです。

●地域福祉権利擁護事業

福祉サービス等の利用に関する相談・助言や手続き、支払い等お手伝いします。

軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどはあるが、このサービスの契約内容を理解できる方が対象です。（有料）

●親族後見人等の支援

親族後見人等が安心して後見活動に取り組むことができるよう活動の相談や情報提供などを行っています。

くらしに関するサービス

●車いすの貸出し

問合先　(福)大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター
☎3736-5555　Ⓕ3736-5590

▽車いすの無料貸出

区内在住の方で障害の有無、年齢にかかわらず、短期間または緊急に車いすが必要な方に、無料でお貸ししています(貸出期間は最長2か月)。

▽車いすステーション事業

地域の車いすステーションで無料の貸出も行っています(貸出期間は最長1か月)。

受取・返却は申込者が行ってください。

申請時、申込者の住所を証明する書類(免許証、保険証など)をご持参ください。

●日常家事(絆サポート)

問合先　(福)大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター
☎5703-8230　Ⓕ3736-5590

介護保険で要支援1，2の高齢者、または産前産後の方、障がいのある方への日常の家事支援等を地域の絆サポーター(ボランティア)が定期的に伺いお手伝いします。

▽費用　利用料30分500円

電気・ガス・上下水道

●電気・ガス・上下水道に関する相談

相談の種別	問合先
電気	東京電力カスタマーセンター　☎0120-995-001 東京電力以外の事業者と契約している方は、契約先事業者へお問い合わせください。
ガス	東京ガスお客さまセンター　☎0570-002211 ※IP電話・PHSご利用の方　☎3344-9100 ガス漏れ通報専用電話(24時間受付)　☎0570-002299 ※IP電話・PHSご利用の方　☎6735-8899 東京ガス以外の事業者と契約している方は、契約先事業者へお問い合わせください。
水道 ※家庭の水漏れなどは水道工事店へご連絡ください。	東京都水道局　お客さまセンター　☎0570-091-100 大田営業所　所在地　平和島1-1-2　☎5767-6451
飲料水(給水設備の衛生管理)	大田区生活衛生課環境衛生担当　☎5764-0693
下水道 (下水道の維持管理に関することなど)	東京都下水道局南部下水道事務所 所在地　雪谷大塚町13-26　☎5734-5031

●水洗トイレへの改造の助成

問合先　東京都下水道局南部下水道事務所お客さまサービス課排水設備担当　☎5734-5043

交通事故など

交通事故に遭ったら

●被害者は

①すぐに警察に届ける（保険金請求のための交通事故証明書を受ける）
②相手の住所・氏名を確認する（運転免許証と車検証も必ず確認する）
③医師の診断を受ける
- 国民健康保険の被保険者は国保年金課国保給付係へ届け出てください。
  （➡58P）☎5744-1211
- 後期高齢者医療の被保険者は国保年金課後期高齢者医療給付担当へ届け出てください。
  （➡65P）☎5744-1254

交通事故相談

問合先　大田交通事故相談所　☎3755-6596
所在地　池上3-27-6

交通事故の当事者の方の相談を無料でお受けします。
▽**受付時間**　午前8時30分～午後4時（土曜、休日、12月29日～1月3日を除く）

交通事故で生活にお困りの方

●交通事故による損害を受けて当面の生活費などにお困りの世帯

問合先　独立行政法人　自動車事故対策機構
東京主管支所　☎3621-9941
所在地　墨田区錦糸1-2-1アルカセントラルビル8階

0歳から中学校卒業までの交通遺児等への育成資金の貸付（無利子）、重度後遺障がい者への介護料の支給なども行っています。（前年の所得などによる支給制限有り）。詳細はお問い合わせください。

交通安全教材の貸し出し

問合先　都市基盤管理課
交通安全・自転車総合計画担当
☎5744-1315

交通安全教育のために、こども向けから高齢者向けまでのDVD、CD-ROM及び紙芝居を貸し出しています。
▽**対象**　区内の幼稚園、保育園、学校、官公庁及びその他の個人または団体

自転車、原動機付自転車

区営自転車等駐車場

問合先　都市基盤管理課
交通安全・自転車総合計画担当
☎5744-1390

駐車場一覧

有料の定期利用の駐車場には、下記①②があります。
①専用の申請書・webで申し込み
（定数を超える場合は抽選）
毎年、12月中旬から翌年1月末にかけて受け付けます。区報やホームページ、各駐車場に掲示する看板などでご案内します。
②駐車場の管理室で直接申し込み（先着順）
※原付等を利用できる駐車場もあります。詳細はお問い合わせください。

駐車場名	所在地	有料			無料	問合先	
		定期利用		一時利用		管理室	担当課
		①	②				
大森駅東口	大森北1-1・12先		○	○		3765-9487	都市基盤管理課
大森駅入新井	大森北4-27・1-39		○	○		3765-8191	
大森駅入新井公園	大森北1-20		○			大森駅東口へ	
大森複合施設ビル地下★	大森北1-10-14			○		—	
大森駅西口	山王2-8	○		○		3778-7098	
大森駅西口臨時	山王2-3			○		—	

駐車場名	所在地	有料			無料	問合先	
		定期利用		一時利用		管理室	担当課
		①	②				
大森駅山王小前	山王1-26先	○				—	都市基盤管理課
大森海岸駅前臨時	大森北2-18先			○		—	
平和島駅前国道下	大森北6-29先		○	○		3765-8229	
大森町駅◆	大森西3-21先		○	○		3764-0303	
梅屋敷駅◆	大森西6-15先		○	○		3298-0236	
馬込駅前	東馬込1-32先		○	○		3771-0620	
西馬込駅前	西馬込2-20	○		○		5709-3227	
西馬込駅前第二	西馬込2-18		○	○		西馬込駅前へ	
池上駅前	池上6-8		○	○		3751-2343	
流通センター駅前	平和島6-2先			○		—	
昭和島駅前	昭和島2-2先			○		—	
馬込坂下	西馬込1-19先			○		—	
鵜の木駅前	鵜の木2-4	○				—	
鵜の木駅前交番横	鵜の木1-16	○				—	
沼部駅前	田園調布本町28	○				—	
多摩川駅前	田園調布1-53・55・56先		○	○		3721-0035	
多摩川台公園下	田園調布1-56	○				—	
田園調布駅南	田園調布2-62	○		○		3721-0062	
大岡山駅前地下	北千束3-27先		○	○		3717-5081	
北千束駅前	北千束2-15先	○				—	
久が原駅前	南久が原2-7			○		3756-3020	
久が原駅前第二	東嶺町34番		○			久が原駅前へ	
久が原駅前第三■	南久が原2-1-18			○		久が原駅前へ	
御嶽山駅前第一	北嶺町11番			○		—	
御嶽山駅前第二	北嶺町37番			○		—	
雪が谷大塚駅前	南雪谷2-17先 雪谷大塚町8・9先	○				—	
雪谷大塚町	雪谷大塚町1番				○	—	
石川台駅前	東雪谷2-24		○	○		3726-6388	
石川台駅線路脇	東雪谷2-4・6先		○			石川台駅前へ	
石川台駅一の橋	東雪谷2-11先	○				—	
洗足池駅前	東雪谷1-1・27先、 南千束2-1先	○				—	
洗足池公園前	南千束2-33先			○		—	
長原駅前	上池台1-18		○	○		3726-7909	
長原駅交番横	上池台1-7先	○				—	
長原駅北側	上池台1-4先				○	—	
穴守稲荷駅前■	羽田4-11			○		—	
天空橋駅前	羽田空港1-1		○	○		糀谷駅へ	
糀谷駅◆	西糀谷4-12先		○	○		5735-6811	
糀谷駅前地下◆	西糀谷4-29-16		○	○		糀谷駅へ	
蒲田駅東口	蒲田5-12先	○		○		3735-4810	
蒲田交差東口	蒲田5-3先	○				蒲田駅東口へ	
アロマ地下	蒲田5-37		○	○		5744-1594	
蒲田駅東口環八横◆	蒲田5-47先		○	○		3735-4950	
蒲田駅消費者生活センター横	蒲田5-13		○	○		蒲田駅東口環八横へ	

駐車場名	所在地	有料			無料	問合先	
		定期利用		一時利用		管理室	担当課
		①	②				
蒲田五丁目44番◆	蒲田5-44			○		—	都市基盤管理課
蒲田五丁目45番	蒲田5-45		○			蒲田駅東口環八横へ	
蒲田駅東口陸橋下	蒲田5-13先			○		—	
区役所本庁舎前	蒲田5-40			○		蒲田駅東口環八横へ	
蒲田呑川右岸	蒲田5-3～6先	○				—	
蒲田あやめ橋	蒲田5-27先	○				—	
蒲田駅東口臨時駐輪帯◆	蒲田5-12先				○	—	
蒲田駅西口	西蒲田8-1先	○		○		3735-3807	
蒲田駅西口御園■★	西蒲田7-70先			○		蒲田駅西口へ	
蒲田駅西口環八下	新蒲田1-1			○		—	
蒲田駅西蒲田公園	西蒲田8-6		○	○		3737-3432	
日本工学院地下	西蒲田5-24		○	○		3733-5365	
蒲田駅西口呑川横◆	西蒲田5-13先			○		日本工学院地下へ	
蒲田駅西口臨時駐輪帯◆	西蒲田7-1・2先				○	—	
京急蒲田駅本線高架下◆	蒲田4-48先		○	○		京急蒲田駅空港線高架下へ	
京急蒲田駅空港線高架下◆	南蒲田1-20先		○	○		6424-5851	
産業プラザ横◆	南蒲田1-20		○	○		京急蒲田駅空港線高架下へ	
雑色駅西口（自転車のみ◆）	仲六郷2-29			○		雑色駅高架下へ	
雑色駅高架下◆	仲六郷2-40先、3-7先		○	○		6424-7119	
六郷土手（高架下）	仲六郷4-31先				○	—	
矢口渡駅前	多摩川1-19・20先		○	○		3759-4290	
下丸子駅前	下丸子3-1先		○	○		3756-1888	
蓮沼（自転車のみ◆）	西蒲田7-38先		○	○		蒲田駅西蒲田公園へ	
千鳥町駅前	千鳥3-7先				○	—	

■：1時間まで無料　◆：2時間まで無料　★：3時間まで無料

民営自転車等駐車場の経費補助

問合先　都市基盤管理課
交通安全・自転車総合計画担当
☎5744-1390

駅周辺で民営自転車等駐車場を設置し運営される方にその経費の一部を補助します。一定の条件があります。

詳細は事前にお問い合わせください。

自転車等の放置禁止

問合先　都市基盤管理課
交通安全・自転車総合計画担当
☎5744-1390

道路上に自転車等を放置すると事故や交通の障害となり、緊急活動の妨げにもなります。区では特に駅周辺を条例で「放置禁止区域」に指定し、告知板などでお知らせしています。この放置禁止区域に自転車や原動機付自転車を放置した場合は、撤去します。

撤去した自転車等の返還

問合先　都市基盤管理課
交通安全・自転車総合計画担当
☎5744-1390

撤去した自転車等は、保管所で保管されます。保管所は、撤去された駅・住所により異なります。

▽**返還日**　祝日と振替休日、12月29日～1月3日を除く毎日
▽**返還時間**　午前11時～午後7時
▽**保管期限**　原則30日間
▽**引取りに必要なもの**
①引取り者の身分を確認できるもの②自転車等のカギ③撤去手数料（自転車3,000円、原付5,000円）

＊撤去手数料の免除：盗難にあった自転車等でも原則として撤去手数料がかかります。ただし、撤去日までに警察署へ盗難届を提出している場合は撤去手数料が免除される場合がありますので、事前にお問い合わせください。

自転車駐車場の設置義務

問合先　都市基盤管理課
交通安全・自転車総合計画担当
☎5744-1390

一定の面積規模を超えた施設を新設または増築する場合は、自転車駐車場を設置しなければなりません。設置台数は、施設の用途や面積により異なります。詳細は事前にお問い合わせください。

●各保管所一覧

放置区域内での撤去の場合

保管所名	所在地・電話番号	撤去駅
第1保管所（平和島陸橋下）	平和島一丁目2番先 ☎3765-5161	大森、大森海岸、平和島、大森町、梅屋敷、昭和島、流通センター、池上、馬込、西馬込、大岡山、北千束、田園調布、多摩川、沼部、鵜の木、長原、洗足池、石川台、雪が谷大塚、御嶽山、久が原、千鳥町
第2保管所（都大橋下）	平和島五丁目1番先 ☎3765-5162	蒲田東口
第3保管所（都大橋下）	平和の森公園2番先 ☎3765-5163	蒲田西口、矢口渡、武蔵新田、下丸子、蓮沼
第6保管所（六郷橋下）	仲六郷四丁目30番 ☎3736-0372	京急蒲田、雑色、六郷土手、糀谷、大鳥居、穴守稲荷、天空橋

放置禁止区域外での撤去の場合

保管所名	エリア
第1保管所	地域基盤整備第一課・第三課管内
第2保管所	地域基盤整備第二課管内のうち以下の住所 ・蒲田1～5丁目　・蒲田本町1～2丁目
第3保管所	地域基盤整備第二課管内のうち以下の住所 ・西蒲田1～8丁目　・新蒲田1～3丁目　・東矢口1～3丁目 ・矢口1～3丁目　・下丸子1～4丁目　・多摩川1～2丁目 ・千鳥1丁目（20、21、23）　・千鳥2丁目（5、6、27、36、38～41） ・千鳥3丁目（1、2、4～6、8～25）
第6保管所	地域基盤整備第二課管内のうち以下の住所 ・大森南1丁目（1～2、4、12～24） ・大森南2丁目（18～19）　・仲六郷1～4丁目　・西六郷1～4丁目 ・東六郷1～3丁目　・南六郷1～3丁目　・東蒲田1～2丁目 ・南蒲田1～3丁目　・萩中1～3丁目　・本羽田1～3丁目 ・西糀谷1～4丁目　・北糀谷1～2丁目　・東糀谷1～6丁目 ・羽田1～6丁目　・羽田旭町1番～16番　・羽田空港1～3丁目

資源とごみ、リサイクル

資源とごみ

資源とごみの収集など

問合先　（家庭ごみの収集、集積所に関すること）
各清掃事務所（➡140P）
清掃事業課　（資源・プラスチックの回収に関すること）
清掃リサイクル担当
☎5744-1628
（事業系ごみに関すること）
許可指導係
☎5744-1629

※収集日はお住まいの地域によって異なります。収集日、出し方などくわしくはパンフレットや区のホームページをご覧になるか、「大田区ごみ分別アプリ」をご利用ください。

パンフレットは清掃事業課、清掃事務所、特別出張所などで配布しています。

集積所の清掃や防鳥用ネットの管理は地域の方々に行っていただいています。

集積所の新設・移動・分散のご相談は管轄の清掃事務所へご連絡ください。

●資源　週1回（9品目）

〔品目ごとにひもでしばって出すもの〕
①新聞と折込チラシ②雑誌と雑がみ③紙パック④段ボール（※雑がみは、紙袋に入れて出して構いません。）

※写真、アルバム、汚れや匂いのついた紙、紙コップ、ヨーグルトや生クリームの容器などは可燃ごみです。

〔水で軽くすすぎ、品目ごとに中身が見える袋に入れて出すもの〕
⑤飲食用びん⑥飲食用かん⑦食品トレイ⑧飲料用ペットボトル（キャップとラベルは外して可燃ごみへ）⑨発泡スチロール（ラベル・伝票などは外してください）

※・油などで汚れたびん・かんは不燃ごみへ。
・汚れた食品トレイやペットボトル、弁当、惣菜の容器、シャンプーや洗剤のボトルなどは可燃ごみです。

●可燃ごみ　週2回

プラスチック・ビニール類、生ごみ、貝がら、再生できない紙、紙おむつ、皮革製品、ゴム製品、衣類、廃食用油（紙や布にしみ込ませるか、凝固剤で固めたもの）、少量の植木の葉・枝など。ラップやレジ袋、納豆容器も対象です。

- 生ごみは、水を切って出してください。
- 「90リットル以下のフタつき容器」か「透明または半透明の袋」で出してください。

※一部地域ではプラスチックを「プラの日」に回収しています。

●不燃ごみ　月2回

以下の種類に分けて出してください。
「ガラス製品、陶磁器など」「小型の家電製品、金属類」「電球・蛍光灯」「乾電池」「ライター」「傘」

- ライターは中身を使いきってからお出しください。
- 割れたガラスは、紙などに包んで「危険」と表示してください。
- 「90リットル以下のフタつき容器」か「透明または半透明の袋」で出してください。

●スプレー缶・カセットボンベ

使いきったスプレー缶、カセットボンベは「資源」の日に、中身の見える別袋に入れて出してください。

- 他の品目とは混ぜないでください。

●粗大ごみ（家庭用）申込制

家庭から出る一辺の長さがおおむね30cm以上の家具・寝具や電気製品などの収集は、申し込み制で有料です。電話またはインターネットからお申し込みください。

▽申込先　大田区粗大ごみ受付センター
☎0570-037-530
※大田区ホームページからリンクしています。

▽受付　12月29日～1月3日と保守点検日（年数回）を除く毎日、午前8時～午後7時
※インターネットは24時間受付（保守点検日除く）

▽申込個数　電話申込は1回につき20個まで。
インターネット申込は1回につき10個まで。

●不用品のリユース

区では、株式会社マーケットエンタープライズと連携し、「おいくら」を通じたリユースを推進しています。

不要品をごみとして捨てる前に、「おいくら」でのリユースをご検討ください。

※インターネットでの申し込みのみとなります。

●古着

区では、リユース・リサイクルできる衣料品を回収しています。

※回収場所等、詳細は区のホームページをご覧下さい。

●粗大ごみの持込み

年末年始の休業日を除く毎日、粗大ごみをご自身で指定場所に持ち込むことが出来ます。持ち込みを希望する日の3日前までに必ずお申し込みください。ただし、１日に受け付けられる件数には上限があります。

なお、インターネットでの申し込みはできません。

▽**申込先**　大田区粗大ごみ受付センター
☎0570-037-530

▽**持込先**　京浜島（詳細はお申し込み時にご案内します）

▽**手数料**　品目ごとに免除（無料）、または減額します。

▽**持込み個数**　1回につき10個まで、引越しに伴う場合は20個まで。

▽**その他**　持込み時に、持込み者の本人確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）を持参してください。
　車両は、自家用車（業務用を除く）又は2トン車までのレンタカーに限ります。

●臨時ごみ

引越しや大掃除、植木の枝葉などで一度に多量に出るごみは、臨時ごみとして有料で収集します。早めに管轄の清掃事務所にご相談ください。

●動物の死体

〔家庭で飼われていたペット〕

25キログラム未満のものに限り有料で引き取ります。

▽**申込先**　管轄の清掃事務所

▽**料金**　一頭：3,100円

〔飼主が不明な動物〕

私有地、私道、都道（夜間を除く）

▽**申込先**　管轄の清掃事務所

区道　▽**申込先**　管轄の地域基盤整備課

国道　▽**申込先**　国土交通省関東地方整備局　東京国道事務所品川出張所（☎3799-6315）

●区では収集できないもの

石油類、ガスボンベ、毒物など有害性・引火性のあるものや危険なもの。また、土・砂・石、ピアノ、消火器、金庫、自動車やオートバイも収集できません。メーカーや販売店にご相談ください。

●事業系ごみ

お店や会社などの事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することになっています。

処分の方法

＊自らの責任において処理施設に運搬する。

＊（一般・産業）廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する。

中小事業者等が、やむを得ず区収集に出す場合は、大田区専用の事業系有料ごみ処理券をあらかじめ購入して、店名・会社名を記入・貼付して出してください。また、資源はできるだけ民間自主回収ルートを活用してください。

●廃棄物保管場所や再利用対象物保管場所・回収資源保管場所の設置に関する事前協議及び設置届は、該当建築物の所在地を管轄する清掃事務所へご相談のうえ提出してください。

●一般廃棄物処理業や浄化槽清掃業の許可や変更等に関する問い合わせは、清掃事業課許可指導係へ
☎5744-1629

ごみの戸別訪問収集

問合先　各清掃事務所（➡140P）

ごみを自ら集積所へ持ち出すことが困難で、他の方の協力を得ることができない世帯のうち、以下のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯のごみを収集します。事前に管轄の清掃事務所にご相談ください。

①要介護2以上に認定されている方
②身体障害者障害程度1級及び2級に認定されている方
③その他区長が認める方

リサイクル

集団回収を始めるときは

問合先　各清掃事務所（➡140P）

リサイクル活動グループとして登録し、集団回収（新聞、雑誌、段ボール、かん等の資源回収）を行うと回収実績に対して報奨金の支給があります。新たにグループでリサイクル活動を始める場合にはご相談ください。

1グループ当たり原則10世帯以上で登録できます。登録手続きは管轄の清掃事務所へ。

家電のリサイクル

エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫が不用となったときは、購入した販売店、または買い替えをする販売店に引き取りを依頼してください。区では回収できません。引き取りを依頼できる家電販売店がない場合は、家電リサイクル受付センター（受付：月～金曜午前9時～午後5時、☎0570-087-200、ホームページhttps://kaden23rc.jp）へお申し込みください。いずれの場合も、収集・運搬の料金とリサイクル料金がかかります。

小型充電式電池（二次電池）のリサイクル

販売店、JBRC回収協力店が回収しています。一般社団法人JBRC（受付：祝日除く午前9時～午後5時　☎03-6403-5673）

※上記店での引き取りができない二次電池につきましては、清掃事業課又は管轄の清掃事務所にお問合せください。

小型家電リサイクル

問合先　清掃事業課　☎5744-1628

区では、小型家電のリサイクルを行っています。大田区役所、清掃事務所、特別出張所、一部の区立図書館等の区内42か所に設置の回収ボックスへお持ち込みください。

回収品目（10品目）

①携帯電話（スマートフォン、タブレット端末含む）
②携帯音楽プレーヤー　③携帯ゲーム機器
④デジタルカメラ　⑤ポータブルビデオカメラ
⑥ポータブルカーナビ　⑦電子辞書　⑧卓上計算機
⑨ＡＣアダプター　⑩ＵＳＢメモリ

家庭用パソコンのリサイクル

家庭用パソコンが不用となったときは、各メーカーに回収の申し込みをしてください。区では回収できません。

- 自作機・日本撤退メーカーの場合は、一般社団法人パソコン3Ｒ推進協会（受付：祝日を除く月～金曜午前10時～12時・午後1時～5時　☎5282-7685、ホームページhttps://www.pc3r.jp/）へご相談ください。
- 宅配業者に回収を依頼する場合は、リネットジャパンリサイクル株式会社（受付：年末年始の休業日を除く午前10時～午後５時　☎0570-085-800、ホームページ　https://www.renet.jp/）へご相談ください。

住まい、まちなみ、環境

住まい

相談

●民間賃貸住宅への住み替えに関する相談

問合先　住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
☎5744-1343

区内に１年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給者、低額所得者、外国人）に対して、住宅探しを支援します。
①住宅確保支援事業、②転居一時金助成

詳しくは、高齢者世帯は82ページ、障がい者世帯は91ページ、ひとり親世帯は98ページをご覧ください。

●ハクビシン・アライグマに関する相談

問合先　環境対策課環境推進担当　☎5744-1365

ハクビシン・アライグマの被害にお困りの方を対象に、箱わなの設置による捕獲事業を無料で実施しています。

●カラスの巣の撤去等に関する相談

問合先　環境対策課環境推進担当　☎5744-1365

私有地内の巣または落下ヒナは、土地所有者が承諾した場合は無料で撤去、捕獲します。道路や公園、公共施設、電柱などの巣は管理者の連絡先をお知らせします。

●近隣の建築計画等によって生じる問題等についての相談

問合先　建築調整課建築相談担当　☎5744-1383

近隣の建築計画等によって生じる問題等についてご相談ください。またマンション等の中高層建築物については、建築主と近隣住民の双方から申し出があるときは、あっせんなど区役所内での話し合いの場を提供します。

●空家に関する相談

問合先　空家総合相談窓口　☎5744-1348

空家の適切な維持管理、利活用、相続等の相談に対しワンストップで対応します。

●環境衛生営業施設について

問合先　生活衛生課環境衛生担当　☎5764-0693

理容所、美容所、公衆浴場等の衛生についての相談に応じています。

区営・区民・都営住宅など

●区営住宅・区民住宅

問合先　大田区住宅管理センター　☎3730-7325

申込用紙は、募集期間に大田区住宅管理センター、本庁舎および特別出張所で配布します。募集期間などは区報などでお知らせします。

●高齢者住宅

問合先　高齢者住宅管理窓口　☎5744-1346

シルバーピアと高齢者アパート（いずれも単身、二人世帯向）があります。

●都営住宅・都民住宅

問合先　東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
☎3498-8894
東京都住宅供給公社テレフォンサービス
☎6418-5571

申込用紙は、募集期間に大田区住宅管理センター、本庁舎および特別出張所で配布します。募集期間などは区報などでお知らせします。

●その他の住宅

公社住宅　東京都住宅供給公社公社住宅募集センター
☎3409-2244
UR住宅　UR都市機構東日本賃貸住宅本部
☎0120-411-363

住宅環境の改善

●生垣造成の助成

問合先　環境対策課環境推進担当　☎5744-1365

ブロック塀等を取り壊して生垣を造成する方、新たに生垣をつくる方に、費用の一部を助成します。

●植栽帯造成の助成

問合先　環境対策課環境推進担当　☎5744-1365

接道部にブロック塀等を取り壊して植栽帯を造成する方、新たに植栽帯をつくる方に、費用の一部を助成します。

●屋上緑化・壁面緑化の助成

問合先　環境対策課環境推進担当　☎5744-1365

住居もしくは、住居併用として使用される建築物の屋上・壁面を新たに緑化する方に、費用の一部を助成します。

●雨水浸透施設設置助成

問合先　建築調整課地域道路整備担当　☎5744-1308

各家庭の屋根に降った雨水を地下に浸透させるために宅地内に雨水浸透ますを設置する場合、区が定める工事費を助成します（上限は40万円まで。40万円以下の場合、本人負担なし）。

▽**助成対象地域**　埋立地以外の大田区全域

※対象地域であっても①急傾斜地②隣地との境界に段差があるところ③地下水位が高い場所（おおむね地表面より1m以内）などには適しませんので除きます。また、大田区開発指導要綱の適用を受ける建築物は対象外となります。

●雨水タンク設置助成

問合先　建築調整課地域道路整備担当　☎5744-1308

屋根に降った雨水を貯めて、植木や庭への散水、夏場の打ち水などに利用するタンクを設置する場合、設置工事費の一部を助成します。

▽小型タンク（500ℓ未満）を設置する場合の助成額（上限は1基につき4万円、1敷地につき2基まで）

個人の方…（本体価格＋設置工事費）×2/3

その他……（本体価格＋設置工事費）×1/2

▽大型タンク（500ℓ以上）の助成もありますのでご相談ください（上限は30万円まで）。

●浄化槽に関する相談など

こんな時	問合先
設置・撤去・休止・再開する場合	清掃事業課許可指導係 ☎5744-1629
清掃や保守点検に関する相談	
新築・増改築する建物に設置する場合	建築審査課設備審査担当 ☎5744-1391

住宅のリフォーム

●住宅リフォーム助成

問合先　住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
☎5744-1343　Ⓕ5744-1558

区内に主たる事業所（本社）がある中小事業者に区が定めるリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。工事開始前に事前申込（仮申請）の手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

●住宅金融支援機構の融資

問合先　住宅金融支援機構お客様コールセンター
☎0120-0860-35

新築、購入、リフォームなどの融資があります。

建築物を建てるときは

●不動産の登記、謄本の請求など

問合先　東京法務局城南出張所　鵜の木2-9-15
☎3750-6651

●登録免許税の軽減

問合先　建築審査課管理調査担当　☎5744-1386

新築や購入した住宅を登記する際、一定の要件を満たすと租税特別措置法により登録免許税の税率が軽減されます。登記申請時に添付が必要となる住宅用家屋証明書を発行します。

●建築業者について調べる

問合先　東京都都市整備局建設業課　☎5388-3351

●建築工事請負契約上の紛争解決のあっせん、調停、仲裁など

問合先　東京都都市整備局調整課工事紛争調整担当
☎5388-3376

●半地下建築物の排水設備に係る事前相談

問合先　東京都下水道局南部下水道事務所お客さまサービス課排水設備担当　☎5734-5043

豪雨時に排水口から下水が逆流して思いがけない被害を受けることがあります。半地下建築物を建てるときは、建築確認申請をする前に下水道局と排水設備について事前相談してください。

まちづくり

まちづくりに関する情報を調べる

まちづくり情報閲覧コーナーでは、下表の情報を閲覧・取得できます。

都市計画・景観計画情報・指定道路情報等については、インターネットサービス「まちマップおおた」（大田区HP内）でも確認できます。

問合先　まちづくり情報閲覧コーナー（本庁舎7階）
都市計画課計画調整担当　☎5744-1333

取得できるもの	手数料
都市計画・景観計画情報	200円／件
建築計画概要書	300円／件
建築確認台帳記載事項証明書	300円／件
指定道路調書	200円／件
土砂災害公示図書	100円／枚
開発登録簿（A3縮小版）	300円／件
地盤資料	300円／件

建築に関する届出、助成など

届出の種類	届出が必要なときなど	問合先
土地を買ったり、家を建てるときの事前確認	用途地域や都市計画道路(都市計画施設)等のお問い合わせ(照会)は「まちマップおおた」又は本庁舎7階まちづくり情報閲覧コーナーでご覧いただけます。	建築審査課建築指導担当 ☎5744-1387
建築物等を建てるときの確認申請	建築物の新築、増築、改築、移転等をする場合や、高さが2mを超える擁壁など特定の工作物をつくる場合は、事前に確認申請が必要になります。	建築審査課建築審査担当 ☎5744-1388
建築物省エネ法による各種手続き	建築物省エネ法による各種手続き(適合性判定、届出、認定)については問合先に確認してください。	建築審査課設備審査担当 ☎5744-1391
長期優良住宅を建てるときの認定申請	長期優良住宅を建築しようとする方は、住宅の建築と維持保全に関する計画を作成して工事着工前に認定申請が必要になります。	建築審査課建築審査担当 ☎5744-1388
低炭素建築物を建てるときの認定申請	エコまち法で定める低炭素建築物の認定申請をしようとする場合は工事着工前に申請が必要になります。	建築審査課設備審査担当 ☎5744-1391
建築物等を建てるときの緑化計画書	敷地面積300㎡以上(公共250㎡)で建築物の新築、増築、改築等を行なう場合は事前にみどりの条例に基づく緑化計画書の提出が必要になります。	建築審査課建築指導担当 ☎5744-1387
住宅の宅地開発や大規模施設又は共同住宅等を建てるときの事前協議	道路を新設する宅地開発を行う場合や、一定の面積を超える建築物や15戸以上の共同住宅等の建築を行う場合は、地域力を生かした大田区まちづくり条例に基づく事前協議の手続きが必要になります。	建築審査課建築指導担当 ☎5744-1334
福祉のまちづくりに関する届出	不特定かつ多数の方が利用する施設等(医療施設、飲食店、物販店舗など)を新設・改修等するときは、その建築物等の用途と規模に応じて届け出が必要になります。	建築審査課建築指導担当 ☎5744-1387
景観計画の届出	建築物等の新築・増築・改築・模様替え・外観の変更を行う場合は、一定の面積や高さを超える建築物について、届出が必要になります。	建築審査課建築指導担当 ☎5744-1387
中高層建築物を建てるときの周知	一定の高さを超える建築物については、標識を設置してその計画を近隣住民に説明する必要があります。標識設置の前に図面等を持参して事前の打合せをお願いします。	建築調整課建築相談担当 ☎5744-1383
住居表示の届出	建物を新築または改築するときは、住居表示の届出が必要です。窓口、郵送または電子申請にて届出てください。届出後、建物の位置・出入口等を確認して番号を決定し、表示板プレートを交付します。	戸籍住民課戸籍住民担当 ☎5744-1185
建設リサイクル法による届出	建築物の解体や新築・増築・修繕・模様替、建築物以外の解体・新築等(土木工事等)をするときは、工事の発注者(建築主)は工事着手日の7日前までに分別解体等の計画等の届出が必要です。	建築調整課建築相談担当 ☎5744-1383
耐震診断、耐震改修工事助成等	昭和56年5月31日以前に建築された建築物について、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事の費用の一部を助成します。助成を受けるためには所有者による申請が必要です。その他にも助成制度があります。事前に問合先に確認してください。	防災まちづくり課耐震改修担当 ☎5744-1349
がけ等の整備工事助成	がけ・擁壁の崩壊から区民の生命や財産を守るため、危険ながけ等の整備について工事費用の一部を助成します。助成を受けるためには所有者による申請が必要です。事前に問合先に確認してください。	防災まちづくり課耐震改修担当 ☎5744-1349

土地売買、開発

●土地の価格水準を知りたい

問合先　経理管財課　☎5744-1166

地価公示価格(地価公示法に基づき国が年1回公示)と東京都基準地価格(国土利用計画法施行令に基づき年1回告示)が、土地取り引き価格の指標として公表されています。国土交通省及び東京都のホームページで閲覧できます。

●土地売買の届出

問合先　経理管財課　☎5744-1166

都市計画施設等の区域内(道路・公園等の区域を含む)の土地で面積が200㎡以上の土地、及び市街化区域の土地で5,000㎡以上の土地を有償で譲渡しようとする場合は、譲渡しようとする日の3週間前までに届出が必要です。また、面積が2,000㎡以上の土地を売買など取引(取引の予約も含む)をする場合は、契約を締結した日から起算して2週間以内に届出が必要です。

●不動産業者について調べたい

問合先　東京都住宅政策本部不動産業課
☎5320-5072

●開発許可の申請

問合先　建築審査課建築指導担当　☎5744-1334

500㎡以上の土地で開発行為を行うときは、都市計画法に基づく開発許可の申請が必要です。

まちづくり活動への支援

問合先　鉄道・都市づくり課鉄道・都市づくり担当
☎5744-1356

地域における自主的なまちづくり活動を推進するための支援事業として、地区まちづくり協議会を設立しようとする団体の設立準備や区から認定を受けた地区まちづくり協議会の活動に対する支援、地区計画素案を策定しようとする団体に対する支援を行います。詳細はお問い合わせください。

羽田空港周辺の民家防音工事により設置した空調機器の取替

問合先　環境対策課環境調査指導担当
☎5744-1335

▽空調機器の取替工事

防音工事、更新工事等により設置、更新した空調機器で、10年以上の使用により故障等で機能が低下した場合に、空調機器を取替える工事費の補助をします。

※令和5年4月1日から4回目の取替工事が始まりました。
※取替工事が何回目かによって、補助要件や内容が異なります。
※民家防音工事は、防音工事対象区域内に、昭和52年4月2日時点に所在した住宅が対象です。
※建替等を行った住宅については、建替住宅の補助要件に該当しない場合は補助の対象になりません。
※詳細はお問合わせください。

環七・環八・中原街道沿道の住宅防音工事助成

問合先　建築審査課建築指導担当
☎5744-1387

環状七号線、環状八号線及び中原街道の一部の沿道において、住宅などを交通騒音から守るために防音工事を行う場合は、その費用の一部を助成します。詳細はお問い合わせください。

道路、公園

道路

●道路に関する連絡・相談

こんなとき	内容	問合先
道路の陥没などを見つけたとき	道路の陥没や冠水、ガードレールやカーブミラーの破損を見つけたときは、ご連絡ください。 区道…各地域基盤整備課（➡25P） 都道（環状七・八号線、中原街道など）…東京都建設局第二建設事務所　☎3774-0313 国道（第一・第二京浜国道）…国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所 ☎3799-6315	
道路を使用したいとき	商店街の装飾灯、アーチ、アーケード、工事用足場、仮囲い、架空線など、道路を使うときは、道路占用許可を受けるとともに、所轄警察署の道路使用許可を受けてください。	道路課占用担当 ☎5744-1723
屋外広告を出すとき	屋外に看板などの広告物を出すときは許可が必要です。また、広告物を道路上空に突き出した場合は、さらに道路占用許可が必要です。	
沿道掘削工事をするとき	ビルなどの建築工事で、道路沿いの敷地を掘削するときは、工事の概要を届け出て協議をしてください。	道路課占用担当 ☎5744-1724
道路の構造を変えたいとき	家屋の新築や増築などで、道路の形態を変えたいとき（L形の切り下げ等）やガードレールや標識の撤去、移設などを行うときは、工事の概要を届け出て承認を受けてください。	
区道の街路灯が故障したとき	街路灯がつかないときや、つきっぱなしのときはご連絡ください。	各特別出張所 （➡26～28P）
	街路灯が損傷しているときはご連絡ください。	各地域基盤整備課地域基盤整備担当（道路） （➡25P）

こんなとき	内容	問合先
私道を区道等にしたいとき	行止りでないこと、幅員が2.7m以上あること、舗装状態が良好などの条件に、全てにあてはまる私道は、所有者からの寄付により区が区道等として維持管理を行います。	道路課道路台帳・認定・境界担当 ☎5744-1313
狭あい道路の拡幅整備	狭あい道路（建築基準法第42条第2項道路）に接する土地で新築や増改築する際は、確認申請の前に拡幅整備についての協議が必要となります。	建築調整課地域道路整備担当 ☎5744-1308

●私道に関する助成

問合先　建築調整課地域道路整備担当
☎5744-1308

助成の種別	内容
私道の舗装費用助成	一定の要件にあてはまる私道の舗装には、区が定める工事費の9割を助成します。
防犯灯（私道）の工事費助成	交付要件や設置基準が定められています。町内の私道の防犯灯の配置状況等検討のうえ、自治会・町会でお申し込みください。
私道に下水道を引くときの工事費助成	助成要件を備えている場合、区が定める工事費の一部を助成します。

公園

●公園施設を運動会・お祭り等で使うとき

問合先　各地域基盤整備課（➡25P）

公園の全部または一部を使用して運動会やお祭り及び交流会等を行うときは、許可を受けてください。

●公園・緑地内のスポーツ施設

問合先　各公園事務所、各地域基盤整備課（➡25P）

公園・緑地内にはさまざまなスポーツ施設があります。利用方法等については、40ページをご覧ください。

●公園・緑地の維持管理

問合先　各地域基盤整備課（➡25P）

遊具の損傷を見つけたらご連絡ください。

環境、公害

大気、河川、海域環境の異常をみかけたら

問合先　環境対策課環境調査指導担当
☎5744-1367

工場・事業場の事故が原因で、地域の大気環境に異常が感じられる場合及び、河川・海域での多量の魚の浮上や多量の油の流出、異常な着色等が見られる場合は、ご連絡ください。

工場や工事を始めるときは

問合先　環境対策課環境調査指導担当
☎5744-1369

工場などの新設・変更、騒音・振動を伴う建設工事やアスベスト除去の工事を行うときは、認可申請・届け出を行ってください。

騒音計・振動計の貸出し

問合先　環境対策課環境調査指導担当
☎5744-1369

区内で発生している公害などを測定するためにご利用ください。

悪質排水を流さないために

問合先　令和島以外　東京都下水道局南部下水道事務所
☎5734-5045
令和島　東京都下水道局東部第一下水道事務所
☎3645-9648

規制値以上の下水を流すおそれのある事業場は、工程を工夫するなどの改善を行うか、廃水の処理をしなければなりません。その際は事前に除害施設設置等の届出をしてください。なお、除害施設などの設置を計画している方は、国や都の融資制度が活用できる場合があります。

光化学スモッグ

問合先　環境対策課環境調査指導担当
☎5744-1367

光化学スモッグ注意報等は、オキシダントの大気中の含有率が高くなると発令されます。

「注意報」以上が発令された場合は、防災行政無線や、区ホームページでお知らせします。

発令があったときは、外出や車の使用を控えましょう。また、目がチカチカしたり、のどに痛みを感じたときは、洗眼やうがいをして、最寄りの地域健康課(➡25P)に連絡してください。土・日曜、祝日の場合は、東京都医療機関案内サービスひまわり(☎5272-0303)へ連絡してください。

アスベスト(石綿)対策

問合先　環境対策課環境調査指導担当
☎5744-1369

アスベストを吸い込むと、肺がんや悪性中皮腫などの健康被害を引き起こす恐れがあります。そのため、アスベストが使用された建築物、工作物の解体・改修時には飛散防止対策が必要です。また、一定規模以上の工事については、事前調査結果の報告が義務付けられています。原則、石綿事前調査結果報告システムで行っていただきますが、紙様式で報告する場合、提出先は、以下のとおりです。

- 建設リサイクル法による届出(解体工事)と共に報告する場合
  建築調整課建築相談担当(☎5744-1383)
- それ以外の場合
  環境対策課環境調査指導担当(☎5744-1369)

相談・指導・助成など	問合先
石綿(アスベスト)健康被害救済制度(➡74P)	健康医療政策課公害保健担当　☎5744-1246
アスベストに関する健康相談	各地域健康課(➡25P)
大気汚染防止法による事前調査結果報告書の提出	環境対策課環境調査指導担当　☎5744-1369
アスベスト除去工事に対する指導	環境確保条例・大気汚染防止法について… 環境対策課環境調査指導担当　☎5744-1369 石綿障害予防規則について… 大田労働基準監督署安全衛生課　☎3732-0175
アスベスト分析調査費用の助成	建築調整課建築相談担当　☎5744-1383
アスベスト除去・飛散防止工事に必要な資金に対する中小企業融資あっせん	産業振興課融資係　☎3733-6185
住宅に対する吹付けアスベスト除去工事費用助成	住宅相談窓口　☎5744-1343
区立施設・教育施設に関すること	施設保全課施設保全担当　☎5744-1396

緑の保護

問合先　環境対策課環境推進担当
☎5744-1365

●樹木・緑地の保護

区内の貴重な緑の保護のため、一定基準以上の樹木や緑地を保護樹木・緑地に指定し、維持管理費用を一部助成します。対象は、樹木、つる性樹木、緑地(樹林、生垣、並木)です。

防災、防犯

防災への心がけ

大田区ハザードマップ

区内の避難所や災害リスクを示した大田区ハザードマップを作成しています。(➡155P)

自助・共助・公助の重要性

問合先　防災危機管理課普及担当
☎5744-1611

災害対策には、自分や家族で備える「自助」、地域や近隣住民同士で助け合う「共助」、行政機関や消防、警察などが支援を行う「公助」の３つがあります。

災害が発生した時には、それぞれが役割を理解し、連携することがとても重要です。

●防災訓練への参加

自治会・町会などが行う防災訓練に積極的に参加し、消火器やAEDの使用方法など、災害時における適切な対処方法等を身につけ、災害時に近隣の人と助け合える関係を築きましょう。

●非常用の水、食糧、持ち出し品の備え

災害時に最も必要となるのが水です。一人１日最低３リットルの飲料水が必要といわれています。また、飲料水のほか生活に必要な水は、ふろやポリタンクにくみ置きしておきましょう。食糧は必要量を揃え順次食べながら補充し、常に一定量を保存しておくローリングストック方式をお勧めします。

非常持ち出し品は、必要最小限にして目につきやすい場所に置き、点検も忘れずに行いましょう。

●家具の転倒防止対策

たんすや食器棚、冷蔵庫、ピアノなどが倒れて、思わぬ大けがをしたり、窓ガラスは割れて飛び散る危険もあります。家具は転倒防止器具などでしっかり固定し、ガラスには飛散防止フィルムを貼るなど対策をしましょう。

●通電火災の防止対策

大きな地震等で自宅が停電し、その後、電気が復旧した時には通電火災の危険があります。感震ブレーカーは、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に通電火災を防止する有効な手段のひとつです。感震ブレーカーを取り付けて、もしもの時に備えましょう。

災害情報の収集

●大田区防災行政無線電話応答サービス

防災行政無線（放送塔）の放送内容が電話で確認できます。

☎ 有料 050-5536-5105

防災用品のあっせん等

問合先　防災危機管理課管理担当
☎5744-1235

●防災用品のあっせん

区では東京都葛飾福祉工場のご協力により、防災用品をあっせんしています。あっせん用品のご案内は区のホームページをご覧ください。

問合先　社会福祉法人　東京コロニー
東京都葛飾福祉工場
所在地　東京都葛飾区金町2-8-20
☎3608-3541

●家庭用消火器のあっせんと薬剤の詰め替え

消火器もあっせんしています。また、消火器の薬剤詰め替えを年１回廉価であっせんしています。時期については、区報などでお知らせします。詰め替えは４～５年（消火器本体の耐用年数は10年）を目安にしてください。

●住宅用火災警報器のあっせん

平成22年４月１日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

区では、住宅用火災警報器のあっせんを行っていますので、詳細はお問い合わせください。

〈注意〉
区のあっせん事業等に便乗して、業者が各家庭を訪問し、言葉巧みに高価格で消火器を売りつけることがあります。十分ご注意ください。

飲料水、生活用水

問合先　防災危機管理課運用担当
☎5744-1235

●応急給水槽

東京都では、災害時の飲料水を供給するため、萩中公園、西六郷三丁目公園、都堀公園、下丸子公園と女塚なかよし公園の応急給水槽や、上池台、馬込、東海給水所を指定しています。

●井戸水の登録

災害時に井戸水を生活用水として無償で提供していただける方を登録しています。

登録期間は３年間です。区で簡易水質検査を実施します。

避難行動要支援者名簿への登録

問合先　福祉管理課調整担当
☎5744-1721　Ⓕ5744-1520
高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1430　Ⓕ5744-1522
障害福祉課障害者支援担当
☎5744-1251　Ⓕ5744-1555

要介護3以上の高齢者・障がいのある方など、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に登録を勧めています。

名簿は、消防や警察、自治会・町会、民生委員、地域包括支援センターが保有し、平常時の見守り活動や災害時の安否確認などの地域での支え合いに役立てます。

登録にはご本人からの申請が必要です。

対象要件、登録方法など詳細は区のホームページをご覧ください。

地下排水設備の点検、危険箇所への土のう、土のう置場の設置

問合先　地域基盤整備第一課
☎5764-0631　Ⓕ5764-0633
地域基盤整備第二課
☎5713-2007　Ⓕ5713-2009
地域基盤整備第三課
☎3726-4303　Ⓕ3726-4318

半地下車庫や、地下室などがある建物では、排水・流入防止設備を日頃から点検しましょう。危険箇所には土のうを積むなどの対策を進めましょう。土のうの配布や道路の雨水ますが詰まっているのを見つけたら、ご連絡ください。

近年多発している集中豪雨（ゲリラ豪雨）等の異常気象に対して、区内27か所の公園・道路・特別出張所に「土のう置場」を設置しました。緊急時など24時間、いつでも必要とされる区民の方が、自由に取りに来られる施設になっています。

土のう置場設置所	所在地	問合先
大森諏訪公園	大森西3-3-10	地域基盤整備第一課
グリーンベルト（道路）	大森北1-33先	
大森東四丁目第二児童公園	大森東4-29-3	
南馬込さくら児童公園	南馬込6-5-7	
池上本町児童公園	池上2-12-2	
池上五丁目公園	池上5-15-18	
さくら通り三丁目公園	中央3-33-6	
西六郷三丁目公園	西六郷3-16-16	地域基盤整備第二課
矢口二丁目公園	矢口2-21-30	
西蒲田公園	西蒲田8-6-12	
蒲田一丁目公園	蒲田1-7-2	
西糀谷ざざんか公園	西糀谷2-14-14	
萩中公園（北西角広場奥）	萩中3-26-46	
美富士橋児童公園	田園調布本町26-16	地域基盤整備第三課
田園調布南公園	田園調布南3-8	
田園調布特別出張所敷地内	田園調布1-30-1	
多摩川野球場前公衆便所横	田園調布4-44-11	
八幡神社南側	田園調布5-46先	
大田区田園調布水防センター	田園調布5-49-5	
鵜の木二丁目児童公園	鵜の木2-32-20	
つきやま公園	千鳥2-3-15	
道々橋第二児童公園	仲池上1-24-12	
三本松児童公園	上池台3-29-7	
しばざくらきんたろう児童公園	石川町2-24-2	
南千束東児童公園	南千束1-19-1	
区道（鵜の木特別出張所先）	南久が原2-30-5先	
区道（鵜の木1-5-17先）	鵜の木1-5-17先	

一時土のう保管所	所在地	問合先
補助44号線（道路）	上池台5-33-2先	地域基盤整備第三課

●土のう配布について

各地域基盤整備課では、土のうの配布を希望する場合に、希望者宅まで届けています。（受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分）

台風や大雨が予想される場合は、土のうが不足することがありますので、日頃より準備をお願いします。

●土のう回収について

不要となった土のう回収は、区では行っておりません。各自で適切な処分をお願いします。

安全・安心なくらしのために

国民保護計画

問合先　防災危機管理課計画担当
☎5744-1236

区は、国民保護法（武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律）に基づき、大田区国民保護計画を定めています。

この計画は、万が一、武力攻撃事態等（外国からの武力攻撃、弾道ミサイル攻撃や大規模テロ等）が発生した場合に、区民の皆様の生命、身体及び財産を保護し、それに及ぼす影響を最小限とするため、あらかじめ定めるものです。

計画の詳細は、区のホームページや区立図書館又は区政情報コーナー（本庁舎2階）でご覧ください。

地域安全安心パトロール活動の助成

問合先　防災危機管理課生活安全担当
☎5744-1634

安全・安心なまちづくりのために、自治会・町会などの地域団体が実施する「防犯パトロール活動」で使用する物品の購入に要した経費の一部を助成します。（新規申請：上限10万円、２回目以降の申請：上限３万円ただし前回申請年度の翌年度４月１日から２年経過している必要があります。）

その他、防犯パトロールに使用する青色回転灯の購入に要した経費の一部と青色回転灯装備車の燃料費の一部の助成も行っています。詳細はお問い合わせください。

区民安全・安心メールサービス

問合先　防災危機管理課生活安全担当
☎5744-1634

登録することで、防犯や防災に関する情報を、メールで受信できるサービスです。防犯情報、防災情報、気象情報、地震情報、水防情報、防災無線のうちのどの情報を受信するかを選択できます。地域の防犯パトロール活動や、災害時の情報収集にお役立てください。メール受信料は利用者負担となります。

こどもSOSの家

問合先　地域力推進課青少年担当　☎5744-1223

事業協力員として登録いただいている方の自宅や店舗を活用し、こどもたちが犯罪など身の危険を感じた時に、駆け込める避難場所として設置しています。入口や門扉などに貼られた「こどもSOSの家ステッカー」が目印です。

AEDの設置・補助

問合先　健康医療政策課　☎5744-1262

区役所本庁舎、地域庁舎、特別出張所などの区施設内にAED（自動体外式除細動器）を設置しています。また、民間団体等が24時間だれでも使用できるAEDを設置する際の初期費用及び消耗品の交換費用の助成を行っています。

設置施設や補助制度の詳細については、お問い合わせください。

警察

署名	所在地	電話番号
大森	大森中1-1-16	3762-0110
田園調布	田園調布1-1-8	3722-0110
蒲田	蒲田本町2-3-3	3731-0110
池上	池上3-20-10	3755-0110
東京空港	羽田空港3-4-1	5757-0110

●問い合わせ、相談

相談内容	問合先	電話番号
落し物をしたとき	警察署、交番	
集会やデモをするとき	警察署	
運転免許の更新、住所変更に関すること	警察署	
交通事故や運転免許証などの証明書の発行に関すること	自動車安全運転センター東京都事務所（鮫洲運転免許試験場内）	5781-3660
犯罪被害にあい、悩んでいるとき 犯罪によるこころの悩み相談	警視庁犯罪被害者ホットライン	3597-7830

消防

署名	所在地	電話番号
大森	大森東1-32-8	3766-0119
田園調布	雪谷大塚町13-22	3727-0119
蒲田	蒲田本町2-28-1	3735-0119
矢口	多摩川2-5-20	3758-0119

●問い合わせ、相談

相談内容	問合先		電話番号
火災や救急車に関すること（通報以外）	消防庁消防テレホンサービス	医療機関案内、救急相談	3212-2323
		災害情報案内	3212-2119
	消防署		
火災による罹災証明書の発行	消防署		
試験や講習を受けたいとき	消防署		
都民防災教育センターの利用	本所都民防災教育センター		3621-0119
	池袋都民防災教育センター		3590-6565
消防防災資料センターの利用	消防博物館		3353-9119
応急手当の講習を受けたいとき	（公財）東京防災救急協会		5276-0995

区内の救急医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
大田病院	大森東4-4-14	3762-8421
東京労災病院	大森南4-13-21	3742-7301
東邦大学医療センター大森病院	大森西6-11-1	3762-4151
大森赤十字病院	中央4-30-1	3775-3111
大田池上病院	池上2-7-10	3752-1111
池上総合病院	池上6-1-19	3752-3151
田園調布中央病院	田園調布2-43-1	3721-7121

医療機関名	所在地	電話番号
荏原病院	東雪谷4-5-10	5734-8000
東急病院	北千束3-27-2	3718-3331
本多病院	東矢口1-17-15	3732-2331
東京蒲田病院	西蒲田7-10-1	3733-0525
牧田総合病院	西蒲田8-20-1	6428-7500
JCHO東京蒲田医療センター	南蒲田2-19-2	3738-8221
渡辺病院	羽田1-5-16	3741-0223

産業、仕事

大田区産業プラザPiO

所在地　南蒲田1-20-20（➡32P）

区内中小企業の方などに対する様々な情報提供や支援策の提供を行っています。産業振興課や（公財）大田区産業振興協会、（公財）東京都中小企業振興公社、（地独）東京都立産業技術研究センター、各種産業団体が集まり、産業支援策をワンストップで提供しています。展示ホール、コンベンションホールのほか、会議室もあり、打合せやイベントなどにご利用いただけます。

PiO PARK（ピオパーク）

問合先　（公財）大田区産業振興協会
管理運営係　☎5579-7971
所在地　羽田空港1-1-4　HICity Zone-K 2階
HANEDA × PiO内

区内産業発展のため、区内企業やHANEDA×PiO入居企業が、区内外企業・大学など多様な主体や人々とともにイノベーションを生み出すための交流・連携の拠点です。

PiOフロント

問合先　（公財）大田区産業振興協会
PiOフロント係　☎3733-6144

大田区産業プラザ１階、経営相談窓口「PiOフロント」では、来館者の相談に、適切な各種支援情報を提供するほか、各支援機関窓口への橋渡しも行っております。また、営業時間内は館内の総合窓口の役割も果たしています。

中小企業支援

ものづくり拠点の形成の支援

問合先　産業振興課産業振興担当（工業）
☎5744-1376

ものづくり産業の集積を図るため、工場アパート（テクノWINGほか）や創業支援施設（六郷BASE）など産業支援施設の整備運営を行っています。また、「大田区企業立地・SDGs促進助成金」では製造業や研究開発企業等が実施する工場等の脱炭素化・生産性向上に寄与する改修費用の一部を助成します。

技術革新・経営革新の支援

●新製品・新技術開発支援

問合先　（公財）大田区産業振興協会
イノベーション係　☎3733-6294

区内の中小企業や中小企業グループが新製品や新技術を開発する際に、市場調査、企画・設計から試作開発さらに製品化実用化に要する経費の一部を助成します。

●新製品・新技術コンクール

問合先　（公財）大田区産業振興協会
イノベーション係　☎3733-6294

区内の中小企業が開発した新製品新技術を表彰し、その技術力・開発力を広く内外にアピールします。

●ビジネスサポートサービス

問合先　（公財）大田区産業振興協会
PiOフロント係
☎3733-6144

創業、マーケティング、知的財産、経営改善、販路拡大、事業承継等の相談等にご利用ください。相談内容に応じた専門家がアドバイスします。

●技術向上のための講習会

▽講習会

問合先　産業振興課産業振興担当（工業）
☎5744-1376

（一社）大田工業連合会に委託し、図面の見方、汎用旋盤などの技術指導講習会を実施します。また、区内産業団体が実施する技術や経営に関する講習会等を支援します。

▽技術相談・技術講習会

問合先　（地独）東京都立産業技術研究センター
城南支所　☎3733-6233

さまざまな製品や材料について試験・分析などのサービスを提供しています。また、各種技術セミナー・講習会を開催しています。

受・発注の紹介あっせん

受注・発注を求めている企業の相談を受けています。発注希望には、内容に合う最適な外注先を紹介します。受注希望には、仕事の依頼の情報のほか、助成金やイベント等の有益な情報を提供します。

●受・発注相談

問合先　（公財）大田区産業振興協会
国内取引支援係　☎3733-6495

●受注・発注情報提供

問合先　（公財）東京都中小企業振興公社城南支社
☎3733-6245

●内職（＋WORK）に関する相談

問合先　（公財）大田区産業振興協会
国内取引支援係　☎3733-6126

勤労者共済事業

問合先　（公財）大田区産業振興協会
勤労者共済係　☎3733-6107

区内中小企業の事業主・従業員や、区外中小企業で働く区民の福利厚生を応援するため、慶弔見舞金の給付や様々なサービスを提供します（常時募集）。

会費	入会金　一人200円 月会費　一人500円
給付事業	祝金（結婚・出生・20歳祝・金銀婚）、祝品（入学・5年10年等継続会員）、見舞金（入院・障害・住宅火災）、弔慰金
福利厚生事業	• 映画、観劇、演奏会、美術展、スポーツ観戦、入浴券、食事券、遊園地等のチケットあっせん • バスツアーや宿泊、人間ドックやゴルフ場等の利用補助 • 提携する施設や店の割引

産業情報サイト「テクノプラザ」

問合先　（公財）大田区産業振興協会
広報情報係　☎3733-6404

最新の産業情報や企業の取り組みなどを掲載したウェブサイトです。

中小企業倒産防止共済制度

問合先　東京商工会議所大田支部　☎3734-1621

取り引き先の倒産による連鎖倒産を防ぐため、中小企業者の方々があらかじめ掛け金を積み立て、もしもの際に共済金の貸し付けが受けられる制度です。

中小企業融資

区の中小企業融資

問合先　産業振興課融資係　☎3733-6185

区が金融機関にあっせんする融資は、「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」をご覧ください。産業振興課（産業プラザ内）でお配りしています。

都の融資

問合先　（公財）東京都中小企業振興公社　城南支社
☎3733-6284
東京都産業労働局金融部金融課
☎5320-4877
東京信用保証協会大田支店
☎5710-3610

都では、中小企業者（個人、法人、組合）を対象にさまざまな融資制度を設けています。くわしくは、産業プラザ内の産業振興課でお配りしている「東京都中小企業制度融資案内」をご覧いただくか、直接お尋ねください。

資金の借り入れ

●東京信用保証協会

担保力の弱い中小企業が金融機関から資金を借りようとするとき、その信用を保証し、借り入れの便宜を図ります。

▽東京信用保証協会大田支店

所在地　南蒲田1-20-20産業プラザ内
☎5710-3610

●中小企業専門の金融機関

▽日本政策金融公庫大森支店

所在地　大森北1-15-17
（国民生活事業）☎0570-026894（ナビダイヤル）
（中小企業事業）☎5763-3001

勤労者支援

中小企業従業員への支援

●東京都中小企業従業員生活資金融資制度

問合先　中央労働金庫蒲田支店　☎3738-6251
所在地　蒲田5-13-23

都内に在住、在勤している方(同一企業に6か月以上勤務し、同一住所に3か月以上居住する方)が、冠婚葬祭費、医療費、教育費などに利用できます。

お仕事をお探しの方へ

●おおむね55歳からの仕事探し支援『お仕事相談処』

問合先　シニアステーション糀谷
☎6423-7033　Ⓕ6423-7033

シニアステーション糀谷では、上記のシニアステーション事業に加え、おおむね55歳以上の方を対象にした就労支援事業も行っています。地域の求人を中心に、プレシニアの就労を支援します。

●おおむね55歳以上の方対象の無料職業紹介所

問合先　大田区 いきいき しごと ステーション
☎5713-3600　Ⓕ5713-3602
所在地　西蒲田7-49-2
大田区社会福祉センター7階

おおむね55歳以上の方を対象に就職の相談・紹介を行い、地域活動の情報も提供します。

●シルバー人材センター登録会員への就業機会の提供

問合先　(公社)大田区シルバー人材センター
☎3739-6666　Ⓕ3734-0722
所在地　仲六郷1-6-9-125

60歳以上で会員登録をした方を対象に、知識や経験等を活かし、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の就業機会を提供します。

●就職のあっせん

問合先　ハローワーク大森　☎5493-8609
所在地　大森北4-16-7

就職の相談・紹介と求人の受付、職業能力開発センター(職業訓練)への入校のあっせんを行っています。また、雇用保険の加入や給付、事業主に対する助成金の支給も行っています。

●おしごとナビ大田区

問合先　(公財)大田区産業振興協会
産業人財係
☎3733-6109

インターネットで区内企業の新卒・中途及びパート・アルバイトの採用情報を検索できます。

●就業相談

問合先　東京しごとセンター総合相談係
☎5211-1571
所在地　千代田区飯田橋3-10-3

●内職(＋WORK)を探している方の相談

問合先　(公財)大田区産業振興協会
国内取引支援係
☎3733-6126
所在地　南蒲田1-20-20
産業プラザ3階　内職(＋WORK)相談窓口

在宅でできる仕事を紹介しています(登録制)。詳細は窓口または電話でお問い合わせください。

▽**受付日時**　月～金曜の午前9時～午後5時　ただし、登録ご希望の方は受付窓口に午前は11時30分、午後は4時30分までにお入りください。

▽**持参するもの**　保険証、免許証などご本人確認できる証明書類。

技術の修得

●専門学校など

問合先　東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
☎5320-4715

▽城南職業能力開発センター大田校
所在地　羽田旭町10-11　☎3744-1013

▽東京障害者職業能力開発校
所在地　小平市小川西町2-34-1　☎042-341-1411

●専修、各種学校

ダイヤルガイド147ページをご覧ください。

労働・労使関係

●労働相談など

問合先　東京都労働相談情報センター大崎事務所
☎3495-4872(代表)
▽電話相談　☎0570-00-6110
▽来所相談予約　☎3495-6110
所在地　品川区大崎1-11-1ゲートシティ大崎
ウエストタワー2階

労働問題全般にわたって労使双方から相談を受け付けるとともに、労働情報の提供や労働セミナーの開催、中小企業等の雇用環境整備を支援するため、各種奨励金の交付や専門家派遣などを行っています。

また、会議室の貸出しを行っています。

●労働問題資料の利用

問合先　東京都労働資料センター　☎5215-5857
所在地　千代田区飯田橋3-10-3
東京しごとセンター9階

労働問題関連の図書、資料の収集、閲覧、貸出しを行っています。

学習、文化、余暇、観光

大田区文化祭

問合先　文化振興課　☎5744-1226

区民の皆さんによる文化・芸術活動の発表と鑑賞、交流の場として、10月から12月にかけて開催します。

内容は、華道、書道、絵画・写真、洋舞、詩吟剣詩舞、吹奏楽、合唱、こと・尺八、郷土芸能、動画など幅広い演目にわたっています。

社会教育関係団体登録制度

問合先　地域力推進課区民協働・生涯学習担当
☎5744-1443

学習・文化・スポーツなど、社会活動に関する活動を目的とした団体と青少年の健全育成に資する活動を目的とした団体を登録する制度です。団体の主体的な活動を支援することで、他団体や区民、地域とつながるきっかけをつくります。

サークル活動や講座の案内

問合先　地域力推進課区民協働・生涯学習担当
☎5744-1443

●大田区生涯学習ウェブサイト「おおたまなびの森」

募集中の講座・イベント情報のほか、区に登録されている社会教育関係団体（サークル）や生涯学習ボランティアの情報、生涯学習に関する活動事例などをまとめた特集情報も掲載しています。

●生涯学習情報誌「おおたまなびの森」

区内で開催される講座・講演・イベント情報、及び社会教育関係団体の情報等を掲載する情報誌を定期的に発行し、区民が新しいことを学んだり、地域で活動したりするきっかけづくりを支援します。図書館、文化センター等の区施設で配布するほか、区ホームページにも掲載します。

●生涯学習相談

区内の様々な機関や団体が行う講座・イベント、活動等の情報提供や学びに関する相談対応を行います。生涯学習センター蒲田のほか、文化センター等においても相談会を開催します。

ボランティア活動

問合先　（福）大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター
☎3736-5555　Ⓕ3736-5590

ボランティア活動に関する相談・紹介及び募集のほかに、安心してボランティア活動をおこなっていただけるようボランティア保険、行事保険などの受付をしています。

区民ギャラリー

問合先　文化振興課　☎5744-1226

地域庁舎や特別出張所で、区民の皆さんの絵画や写真、書などの作品を展示します。地域の文化活動の紹介、また作品を鑑賞する場としてご利用ください。展示希望の方は、各地域庁舎または各特別出張所へお問い合わせください。

大田区百景、新大田区百景

問合先　文化振興課　☎5744-1226

「大田区百景」は昭和39年に、「新大田区百景」は平成9年に制作され、移り変わる大田区の姿が描かれています。

作品は区役所本庁舎、山王会館等に一部を展示しています。また区内の民間事業所等への貸出しも行っています。「新大田区百景」は本庁舎2階区政情報コーナーにて画集を販売（1部2,800円）しています。

生涯学習講座

問合先　地域力推進課区民協働・生涯学習担当
☎5744-1443

生涯学習のきっかけづくりや地域社会に密着した課題など幅広いテーマについて学ぶ機会を提供します。

文化財の保存活用

問合先　大田図書館文化財担当（郷土博物館内）
☎3777-1281

地域の文化財や遺跡について調査、情報提供、見学会、講演会などを行っています。埋蔵文化財の発掘届や発見届を受け付けています。

区政情報コーナー

問合先　広聴広報課区政情報コーナー
☎5744-1137

区が発行した調査報告書や事業概要、各種刊行物、ビデオなど区政に関する資料の閲覧、貸出し、販売、コピー(1枚10円)を行っています。

貸出しの際には、免許証や保険証など、ご本人であることを証明する書類をお持ちください。一部貸出しできない資料もあります。

▽**場所**　本庁舎2階
▽**利用時間**　月～金曜　午前8時30分～午後5時(休日、12月29日～1月3日は休み)
▽**主な有償刊行物、販売物**　おおた未来プラン10年(後期)、馬込文士村ガイドブック(改訂版)、おおた歴史探険、川瀬巴水(図録)、大田区地域地区図、都市計画施設図、はねぴょんグッズ等

大田区観光情報センター

問合先　大田区観光情報センター
☎6424-7288
URL：https://tokyoactivity.com/ja/

多言語による大田区内外の観光案内と日本文化体験、季節に合わせたイベント等を実施しています。区内の工芸品・お土産等の展示・販売も行っています。

観光パンフレット

問合先　産業振興課産業振興担当(観光)
☎5744-1322

区内の、さまざまな観光資源を紹介したパンフレット等を作成しています。パンフレット等は、大田区観光情報センター、区政情報コーナー、(一社)大田観光協会、図書館、特別出張所、羽田空港第3ターミナル大田区観光情報コーナー、池上駅大田区観光情報コーナー、大田区ウェルカムスポット、大田区産業プラザPiO 4階産業振興課等で配布しています。

大田区ウェルカムスポット

問合先　産業振興課産業振興担当(観光)
☎5744-1322

来訪者に観光マップ・パンフレットを配布し、近隣の案内などの情報提供をする店舗・宿泊施設等を登録しています。

〈大田区ウェルカムスポット登録施設一覧〉
https://www.city.ota.tokyo.jp/kanko/kanncowelcomemachikado.html

スポーツ教室・大会

問合先　スポーツ推進課　☎5744-1441

多くの方がスポーツに親しめるよう、教室や大会を開催しています。

大会・教室	種目など
区民スポーツ大会(チームまたは個人)	春・夏季(41種目) 秋・冬季(45種目)
ビーチヨガ体験会(大森ふるさとの浜辺公園)	ビーチヨガ
ビーチバレー場無料開放DAY (大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場)	ビーチスポーツ (ビーチバレー、ビーチテニス他)
区民スポーツまつり	10月中旬
OTAウォーキング	例年4月～5月
おおたランニングフェスティバル	冬季　ランニング大会

※参加費等は、各種目や行事で異なります。
※事業は予定で、変更の場合があります。

学校開放

問合先　教育総務課教育地域力推進担当
☎5744-1445

学校の施設を、学校教育に支障のない範囲でスポーツなどの社会教育活動に利用できます。実施校や開放時間、利用方法などは、上記の問合先にお問い合わせいただき、学校へのお問い合わせはお控えください。

▽**サークル活動等の団体使用ができる施設**　校庭（萩中小学校は通年で、夜間照明有）、体育館、特別教室、会議室、多目的室、ランチルーム、生涯学習兼地域集会室など
※学校により利用できる施設が異なります。

▽**利用料金**　利用する施設や時間帯により異なります。240～1,300円（校庭の夜間照明は1時間1,900円）

種別	実施校	対象	開放日
サークル活動等の団体使用（※）	小学校59校 中学校28校	区内在住か在勤または在学者 5名以上の団体	12月29日～1月3日を除く通年
スポーツ開放（体育館）	小学校22校	小学生以上の区内在住または在勤者	日曜の午後
校庭等開放	小学校41校	学区域内の幼児、児童及び保護者 （幼児の利用は成人の付添が必要）	平日放課後、土・日曜、祝日、学校休業日

区民農園

問合先　産業振興課産業振興担当（商業）
☎5744-1373

2年ごとに抽選を行い、区民の方に農地を有料でお貸しします。

農園名	所在地
梅の木区民農園	南馬込5-12
南馬込区民農園	南馬込6-4

子ども会リーダーの保険

問合先　地域力推進課青少年担当　☎5744-1223

区内子ども会などのリーダーの方々に、安心して活動していただくための損害賠償保険制度及び傷害保険制度です。リーダーの方は、無料で加入できます（随時受付）。

※この保険は、リーダーを対象とする保険であり、子ども会の会員（こども）のための保険ではありません。

国際交流、多文化共生、宣言

国際交流・多文化共生

問合先　国際都市・多文化共生推進課
☎5744-1227

●姉妹都市、友好都市、友好協力関係都市との交流

姉妹都市のセーラム市（アメリカ）と友好都市の北京市朝陽区（中国）、友好協力関係都市の大連市（中国）へ訪問団を派遣するなど国際交流を深めています。

●おおた国際交流センター（Minto Ota）

所在地　蒲田4-16-8 2階　☎5744-1227

39ページ施設ガイドをご覧ください。

●国際都市おおた協会多言語相談窓口

所在地　蒲田4-16-8 2階
おおた国際交流センター内
☎6424-4924

17ページ相談ガイドをご覧ください。

●ボランティアの募集

問合先　（一財）国際都市おおた協会
☎6410-7981
所在地　蒲田4-16-8 2階
おおた国際交流センター内

通訳・翻訳、イベント協力などを行う国際交流ボランティアや、災害時に外国人を支援するボランティアを募集しています。

姉妹都市、友好都市、友好協力関係都市

●姉妹都市「アメリカ合衆国マサチューセッツ州セーラム市」

昭和59年に、大森貝塚を発見したモース博士が館長を務めたセーラム市のピーボディー博物館（現ピーボディー・エセックス博物館）と、大田区立郷土博物館が姉妹館提携を始めました。これが発展して、平成3年、大田区とセーラム市は姉妹都市となりました。

セーラム市は、マサチューセッツ州の北東に位置し、人口約4万人で、港に面した静かなたたずまいの美しい街です。

一般公募の区民を中心とした親善訪問団が同市を訪問し、また、セーラム市からも市民団や学生団が来区するなど、両都市間の交流が続いています。

●友好都市「中国・北京市朝陽区」

大田区と朝陽区の交流は、昭和51年に始まり、両区の区長の相互訪問や青少年交流を積み重ね、友好関係を深めてきました。そして、平成10年大田区と朝陽区は友好都市となりました。

朝陽区は北京市の東部に位置します。総面積は約470k㎡で、人口は約345万人です。2008年北京オリンピックのメイン会場および2022年冬オリンピック開幕式会場があり、目覚ましい発展を遂げている区です。

平成12年から、両区の青少年友好訪問団が、相互訪問をするなど友好を深めています。

●友好協力関係都市「中国・大連市」

大田区と大連市は、従来から産業経済分野で豊かな交流が行われていたことをきっかけとして、平成21年に、友好協力関係都市となりました。

大連市は人口約608万人、面積約12,573k㎡の、中国の東北、華北、華東地域と世界各地をつなげる海上のゲートウェイの役目を担っている都市です。

両都市の友好交流を進めるとともに、青少年の国際的視野を広め、日中両国の相互理解を促進することを目的に、青少年の訪問団の派遣、受入れを実施しています。

●友好都市「長野県東御市（とうみし）」

大田区と東部町（現東御市）との交流は、区が平成4年に大田区休養村とうぶの建設を決定し、施設建設前から地元開催の「巨峰の王国まつり」と「OTAふれあいフェスタ」に住民同士が相互に参加したことから始まりました。平成8年6月に災害時に助け合う協定が結ばれ、同年9月20日には友好都市提携の調印が行われました。平成16年、「東部町」と「北御牧村」が合併し「東御市」になりました。

人　口：29,149人（令和6年4月1日現在）
面　積：112.37k㎡
特産品：「巨峰」、「くるみ（シナノグルミ）」、「白土馬鈴薯」など

●友好都市「秋田県美郷町（みさとちょう）」

平成元年、区内六郷地区の西六郷少年少女合唱団が当時の六郷町（現美郷町）を訪れ演奏会を開き、地名が同じであることをきっかけに交流が始まりました。平成16年には「六郷町」「千畑町」「仙南村」が合併し「美郷町」になりました。平成17年11月5日、六郷同士で育まれた交流を礎として美郷町と大田区が友好都市となりました。

人　口：17,649人（令和6年3月末現在）
面　積：168.32k㎡
特産品：名水を利用した「日本酒」や「ニテコサイダー」、「美郷米」など

●友好都市「宮城県東松島市」

宮城県東松島市との交流は、平成23年3月の東日本大震災の際に、大田区が「被災地支援本部」を設置し東松島市を支援したことから始まりました。

「OTAふれあいフェスタ」へ参加するなど相互交流を深め、平成28年11月に友好都市となりました。

人　口：38,303人（令和6年3月1日現在）
面　積：101.30㎢
特産品：「牡蠣」、「海苔」

宣言

●大田区平和都市宣言

大田区は昭和59年8月15日、世界の恒久平和を願い「平和都市宣言」を行いました。区はこれを記念して、平和の像「愛し子」を建立しました。また「平和記念式典」など記念行事を毎年行っています。

平和って　なあに
しあわせな　ことよ
しあわせって　なあに
自由で楽しいくらしができること
だから　世界中の人と　力をあわせて
大切な平和を守らなければいけないの
地球上どこへ行っても　笑顔があるように…
この人類共通の願いをこめて
大田区は平和憲法を擁護し核兵器のない
平和都市であることを宣言する

昭和59年8月15日　大　田　区

●スポーツ健康都市宣言

大田区は平成24年6月30日、スポーツを通じて区民が豊かで健康的な生活を営み、まちが賑わいと活力を増していくことを願い「スポーツ健康都市宣言」を行いました。記念事業を毎年行い、スポーツ健康都市おおたを推進していきます。

スポーツしよう
みんな　心も　からだも　元気にしよう

スポーツ楽しもう
みんな　世界の人と　手をつなごう

スポーツで健康になろう
いきいき　輝く笑顔いっぱいの
まちにしよう

区民がスポーツを通じて健康で豊かに暮らし、まちが賑わいと活力を増していくことを願い、大田区をスポーツ健康都市とすることを宣言する。

平成24年6月30日　大田区

●国際都市おおた宣言
～地域力で世界にはばたく～

大田区は平成29年3月12日、「国際都市おおた」の実現に向けて区の姿勢をわかりやすく発信するため「国際都市おおた宣言」を行いました。この宣言を通じて「国際都市おおた」の魅力である「観光」「多文化共生」「産業」の存在感を広く国内外へ発信しています。

おもてなしの翼を広げ
世界中の人々を歓迎しよう
暮らしが息づく多彩な魅力あるまちとして
訪れる人を迎えます

ふれあいの翼を広げ
多様な文化を分かち合おう
互いの個性を認め誰もが活躍できる
笑顔あふれるまちをつくります

みらいの翼を広げ
豊かな明日をともにつくろう
おおたが誇る匠の技が世界の期待に応え
新しい産業をつくります

大田区は、日本のゲートウェイとして、
地域の力を結集し、新たな時代を切り拓いて、
世界にはばたく「国際都市おおた」を
宣言する。

平成29年3月12日　大田区

●鉄道と魅力的なまちづくり宣言
～夢あふれ誰からも選ばれる都市「おおた」を目指して～

大田区は令和4年12月21日、大田のまちが将来にわたり持続的に発展するよう「鉄道と魅力的なまちづくり宣言」を行いました。鉄道ネットワークをさらに充実させ、夢あふれ誰からも選ばれる都市「おおた」を目指した魅力的なまちづくりに取り組みます。

つなげていこう
　環境に優しい 鉄道ネットワークを
つくっていこう
　鉄道とともに発展する おおたのまちを
のこしていこう
　人が交流しにぎわう 魅力的なまちを

東京国際（羽田）空港を擁し、多様な産業が織りなし成長してきた大田のまち。その発展を支えた鉄道網。現代においても、鉄道は、環境に優しく人々の生活に欠かせない利便性の高い公共交通である。

大田のまちが将来にわたり持続的に発展するよう、鉄道ネットワークをさらに充実させ、夢あふれ誰からも選ばれる都市「おおた」を目指した魅力的なまちづくりに取り組むことを宣言する。

令和4年12月21日　大田区

身近な区政

選挙

問合先　選挙管理委員会事務局
☎5744-1464

●投票できる方

選挙権があって選挙人名簿に登録されている方です。

▽**選挙権がある方**

①日本国民で満18歳以上の方

②地方公共団体の議会の議員及び長の選挙においては、①の要件に加え同一市区町村に3か月以上住んでいる方

▽**選挙人名簿への登録**

毎年3月、6月、9月、12月の各月1日現在、選挙権のある方で引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている方及び引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている方で転出した日後4か月を経過していない方を登録します。このほか、選挙があるときはその都度登録します。

●期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャーなどの予定がある方は、前もって期日前投票所で投票することができます。

●不在者投票

仕事や旅行などで区外に滞在予定の方は、区選挙管理委員会に投票用紙等を請求すると滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳（戦傷病者手帳）をお持ちで障がいの程度が一定の条件に該当する方や、介護保険被保険者証をお持ちで要介護5の方は、郵便等による投票ができます。制度を利用するには「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

●病院、老人ホームなどでの不在者投票

指定を受けた施設に入院・入所している方は、当該施設内で不在者投票ができます。

●在外選挙制度

海外に居住する方が国政選挙の際に投票できる制度です。投票するためには在外選挙人名簿への登録申請が必要です。申請方法には、出国時に選挙管理委員会で申請する方法と、海外での住所を管轄する在外公館（大使館・領事館）で申請する方法があります。

区議会

問合先　議会事務局
☎5744-1474　Ⓕ5744-1541

●本会議・委員会の傍聴

▽**本会議**　当日、傍聴受付（本庁舎11階）で先着順に傍聴券をお渡しします。定員は76名、車いす用スペースや親子席もあります。

▽**委員会**　当日、議会事務局窓口（本庁舎10階）までお越しください。

※聴覚などに障がいがある方に、手話通訳者の配置とFM受信機の貸し出しを行っています。詳細はお問い合わせください。

●請願・陳情

区政に要望のある方は、区議会に対して請願書、陳情書を提出することができます。いずれも、一定の要件が必要です。請願には紹介議員が必要です。議員の紹介がない場合は、陳情となります。受付は、議会事務局窓口（本庁舎10階）で行っています。

●「区議会だより」の発行

本会議を中心とした議会活動の様子をお知らせしています。定例会、臨時会ごとに発行し、日刊6紙（朝日、産経、東京、日本経済、毎日、読売）の朝刊に折り込んでお届けするほか、本庁舎、特別出張所、図書館、駅に置いてある広報スタンドなどでお配りしています。また、本会議・委員会の記録はホームページ、区政情報コーナー、図書館（本会議記録のみ）でご覧になれます。

●区議会ホームページ

議会の予定、本会議・委員会の録画中継や記録、請願・陳情の審査結果などがご覧になれます。

●議会中継

本会議及び予算・決算特別委員会を、動画共有サイトYouTube内の大田区議会チャンネルでライブ及び録画配信を行っているほか、区役所本庁舎1階ロビーでライブ映像を放映しています。

広報

広報活動

問合先　広聴広報課広報・シティプロモーション担当
☎5744-1132　Ⓕ5744-1503

●大田区報

区政の最新情報やイベント情報などをお知らせする区の広報紙です。毎月1・11・21日が発行日です。1日号は区内全世帯へお届けしています。11・21日号は日刊6紙（朝日、産経、東京、日経、毎日、読売）の朝刊に折り込んで、お届けしています。特別出張所、図書館などの主な区施設と区内各駅に設置している広報スタンド、区内公衆浴場、セブン-イレブンでも配布しています。

次の要件を全て満たし、希望する方に、11・21日号を配送します。申し込みは問合先へ電話かFAXかはがき。

- 区内在住である。
- 新聞を購読していない。
- インターネットなどで区報を閲覧することができない。
- 外出が困難である。

また、スマートフォンやタブレットの無料アプリ「マチイロ」でもご覧いただけます。視覚障がいのある方のために「声の区報（CD版）」を貸し出しています。（➡91P）

●大田区広報番組

ケーブルテレビで放映しています。

大田区チャンネル（YouTube）でも視聴できます。

▽区内のケーブルテレビ

- 第二京浜国道より東側
  → （株）ジェイコム東京大田局
  ☎0120-999-000
- 第二京浜国道より西側
  → イッツ・コミュニケーションズ（株）
  ☎0120-109-199

●大田区ホームページ

区政の最新情報や施設案内、窓口での手続き、イベント情報などを紹介しています。

●大田区公式LINE

災害時の緊急情報をはじめ、区からの大切なお知らせを発信しています。

アカウント名：大田区　ID：@otacity

●大田区公式X

災害発生時の緊急情報を発信するとともに、平常時には区政情報やまちかど情報など、区内の旬の話題を発信しています。

アカウント名：@city_ota

●デジタルサイネージ（電子看板）

平常時には区政情報や民間事業者の広告の放映を行っています。また、災害時には防災情報の一斉発信も行います。

区役所本庁舎1階、大田区総合体育館、大田区民ホール（アプリコ）、大田区産業プラザPiO、特別出張所の計22か所に設置しています。

●大田区チャンネル（YouTube）

区の広報番組「シティーニュースおおた」を中心に、区政情報や区内のできごとなどの動画を動画共有サイト（YouTube）で発信しています。

アカウント名：cityota

●ユニークおおた（シティプロモーション推進事業）

区の認知度の向上、地域経済の活性化等を目指すためにシティプロモーション活動に取り組んでいます。

他にはない、大田区ならではのユニークな場所と出会えるまち”の意味が込められたブランドメッセージ「UniqueOta/ユニークおおた」を掲げて活動しています。

大田区ならではの魅力を発信していますので、ぜひご覧ください！

- 大田区シティプロモーションサイト

- SNSでも情報発信中

X	アカウント名：@Unique_Ota
Instagram	アカウント名：@unique_ota
Facebook	アカウント名：@otacp.uniqueota

Unique Ota
ユニークおおた

請求

直接請求、監査請求

●直接請求

▽条例の制定、改廃

問合先　選挙管理委員会事務局　☎5744-1464

選挙人名簿登録者数の50分の1以上の者が連署した署名簿を添えて区長に提出します。

▽事務監査

問合先　監査事務局　☎5744-1467

選挙権のある区民の50分の1以上で連署した署名簿を添えて監査委員に提出します。

▽議会の解散、議員・区長の解職

問合先　選挙管理委員会事務局　☎5744-1464

選挙人名簿登録者数から40万を除いた数の6分の1に40万の3分の1を加えた数以上の者が連署した署名簿を添えて選挙管理委員会に請求すると、選挙人による解散、解職の可否を問う投票が行われます。過半数の同意があると解散、解職します。

●監査請求

▽住民監査請求と住民訴訟

問合先　監査事務局　☎5744-1467

区民は、区長や教育委員会等またはその職員が財務会計上の違法または不当な事務処理を行っていると認めるときは、これを証する書面を添えて監査委員に監査を請求することができます。

その結果に不服があるときは、さらに裁判所に提訴すること（住民訴訟）ができます。

公文書開示請求

問合先　総務課内部統制・情報セキュリティ担当
☎5744-1150

区が保有している公文書を開示します。請求は各課で受け付けています。請求できるのは区内在住、在勤、在学の方、区内に事務所、事業所を有する個人及び法人、区の事務事業に利害関係のある方です。個人に関する情報などで開示できない情報や法令などで開示することができない公文書もあります。

保有個人情報開示等請求

問合先　総務課内部統制・情報セキュリティ担当
☎5744-1150

区に自分の個人情報が記録されている方は、保有個人情報の開示などを求めることができます。請求は各課で受け付けています。法令等の定めや区の適正な業務の執行に著しい支障が生じるおそれがある場合などで開示に応じられないことがあります。

区内施設ダイヤルガイド

大田区役所	5744-1111	蒲田 5-13-14
産業プラザ庁舎		南蒲田 1-20-20
産業振興課	5744-1363	

■地域庁舎

大森地域庁舎		大森西 1-12-1
地域福祉課	5764-0654	
地域健康課	5764-0661	
生活福祉課	5764-0665	
地域基盤整備第一課	5764-0629	
建設工事課	6436-8723	
生活衛生課	5764-0691	
調布地域庁舎		雪谷大塚町 4-6
地域福祉課	3726-4140	
地域健康課	3726-4145	
生活福祉課	3726-0791	
地域基盤整備第三課	3726-4300	
蒲田地域庁舎		蒲田本町 2-1-1
地域福祉課	5713-1505	
地域健康課	5713-1701	
生活福祉課	5713-1706	
地域基盤整備第二課	5713-2006	
糀谷・羽田地域庁舎		東糀谷 1-21-15
地域福祉課	3741-6646	
地域健康課	3743-4161	
生活福祉課	3741-6521	

■特別出張所

大森東	3741-8801	大森南 4-9-1
大森西	3764-6321	大森西2-16-2
入新井	3761-5303	大森北 1-10-14 Luz 大森 1 階
馬込	3774-3301	中馬込 3-25-5
池上	3752-3441	池上 1-29-6
新井宿	3776-5391	中央 1-21-6
嶺町	3722-3111	田園調布本町 7-1
田園調布	3721-4261	田園調布1-30-1
鵜の木	3750-4241	南久が原 2-30-5
久が原	3752-4271	久が原 4-12-10
雪谷	3729-5117	東雪谷 3-6-2
千束	3726-4441	北千束 2-35-8
六郷	3732-4885	仲六郷 2-44-11
矢口	3759-4686	矢口 2-21-14
蒲田西	3732-4785	西蒲田7-12-2 1階
蒲田東	5713-2001	蒲田本町 2-1-1
糀谷	3742-4451	西糀谷 2-14-13
羽田	3742-1411	羽田 1-18-13

■教育委員会

教育委員会事務局		蒲田 5-37-1 ニッセイアロマスクエア 5 階
教育総務課	5744-1422	
指導課	5744-1436	
学務課	5744-1427	
幼児教育センター	5744-1618	

■老人いこいの家（ゆうゆうくらぶ）

大森中	3763-0881	大森中 2-13-15
入新井	3764-3764	大森北 3-24-27 （令和6年度中に閉館予定）
大森東	3765-1259	大森東 4-24-6
池上	3751-6636	池上 5-9-9
新井宿	3776-0410	中央 1-5-1
鵜の木	3758-7978	鵜の木 3-32-10
久が原	3754-1608	久が原 5-29-4
仲池上	3755-6445	仲池上 1-10-14
東糀谷	3741-7970	東糀谷 1-19-21
千束	3729-4655	南千束 3-24-11
東六郷	3736-2367	東六郷 2-4-21
仲六郷	3732-4480	仲六郷 3-12-5
東蒲田	3731-5373	東蒲田 2-32-15
本蒲田	3736-3105	蒲田 1-4-23
山王高齢者センター	3776-9419	山王 1-31-8

■シニアステーション

馬込	5709-8011	中馬込 1-19-1-101
南馬込	6429-7651	南馬込 3-13-12
東嶺町	3753-3008	東嶺町 20-4
田園調布	6715-6900	田園調布 2-58-5
田園調布西	3721-8066	田園調布 4-44-9
千束	6451-7660	北千束 2-35-8
新蒲田	6715-9731	新蒲田 1-18-16
羽田	3745-7855	羽田 1-18-13
糀谷	6423-7033	西糀谷 4-29-16-202

■区民センター（ゆうゆうくらぶ併設）

洗足	3727-1461	上池台 2-35-2
馬込	3775-2308	南馬込 4-6-5
萩中集会所	3744-1430	萩中 3-25-8

大森西	3765-3395	大森西 2-20-17
矢口	3758-2941	矢口 2-21-14
大森東地域センター	3763-3287	大森東 1-31-3-105

■障がい者（児）施設（私立施設含む）

●障害福祉サービス事業所

障がい者総合サポートセンター		
	5728-9133	中央4-30-11
志茂田福祉センター	3734-0763	西六郷1-4-27
上池台障害者福祉会館	3728-3111	上池台5-5-1
馬込分場	3775-2729	南馬込4-6-5 馬込区民センター内
新井宿福祉園	3774-1371	中央2-13-2
池上福祉園	5748-0055	池上6-40-3
うめのき園	3743-3811	東糀谷5-17-14-101
うめのき園分場	5705-3461	大森南1-20-8
大田生活実習所	3745-0878	萩中2-10-11
大田福祉作業所	3763-8739	大森西3-3-9
大森西分場	3765-3396	大森西2-20-17
大森東福祉園	3766-5760	大森東1-36-7
大森東福祉園分場	6423-0544	大森本町2-2-3
久が原福祉園	5748-0251	久が原1-2-5
くすのき園	3732-0141	南六郷3-23-9 （改修工事のため蒲田2-10-1に一時移転）
しいのき園	5705-0033	西糀谷2-9-12
つばさホーム前の浦	5737-0771	大森南2-15-1
はぎなか園	5705-6531	萩中2-12-23
南六郷福祉園	3732-2940	南六郷3-23-8
北療育医療センター城南分園		
	3727-0521	東雪谷4-5-10
生活介護事業所　あんだんて		
	6423-7560	西糀谷2-9-4 ウィングピア美園101
AIリハ南久が原Ⅱ	6715-5883	南久が原1-24-12 AIビル2F
ハウオリ西馬込	6429-8717	西馬込1-32-15　1F
アミークス東糀谷	5735-8080	東糀谷6-4-17
いずみえん	3759-5550	矢口3-1-5
カーサ久が原	3752-4966	久が原1-1-6
そらふね	3759-5288	下丸子2-24-24 千代田工具ビル1階
東京都立荏原病院	5734-8000	東雪谷4-5-10
メゾン・ド・ファミーユ	6410-5441	池上6-22-2 メゾン･ド･ファミーユ1階
アクセルトライおおた	6404-9991	大森北2-2-10　5階
明日楽	6428-7042	西蒲田6-8-9
アルファ企画	3752-2274	西蒲田2-9-16
ウェルビー蒲田センター	6715-8153	蒲田5-49-12　5階-2
エンラボカレッジ蒲田	6715-7182	蒲田5-15-8　6階
大田通勤寮	6428-6676	東六郷1-1-1
おれんじルーム	6303-7150	中央4-20-3
喫茶色えんぴつ	3734-3690	新蒲田2-1-10-101
樹林館	3752-5959	西蒲田3-19-1
クッキングワーク街の駅	6410-6400	西蒲田3-18-9
糀谷作業所	3742-3460	本羽田1-22-1
さぽーと・さら	3737-9190	東矢口3-12-18- 101・102
沙らの木	3737-9190	東矢口3-15-23・24
さわやかワークセンター	5747-5670	西蒲田3-19-4
サンアップ	3737-0895	仲六郷4-6-15
就労移行支援事業所　YASSAS		
	6410-5551	仲池上2-28-15　2階
ステップ夢	3733-3490	西蒲田6-24-5
スワン工舎羽田	6756-7360	羽田旭町11-1
生活訓練　まぁーち蒲田	6428-7477	西蒲田8-3-6　4階
でらいとわーく	6428-6744	蒲田5-30-15
東京都大田福祉工場	3762-7611	大森西2-22-26
とちの実作業所	5700-4533	西蒲田1-19-19-102
ドリーム　トリップ	6451-9648	千鳥2-7-5　1階
のぞみ園	5737-0777	大森南2-15-1
はすの実作業所	3752-2150	池上5-28-1-108
プレスト池上	5748-5188	池上3-32-17-301
ポレポレ	3733-3490	西蒲田6-24-5
まごめ園	3773-0777	中馬込2-3-19
みどり作業所	3730-9882	東六郷1-26-13-203
みどりの歩み	6410-4530	久が原2-14-9
みんなの大学校大田校	6822-8782	東海3-8-2　4階
レインボーワークス	6715-8163	西糀谷4-31-16　2階
ワークイズ	6715-9161	蒲田5-18-5-501
Beステーション凛	6715-2675	下丸子4-6-16
Beanstalk	4565-9668	昭和島1-2-8 羽田ロジテムセンター 2F/6F
ENTAS	3751-7650	西蒲田4-4-1　2階
LITALICOワークス蒲田	5714-0512	蒲田5-44-5　2階
P.プロゼクト	5493-2533	大森北3-5-3
SAKURA蒲田センター	5714-0392	南蒲田1-1-22　2階
Spirit大森センター・NEXT		
	6429-2336	山王3-27-6　5階

●地域活動支援センター

カフェパーチェ	3764-0858	大森北1-29-15
かまた生活支援センター	5700-6761	西蒲田4-4-1
糀谷作業所	6314-7596	本羽田1-18-21
こうじや生活支援センター		
	5705-0744	東糀谷1-14-14
サポートネット久が原	6410-2502	久が原3-32-12
サポートネット糀谷	6314-5097	東六郷2-8-19
シーエス・アデイ	3757-7817	南久が原2-33-14
スペースC	3762-2213	大森北1-12-10-102
雪谷工房	3720-2878	石川町2-8-2-301

●障害児通所支援サービス事業所

こども発達センターわかばの家	3757-7761	千鳥3-7-5
こども発達センターわかばの家分館	3768-6076	大森西2-20-17
こども発達センターわかばの家西六郷分室	6428-6721	西六郷1-18-5
アインクラブ	6410-4661	池上3-4-9　1階
アインクラブ大森	6404-9898	大森本町2-26-15 松尾ビル2 階
あかしろきいろ発達支援るーむ	6410-6701	池上4-30-9-201
かたつむりクラブ	3751-1661	池上3-31-14 ファミールクボタ1階
カラーズ	6428-7025	蒲田2-26-3 コリンビル2 階
グッディkids　石川台教室	6425-7187	東雪谷2-7-5 東興ビル2階
くれよんくらぶ	6410-8940	大森北1-11-3 サカエビル5階A号室
こどもケアセンターほっと大田	6715-6241	田園調布5-45-10
こども発達支援教室「ココ塾」蒲田校	6424-4550	西蒲田8-3-6 橋本ビル2階
このこのリーフ池上	6410-4491	池上3-25-5 グリーンパレス1階
このこのリーフ大森山王	5728-9037	山王1-31-2 石ビル2 階
このこのリーフ京急蒲田	6715-9174	蒲田3-23-7 松本ビル1階
このこのリーフ千鳥町駅前	6410-6307	千鳥1-19-5 フラット千鳥1階
このこのリーフ千鳥	5755-3715	千鳥1-15-11-102
このこのリーフ西蒲田	6424-7614	西蒲田6-35-13 マンショングローリー2階
コペルプラス大鳥居教室	6423-7510	西糀谷3-37-18
コペルプラス大森教室	6450-0552	大森北3-1-10 ライオンズマンション大森北101
さくらのみち	6410-4702	池上8-3-5　NKビル2階
サルーテ洗足池	6425-6758	上池台2-23-10
児童デイパーチェ	6404-8391	大森東1-35-4-108
児童発達支援うさぎの学校	6715-2152	多摩川1-26-28　1階
児童発達支援事業所　にじのいえ	3764-0223	大森中1-14-2
児童発達支援・放課後等デイサービス　スマイリーハーツ	6421-9590	雪谷大塚町10-2 K2ビル 2階
重症心身障害児放課後等デイサービスさくらんぼ	6423-6090	大森南1-21-11 健愛ビル1階
重症心身障害児放課後等デイサービスれもん	6424-8472	蒲田1-3-5 STハイム1階
スキップランド鵜の木	050-3637-4097	鵜の木3-13-14 アイコート１階
スキップランド新蒲田	6479-9952	新蒲田1-13-7
スキップランド南六郷	6753-7555	南六郷2-27-3
スターキッズ	6404-6315	大森中2-1-20 エステシオン大森1階
スターキッズ梅屋敷	6404-9545	大森西6-11-18 日昇堂レジデンス1F
スタジオそら池上	5755-3539	池上3-32-13 ツインウッドスクエア201
スタジオそら大岡山	6425-8447	北千束3-17-14　2階
でらいとわーくジュニア　かまたアフタースクール	6428-6030	蒲田5-30-15 第20下川ビル2階
テラコヤキッズゆめ気球教室	5480-6676	蒲田1-25-7 グレードワン･ヒラタ1階
テラス児童デイサービス西蒲田	6428-7371	西蒲田8-7-14 中野ビル1階
ハーティーパーチ久が原	6459-8068	南久が原2-19-29 植松ビル2階
ハービー＆マックローリン・陽だまり池上療育センター	5755-3971	池上1-24-11
発達支援教室モノエ矢口渡教室	6715-4470	多摩川2-4-1 ラ・ベルヴィ1 階
発達支援教室モノエ久が原	6715-0405	南久が原2-12-14 三立ビル202
発達支援教室トモノエ学校前教室	6421-8851	矢口1-23-25　2階
発達支援教室にじいろLabo池上	6410-2911	池上5-14-4 小宮ビル1階
発達支援センター　アイリス久が原教室	6459-8915	南久が原2-7-5 DAISYO2階
はるはうすkids	6715-7366	東六郷2-9-16 阿部ビル1階
はるはうすkids武蔵新田	6425-6758	矢口1-19-5 DRホームズ武蔵新田1階
ファミリールームりぼん	6410-3286	中央8-4-13 KTY 中央101

放課後デイ　レインボースター		
	6424-8758	南蒲田1-1-23 夫婦橋ビル2階
放課後等デイサービス　ウィズ・ユー池上		
	6410-9778	西蒲田2-7-1 アクイール・セイザン101
放課後等デイサービス　こどもラボ東雪谷		
	6421-9772	東雪谷2-12-15
放課後等デイサービス　シーガル		
	6423-9624	北糀谷1-6-2 グリーンルーム北糀谷101号室
放課後等デイサービス　ポジティブ		
	6424-9501	仲六郷2-39-7 鈴木ビル1階
ほしのこ大森	6423-9612	大森南3-24-2
ほしのこアルファ	6424-4901	蒲田3-15-7
ほしのこキッズ	6428-6203	南蒲田1-1-17 川口ビル1階1号室
ほしのこジュニア	6410-6172	池上3-39-12 常盤ビル2階
ほしのこ池上	6303-5668	池上6-14-9 JSビル1階
ほしのこ中央	5755-3341	中央8-33-3　Landwork レジデンス蒲田2階
ミリミリ大田	6429-8717	大森西3-26-3 シュメール稲美1 階
ゆめクラブ	6715-0508	下丸子1-19-23 CSソレイユ1 階
リトルコールケア	3728-8656	南雪谷4-7-14　2階
リトルコールケア　2nd	3728-8656	南雪谷4-7-13 ホークパレス南雪谷101
リトルコールケア　SUN	6451-7456	久が原3-37-8　1階
Genius Discovery 御嶽山教室		
	5755-3665	東嶺町12-24 メゾン東嶺1階
Genius Discovery 馬込教室		
	6417-1880	南馬込5-1-9 サンヒルズK201
Kid's Tech蒲田	6428-7839	西蒲田7-18-6　ロータスフラットⅡ2階1号室
LIB梅やしき園	5767-6166	大森西6-11-21　第2ダイカツビル2 階201号室
LIB矢口園	6428-7058	東矢口3-30-12 祥明ビル2F号室
LIBOらぼ　かまた園	5713-2080	東矢口1-11-11 並木ビル1階
LIBOらぼ　でんえんちょうふ		
	5755-5394	田園調布2-51-6 長谷川ビル2階
LITALICOジュニア蒲田教室		
	5714-5288	南蒲田1-1-17 川口ビル3階

NPO法人みんなの家　放課後等デイサービス社樂		
	3759-5288	下丸子2-24-24 千代田工具ビル2階
rubato	5726-9624	北千束1-69-1　ワカスギクリニックビル1階
キッズエモーション大田池上		
	6715-0666	池上8-23-13 センチュリーパレス池上1階
このこのリーフ西蒲田	6424-7614	西蒲田6-35-13 マンショングローリー2階
コペルプラス洗足池教室	6451-7864	上池台2-15-1 共立上池台ビル2階
スターキッズ梅屋敷	6404-9545	大森西6-11-18 日昇堂レジデンス1F
放課後デイサービス　シーガル		
	6423-9624	北糀谷1-6-2 グリーンルーム北糀谷101号室
ワールドキッズ大森教室	6459-6124	大森北1-27-3 大森北一ビル2階

■子ども家庭支援センター

キッズな大森	5753-1153	大森北 4-16-5
キッズな洗足池	5754-7830	上池台 2-35-18
キッズな蒲田	5714-1152	西蒲田 7-49-2 社会福祉センター 2 階
キッズな六郷	6715-7830	仲六郷 2-44-11 六郷地域力推進センター 3 階

■児童館・分室・こどもの家

大森中	3761-7749	大森中 2-13-5
大森南	3743-3667	大森南 2-7-9
大森東一丁目	3763-3288	大森東 1-31-3-105
大森	3761-1916	大森東 3-5-15
沢田	3298-3356	大森西 2-2-1
大森西	3768-7776	大森西 5-20-17
大森北	3764-3060	大森北 3-25-2
大森本町	3298-3019	大森本町 2-2-4
山王	3776-0351	山王 1-5-13
南馬込	3772-4340	南馬込 1-59-21
南馬込三丁目	3773-7498	南馬込 3-3-7
南馬込四丁目	5742-5090	南馬込 4-6-5
中馬込	3777-4498	中馬込 1-19-1-201
中央八丁目	3755-4366	中央 8-29-4
池上	3751-6603	池上 5-9-9
徳持	3751-9914	池上 8-13-4
新井宿	3775-8725	中央 1-15-4
田園調布本町	3722-2540	田園調布本町 13-22
東嶺町	3753-3054	東嶺町 20-4
	(令和6年9月から令和7年3月まで休館予定)	
田園調布二丁目	3722-5189	田園調布 2-17-2
鵜の木	3750-5483	鵜の木 3-34-7

久が原	3751-4751	久が原 5-4-9
南雪谷	3728-8253	南雪谷 5-18-22
上池台	3727-0503	上池台 2-35-18
仲池上	3751-3338	仲池上 1-21-16
池雪分室	3729-0313	東雪谷 5-8-7
洗足池	3729-7113	南千束 2-15-1
東糀谷	3745-5155	東糀谷 4-1-7
糀谷こどもの家	3741-6609	東糀谷 4-3-5
西糀谷	3743-0997	西糀谷 1-12-10
糀谷	3743-3854	西糀谷 2-26-3-101
萩中	3734-1806	萩中 1-1-8
萩中三丁目	3744-7690	萩中 3-30-9
南六郷	3739-4452	南六郷 1-29-1-101
南六郷三丁目	3739-5888	南六郷 3-18-2
東六郷	3731-3040	東六郷 3-5-19
高畑	3737-1807	西六郷 3-18-2
千鳥	3758-8191	千鳥 3-11-7
下丸子	3757-1421	下丸子 2-20-15
下丸子四丁目	3758-2420	下丸子 4-25-1
矢口	3758-4657	矢口 3-3-20
西蒲田	3751-3365	西蒲田 3-8-6
多摩川	5710-2057	多摩川 2-24-25
蓮沼	3738-9449	東矢口 3-2-1-201
本蒲田	3736-3217	蒲田 1-4-23
蒲田	3737-5537	蒲田 2-8-8
子ども交流センター	5753-6801	大森西 2-16-2 (こらぼ大森内)

■おおたっ子ひろば

梅田おおたっ子ひろば	3775-7224	南馬込 6-6-22 (梅田小学校内)
松仙おおたっ子ひろば	3754-1823	久が原 1-11-20 (松仙小学校内)
羽田おおたっ子ひろば	3741-0183	羽田 3-3-14 (羽田小学校内)
萩中おおたっ子ひろば	3741-0182	本羽田 3-4-22 (萩中小学校内)
西六郷おおたっ子ひろば	3738-8906	西六郷 2-3-1 (西六郷小学校内)
志茂田おおたっ子ひろば	3733-3733	西六郷 1-4-2 (志茂田小学校内)
新宿おおたっ子ひろば	3738-8904	蒲田本町 1-5-1 (新宿小学校内)

■放課後ひろば

大森第四放課後ひろば	6423-6050	大森南 3-18-26 (大森第四小学校内)
中富放課後ひろば	3768-7040	大森東 5-6-24 (中富小学校内)
大森第一放課後ひろば	3761-1916	大森東 3-5-15 (大森児童館内)
開桜放課後ひろば	3766-5151	大森西 2-26-3 (開桜小学校内)
大森第三放課後ひろば	3762-6670	大森西 5-22-18 (大森第三小学校内)
大森東放課後ひろば	3763-5504	大森東 1-29-1 (大森東小学校内)
入新井第一放課後ひろば	3764-1709	大森北 4-6-7 (入新井第一小学校内)
山王放課後ひろば	3777-4533	山王 1-26-33 (山王小学校内)
馬込放課後ひろば	3773-4406	南馬込 1-34-1 (馬込小学校内)
馬込第二放課後ひろば	3773-7498	南馬込 3-3-7 (南馬込三丁目児童館内)
馬込第三放課後ひろば	3775-4000	北馬込 1-28-1 (馬込第三小学校内)
池上放課後ひろば	3752-7555	池上 1-33-8 (池上小学校内)
池上第二放課後ひろば	3753-6225	中央 8-9-1 (池上第二小学校内)
徳持放課後ひろば	3751-1727	池上 7-18-1 (徳持小学校内)
入新井第二放課後ひろば	3778-3300	中央 2-15-1 (入新井第二小学校内)
入新井第四放課後ひろば	3777-3701	中央 3-5-8 (入新井第四小学校内)
東調布第一放課後ひろば	3750-5011	田園調布南 28-7 (東調布第一小学校内)
調布大塚放課後ひろば	3748-3930	雪谷大塚町 12-1 (調布大塚小学校内)
東調布第三放課後ひろば	3759-0771	南久が原 2-17-1 (東調布第三小学校内)
嶺町放課後ひろば	3758-2370	田園調布南 6-10 (嶺町小学校内)
久原放課後ひろば	3753-0221	久が原 4-12-10 (久原小学校内)
池雪放課後ひろば	3729-0313	東雪谷 5-8-7 (池雪分室内)
洗足池放課後ひろば	3727-0301	南千束 3-35-2 (洗足池小学校内)
赤松放課後ひろば	3726-6180	北千束 2-35-8 (赤松小学校内)
清水窪放課後ひろば	3718-7720	北千束 1-20-15 (清水窪小学校内)
糀谷放課後ひろば	5705-0616	西糀谷 3-13-21 (糀谷小学校内)
東糀谷放課後ひろば	3742-6605	東糀谷 5-18-23 (東糀谷小学校内)
北糀谷放課後ひろば	3743-0123	北糀谷 2-2-5 (北糀谷小学校内)
都南放課後ひろば	3744-2120	本羽田 3-15-2 (都南小学校内)

中萩中放課後ひろば	5705-2991	萩中 2-14-1 (中萩中小学校内)
出雲放課後ひろば	3744-4565	本羽田 1-2-4 (出雲小学校内)
六郷放課後ひろば	3731-3040	東六郷 3-5-19 (東六郷児童館内)
高畑放課後ひろば	5703-0567	西六郷 3-28-23 (高畑小学校内)
仲六郷放課後ひろば	3732-7660	仲六郷 1-26-1 (仲六郷小学校内)
東六郷放課後ひろば	3731-2050	東六郷 2-3-1 (東六郷小学校内)
南六郷放課後ひろば	3739-6771	南六郷 3-7-1 (南六郷小学校内)
矢口放課後ひろば	3757-4559	多摩川 1-18-25 (矢口小学校内)
矢口西放課後ひろば	3750-9188	下丸子 1-7-1 (矢口西小学校内)
多摩川放課後ひろば	3759-8017	矢口 3-26-25 (多摩川小学校内)
相生放課後ひろば	3732-2880	西蒲田 6-19-1 (相生小学校内)
矢口東放課後ひろば	3731-0071	東矢口 3-9-20 (矢口東小学校内)
おなづか放課後ひろば	3753-6030	西蒲田 1-19-1 (おなづか小学校内)
道塚放課後ひろば	3733-2110	新蒲田 3-3-18 (道塚小学校内)
南蒲放課後ひろば	3737-0093	南蒲田 1-12-11 (南蒲小学校内)
東蒲放課後ひろば	3732-3370	東蒲田 1-19-25 (東蒲小学校内)

■中高生ひろば

中高生ひろば羽田	6423-6285	羽田 1-18-13 (羽田地域力推進センター内)
中高生ひろば蒲田	6715-8308	新蒲田 1-18-16 (新蒲田一丁目複合施設内)

■認可保育園（区立）

森が崎	3742-7071	大森南 2-2-15
大森東一丁目	3763-9670	大森東 1-31-2-105
大森西	3765-8256	大森西 2-20-17
大森西第二	3765-4116	大森西 4-13-11-101
富士見橋	3765-4540	大森西 3-2-2-101
大森北	3764-2060	大森北 3-25-2
馬込	3772-6923	中馬込 3-25-2
池上第三	3755-6443	池上 5-15-22
山王	3776-4154	山王 3-32-12
入新井	3772-6777	中央 2-16-17
中央八丁目	3752-3651	中央 8-28-12
田園調布	3721-8654	田園調布本町 7-15
わかば	3759-0292	田園調布南 8-23
田園調布二丁目	3722-5165	田園調布 2-17-2
久が原	3751-4651	久が原 2-16-17
千鳥	3753-1001	千鳥 1-1-25
雪谷	3726-1583	東雪谷 3-6-1
仲池上	3751-3350	仲池上 1-21-16
千束	3729-4602	南千束 3-23-10
東糀谷	3744-4522	東糀谷 6-8-7-101
糀谷	3744-9861	西糀谷 2-14-18
浜竹	3741-5300	西糀谷 3-34-18
羽田	3741-1597	羽田 4-11-1
本羽田	3745-0550	本羽田 3-17-20-108
萩中	3734-1805	萩中 1-2-1
いずも	3732-0231	南六郷 1-10-3-101
南六郷	3731-3430	南六郷 1-33-1-101
志茂田	3735-4821	西六郷 1-3-2
みどり	3738-5541	西六郷 3-30-20-101
矢口第二	3759-4300	矢口 2-21-16-101
下丸子	3757-1431	下丸子 2-20-15
西蒲田	3751-3372	西蒲田 3-13-12
矢口	3731-4789	新蒲田 2-12-18
新蒲田	3734-1020	新蒲田 1-18-16
東蒲田	3731-4115	東蒲田 2-32-15
蒲田本町	3739-2281	蒲田本町 1-1-1-101
本蒲田	3736-3138	蒲田 1-4-23

■小学校（区立）

大森第四	3741-4265	大森南 3-18-26
学びの多様化学校分教室	みらい学園初等部 6404-8339	大森東 4-24-6
中富	3762-6756	大森東 5-6-24
大森第一	3762-6528	大森東 3-1-18
開桜	3762-6538	大森西 2-26-3
大森第三	3762-6628	大森西 5-22-18
大森第五	3762-6638	大森本町 1-10-5
大森東	3763-5481	大森東 1-29-1
入新井第五	3762-6438	大森北 6-4-8
入新井第一	3762-6428	大森北 4-6-7
山王	3773-3961	山王 1-26-33
馬込	3773-3965	南馬込 1-34-1
馬込第二	3773-3968	南馬込 3-10-1
馬込第三	3773-3971	北馬込 1-28-1
梅田	3773-3975	南馬込 6-6-1
池上	3753-9381	池上 1-33-8
池上第二	3753-9361	中央 8-9-1
徳持	3753-9591	池上 7-18-1
入新井第二	3773-3978	中央 2-15-1
入新井第四	3773-3981	中央 3-5-8
東調布第一	3750-2258	田園調布南 28-7
田園調布	3721-8907	田園調布 2-31-16
調布大塚	3727-6107	雪谷大塚町 12-1

東調布第三	3750-2260	南久が原 2-17-1
嶺町	3758-2277	田園調布南 6-10
千鳥	3750-0048	千鳥 2-5-1
久原	3753-9411	久が原 4-12-10
松仙	3753-9141	久が原 1-11-1
池雪	3726-0126	東雪谷 5-7-1
小池	3729-5101	上池台 2-22-7
雪谷	3729-5121	南雪谷 3-9-23
洗足池	3726-4301	南千束 3-35-2
赤松	3729-0986	北千束 2-35-8
清水窪	3718-3536	北千束 1-20-15
糀谷	3741-6582	西糀谷 3-13-21
東糀谷	3742-6466	東糀谷 5-18-23
北糀谷	3742-5371	北糀谷 2-2-5
羽田	3741-5682	羽田 3-3-14
都南	3744-2960	本羽田 3-15-2
萩中	3742-5381	本羽田 3-4-22
中萩中	3744-2800	萩中 2-14-1
出雲	3742-3542	本羽田 1-2-4
六郷	3732-9628	東六郷 3-7-1
西六郷	3732-9611	西六郷 2-3-1
高畑	3732-8335	西六郷 3-28-23
仲六郷	3732-8338	仲六郷 1-26-1
志茂田	3732-8325	西六郷 1-4-2
東六郷	3732-9311	東六郷 2-3-1
南六郷	3735-3910	南六郷 3-7-1
矢口	3759-9618	多摩川 1-18-22
矢口西	3759-9621	下丸子 1-7-1
多摩川	3759-8331	矢口 3-26-25
相生	3732-8311	西蒲田 6-19-1
矢口東	3732-9625	東矢口 3-9-20
おなづか	3753-2615	西蒲田 1-19-1
道塚	3732-9615	新蒲田 3-3-18
蒲田	3732-8317	蒲田 1-30-1
南蒲	3732-9631	南蒲田 1-12-11
新宿	3732-8328	蒲田本町 1-5-1
東蒲	3732-9635	東蒲田 1-19-25

■中学校（区立）

大森第一	3744-3501	大森南 5-6-5
大森東	3762-3191	大森東 4-1-1
大森第二	3762-6456	大森北 6-18-1
大森第八	3762-6656	大森西 2-21-1
馬込	3773-3985	西馬込 2-35-6
馬込東	3773-3988	南馬込 2-26-30
貝塚	3773-3991	中馬込 3-13-1
大森第四	3753-7500	池上 1-15-1
大森第三	3773-3995	中央 4-12-8
東調布	3750-4275	田園調布南 29-15
田園調布	3721-4241	田園調布 2-60-1
大森第七	3752-4278	南久が原 1-3-1
雪谷	3726-3121	南雪谷 5-1-1
大森第十	3752-4245	仲池上 2-13-1
大森第六	3726-7155	南千束 1-33-1
石川台	3726-7148	石川町 2-23-1
羽田	3744-3351	東糀谷 6-10-12
糀谷	3744-2661	西糀谷 3-6-23
糀谷 夜間学級	3741-4340	西糀谷 3-6-23
出雲	3744-2331	本羽田 3-4-15
六郷	3732-9338	仲六郷 3-11-11
志茂田	3732-9318	西六郷 1-4-10
南六郷	3732-9351	南六郷 3-2-1
矢口	3759-9331	下丸子 2-23-1
御園	3732-9328	西蒲田 8-5-1
学びの多様化学校分教室	みらい学園中等部	
	5755-3783	池上 3-27-6
蓮沼	3753-2125	西蒲田 2-3-1
安方	3759-9335	東矢口 2-1-1
東蒲	3732-9321	東蒲田 2-38-1
蒲田	3732-9315	蒲田 1-12-5

■校外施設など

館山さざなみ学校	0470-28-1811 千葉県館山市洲宮 768-117
伊豆高原学園	0557-48-7815 静岡県伊東市八幡野 1154-3

■図書館・図書館同種施設など

大田	3758-3051	田園調布南 25-1
大森南	3744-8411	大森南 1-17-7
大森東	3763-9681	大森東 1-31-3-104
大森西	3763-1191	大森西 5-2-13
入新井	3763-3633	大森北 1-10-14 Luz 大森 4 階
馬込	3775-5401	中馬込 2-26-10
池上	3752-3341	池上 6-3-10 エトモ池上 4 階
久が原	3753-3343	久が原 2-28-4
洗足池	3726-0401	南千束 2-2-10
浜竹	3741-1185	西糀谷 3-32-7
羽田	3745-3221	羽田 1-11-1
六郷	3732-4445	南六郷 3-10-3
下丸子	3759-2454	下丸子 2-18-11
多摩川	3756-1251	多摩川 2-24-63
蒲田	3738-2459	東蒲田 1-19-22
蒲田駅前	3736-0131	蒲田 5-13-26-301
大田文化の森情報館	3772-0740	中央 2-10-1
田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー		
	3722-5192	田園調布 1-53-12

■文化センター

美原	3766-8031	大森東 1-28-9
馬込	3775-1370	中馬込 3-26-3

南馬込	3771-8481	南馬込 3-24-9
池上	3751-4861	池上 4-21-13
嶺町	3721-5532	田園調布本町 7-1
雪谷	3729-0066	南雪谷 5-18-3
石川町	3728-1197	石川町 1-3-8
糀谷	3743-1279	西糀谷 2-14-5
羽田（地域活動施設）	3744-9338	羽田 1-18-13
羽田（体育施設）	6423-8172	羽田 4-11-1
萩中	3743-3840	萩中 1-7-30
六郷	3738-4155	西六郷 4-1-5

■公園事務所など

森ケ崎公園事務所	3745-2674	大森南 5-2-111
平和の森公園事務所	3766-1607	平和の森公園 2-1
平和島公園事務所	3765-0403	平和島 4-2-2
大森ふるさとの浜辺公園事務所	3768-6204	ふるさとの浜辺公園 1-3
昭和島二丁目公園事務所	3298-5312	昭和島 2-3-1
池上梅園事務所	3753-1658	池上 2-2-13
森ケ崎緑華園事務所	6423-6087	大森南 4-3-16
田園調布せせらぎ公園（田園調布せせらぎ館）	3722-5192	田園調布 1-53-12
多摩川台公園事務所	3721-1951	田園調布 1-63-1
多摩川緑地事務所	3731-9388	西六郷 4-23-3
下丸子公園事務所	3756-9608	下丸子 4-21-2
大田スタジアム	3799-5820	東海 1-2-10

■放置自転車等保管所

第1（平和島陸橋下）	3765-5161	平和島 1-2 先
第2（都大橋下）	3765-5162	平和島 5-1 先
第3（都大橋下）	3765-5163	平和の森公園 2 先
第6（六郷橋下）	3736-0372	仲六郷 4-30

■清掃

大森清掃事務所	3774-3811	中央 2-3-6
蒲田清掃事務所（調布地区）	6459-8201	下丸子 2-33-1
蒲田清掃事務所（蒲田地区）	6451-9535	下丸子 2-33-5
東京二十三区清掃一部事務組合	6238-0603	千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館
多摩川清掃工場	3757-5383	下丸子 2-33-1
大田清掃工場	3799-5311	京浜島 3-6-1

■博物館・美術館など

郷土博物館	3777-1070	南馬込 5-11-13
大森 海苔のふるさと館	5471-0333	平和の森公園 2-2
熊谷恒子記念館	3773-0123	南馬込 4-5-15
龍子記念館	3772-0680	中央 4-2-1
山王草堂記念館	3778-1039	山王 1-41-21
馬込文士村資料展示室	3773-9216	山王 3-37-11
尾崎士郎記念館	3772-0680	山王 1-36-26
勝海舟記念館	6425-7608	南千束 2-3-1
多摩川台公園古墳展示室	3721-1951	田園調布 1-63-1

■老人ホームなど（私立施設を含む）

●特別養護老人ホーム

区立蒲田	5710-0780	蒲田 2-8-8
区立糀谷	3745-3001	西糀谷 2-12-1
区立たまがわ	5732-1021	下丸子 4-23-1
羽田	3745-5351	本羽田 3-23-45
池上	5700-1235	仲池上 2-24-8
大森	5471-2701	大森西 1-16-18
好日苑	3748-6193	上池台 5-7-1
ゴールデン鶴亀ホーム	3758-1810	矢口 1-23-12
大田翔裕園	3736-1211	東六郷 1-12-12
いずみえん	3759-5550	矢口 3-1-5
フロース東糀谷	5735-0123	東糀谷 6-4-17
千里	6423-2860	東糀谷 1-13-6
バタフライヒル大森南	5735-3336	大森南 1-17-6
馬込	6303-8307	西馬込 2-11-2
生寿園	6423-9200	萩中 2-3-10
花みずき	6436-8899	大森西 4-12-1
さくらのみち紫苑	6715-4373	矢口 3-11-3
ケアホーム千鳥	5741-8500	千鳥 2-34-25
誠心園	6423-8026	西糀谷 1-1-12

●養護老人ホーム

池上長寿園	3751-9352	仲池上 2-24-8
大森老人ホーム	3762-8851	大森本町 2-2-2

●軽費老人ホーム

おおもり園	3764-0703	大森西 1-8-6

●都市型軽費老人ホーム

ケアハウス・ハート	6423-6433	本羽田 2-13-19
ケアハウス・ハート糀谷	6423-8703	西糀谷 4-2-7
都市型軽費老人ホームのどか池上	5700-2683	池上 5-4-5
ケアハウス大森東	5767-7157	大森東 5-26-13
愛の家都市型軽費老人ホーム大田矢口	5741-3220	矢口 3-22-5
都市型軽費老人ホーム生寿園	6423-9200	萩中 2-3-10
都市型軽費老人ホームはるかぜ	6428-6773	仲六郷 4-2-12
都市型軽費老人ホームセントラル大森西	6423-0724	大森西 4-3-5
ケアハウス大田蒲田	6424-7347	西蒲田 6-5-3

●認知症高齢者グループホーム

グループホーム友の里池上	5747-1700	池上 6-5-14
グループホーム・オーチク	3741-2615	羽田 2-26-4
グループホーム六郷	5714-2381	西六郷 4-26-6
グループホーム虹の家みちづか	3739-1410	新蒲田 3-26-17
ニチイケアセンター大鳥居	5735-1651	東糀谷 2-7-8
グループホーム百里	6715-2975	田園調布南 8-23
グループホームかたくりの里六郷	5711-7211	西六郷 4-21-8
ニチイケアセンター本羽田	5735-2061	本羽田 2-13-20
グループホーム・ウエル	5747-5772	久が原 2-28-22
グループホームさくらの家東矢口	3756-0437	東矢口 2-6-24
ライブラリ大森東2番館	5767-4880	大森東 4-40-10
セントケアホーム西糀谷	5705-1019	西糀谷 2-9-4 2F
グループホームきらら大森東	5762-7677	大森東 5-21-9
グループホームきらら池上	5748-5070	中央 7-5-6
花物語うめ	5732-5040	鵜の木 2-37-5
花物語おおた	5718-4487	北馬込 2-46-9
ゆきの家	5737-5323	西糀谷 4-2-12
グループホーム虹の家しおかぜ	6404-9025	大森東 5-2-7
せらび池上	5747-6677	池上 4-2-5
グループホーム・ハート	3744-6810	羽田 2-31-1
ライブラリ大森東1番館	5767-5321	大森東 4-40-3
グループホーム東京大田の家	5735-1900	大森南 5-6-5
フラクタルビレッジ西六郷	6424-3456	西六郷 1-19-6
フラクタルビレッジ羽田	5737-7155	羽田 5-15-6
フラクタルビレッジ大森南	5735-2205	大森南 3-19-4
ライブラリ大森南	3744-0565	大森南 3-5-5
グループホームひかり大田中央	5742-3033	中央 1-7-16
グループホームみんなの家・殿山北糀谷	5735-1321	北糀谷 2-4-10
ライブラリ大田中央	6410-7680	中央 3-11-3
グループホームかがやき	6303-8500	中央 1-7-3
愛の家グループホーム大田久が原	5747-3100	久が原 2-23-10
グループホームのどか池上	5700-2682	池上 5-4-5
愛の家グループホーム大田大森西	5767-7240	大森西 5-24-18
ツクイ大田西六郷グループホーム	5713-9295	西六郷 3-31-12
グループホーム大森東あやめ	5767-7160	大森東 5-26-13
グループホームソラスト池上	6410-3922	池上 7-23-21
グループホームたのしい家中馬込	5718-7321	中馬込 2-9-11
グループホームきらら久が原	5748-5300	東嶺町 26-5
グループホームひかり鵜の木	6451-9401	鵜の木 1-20-14
ツクイ大田多摩川グループホーム	5741-7017	多摩川 1-34-5
グループホーム大田蒲田	6424-9266	西蒲田 6-5-3
はなまるホーム上池台	3748-8633	上池台 5-9-17
ライブラリ大森東五丁目	6404-8145	大森東 5-10-3

●老人保健施設

アクア東糀谷	5735-0123	東糀谷 6-4-17
大田ナーシングホーム翔裕園	3736-1240	東六郷 1-12-11
大森平和の里	3767-7512	大森本町 1-7-6
コージーハウスはすぬま	5711-8220	東矢口 3-8-11
和光の園	6410-8525	大森西 4-12-1

●高齢者在宅サービスセンター（区立）

蒲田	5710-0782	蒲田 2-8-8
糀谷	3745-3006	西糀谷 2-12-1
下丸子	3750-8701	下丸子 4-25-1
矢口	5711-0851	新蒲田 2-12-18
たまがわ	5732-1023	下丸子 4-23-1

■地域包括支援センター

大森	5753-6331	大森西 2-16-2
平和島	5767-1875	大森東 1-31-3-105
入新井	3762-4689	大森北 3-24-27
	（令和6年度中に移転予定　移転後　大森北4-6-7）	
馬込	5709-8011	中馬込 1-19-1-101
南馬込	6429-7651	南馬込 3-13-12
徳持	5748-7202	池上 7-10-5
新井宿（大森医師会）	3772-2415	中央 1-21-6
嶺町	5483-7477	田園調布本町 7-1
田園調布	3721-1572	田園調布1-30-1
たまがわ	5732-1026	下丸子 4-23-1
久が原	5700-5861	仲池上 2-24-8
上池台	3748-6138	上池台 5-7-1
千束(田園調布医師会)	3728-6673	北千束2-35-8
六郷	5744-7770	仲六郷 2-44-11
西六郷	6424-9711	西六郷 3-1-7
やぐち	5741-3388	矢口 1-23-12

西蒲田	5480-2502	西蒲田 7-49-2
新蒲田	6715-9731	新蒲田 1-18-16
蒲田	5710-0951	蒲田 2-8-8
蒲田東	5714-0888	蒲田 5-37-1
大森東	6423-8300	大森南 4-9-1
糀谷	3741-8861	西糀谷 2-12-1
（令和6年度中に移転予定　移転後 東糀谷1-19-21）		
羽田	3745-7855	羽田 1-18-13

■その他

入新井集会室	5763-8811	大森北 1-10-14 Luz 大森 4 階
池上会館	3753-2241	池上 1-32-8
平和の森会館	3766-4250	平和の森公園 2-3
新井宿会館	3774-3121	中央 4-31-14
教育センター	5748-0801	池上 1-32-8 （池上会館 4 階）
男女平等推進センター（エセナおおた）		
	3766-4586	大森北 4-16-4
（令和 6 年度中に移転予定　移転後　大森北 4-6-7）		
大森スポーツセンター	5763-1311	大森本町 2-2-5
大田区青少年交流センター“ゆいっつ”		
	6424-5101	平和島 4-2-15
山王会館	3773-9216	山王 3-37-11
大田文化の森	3772-0700	中央 2-10-1
ライフコミュニティ西馬込		
	3778-2581	西馬込 2-20-1
臨海斎場	5755-2833	東海 1-3-1
区民活動支援施設大森（こらぼ大森）		
	5753-6616	大森西 2-16-2
大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA（ジョボタ）		
	6423-0251	大森北 1-11-1 6 階
大田区ひきこもり支援室 SAPOTA（サポタ）		
	6459-6715	大森北 1-3-5 4 階
大田区マイナンバーカードセンター		
	6429-8901	山王2-3-7 （大森まちづくり推進施設 1 階）
嶺町集会室	3721-5532	田園調布本町 7-1
田園調布せせらぎ館	3722-5192	田園調布 1-53-12
大田区民ホール・アプリコ		
	5744-1600	蒲田 5-37-3
六郷集会室	6424-8444	仲六郷 2-44-11
大田区民プラザ	3750-1611	下丸子 3-1-3
大田区産業プラザPiO	3733-6600	南蒲田 1-20-20
PiOフロント（大田区産業プラザPiO内）		
	3733-6144	南蒲田 1-20-20
PiO PARK（ピオパーク）	5579-7971	羽田空港 1-1-4 HICity Zone-K 2 階
消費者生活センター	3736-7711	蒲田 5-13-26-101
大田区総合体育館	5480-6688	東蒲田 1-11-1
区民活動支援施設蒲田（micsおおた）		
	6424-8972	蒲田 5-13-26-101
おおた国際交流センター（Minto Ota）		
	5744-1227	蒲田 4-16-8　2 階
国際都市おおた協会多言語相談窓口（おおた国際交流センター内）		
	6424-4924	蒲田 4-16-8　2 階
生涯学習センター蒲田	5744-1443	蒲田 5-13-26-101
北蒲広場	5710-2111	蒲田 2-10-1
ふれあいはすぬま	5747-5318	西蒲田 3-19-1
コミュニティセンター羽田旭		
	3741-3969	羽田旭町 7-1
休養村とうぶ	0268-63-0261	
		長野県東御市和 6733-1
新蒲田一丁目複合施設（カムカム新蒲田）		
	3733-2222	新蒲田 1-18-16
新蒲田区民活動施設	3733-2222	新蒲田 1-18-16 （新蒲田一丁目複合施設内）
大田区観光情報センター	6424-7288	蒲田 4-50-11 ウィングキッチン京急蒲田 中 2 階
フラットおおた	6451-8433	山王 2-3-7 大森まちづくり推進施設 5 階

私立施設

■認可保育園（私立）

美原保育園	3761-1855	大森東 1-28-2
子どもの家保育園	3761-1357	大森東 5-2-11
大森保育園	3741-7645	大森南 4-10-4
大森南保育園	3745-0054	大森南 4-14-5
キッズルームOhana平和島園		
	5763-5516	大森西 2-2-29
グローバルキッズ大森西園		
	5763-0303	大森西 2-15-24
おはよう保育園マチノマ大森		
	6459-6033	大森西 3-1-38 マチノマ大森 3 階
おはよう保育園大森町	6410-8510	大森西 3-16-11
大空と大地のなーさりぃ大森西園		
	6404-6800	大森西 4-8-5
アイグラン保育園大森西	6423-1272	大森西 4-11-5
ナーサリールームベリーベアー大森西		
（本園）	5763-5676	大森西 5-25-21-2 階
（分園）	6423-0107	大森西 3-28-5 リヴェールタカラ 1 階
そらのいえ保育園	3764-0221	大森中 1-14-1
キッズガーデン大森駅前	6423-1197	大森北 1-2-3 大森御幸ビル 4 階
大森駅前保育園	6404-2525	大森北 1-6-6
えがおの森保育園・おおもり駅前		
	3768-1001	大森北 1-6-8
メリーポピンズアトレ大森ルーム		
	3762-9400	大森北 1-6-16 アトレ大森 2 3 階

アスク大森保育園	3766-2721	大森北 1-10-14 Luz 大森 5 階
島田保育園	3763-1728	大森北 3-3-5
このえ大森北保育園	6459-6861	大森北 4-9-7
大森北六丁目保育園	3763-1262	大森北 6-9-1
さくらさくみらい　平和島	6404-8872	大森北 6-26-22
こどもヶ丘保育園大森北園	6404-6828	大森北 6-30-18
AI AI NURSERY 大森	6410-7420	山王 1-26-4
はぐはぐドンキadventure保育園	6303-8912	山王 3-6-3 MEGA ドン・キホーテ 大森山王店 5 階
こどもヶ丘保育園山王園	6451-8681	山王 4-14-4
ケンパ西馬込	6429-9885	西馬込 1-16-18
キッズラボ西馬込駅前保育園	6417-1533	西馬込 1-29-5
未来のツリー保育園	6410-7351	西馬込 2-21-3
にじいろ保育園西馬込	6809-9227	西馬込 2-28-16
馬込ここわ保育園	5728-9322	南馬込 1-1-6
おおたみんなの家	6809-9450	南馬込 1-9-1 先
グローバルキッズ馬込園	6303-7353	南馬込 1-7-14
南馬込第二保育園	3777-2267	南馬込 1-24-9
みなみまごめ保育園	3772-0751	南馬込 4-6-5
にじいろ保育園南馬込	6429-2401	南馬込 4-25-11
にじいろ保育園南馬込四丁目	6417-1320	南馬込 4-29-7
このえ南馬込保育園	6429-7631	南馬込 5-18-18
グローバルキッズ西馬込園	3773-0505	南馬込 5-30-2 フェリスカワハラ 1 階
ナーサリールームベリーベアー西馬込	6303-8666	南馬込 5-42-2
にじいろ保育園南馬込桜通り	6417-1433	南馬込 6-22-1
Gakkenほいくえん馬込	5718-0126	北馬込 2-30-2
小鳩ナーサリースクール中馬込	6303-8027	中馬込 2-2-18
にじいろ保育園中馬込	5728-9602	中馬込 3-11-32
ポピンズナーサリースクール馬込	5728-9257	中馬込 3-22-21
美奈見ここわ保育園	6429-7440	中央 1-1-7
ナーサリー新井宿	3775-5653	中央 4-13-18
さくら中央保育園	5748-8373	中央 5-30-18
桐里保育園	3754-1600	池上 1-13-3
池上どろんこ保育園	6410-2221	池上 1-19-32
みらいく池上 2 丁目園	5755-3551	池上 2-4-2
ベネッセ池上保育園	5700-7277	池上 3-13-4
あっぷる池上保育園	3752-3528	池上 3-29-11
ケンパ池上	5747-4520	池上 4-25-9
グローバルキッズ池上園	6410-2110	池上 6-3-10

クオリスキッズいけがみ保育園	5700-7570	池上 6-27-25
マミーズエンジェル池上駅前保育園	3753-8188	池上 7-1-1
アスク池上保育園	5748-5821	池上 8-1-3
みらいく徳持園	6410-2461	池上 8-12-12
池上長尾保育園	3759-9302	池上 8-25-6
アスクおんたけ保育園	5700-7281	東嶺町 5-17
クオリスキッズくがはら保育園	5748-0303	東嶺町 28-4
北嶺町保育園	3729-3132	北嶺町 19-13
北嶺町第二保育園	3748-8301	北嶺町 28-7
チェリッシュ桜坂保育園	6451-7805	北嶺町 37-29
みらいく田園調布本町園	6459-7982	田園調布本町 21-12
さくらさくみらい　田園調布	5755-5139	田園調布 1-27-5
認可保育所Bambini	3722-1771	田園調布 1-50-6
さくらさくみらい　久が原		
（第一園舎）	6715-4239	鵜の木 1-5-12
（第二園舎）	6715-2242	鵜の木 3-6-11
さくらさくみらい　鵜の木	6715-5977	鵜の木 1-16-14
みらいく鵜の木園	6715-5430	鵜の木 1-19-3
このえ鵜の木保育園		
（本園）	6451-9578	鵜の木 2-16-5 パインズ・アーク
（分園）	6451-9653	鵜の木 2-20-7 ハイツレイメイ 21 1 階
アスクうのき保育園	5741-2208	鵜の木 2-34-20
グローバルキッズ鵜の木園	6459-8108	鵜の木 2-36-10
多摩堤保育園	3750-5461	鵜の木 3-11-13
にじいろ保育園鵜の木	6715-2682	鵜の木 3-35-13
グローバルキッズ千鳥町園	6715-5862	千鳥 1-24-5
千鳥さくら保育園	3750-4983	千鳥 2-28-11
久が原ハーモニー保育園	3752-2982	久が原 1-1-9
みらいく久が原園	6410-4195	久が原 4-25-2
アスク久が原保育園	5747-3090	久が原 2-23-10
アスクみなみ久が原保育園	5741-7077	南久が原 1-24-16
鵜の木いまいずみ保育園	3756-0505	南久が原 2-30-5
このえ南千束保育園	6451-7570	南千束 1-12-2
洗心保育園	3729-2322	南千束 2-2-6
にじいろ保育園大岡山	6421-9415	南千束 3-1-6
洗足池保育園	3748-7088	南千束 3-24-15
このえ洗足池保育園	6421-9384	南千束 3-33-6
キッズラボ千束こどもの家		
（北千束園）	6425-7635	北千束 2-15-10
（大岡山園）	6421-8085	北千束 3-34-3
クオリスキッズ北千束保育園	6425-6095	北千束 2-25-11

ベネッセ西馬込保育園	5700-7266	仲池上 1-8-2
天才キッズクラブ楽学館仲池上園		
	6410-3030	仲池上 1-25-4
森の保育園	3754-2525	仲池上 1-31-13 3 階
さくらさくみらい　石川台		
	3728-5306	東雪谷 2-10-7
うれしい保育園南雪谷	6425-2021	南雪谷 3-11-9
ベネッセ雪が谷大塚保育園		
	5754-4571	南雪谷 3-11-20
太陽の子南雪谷保育園	5754-0561	南雪谷 4-14-11
にじいろ保育園南雪谷	6421-9483	南雪谷 5-10-12
アスクゆきがや保育園	5754-7881	雪谷大塚町 9-13-301
さくらさくみらい　長原		
（第一園舎）	6426-8440	上池台 1-5-2
（第二園舎）	6451-7808	南千束 1-13-9
ポピンズナーサリースクール長原		
	5754-2130	上池台 1-16-7 松屋ビル 1 階・2 階
このえ長原保育園	6451-7970	上池台 1-45-8
はぐはぐキッズ洗足池		
(mother)	6425-8795	上池台 2-26-7
(baby)	6425-8795	上池台 2-37-2 1 階
小池保育園	3729-4616	上池台 4-23-9
グローバルキッズ上池台園		
	6425-6816	上池台 5-5-12
上池台保育園	3727-2997	上池台 5-11-17
なかよし保育園	3741-2054	東糀谷 4-2-14
西糀谷しろはと保育園	3745-5165	西糀谷 1-4-22
ナーサリー糀谷	3743-2974	西糀谷 4-5-7
簡野学園ふぞく糀谷駅前保育園		
	6715-1510	西糀谷 4-29-16-2 階
簡野学園ふぞく北糀谷保育園		
	3744-2895	北糀谷 1-14-10
弁天橋保育園	3741-1691	羽田 5-18-16
第三蒲田保育園	3742-1600	萩中 2-13-16
簡野学園ふぞく東六郷保育園		
	6715-1514	東六郷 1-13-25
グローバルキッズ西六郷園		
	6424-8101	西六郷 2-9-7
西二なかよし保育園	5744-4475	西六郷 2-30-3
さくらさくみらい　西六郷		
	6715-9639	西六郷 2-54-12
ポピンズナーサリースクール西六郷		
	6428-7164	西六郷 3-1-7
にじいろ保育園西六郷	6424-4192	西六郷 3-26-18
よいこの保育園	3738-1094	西六郷 4-20-6
簡野学園ふぞく六郷保育園		
	6423-2078	南六郷 3-10-11
簡野学園ふぞく仲六郷保育園		
	3742-1513	仲六郷 1-29-10
このえ雑色保育園	6428-6957	仲六郷 2-7-11
グローバルキッズ雑色園	6715-7616	仲六郷 2-43-11

高畑保育園	3739-3591	仲六郷 3-19-4
グローバルキッズ六郷保育園		
	6424-5663	仲六郷 4-34-21
アスク下丸子保育園	5732-1129	下丸子 1-8-23
グローバルキッズ武蔵新田園		
	6459-8616	下丸子 1-17-15
さんさん森の保育園下丸子		
	3758-0336	下丸子 3-9-9
丸子ベビー保育園	3756-0469	矢口 1-5-1（仮園舎）
キッズラボ下丸子園	6715-0300	下丸子 4-6-19 アビタシオンエムズ 1 階
こどもヶ丘保育園武蔵新田園		
	6459-8384	矢口 1-16-19
ナーサリールームベリーベアー矢口		
	6459-8664	矢口 2-14-5
今泉保育園	3758-0074	矢口 2-26-17
おひさま保育園	5741-3900	矢口 3-34-12
キッズラボ蓮沼園	6424-5073	東矢口 3-5-6
キッズラボ矢口渡駅前保育園		
	6459-8152	多摩川 1-7-16
にじいろ保育園矢口渡	6451-9561	多摩川 1-34-5
多摩川保育園	3758-3166	多摩川 2-24-63
えがおの森保育園・かまた駅前		
	3730-1010	南蒲田 1-1-25-3 階
第二蒲田保育園	3731-0565	南蒲田 1-7-20
レイモンド南蒲田保育園	5744-4072	南蒲田 2-16-2 テクノポート大樹生命 ビル別館 1 階
大空と大地のなーさりぃ西蒲田四丁目園		
	6410-6040	西蒲田 4-1-3
蒲田音楽学園第Ⅱ保育園	3753-6302	西蒲田 4-11-5
女塚保育園	3754-3415	西蒲田 4-23-8
蒲田音楽学園保育園	5747-3123	西蒲田 4-27-2
明日葉保育園相生園	3739-4548	西蒲田 6-18-8
ぽけっとランド西蒲田保育園		
	5711-8181	西蒲田 7-35-1 宝栄ビル 3 階
グローバルキッズ蒲田第二保育園		
	6715-7087	西蒲田 8-4-7
グローバルキッズ蒲田園	5703-5525	西蒲田 8-20-8 アゼル 3 号館 2 階
アスク蒲田一丁目保育園	5480-7670	蒲田 1-2-13
第一蒲田保育園	3738-5888	蒲田 1-20-6
おはよう保育園梅屋敷	6428-6072	蒲田 2-26-1
キッズラボ蒲田園	6424-7166	蒲田 5-44-5 蒲田プライム
わおわお蒲田本町保育園	6715-8076	蒲田本町 1-1-10
モニカ矢口渡園	6424-5833	新蒲田 2-10-5

■認証保育所

マミーズエンジェル大森保育園	3763-8787	大森北 1-31-5
チャイルドケアセンター青い鳥	5718-5336	山王 2-1-6
青い保育園	3777-1946	山王 4-1-16
保育ルーム　フェリーチェ大田馬込園	3778-9800	中馬込 2-23-7
まごめ共同保育所	3771-1969	西馬込 1-18-13
マミーズエンジェル池上保育園	3752-8877	池上 3-32-17
池上プチ・クレイシュ	3753-2288	池上 6-1-7
ココロラボインターナショナル田園調布	3721-8391	田園調布本町 29-2
KN久が原園	5748-7171	久が原 3-36-13
ナーサリールーム ベリーベアーライラック通り久が原	5747-2555	久が原 3-37-5
マミーズエンジェル上池台保育園	3726-7288	上池台 2-15-1
マミーズエンジェル上池台第二保育園	3728-8808	上池台 5-16-6
パレット保育園・大岡山	5754-1149	北千束 3-1-1
ナーサリールーム ベリーベアー下丸子	5741-1900	下丸子 2-1-1
ポピンズナーサリースクール多摩川	5741-2181	下丸子 3-29-14
ポピンズナーサリースクール下丸子	5741-2100	下丸子 4-21-13
はなぞの保育室	3736-1187	西蒲田 7-12-10
KN蒲田駅前園	5713-0622	蒲田 4-46-2
蒲田プチ・クレイシュ	5711-5977	蒲田 5-20-10
山崎こじか園	3731-5091	西糀谷 1-31-1
羽田空港アンジュ保育園	5756-7311	羽田空港 3-3-2
子供の部屋保育園	3753-5679	中央 5-10-16
こもれび保育園大森山王園	3774-6066	山王 2-3-13
こもれび保育園石川台園	5499-0122	東雪谷 2-8-3
ポピンズナーサリースクール羽田	5735-2177	羽田旭町 11-1
こどもみらい東雪谷	6425-6714	東雪谷 2-20-10
ここわ保育園	6459-5933	北千束 1-1-6
すみれナーサリー	5746-3457	北馬込 2-50-1
ローリスナーサリー大森	5763-5200	大森北 1-26-17
チャレンジキッズ北千束園	6451-3951	北千束 2-7-1
ヒューマンアカデミー蒲田保育園	3731-0635	西蒲田 8-12-6
こどものこころ保育園	3735-0033	南六郷 1-12-9
スマイスセレソンスポーツ保育園池上	5748-5550	池上 7-5-4
クオリスキッズくがはら第2保育園	6459-8352	南久が原 2-9-1
ミントリーフ雪谷園	3720-6710	東雪谷 2-17-2

■小規模保育所

池上らるスマート保育所　Ⓑ	6410-3611	池上 6-10-12 1 階
小鳩スマート保育所上池台　Ⓑ	6425-8590	上池台 5-19-14 1 階
久が原らるスマート保育所　Ⓑ	6715-2361	千鳥 1-24-3
しおどめ保育園京急蒲田駅前　Ⓐ	6892-3030	南蒲田 1-1-17 2 階
簡野学園ふぞく保育室　Ⓐ	3742-8410	本羽田 1-4-1
えがおの森保育園・かみいけだい　Ⓐ	6425-9611	上池台 1-20-20
小鳩スマート保育所大森　Ⓑ	6429-9357	山王 3-1-7　1 階
チャレンジキッズ雪谷大塚園　Ⓑ	3727-6422	雪谷大塚町 13-19 1 階
キッズガーデン馬込駅前　Ⓐ	6429-7515	中馬込 2-26-4 2 階
保育ルームOhana大森西園　Ⓐ	6404-9355	大森西 3-29-1 1 階
こどもヶ丘保育園雑色園　Ⓑ	6428-6011	仲六郷 2-32-5 1 階
このえ雑色小規模保育園　Ⓐ	6424-7028	南六郷 2-7-20 1 階
チャレンジキッズ　長原園　Ⓐ	6421-9311	上池台 1-7-7 1 階
こどもヶ丘保育園　東矢口園　Ⓑ	6715-8512	東矢口 3-11-27 1 階
キャリー保育園　田園調布　Ⓐ	6715-6152	田園調布 2-45-9 1 階
ディルーカ保育園　新蒲田園　Ⓑ	6428-7645	新蒲田 1-5-1 1 階
キッズラボ西馬込小規模保育園　Ⓐ	3772-7037	西馬込 2-35-3 1 階
保育ルームOhana 梅屋敷駅前園　Ⓐ	6423-0667	大森西 6-15-10 1 階
小鳩スマート保育所北馬込　Ⓑ	6809-9670	北馬込 2-1-1　1 階
こどもヶ丘保育園　平和島園　Ⓑ	6423-1716	大森本町 2-6-16 1 階
このえ石川台小規模保育園　Ⓐ	6421-8671	東雪谷 2-11-7 1 階
BaBy Pearl Nursery　Ⓐ	6423-8228	西糀谷 2-24-7 1 階
ぽれぽれ保育園　西蒲田　Ⓐ	6326-4523	西蒲田 7-22-10 1 階

蒲田らびっと保育園　Ⓐ	6424-5287	蒲田 4-40-10 1 階
MIRATZ大鳥居保育園　Ⓐ	6423-8614	萩中 3-8-8　1 階

基準職員数に対する保育士割合によって、施設類型が以下のとおり分類されます。
Ⓐ…A型：保育士配置割合10割
Ⓑ…B型：保育士配置割合６割以上

■事業所内保育所

てくてく保育園　Ⓐ	3728-5370	石川町1-1-18東京工業大学国際交流会館本館内1階
ヤクルト新蒲田保育園　Ⓑ	3738-0157	新蒲田 3-15-1 1 階
ヤクルト西馬込保育園　Ⓑ	5742-6239	西馬込 1-20-3 1 階

施設類型は、いずれも小規模型で、保育士配置割合等の基準は、小規模保育所と同様です。

■定期利用保育事業

たんぽぽ保育園	3726-1537	石川町 2-9-3
KN蒲田園	6428-7654	南蒲田１-25- 7 ハイツヒラヤマ１階
メリーポピンズ南蒲田ルーム	6424-5678	南蒲田 2-20-2 K･S ハイム１階
美原保育園	3761-1855	大森東 1-28-2
キッズガーデン大森駅前	6423-1197	大森北 1-2-3 大森御幸ビル４階
ケンパ西馬込	6429-9885	西馬込 1-16-18
ケンパ池上	5747-4520	池上 4-25-9
クオリスキッズくがはら保育園	5748-0303	東嶺町 28-4
北嶺町第二保育園	3748-8301	北嶺町 28-7
ぽれぽれ保育園西蒲田	6326-4523	西蒲田 7-22-10 藤和シティコープ 西蒲田Ⅲ１階
キッズなルーム大森	5753-0805	大森北 4-16-5 キッズな大森１階
キッズなルーム六郷	3733-1152	仲六郷 2-44-11 六郷地域力推進 センター３階
保育室サン御園	6424-5088	西蒲田 7-49-2 1 階

■一時預かり事業

キッズなルーム大森	5753-0805	大森北 4-16-5 キッズな大森１階
萩中児童館一時保育室	3734-1806	萩中 1-1-8 萩中児童館２階
保育室サン御園	6424-5088	西蒲田 7-49-2　1 階
キッズなルーム六郷	3733-1152	仲六郷 2-44-11 六郷地域力推進センター３階
クオリスキッズくがはら保育園	5748-0303	東嶺町 28-4
簡野学園ふぞく糀谷駅前保育園	6715-1510	西糀谷 4-29-16　2 階
ナーサリールームベリーベアー大森西	5763-5676	大森西 5-25-21 （本園）
小鳩スマート保育所　大森	6429-9357	山王 3-1-7 GS 大森ビル１階
小鳩スマート保育所　北馬込	6809-9670	北馬込 2-1-1 サンファスト北馬込１階
小鳩ナーサリースクール中馬込	6303-8027	中馬込 2-2-18
グローバルキッズ千鳥町園	6715-5862	千鳥 1-24-5
グローバルキッズ上池台園	6425-6816	上池台 5-5-12
小鳩スマート保育所　上池台	6425-8590	上池台 5-19-14 ヒルサイド上池台１階
ケンパ西馬込	6429-9885	西馬込 1-16-18
森の保育園	3754-2525	仲池上 1-31-13　3 階
チャレンジキッズ雪谷大塚園	3727-6422	雪谷大塚町 13-19 パークサイドスペック田園調布１階
チャレンジキッズ長原	6421-9311	上池台 1-7-7 スペックレジデンス長原１階

■子育てひろば

（区立）		
子育てひろば羽田	3744-0111	羽田 4-11-1
子育てひろば新蒲田	5710-1101	新蒲田 1-18-16
（私立）		
子育てひろばにこにこ	6715-1510	西糀谷 4-29-16 2 階
このえ鵜の木保育園	6451-9578	鵜の木 2-16-5
子育てひろば		パインズ・アーク鵜の木１階
子育てひろば仲六郷	3742-1514	仲六郷 1-29-10

■幼稚園（私立）

浅間	3761-3399	大森西 2-2-5
日新	3761-2574	大森西 5-9-10
和敬	3761-3069	大森東 3-7-4
明善	3761-1124	大森北 4-20-6
若草	3771-1246	山王 1-6-30
大森ルーテル	3772-2905	山王 2-18-3
大森聖マリア	3761-5040	大森北 2-5-11

サムエル	3773-3230	南馬込 3-5-8
瑞穂	3772-5207	南馬込 1-40-15
馬込	3771-0859	南馬込 2-25-11
馬込なかよし	3771-9249	西馬込 2-27-11
大田こまどり	3776-3191	北馬込 2-29-15
めぐみ	3751-1440	池上 1-19-35
藤美	3751-7427	中央 8-10-6
徳持	3751-1665	池上 3-35-17
大森双葉	3777-3515	中央 2-11-7
大森みのり	3771-8890	中央 4-10-7
みたけ	3720-5911	北嶺町 37-20
ぶどうの木	3729-5784	北嶺町 3-25
小さき花の	3721-4181	田園調布 3-30-25
田園調布ルーテル	3722-2889	田園調布 2-37-5
田園調布	3722-4115	田園調布 3-4-6
嶺町	3758-2634	鵜の木 2-41-16
鵜ノ木	3750-3530	南久が原 2-19-3
久が原	3751-0085	久が原 5-29-26
天使	3751-2502	久が原 4-3-23
こひつじ	3751-2072	久が原 4-37-14
清明	3720-5569	南雪谷 3-17-19
東京昭和	3726-0371	上池台 1-23-2
白百合	3726-7109	上池台 4-7-5
池上みどり	3729-0619	上池台 5-36-5
雪ヶ谷ルーテル	3727-5419	東雪谷 3-24-10
若竹	3723-6383	北千束 1-17-2
福音ルーテル教会大岡山	3729-6500	南千束 3-16-5
北糀谷	3742-6961	北糀谷 1-8-19
簡野学園ふぞく	3742-2530	本羽田 1-4-1
光輪	3732-8781	萩中 1-12-7
蒲田ルーテル	3731-4437	仲六郷 1-40-18
東京	3731-3557	仲六郷 4-6-9
六郷	3734-7888	東六郷 3-10-18
丸子	3757-1751	下丸子 1-17-20
矢口	3731-2720	東矢口 1-6-14
光明	3753-0417	西蒲田 4-29-17
南蒲	6715-0310	多摩川 1-34-15
道塚	3731-2856	新蒲田 3-2-1
パール	3735-2757	東蒲田 2-21-15

■私立・国立学校

清明学園初等学校	3726-7138	南雪谷 3-12-26
文教大学付属小学校	3720-1097	東雪谷 2-3-12
清明学園中学校	3726-7139	南雪谷 3-12-26
立正大学付属 立正中学校・高等学校	6303-7683	西馬込 1-5-1
大森学園高等学校	3762-7336	大森西 3-2-12
東京高等学校	3750-2635	鵜の木 2-39-1
蒲田女子高等学校	3742-1511	本羽田 1-4-1
日体荏原高等学校	3759-3291	池上 8-26-1
東京実業高等学校	3732-4481	西蒲田 8-18-1
東邦大学	3762-4151	大森西 5-21-16
東京工業大学	3726-1111	目黒区大岡山 2-12-1
東京工科大学（蒲田キャンパス）	6424-2111	西蒲田 5-23-22

■専修・各種学校

●専修学校

すず学園高等専修学校	3763-1437	大森北 6-13-2
簡野学園羽田幼児教育専門学校	3741-7460	本羽田 1-4-1
佐伯栄養専門学校	5711-7088	蒲田 5-45-5
昭和医療技術専門学校	3775-1611	中央 3-22-14
東京衛生学園専門学校	3763-6621	大森北 4-1-1
東京誠心調理師専門学校	3734-4411	蒲田 3-21-4
東京バイオテクノロジー専門学校	3745-5000	北糀谷 1-3-14
日本工学院専門学校	3732-1111	西蒲田 5-23-22
日本芸術専門学校	3771-2111	山王 2-12-13
新東京歯科技工士学校	3763-2211	大森北 1-18-2
新東京歯科衛生士学校	3763-2200	大森北 1-18-2

●各種学校

池上珠算学校	3751-6533	池上 3-24-9
こまどり芸術学園	3720-8616	上池台 2-12-4
宗教法人「総本山長生寺」付属長生学園	3738-1630	仲六郷 2-35-7
東京工科大学附属日本語学校	3732-1071	西蒲田 5-23-22

■外国人学校

東京朝鮮第六幼初級学校	3750-4145	千鳥 2-3-15

その他の主要官公署及び公共施設

■都立高等学校

大森	3753-3161	西蒲田 2-2-1
雪谷	3753-0115	久が原 1-14-1
蒲田	3737-1331	蒲田本町 1-1-30
美原	3764-3883	大森東 1-33-1
田園調布	3750-4346	田園調布南 27-1
つばさ総合	5737-0151	本羽田 3-11-5
六郷工科	3737-6565	東六郷 2-18-2
大田桜台	6303-7980	中馬込 3-11-10

■都立特別支援学校

●知的障がい

東京都立矢口特別支援学校（小学部・中学部）
3759-6715　矢口 1-26-10

東京都立田園調布特別支援学校（高等部）
3721-6861　田園調布 5-43-6

東京都立品川特別支援学校（小学部・中学部）
5460-1160　品川区南品川 6-15-20

東京都立港特別支援学校（高等部）
3471-9191　港区港南 3-9-45

東京都立久我山青光学園（小学部・中学部）
3300-6235　世田谷区北烏山 4-37-1

●肢体不自由

東京都立城南特別支援学校（小学部・中学部・高等部）
3734-6308　東六郷 2-18-19

●視覚障がい

東京都立久我山青光学園（幼稚部・小学部・中学部）
3300-6235　世田谷区北烏山 4-37-1

東京都立葛飾盲学校（幼稚部・小学部・中学部）
3604-6435　葛飾区堀切 7-31-5

●聴覚障がい

東京都立大塚ろう学校城南分教室（幼稚部）
5710-3043　東六郷 2-18-19

東京都立中央ろう学校（中学部・高等部）
5301-3034　杉並区下高井戸 2-22-10

東京都立大塚ろう学校（幼稚部・小学部）
3918-3347　豊島区巣鴨 4-20-8

●病弱

東京都立光明学園（小学部・中学部・高等部）
3323-8421　世田谷区松原 6-38-27

■警察署

大森	3762-0110	大森中 1-1-16
田園調布	3722-0110	田園調布 1-1-8
蒲田	3731-0110	蒲田本町 2-3-3
池上	3755-0110	池上 3-20-10
東京空港	5757-0110	羽田空港 3-4-1
警視庁大森少年センター	3763-0012	大森北 1-13-16
東京湾岸	3570-0110	江東区青梅 2-7-1

■消防署

大森	3766-0119	大森東 1-32-8
田園調布	3727-0119	雪谷大塚町 13-22
蒲田	3735-0119	蒲田本町 2-28-1
矢口	3758-0119	多摩川 2-5-20
東京消防庁第二消防方面本部	3763-0119	大森東 1-32-8
臨港	3534-0119	中央区晴海 5-8-20

■税務

大森税務署	3755-2111	中央 7-4-18
雪谷税務署	3726-4521	雪谷大塚町 4-12
蒲田税務署	3732-5151	蒲田本町 2-1-22
大田都税事務所	3733-2411	新蒲田 1-18-22

■労働

ハローワーク大森	5493-8609	大森北 4-16-7
大田労働基準監督署	3732-0174	蒲田 5-40-3
大田年金事務所	3733-4141	南蒲田 2-16-1
城南職業能力開発センター大田校	3744-1013	本羽田 3-4-30

■水道

大田営業所	5767-6451	平和島 1-1-2

■下水道

南部下水道事務所	5734-5031	雪谷大塚町 13-26
大田出張所	3764-3691	大森西 7-4-24
森ヶ崎水再生センター	3744-5981	大森南 5-2-25

■電気・ガス

東京電力カスタマーセンター
0120-995-002

東京ガスお客さまセンター　0570-002211

※IP電話・PHSご利用の方　3344-9100

■郵便局

大森	0570-943-347	山王 3-9-13
蒲田	0570-943-912	蒲田本町 1-2-8
田園調布	0570-943-369	南雪谷 2-21-1
千鳥	0570-943-766	千鳥 2-34-10

■法務・公証

東京法務局城南出張所	3750-6651	鵜の木 2-9-15
蒲田公証役場	3738-3329	西蒲田 7-5-13 森ビル 2 階
大森公証役場	3763-2763	大森北 1-17-2 2 階
国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所田園調布出張所	3721-4288	田園調布本町 31-1
東京都建設局第二建設事務所（品川区総合庁舎内）	3774-0313	品川区広町 2-1-36

■医療・保健衛生

都立荏原病院	5734-8000	東雪谷 4-5-10
都立荏原看護専門学校	3727-2961	東雪谷 4-5-28
都立北療育医療センター城南分園	3727-0521	東雪谷 4-5-10
東京都赤十字血液センター	5272-3511	新宿区若松町 12-2

■福祉

社会福祉法人大田区社会福祉協議会	3736-2021	西蒲田 7-49-2 大田区社会福祉センター内

■その他

国土交通省東京航空局東京空港事務所	5757-3000	羽田空港 3-3-1
国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所	5757-2074	羽田空港 3-3-1
東京税関大井出張所	3790-6800	東海 4-1-10
東京税関羽田税関支署	050-5533-6913	羽田空港 2-6-4
東京都中央卸売市場大田市場市場管理課	3790-8301	東海 3-2-1
東京都中央卸売市場大田市場業務課（花き係）	3790-6530	東海 2-2-1
東京港野鳥公園管理事務所	3799-5031	東海 3-1
城南島海浜公園管理事務所	3799-6402	城南島 4-2-2
大田区 いきいき しごと ステーション	5713-3600	西蒲田 7-49-2 7 階
(公社)大田区シルバー人材センター	3739-6666	仲六郷 1-6-9-125
(公財)大田区文化振興協会（大田区民プラザ内）	3750-1612	下丸子 3-1-3
(公財)大田区産業振興協会（大田区産業プラザPiO内）	3733-6466	南蒲田 1-20-20
(一社)大田観光協会（大田区産業プラザPiO内）	3734-0202	南蒲田 1-20-20
大田区勤労者共済（大田区産業プラザPiO内）	3733-6107	南蒲田 1-20-20
(公財)大田区スポーツ協会（大田区西蒲田三丁目複合施設3階）	5748-5400	西蒲田 3-19-4
(一財)国際都市おおた協会（おおた国際交流センター内）	6410-7981	蒲田 4-16-8　2 階
大田区地域産業保健センター	3772-2402	中央 4-31-14 大森医師会館内
東京都動物愛護相談センター	3302-3507	世田谷区八幡山 2-9-11

■交通

JR東日本お問い合わせセンター	050-2016-1600	
東急蒲田駅	3731-2607	西蒲田 7-69-1
京急蒲田駅	3731-2928	蒲田 4-50-10
東京モノレールお客さまセンター	3374-4303	
地下鉄馬込駅	3773-4210	北馬込 2-31-9
東急バス池上営業所	3752-2381	中央 7-1-1
京浜急行バス大森営業所	3765-0301	平和島 4-1-18

■医師会・歯科医師会・薬剤師会

大森医師会	3772-2402	中央 4-31-14
田園調布医師会	3728-6671	石川町 2-7-1
蒲田医師会	3732-8711	蒲田 4-24-12
大森歯科医師会	3755-5400	池上 4-19-7
蒲田歯科医師会	3735-1004	新蒲田 1-4-14
大田区薬剤師会	3772-8764	中央3-1-3 アルカディア中央1階
蒲田薬剤師会	3732-1291	蒲田 4-38-5

町名別管轄区域一覧

五十音	町名	丁目	番	特別出張所	地域福祉課 生活福祉課 地域健康課 (各地域庁舎)	地域基盤整備課	清掃事務所
い	池上	1、2、4、6		池上	大森	地域基盤整備第一課	大森
		3	1～11、14～20	久が原	調布	地域基盤整備第三課	
			12、21～41	池上	大森	地域基盤整備第一課	
			13	池上、久が原	大森、調布	地域基盤整備第一課、地域基盤整備第三課	
		5	1～22、25、26	池上	大森	地域基盤整備第一課	
			23、24、27、28				蒲田
		7	1～23、25、26、29				大森
			24、27、28、30、31				蒲田
		8	1～19				大森
			20～27				蒲田
	石川町	1		千束	調布	地域基盤整備第三課	調布
		2	1、4～8、24～33	雪谷			
			2、3、9、23	雪谷、千束			
			10～22	千束			
う	鵜の木	1～3		鵜の木			
お	大森北	1～6		入新井	大森	地域基盤整備第一課	大森
	大森中	1	1～21	大森西			
			22	大森東	糀谷・羽田		
		2	1～12、19～24	大森西	大森		
			13～18	大森東	糀谷・羽田		
		3	1～5、9～36	大森西	大森		
			6～8	大森東	糀谷・羽田		
	大森西	1～6		大森西	大森		
		7	1～6				
			7				大森、蒲田
			8、9				蒲田
	大森東	1～3					大森
		4、5		大森東	糀谷・羽田		
	大森本町	1	1～8	入新井	大森		
			9～11	大森西			
		2					
	大森南	1	1～2、13～16、19～24	糀谷	糀谷・羽田	地域基盤整備第二課	蒲田
			3	大森東、糀谷		地域基盤整備第一課	
			4			地域基盤整備第二課	
			5			地域基盤整備第一課	大森
			6～11	大森東			
			12、17、18	大森東、糀谷		地域基盤整備第二課	大森、蒲田
		2	1～16、20～25	大森東		地域基盤整備第一課	大森
			17	大森東、糀谷			
			18、19	糀谷		地域基盤整備第二課	
		3～5		大森東		地域基盤整備第一課	
か	蒲田	1～5		蒲田東	蒲田	地域基盤整備第二課	蒲田
	蒲田本町	1、2					
	上池台	1	1～17、20	千束	調布	地域基盤整備第三課	調布
			18、19、21～53	雪谷			
		2～5					

五十音	町名	丁目	番	特別出張所	地域福祉課 生活福祉課 地域健康課 (各地域庁舎)	地域基盤整備課	清掃事務所
き	北糀谷	1、2		糀谷	糀谷・羽田	地域基盤整備第二課	蒲田
	北千束	1～3		千束	調布	地域基盤整備第三課	調布
	北馬込	1～2		馬込	大森	地域基盤整備第一課	大森
	北嶺町		1、2	嶺町、雪谷	調布	地域基盤整備第三課	調布
			3～20	嶺町			
			21	嶺町、久が原			
			22～26	久が原			
			27～48	嶺町			
く	久が原	1～6		久が原			
け	京浜島	1～3		入新井	大森	地域基盤整備第一課	大森
さ	山王	1、2					
		3、4		新井宿			
し	下丸子	1～4		矢口	蒲田	地域基盤整備第二課	蒲田
	城南島	1～7		入新井	大森	地域基盤整備第一課	大森
	昭和島	1、2					
	新蒲田	1～3		蒲田西	蒲田	地域基盤整備第二課	蒲田
た	多摩川	1、2					
ち	千鳥	1	1、2	鵜の木、久が原	調布	地域基盤整備第三課	調布
			3～19、22、24～26	鵜の木			
			20、21、23	鵜の木、矢口	調布、蒲田	地域基盤整備第三課、地域基盤整備第二課	
		2	1～5、7～26、28～35、37	鵜の木	調布	地域基盤整備第三課	
			6	矢口	調布、蒲田	地域基盤整備第三課、地域基盤整備第二課	
			27、36、38～41	矢口	蒲田	地域基盤整備第二課	蒲田
		3	1、2、4～6、8～25				
			3、7	鵜の木、矢口	調布、蒲田	地域基盤整備第三課、地域基盤整備第二課	
	中央	1～4		新井宿	大森	地域基盤整備第一課	大森
		5～8		池上			
て	田園調布	1～5		田園調布	調布	地域基盤整備第三課	調布
	田園調布本町			嶺町			
	田園調布南						
と	東海	1～6		入新井	大森	地域基盤整備第一課	大森
な	仲池上	1	1～16、19～22、25～27	雪谷	調布	地域基盤整備第三課	調布
			17、18、23、24、28～31	久が原			
			32、33	久が原、雪谷			
		2	1～16、20～28	雪谷			
			17～19、29、30	久が原			
	中馬込	1～3		馬込	大森	地域基盤整備第一課	大森
	仲六郷	1～4		六郷	蒲田	地域基盤整備第二課	蒲田
に	西蒲田	1～8		蒲田西			
	西糀谷	1	1、12、21、31	蒲田東、糀谷	蒲田、糀谷・羽田		
			2～11、13～20、22～30	糀谷	糀谷・羽田		
		2～4					

五十音	町名	丁目	番	特別出張所	地域福祉課 生活福祉課 地域健康課 (各地域庁舎)	地域基盤整備課	清掃事務所
に	西馬込	1、2		馬込	大森	地域基盤整備第一課	大森
	西嶺町			嶺町	調布	地域基盤整備第三課	調布
	西六郷	1～4		六郷	蒲田	地域基盤整備第二課 ※羽田空港については、区の管理は一丁目の一部と二丁目の一部のみ	蒲田
は	萩中	1～3		羽田	糀谷・羽田		
	羽田	1～6					
	羽田旭町						
	羽田空港	1～3					
ひ	東蒲田	1、2		蒲田東	蒲田		
	東糀谷	1～6		糀谷	糀谷・羽田		
	東馬込	1、2		馬込	大森	地域基盤整備第一課	大森
	東嶺町			嶺町	調布	地域基盤整備第三課	調布
	東矢口	1	1～4、8	蒲田西	蒲田	地域基盤整備第二課	大森
			5～7、11～18				蒲田
			9、10				大森、蒲田
		2、3					蒲田
	東雪谷	1～4		雪谷	調布	地域基盤整備第三課	調布
		5	1～9、12～40				
			10、11	久が原、雪谷			
	東六郷	1～3		六郷	蒲田	地域基盤整備第二課	蒲田
ふ	ふるさとの浜辺公園			大森西	大森	地域基盤整備第一課	大森
へ	平和島	1～6		入新井			
	平和の森公園			大森西			
ほ	本羽田	1～3		羽田	糀谷・羽田	地域基盤整備第二課	蒲田
み	南蒲田	1、3		蒲田東	蒲田		
		2	1～22、24～27				
			23、28～30	六郷			
	南久が原	1、2		鵜の木	調布	地域基盤整備第三課	調布
	南千束	1	1～31	千束			
			32、33	雪谷、千束			
			34	雪谷			
		2	1、29、31、32	雪谷			
			2、4、13、14、28、30	雪谷、千束			
			3、5～12、15～27、33	千束			
		3	1～30				
			31、36	雪谷、千束			
			32～35	雪谷			
	南馬込	1～5		馬込	大森	地域基盤整備第一課	大森
		6	2～6、9～14、17～23、35～38				
			1、7、8、30	馬込、池上			
			15、16、24～29、31～34	池上			

五十音	町名	丁目	番	特別出張所	地域福祉課 生活福祉課 地域健康課 (各地域庁舎)	地域基盤整備課	清掃事務所
み	南雪谷	1、3		雪谷	調布	地域基盤整備第三課	調布
		2	1～14				
			15、16	嶺町、雪谷			
			17～21	嶺町			
		4	1～16、18～23、25	雪谷			
			17、24	嶺町			
		5	1～12、14～16	雪谷			
			13、17	久が原、雪谷			
			18～21	久が原			
	南六郷	1～3		六郷	蒲田	地域基盤整備第二課	蒲田
や	矢口	1～3		矢口			
ゆ	雪谷大塚町		1	雪谷	調布	地域基盤整備第三課	調布
			2～23	田園調布			
れ	令和島	1、2		入新井	大森	地域基盤整備第一課 ※当面は都港湾局が管理	大森

さくいん

あ

愛の手帳……87
空家(相談)……19・112
アスベスト(石綿)……72・74・117
アプリコ……8・31
アライグマに関する相談……112
新井宿会館……34

い

育児……93
育児学級……93
育成医療(障がい児)……89・99
育成手当……99
生垣造成の助成……112
池上会館……31
池上梅園……42
医師会……149
遺族基礎年金……62
一時預かり保育……95・96
移動支援……90
井戸水の登録……119
犬の登録……74
医療相談……71
医療費助成(心身障害者(児))……88
医療費助成(ぜん息など大気汚染関連疾病)……74
医療費助成(難病)……89
医療費助成(乳幼児・児童)……99
医療費助成(妊産婦)……93
医療費助成(ひとり親家庭等)……98
印鑑登録……49
飲料水の相談……74

う

うぐいすネット……31
雨水浸透施設・タンク設置助成……113

え

AED……120
HIV(エイズ)抗体検査……73
エセナおおた……38

お

応急小口資金……92
大田区歌……表紙裏
大田区観光情報センター……126
大田区広報番組……2・131
大田区子育て応援メール……93
大田区産業プラザPiO……32・122
大田区青少年交流センター“ゆいっつ”……39
大田区総合体育館……8・42
大田区ハザードマップ……118・155
大田区の紹介……表紙裏
大田区百景……125
大田区文化祭……125
大田区ホームページ……2・131
大田区報……2・131
大田区マイナンバーカードセンター……26
大田区ウェルカムスポット……126
大田区民プラザ……31
大田区民ホール・アプリコ……8・31
大田区若者サポートセンター フラットおおた……21・102
おおた国際交流センター(Minto Ota)……39・128
大田スタジアム……40
大田文化の森……32
大田文化の森情報館……32
大森スポーツセンター……42
大森海苔のふるさと館……30
大森ふるさとの浜辺公園……6・43
おくやみコーナー……54
尾崎士郎記念館……30
おしごとナビ大田区……124
音楽スタジオ……31・32・34・37
恩給……63

か

外国籍の方(入学)……100
介護サービス……77・78
介護保険制度……76
介護予防事業……81
害虫……75
ガイドヘルパー派遣……90
開発許可の申請……115
学童保育……97
火災警報器のあっせん……118
ガスに関する相談……104
勝海舟記念館……7・30
学校開放……127
寡婦年金……62
紙おむつの支給(高齢者)……81
紙おむつの支給(障がい者)……89
カラスに関する相談……112
仮ナンバー(臨時運行許可)申請……70
環境衛生営業施設……112
環境(公害)……116
がん検診など……73
観光パンフレット……126
監査請求……132

き

議会……130
キッズな(子ども家庭支援センター)……38・95
救急医療機関……121
休日デイサービス(児童)……97
休日の窓口サービス……52
休日保育……97
教育費補助(障がい児)……100
狂犬病予防注射……74
郷土博物館……30
緊急一時保護(心身障がい者)……89
緊急通報サービス紹介事業(高齢者、心身障がい者)……83
救急代理通報システム(高齢者)……82
救急代理通報システム(障がい者)……89
緊急一時保育……96
勤労者共済事業……123

く

クーリング・オフ制度……103
区営住宅・区民住宅……83・112
区税……67
区政情報コーナー……126
区内交通案内図……10・11
区報……2・131
熊谷恒子記念館……30
区民安全・安心メールサービス……120
区民活動支援施設大森……36
区民活動支援施設蒲田……37
区民ギャラリー……125
区民センター……33
区民葬儀券……54
区民農園……127
区民保養施設……44
区立図書館の障がい者サービス……91
車いすの貸出し……104
車いすの貸出し(心身障がい者)……90

け

警察……120
軽自動車税(種別割)……69
敬老祝金等……84
下水道……104
健康回復事業(高齢者)……81
健康教室……71
健康診査……71・94
原子爆弾被爆者見舞金……74
建築に関する届出、助成など……114
建築物を建てるときは……113
原動機付自転車の登録、廃車……70

こ

公園……116
公害(環境)……116
光化学スモッグ……117
高額医療費(後期高齢者医療制度)……65
高額療養費(国民健康保険)……57
後期高齢者医療制度……63
講座(生涯学習事業)……125
更生医療……88
厚生年金保険……63
更生保護相談……17
交通安全教材の貸し出し……105
交通運賃の割引……90

交通事故相談……105
高等学校卒業程度認定試験……100
公文書開示請求……132
高齢者インフルエンザ予防接種……81
高齢者緊急ショートステイ事業……81
高齢者の方への相談窓口……79
高齢者向け住宅……82
高齢者用肺炎球菌予防接種……81
声の区報・声の区議会だよりの貸出し……91
国際交流……128
国際都市おおた宣言……129
国民健康保険……56
国民年金……61
国民保護計画……120
戸籍……46
戸籍住民窓口……52
子育てひろば……95・97
こどもSOSの家……120
子ども会リーダーの保険……127
子ども家庭支援センター……38・95
子ども交流センター……36
子どもと家庭に関する総合相談……95
ごみ……109
コミュニティセンター羽田旭……38
こらぼ大森……36
婚姻届……46

さ

斎場……54
在宅難病患者医療機器貸与……89
桜坂……7
里親……98
里帰り等妊婦健康診査費用助成……93
産業情報サイト「テクノプラザ」……123
山王会館……34
山王草堂記念館……30
産後家事・育児援助事業……97

し

歯科医師会……149
歯科相談（乳幼児）……94
事業所内保育所……96
資金の借り入れ……123
資源……109
仕事……22・124
指定保養施設……45
シティプロモーション……131
自転車駐車場……105
自転車等駐車場の経費補助……107
自転車駐車場の設置義務……108
児童委員……92
児童館……97
自動車運転免許取得費の助成……90
自動車改造費の助成……90
自動車駐車場（アロマ地下）……44
児童に関する手当……99
私道に関する助成……116
シニアクラブ……84
シニアステーション事業……84
死亡一時金（国民年金）……62
死亡届……46
姉妹都市……128
社会教育関係団体……125
就学援助……100
住居確保給付金……92
住居表示の届出……114
住宅改修費の助成（高齢者）……82
住宅改造相談・助成（身体障がい者）……91
住宅確保支援（高齢者）……82
住宅確保支援（心身障がい者）……91
住宅確保支援（ひとり親家庭）……98
住宅金融支援機構の融資……113
住宅募集の優遇（高齢者・心身障がい者）……83・91
住宅リフォーム助成……82・91・113
重度心身障害者手当……87
住民税……67
住民票（住民基本台帳）……48
出産……93
出産育児一時金（国民健康保険）……57
出生届……46・93
出張理髪サービス（心身障がい者）……89
出張理美容サービス（高齢者）……81
受・発注の紹介あっせん……123
樹木・緑地の保護……117
樹木の害虫……75
手話通訳者・奉仕員の派遣……90
生涯学習……125
生涯学習センター蒲田……37
障害基礎年金……62・88
障害児通所支援サービス……87
障害児福祉手当……88
障害者就労支援事業……90
障がい者総合サポートセンター……85
障がい者に関する相談窓口……85
障がい者への住まいに関する助成……91
障がい者への補装具費の支給……89
障がい者ガイドヘルパーの派遣……90
障害福祉サービス……85
消火器……118
奨学金……101
浄化槽の相談……113
小学校（入学）……100
小規模保育所……96
小児精神病……99
小児慢性特定疾病……99
消費者生活センター……33・103
消費生活相談……103
消防……121
ショートステイ（児童）……97
食事サービス……83
食品衛生……74
助産施設……93
自立支援医療……74・88・89
シルバー人材センター……36・124
シルバーパス……84
シルバーピア……83
新大田区百景……125
新蒲田一丁目複合施設（カムカム新蒲田）……37
新蒲田区民活動施設……37
寝具の水洗い・乾燥（心身障がい者）……89
心身障がい者（児）の日常生活用具……89
心身障害者福祉手当……88
心身障がい者ホームヘルプサービス……89
心身に障害のあるこどもの就学、教育費補助……100
新製品・新技術開発支援……122
寝台自動車利用料金助成（高齢者）……81
身体障害者手帳……87
振動計の貸出し……116

す

水洗トイレへの改造の助成……104
水道に関する相談……104
助っ人サービス……83
スポーツ教室・大会……126
スポーツ健康都市宣言……129
スポーツ施設……40・116
住まいの衛生や衛生害虫の相談……74

せ

生活習慣病予防……71
生活情報誌「パレット」……103
生活にお困りの方へ……92・105
請願……130
税金……67
税の証明……70
精神障がい者ホームヘルプサービス……89
精神障害者保健福祉手帳……87
精神通院医療……88
成年後見制度……103
世帯変更届……48
選挙……130
戦傷病者障害年金……63
洗足池公園……7・43
戦没者遺族年金……63

そ

騒音計の貸出し……116
相談一覧……16

た

耐震診断・工事助成……114
タクシーの利用券（心身障がい者）……89
多言語相談……17
館山さざなみ学校……100
多摩川台公園……44
多摩川台公園古墳展示室……30
男女平等推進センター（エセナおおた）……38

ち

地域安全安心パトロールの助成……120
地域庁舎……24
地域包括支援センター……79
中学校卒業程度認定試験……100
中学校（入学）……100
中国残留邦人等支援相談……92
中小企業支援……122
中小企業従業員生活資金融資制度……124
中小企業融資……123
直接請求……132
陳情……130

つ

通信教育(中学校)……100

て

定期利用保育事業……96
定時制高校……100
撤去した自転車の返還……108
田園調布せせらぎ館……36
田園調布せせらぎ公園……43
電気に関する相談……104
転居届……48
転居一時金助成(高齢者)……82
転居一時金助成(心身障がい者)……91
転居一時金助成(ひとり親家庭)……98
転出届……13・48
転出証明書……53
転入届……12・48
電話使用料の補助(心身障がい者)……89

と

登記、謄本の請求など(法務局)……113
東京都母子及び父子福祉資金……98
動物に関する問い合わせなど……75
道路……115
都営住宅……112
都営住宅募集の優遇(心身障がい者)……83・91
特定健康診査……60・71
特別永住者……50
特別児童扶養手当……99
特別出張所……26
特別障害給付金……62
特別障害者手当……88
図書館……29
土地売買……114
土のう置場の設置……119
トレーニングルーム……31・34・42
トワイライトステイ(児童)……97

な

内職……22・123・124
難病患者医療機器貸与……89

に

西六郷公園(タイヤ公園)……44
日常生活用具の給付……89
入学……100
乳幼児健康診査……94
入浴証(高齢者)……82
認可保育園……96
認証保育所……96
妊娠……93

ね

ねたきり高齢者訪問歯科支援……81
年金……61

は

萩中公園……9・44
ハクビシンに関する相談……112
博物館……30
母親学級……93
ハローワーク大森……124

ひ

PiOPARK(ピオパーク)……122
PiOフロント……122
東糀谷防災公園……44
東調布公園……43
ビジネスサポートサービス……122
引っ越しガイド……12
ひとり暮らし高齢者の登録……83
避難行動要支援者名簿への登録……119
病児・病後児保育……96

ふ

ファミリー・サポートおおた……95
フィールドアスレチック……6・41
プール……9・41
福祉オンブズマン制度……20・91
福祉タクシー……89
福祉電話の貸与(心身障がい者)……89
ふれあいはすぬま……38
文化財……125
文化センター……34

へ

平和島公園……43
平和都市宣言……129
平和の森会館……54
平和の森公園……43
ペットの死体の引き取り……110

ほ

保育園・保育所……96
保育ママ……96
防音工事助成(羽田空港周辺、環七、環八沿道)……115
防災……118
防災用品のあっせん……118
訪問相談(高齢者)……81
訪問入浴サービス……89
ホームヘルプサービス(高齢者)……81
ホームヘルプサービス(心身障がい者)……89
保健相談……71
保険料(介護保険)……76
保険料(国民健康保険)……59
保険料(国民年金)……62
保険料(後期高齢者医療制度)……63
母子家庭……98
補装具費の支給(身体障がい者)……89
補聴器購入費助成……82
北蒲広場……38
保有個人情報開示等請求……132
ボランティア活動……125
本庁舎フロア案内……24

ま

マイナンバー制度……55
マイナンバーカード……50
馬込文士村資料展示室(区立山王会館内)……30

み

未熟児のための養育医療……99
micsおおた……37
嶺町集会室……34
身分証明書……47・53
見守りキーホルダー登録……83
見守りサービス……83
民生委員、児童委員……92

も

森ケ崎公園……43

や

夜間及び日曜の納付相談窓口(国民健康保険)……60
夜間学級……100
夜間の窓口サービス……52
薬剤師会……149

ゆ

友好協力関係都市……128
友好都市……128・129

よ

養育医療(未熟児)……99
養育家庭……98
要介護認定(介護保険)……76
幼稚園……100
予防接種……74・94

ら

ライフコミュニティ西馬込……34

り

離婚届……46
リサイクル……111
龍子記念館……30
利用者自己負担額(介護保険)……79
両親学級……93
療育給付(子ども)……99
緑化……112

ろ

老人いこいの家(ゆうゆうくらぶ)……84
老人ホームなど……78・140
老齢基礎年金……62
老齢福祉年金……62
録音図書等の貸出し(区立図書館・声の図書室)……91

保存版

大田区
防災
ハザードマップ

地震、風水害に備える

大田区公式PRキャラクター
はねぴょん

地震発生！そのときどうする？ …… 156 P ～ 157 P
避難の流れ …… 158 P
津波ハザードマップ …… 159 P
防災マップ（震災編） …… 160 P ～ 169 P
風水害から身を守るための避難行動 …… 170 P ～ 171 P
多摩川ハザードマップ …… 172 P ～ 173 P
高潮ハザードマップ …… 174 P ～ 175 P
中小河川・土砂災害・内水氾濫ハザードマップ …… 176 P ～ 185 P
情報入手先 …… 186 P

※こちらに掲載している情報は令和６年３月時点のものになります。

地震発生! そのときどうする?

地震は、大雨や台風と異なり、いつどこで発生するか予測の難しい自然災害です。
いざという時にあわてず適切に行動できるよう、日頃から地震に対しての知識や心構えを身に付けておきましょう。

緊急地震速報
(地震発生直前)

地震発生!
(0〜2分)

地震発生直前の対応

緊急地震速報

●大きな地震が予想される場合「もうすぐ強いゆれがくる」ことを知らせるため、テレビやラジオ、携帯電話などを通じて緊急地震速報が発表されます。

●緊急地震速報から強いゆれがくるまでの時間は、数秒から数十秒です。この間に、自分の身(特に頭)を守りましょう。

地震発生時の行動

まずは身の安全を確保

●ゆれを感じたり、緊急地震速報が流れたときは、身の安全を最優先に行動しましょう。

●丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」、「倒れてこない」、「移動してこない」空間に身を寄せ、ゆれがおさまるまで様子を見ましょう。

イラスト提供:日本シェイクアウト提唱会議

外出先で地震にあったら

外出先で地震にあった場合も、まずは身の安全を確保することに変わりはありません。屋外では転倒物や落下物などに注意しながら、公園などの広い場所に移動しましょう。

住宅街

●ブロック塀や石壁、門柱から離れましょう。

●切れて垂れ下がった電線には触らないようにしましょう。

●屋根瓦やガラス、看板などが落下する恐れがあります。手荷物などで頭を守りましょう。

車の運転中

●急ブレーキはかけず、ハザードランプを点灯して徐々にスピードを落としましょう。

●ゆれがおさまるまで車外には出ないようにしましょう。

●車はできるだけ道路の端に停め、緊急車両の妨げとならないようにしましょう。

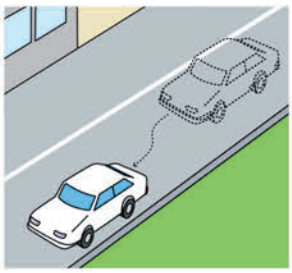

電気の安全確認

停電後の復旧の際に発生する恐れのある「通電火災」への注意が必要です。再通電する前に、「近くに燃えやすい物がないか」「電源コードや配線に損傷がないか」「機器が水に浸った恐れがないか」などを確認しましょう。

発生直後（2～5分） → **安全確保（5～10分）** → **隣近所の救出・救援（10分～半日）** → **避難**

地震発生直後の行動

火の元を確認・避難経路を確保

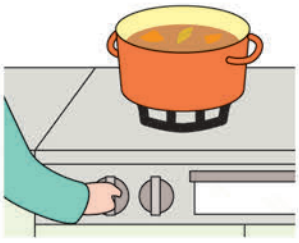

●火を使っているときは、ゆれがおさまってから、あわてずに火の始末をしましょう。

●出火したときは、落ち着いて消火しましょう。

●ゆれがおさまったら、避難ができるように出口を確保しましょう。

●屋内では転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意しましょう。

●瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくる恐れがあるので、あわてて外に飛び出さないように注意しましょう。

●避難する場合は、電化製品のプラグを抜いてブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めましょう。

地震発生後の行動

正しい情報を入手・避難の準備

●テレビやラジオ、行政などから正しい情報を入手しましょう。

●自宅の安全を確認したら近隣の安否も確認しましょう。

●家屋や家具などの下敷きになった人を近所で協力し、救出・救護しましょう。

●地域に大規模な火災の危険が迫り、身の危険を感じたら、一時（いっとき）集合場所や避難場所に避難しましょう。

●沿岸部では、大きなゆれを感じたり、津波警報が発表されたら、高いビルなどの安全な場所に素早く避難しましょう。

電車の中

●電車はゆれを感じると、自動的に停止します。つり革や手すりにしっかりとつかまりましょう。

デパート・スーパーの店内

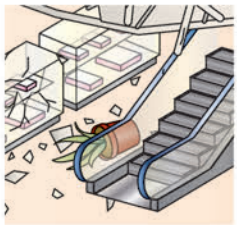

●商品棚から離れて、壁や柱に身を寄せましょう。

●照明や看板などの転倒や落下に注意しましょう。

エレベーターの中

●最寄りの階に停止させて、すぐに降りましょう。

●閉じ込められた場合は、非常ボタンやインターホンで外部に連絡して救助を待ちましょう。

地下街

●地下街には約60メートルおきに出口があります。壁づたいに移動すれば地上に避難できます。

避難の流れ

震災時に避難が必要なときの行動の流れと避難先

これは基本的な避難の流れです。被害の状況により、この避難の流れは変わる場合があります。周囲の状況、区や警察・消防からの情報に十分ご注意ください。

❶大地震発生直後の避難行動

大規模な延焼火災の危険がある場合は、一時（いっとき）集合場所を経て、集団で避難場所へ避難する。

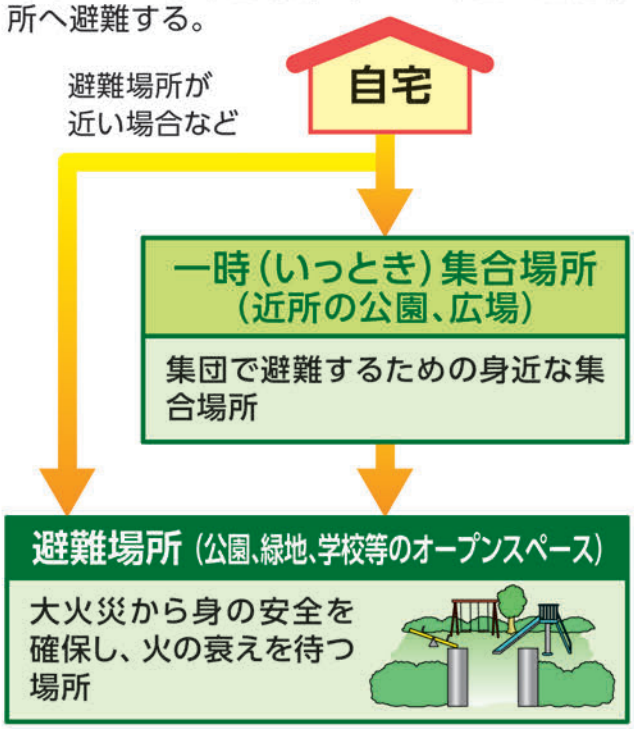

❷火災などの危険がなくなった後の避難行動

大火災などの危険がなくなった後、住む家を失った方は、避難所で生活する。

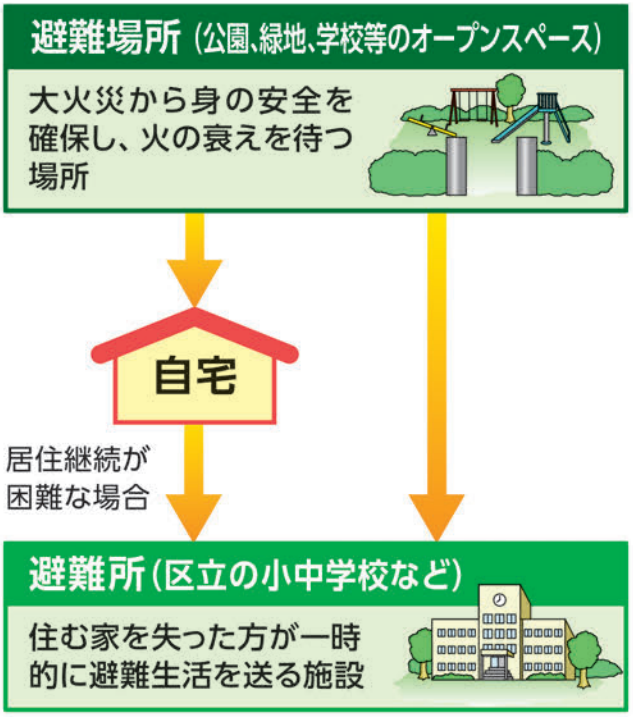

震災時の避難判断ポイント

避難が必要な状況

- ●区から避難指示などが発令された。
- ●自宅が倒壊する恐れがある。または、自宅が倒壊した。
- ●自宅で火災が発生し、火が天井まで燃え移った。
- ●近隣で火災が発生し、延焼する恐れがある。

避難する方法

- ●火災が発生している方向や風向き、障害物などに注意し、危険が少ない経路で避難しましょう。
- ●避難経路が通行できない場合に備えて、複数の経路を考えましょう。
- ●避難する方向が危険な場合は、他の避難先に向かいましょう。

災害時も自宅で生活することが目標です

震災時の避難所は、住む家を失った方が一時的に避難生活を送る施設です。安全確保のためいったんは避難していても、自宅が安全なら、住み慣れた自宅に戻り生活を続けます。

自宅での生活を続けるためにも、室内の家具転倒防止対策や食料の備蓄が重要です。自宅での生活を続けるための備えについては、区が発行する「わが家の防災チェック BOOK」を確認しましょう。

わが家の防災チェック BOOK

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/pamphlet/bousaichirashi.html

津波ハザードマップ

大田区は、津波警戒区域について東京都から指定を受けていませんが、以下の浸水被害が想定されています。

また、「津波一時避難施設」は、津波警報などの発表時、避難対象地域外への避難が困難な区民などが安全に移動できるまでの間、一時的に避難する場所です。

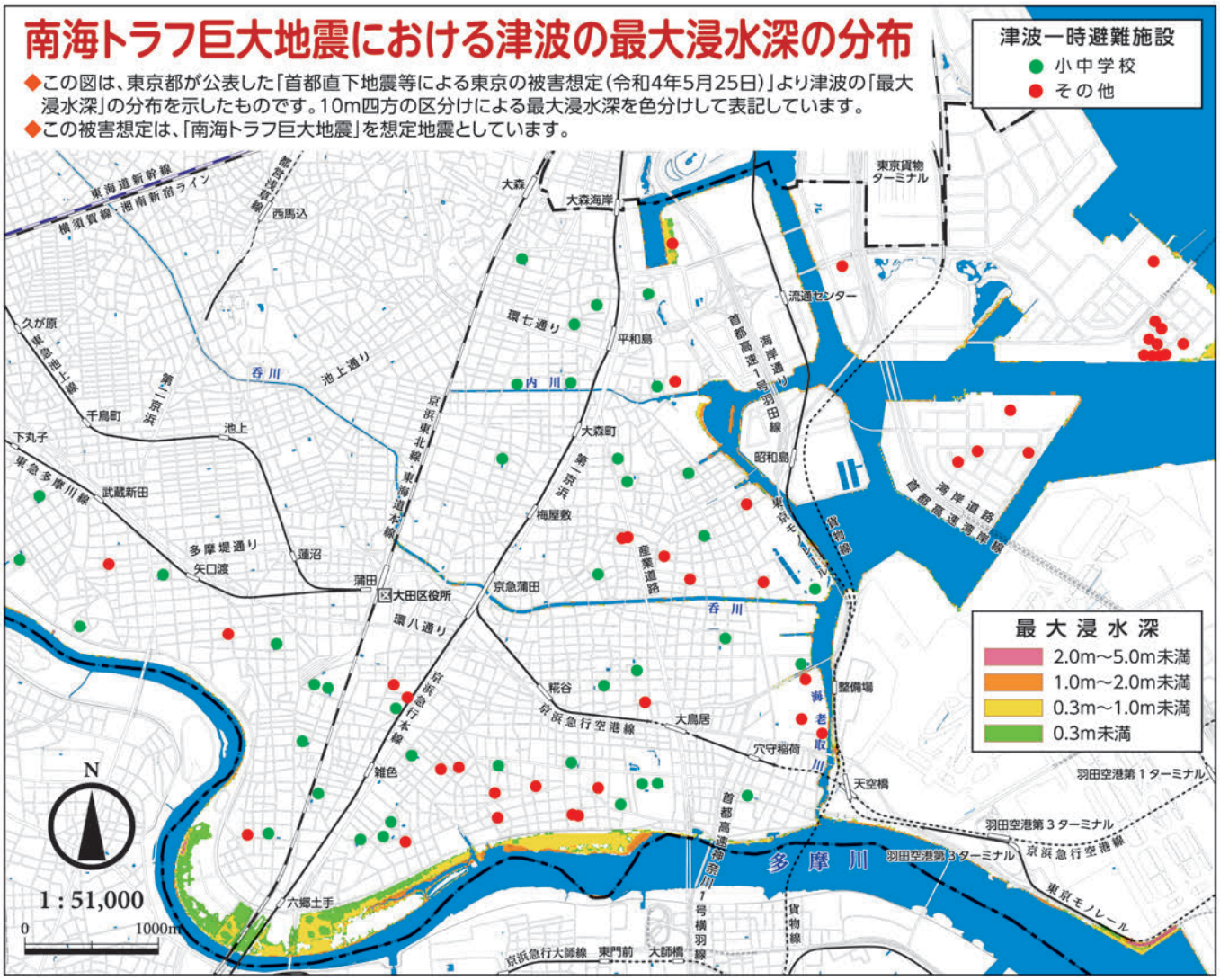

津波一時避難施設一覧

施設名	所在地等
区立小中学校	39 校
区営住宅	
大森東一丁目住宅	大森東 1-36-7
大森南一丁目アパート	大森南 1-12-18
大森南二丁目アパート	大森南 2-14-1
大森南五丁目アパート	大森南 5-3-17
北糀谷一丁目アパート 1 号棟	北糀谷 1-1-9
北糀谷一丁目アパート 2 号棟	北糀谷 1-1-16
本羽田一丁目アパート	本羽田 1-6-24
本羽田一丁目第 2 アパート	本羽田 1-14-1
本羽田三丁目アパート	本羽田 3-17-20
西六郷三丁目アパート	西六郷 3-30-20
南六郷一丁目アパート	南六郷 1-6-12
南六郷一丁目第 3 アパート	南六郷 1-10-1
仲六郷一丁目第 2 アパート	仲六郷 1-12-1
仲六郷一丁目第 3 アパート	仲六郷 1-19-1
多摩川二丁目アパート	多摩川 2-11-11
矢口二丁目第 2 アパート	矢口 2-12-26
大森南四丁目工場アパート（テクノ FRONT 森ケ崎）	大森南 4-6-15
本羽田二丁目第 2 工場アパート（テクノ WING）	本羽田 2-12-1
中小企業者賃貸住宅（ウイングハイツ）	本羽田 2-12-2
京浜島会館	京浜島 2-10-2

施設名	所在地等
大田清掃工場	京浜島 3-6-1
京浜島勤労者厚生会館	京浜島 2-9-1
東京都下水道局森ケ崎水再生センター南部スラッジプラント	城南島 5-2-1
東京都住宅供給公社（区内全住宅）	※10 団地 13 棟
都営住宅（区内全住宅）	※49 団地 103 棟
京急開発株式会社（平和島競艇場、ビッグファン平和島）	平和島 1-1-1
ヤマト運輸株式会社 羽田クロノゲート	羽田旭町 11-1
株式会社荏原製作所 羽田事務所	羽田旭町 11-1
UR 都市再生機構	
南六郷一丁目	南六郷 1-29
シャレール糀谷	西糀谷 3-23-8
アミティ南六郷	南六郷 3-18-1
丸運株式会社 羽田京浜支店	京浜島 2-6-1
東京スーパーエコタウン協議会城南島地区	
株式会社リーテム	城南島 3-2-9
高俊興業株式会社	城南島 3-2-15
株式会社アルフォ	城南島 3-3-2、城南島 3-2-10
成友興業株式会社	城南島 3-3-3、城南島 3-2-11
株式会社タケエイ	城南島 3-4-3
バイオエナジー株式会社	城南島 3-4-4
S.P.E.C. 株式会社	城南島 3-2-8
GLP 東京	東海 2-1-2
三井不動産インダストリアルパーク羽田	羽田旭町 10-11

※東京都住宅供給公社及び都営住宅については、上記の津波ハザードマップ上に掲載しておりません。

防災マップ〔索引図〕

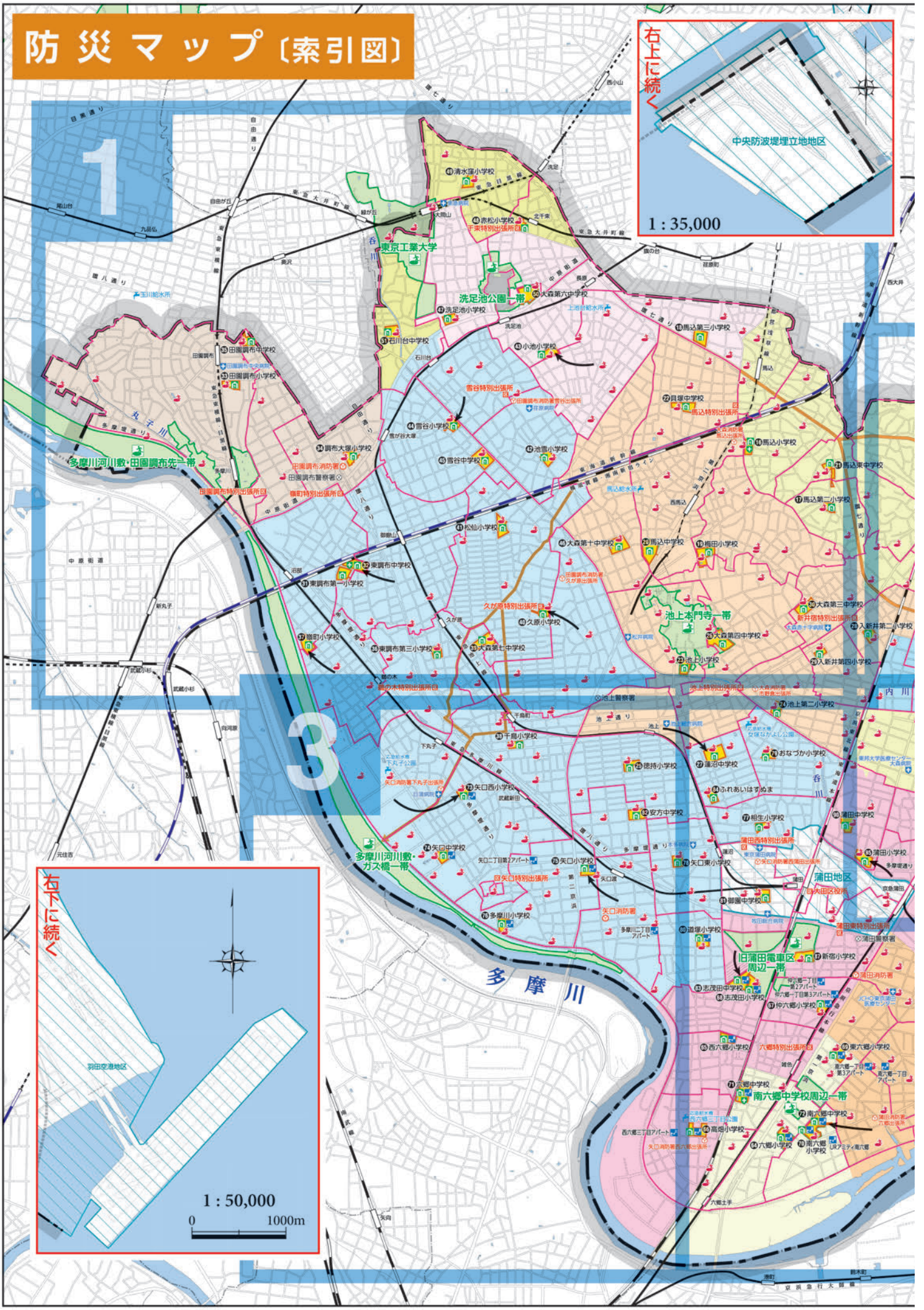

ハザードマップ

避難場所別区割り凡例

- 東京工業大学
- 洗足池公園一帯
- 多摩川河川敷・田園調布先一帯
- 多摩川河川敷・ガス橋一帯
- 池上本門寺一帯
- 平和島地区
- 大森第八中学校・マチノマ大森周辺一帯
- 旧蒲田電車区周辺一帯
- 昭和島野球場一帯
- 森ケ崎公園
- 萩中公園
- 南六郷中学校周辺一帯
- 東京国際空港天空橋周辺
- 地区内残留地区

※避難場所の区割は東京都が指定したものになります。

原則として、地区割当により指定された避難場所へ避難していただきます。ただし、地震時の延焼火災の状況によっては、臨機応変な対応が必要です。避難する方向が危険な場合は、他の避難場所に向かいましょう。

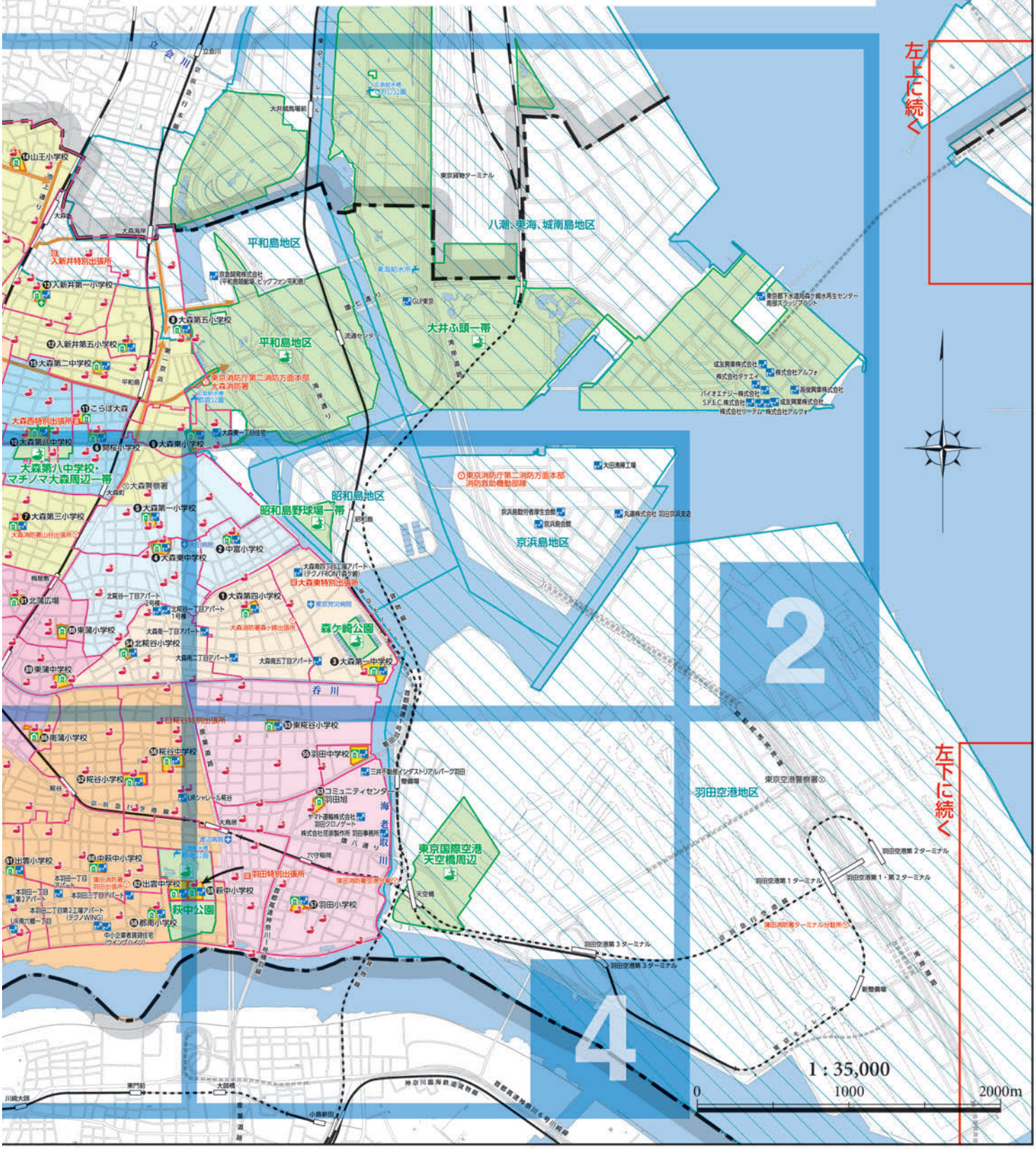

防災マップ〔分割図1〕

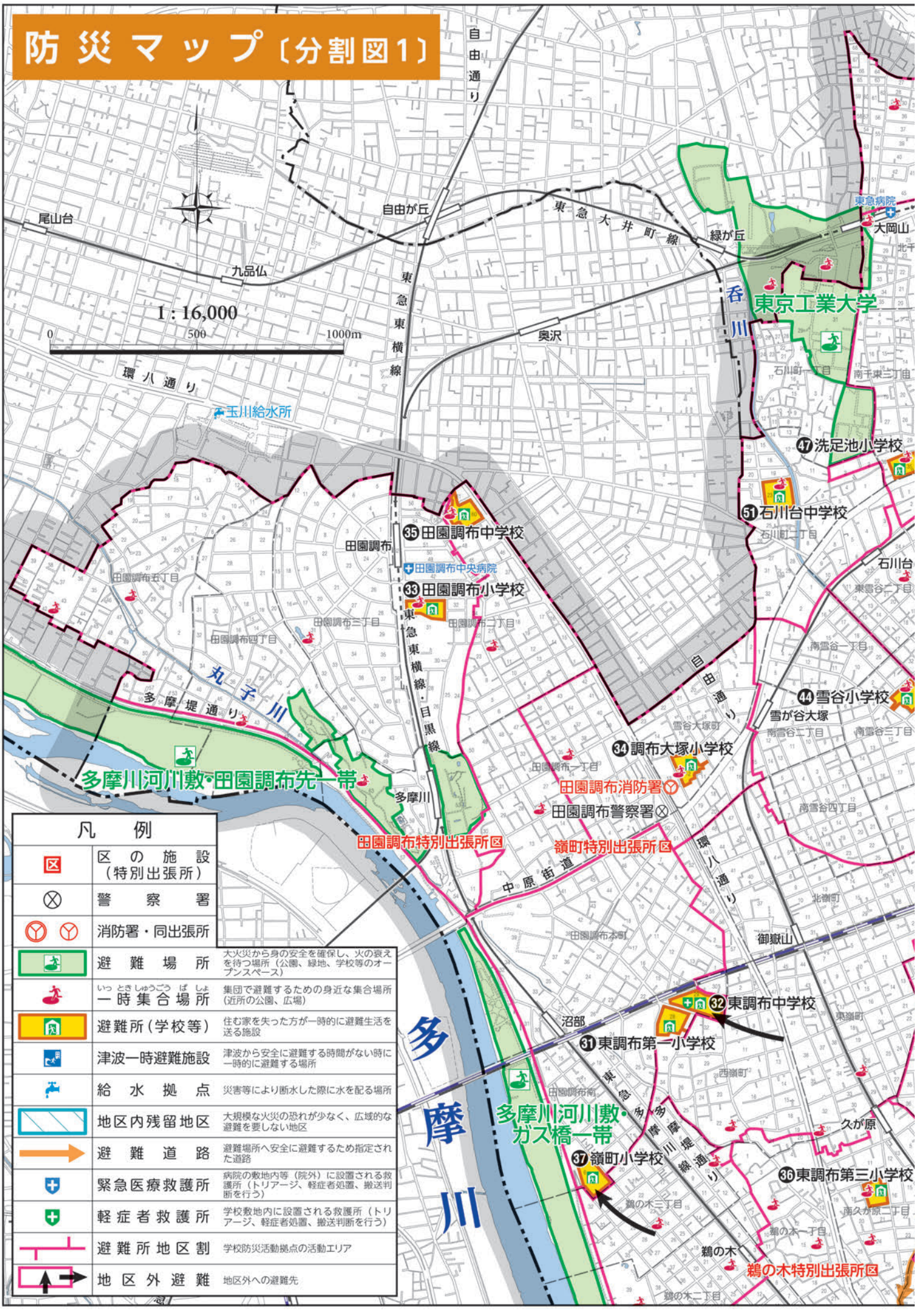
1：16,000
0
500
1000m
自由通り
尾山台
九品仏
自由が丘
東急大井町線
緑が丘
東急病院
大岡山
東急東横線
奥沢
呑川
東京工業大学
環八通り
玉川給水所
47 洗足池小学校
51 石川台中学校
石川台
35 田園調布中学校
田園調布
田園調布中央病院
33 田園調布小学校
東急東横線・目黒線
丸子川
多摩堤通り
44 雪谷小学校
雪が谷大塚
34 調布大塚小学校
田園調布消防署
田園調布警察署
多摩川河川敷・田園調布先一帯
多摩川
田園調布特別出張所区
嶺町特別出張所区
中原街道
環八通り
御嶽山
32 東調布中学校
沼部
31 東調布第一小学校
多摩川
多摩川河川敷・ガス橋一帯
東急多摩川線
37 嶺町小学校
36 東調布第三小学校
久が原
鵜の木
鵜の木特別出張所区
凡例
区の施設（特別出張所）
警察署
消防署・同出張所
避難場所 大火災から身の安全を確保し、火の衰えを待つ場所（公園、緑地、学校等のオープンスペース）
一時集合場所 集団で避難するための身近な集合場所（近所の公園、広場）
避難所（学校等） 住む家を失った方が一時的に避難生活を送る施設
津波一時避難施設 津波から安全に避難する時間がない時に一時的に避難する場所
給水拠点 災害等により断水した際に水を配る場所
地区内残留地区 大規模な火災の恐れが少なく、広域的な避難を要しない地区
避難道路 避難場所へ安全に避難するため指定された道路
緊急医療救護所 病院の敷地内等（院外）に設置される救護所（トリアージ、軽症者処置、搬送判断を行う）
軽症者救護所 学校敷地内に設置される救護所（トリアージ、軽症者処置、搬送判断を行う）
避難所地区割 学校防災活動拠点の活動エリア
地区外避難 地区外への避難先

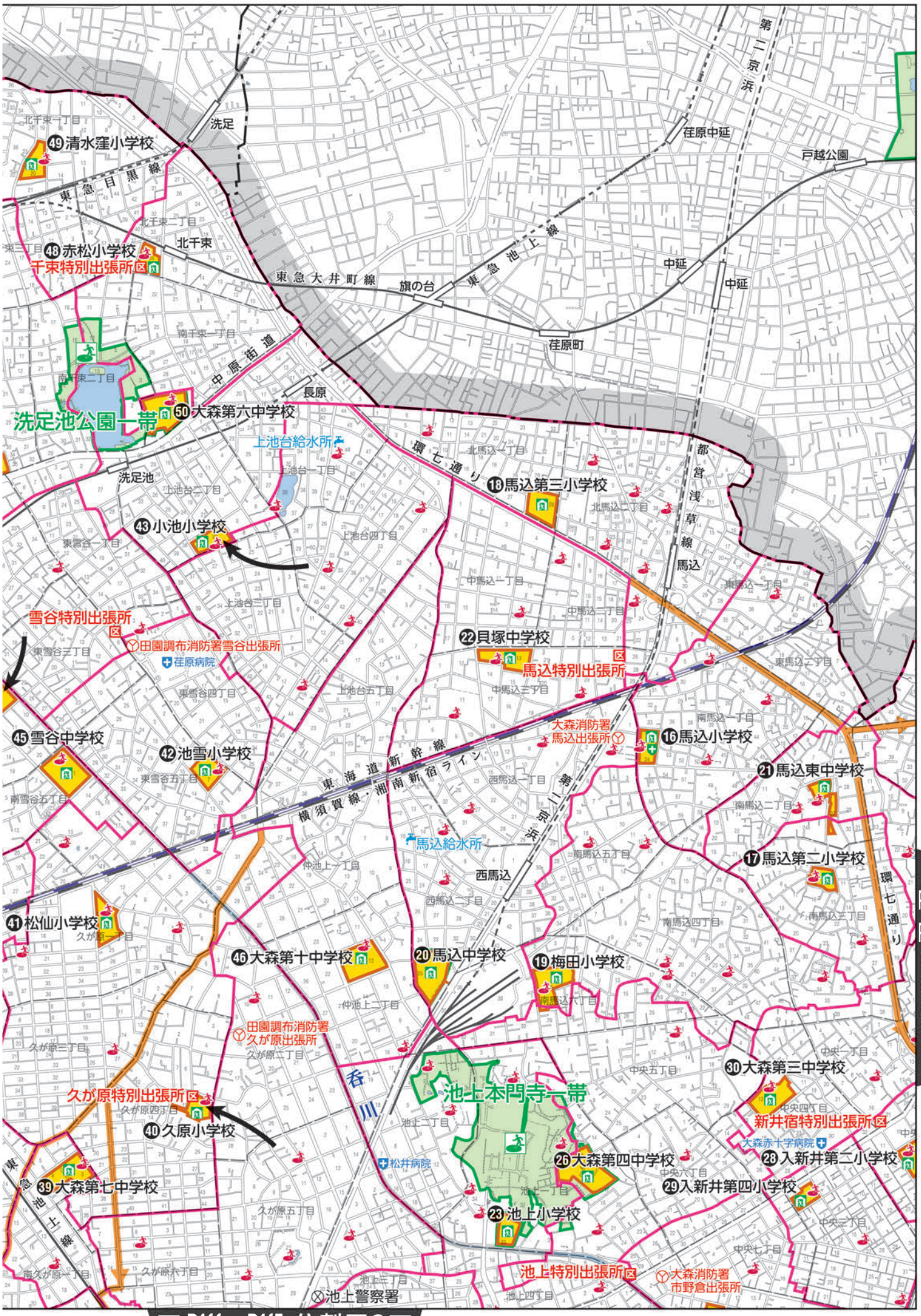
49 清水窪小学校
48 赤松小学校
千束特別出張所
洗足池公園一帯
50 大森第六中学校
43 小池小学校
雪谷特別出張所
45 雪谷中学校
42 池雪小学校
41 松仙小学校
46 大森第十中学校
40 久が原小学校
久が原特別出張所
39 大森第七中学校
18 馬込第三小学校
22 貝塚中学校
馬込特別出張所
16 馬込小学校
21 馬込東中学校
17 馬込第二小学校
20 馬込中学校
19 梅田小学校
30 大森第三中学校
新井宿特別出張所
28 入新井第二小学校
26 大森第四中学校
29 入新井第四小学校
23 池上小学校
池上特別出張所
池上本門寺一帯
洗足
北千束
旗の台
荏原町
荏原中延
戸越公園
中延
長原
洗足池
上池台給水所
馬込給水所
西馬込
馬込
東急目黒線
東急大井町線
東急池上線
中原街道
環七通り
都営浅草線
第二京浜
東海道新幹線
横須賀線・湘南新宿ライン
田園調布消防署雪谷出張所
荏原病院
大森消防署馬込出張所
田園調布消防署久が原出張所
松井病院
大森赤十字病院
大森消防署市野倉出張所
池上警察署
▶P164・P165 分割図2▶
▼P166・P167 分割図3▼

防災マップ〔分割図2〕

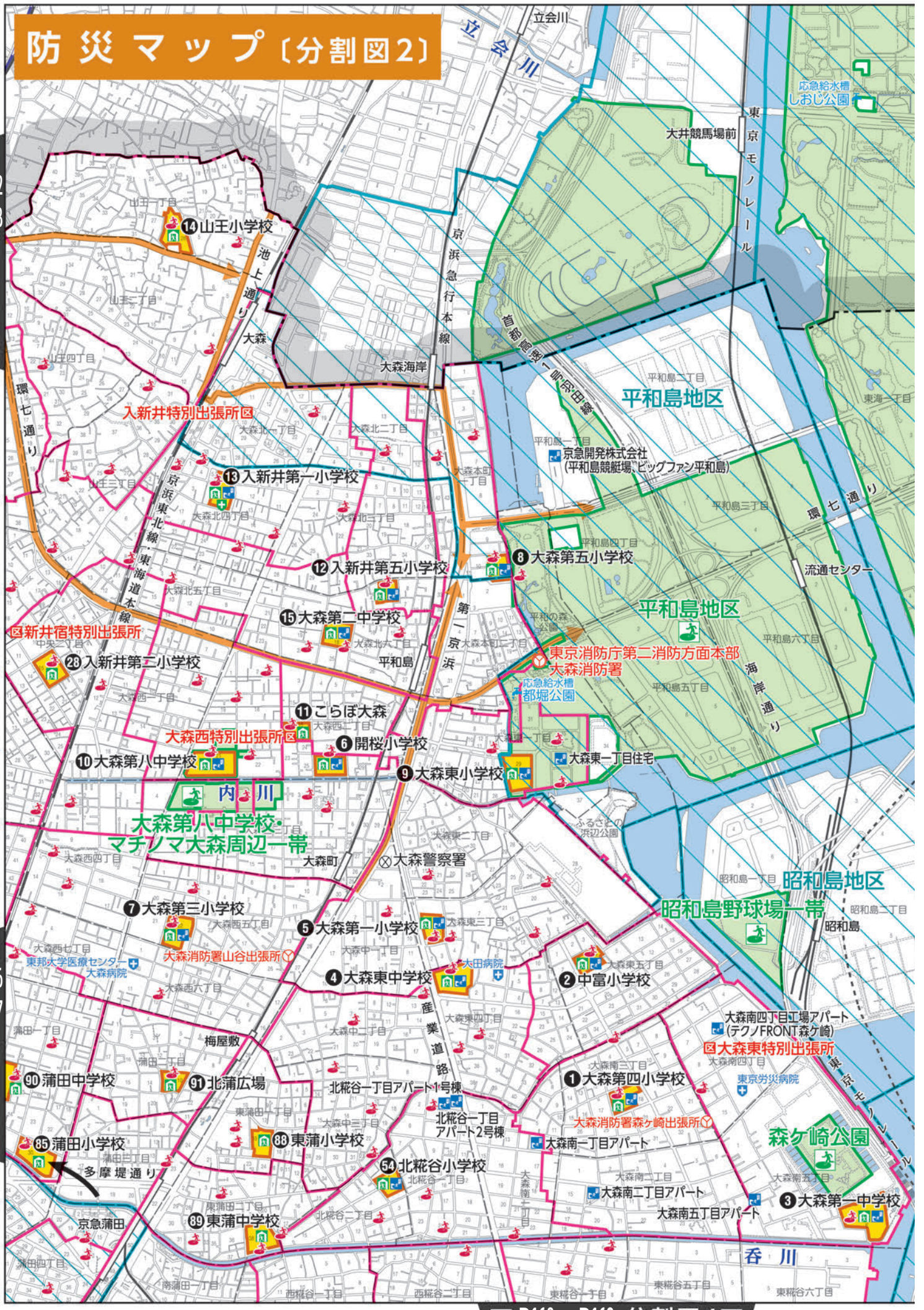

◀P162・P163 分割図1◀
◀P166・P167 分割図3◀
▼P168・P169 分割図4▼

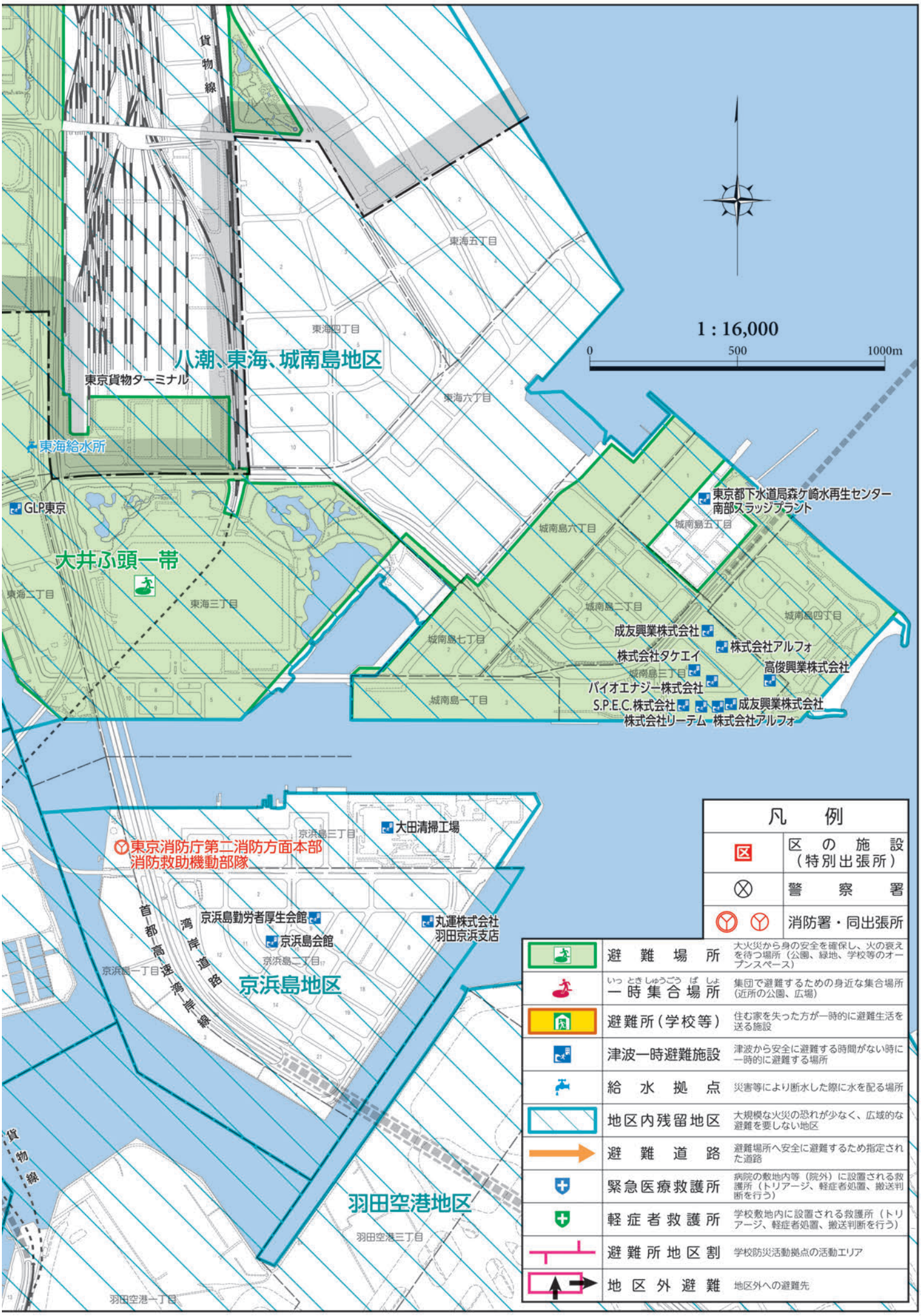
1 : 16,000
0
500
1000m
八潮、東海、城南島地区
東京貨物ターミナル
東海給水所
GLP東京
大井ふ頭一帯
東海二丁目
東海三丁目
東海四丁目
東海五丁目
東海六丁目
貨物線
東京都下水道局森ケ崎水再生センター
南部スラッジプラント
城南島六丁目
城南島五丁目
城南島二丁目
城南島四丁目
城南島七丁目
城南島三丁目
城南島一丁目
成友興業株式会社
株式会社アルフォ
株式会社タケエイ
高俊興業株式会社
バイオエナジー株式会社
S.P.E.C.株式会社
成友興業株式会社
株式会社リーテム
株式会社アルフォ
大田清掃工場
京浜島三丁目
東京消防庁第二消防方面本部
消防救助機動部隊
京浜島勤労者厚生会館
京浜島会館
丸運株式会社
羽田京浜支店
京浜島二丁目
京浜島一丁目
京浜島地区
首都高速湾岸線
湾岸道路
羽田空港地区
羽田空港三丁目
羽田空港一丁目
凡例
区の施設（特別出張所）
警察署
消防署・同出張所
避難場所
大火災から身の安全を確保し、火の衰えを待つ場所（公園、緑地、学校等のオープンスペース）
一時集合場所
集団で避難するための身近な集合場所（近所の公園、広場）
避難所（学校等）
住む家を失った方が一時的に避難生活を送る施設
津波一時避難施設
津波から安全に避難する時間がない時に一時的に避難する場所
給水拠点
災害等により断水した際に水を配る場所
地区内残留地区
大規模な火災の恐れが少なく、広域的な避難を要しない地区
避難道路
避難場所へ安全に避難するため指定された道路
緊急医療救護所
病院の敷地内等（院外）に設置される救護所（トリアージ、軽症者処置、搬送判断を行う）
軽症者救護所
学校敷地内に設置される救護所（トリアージ、軽症者処置、搬送判断を行う）
避難所地区割
学校防災活動拠点の活動エリア
地区外避難
地区外への避難先

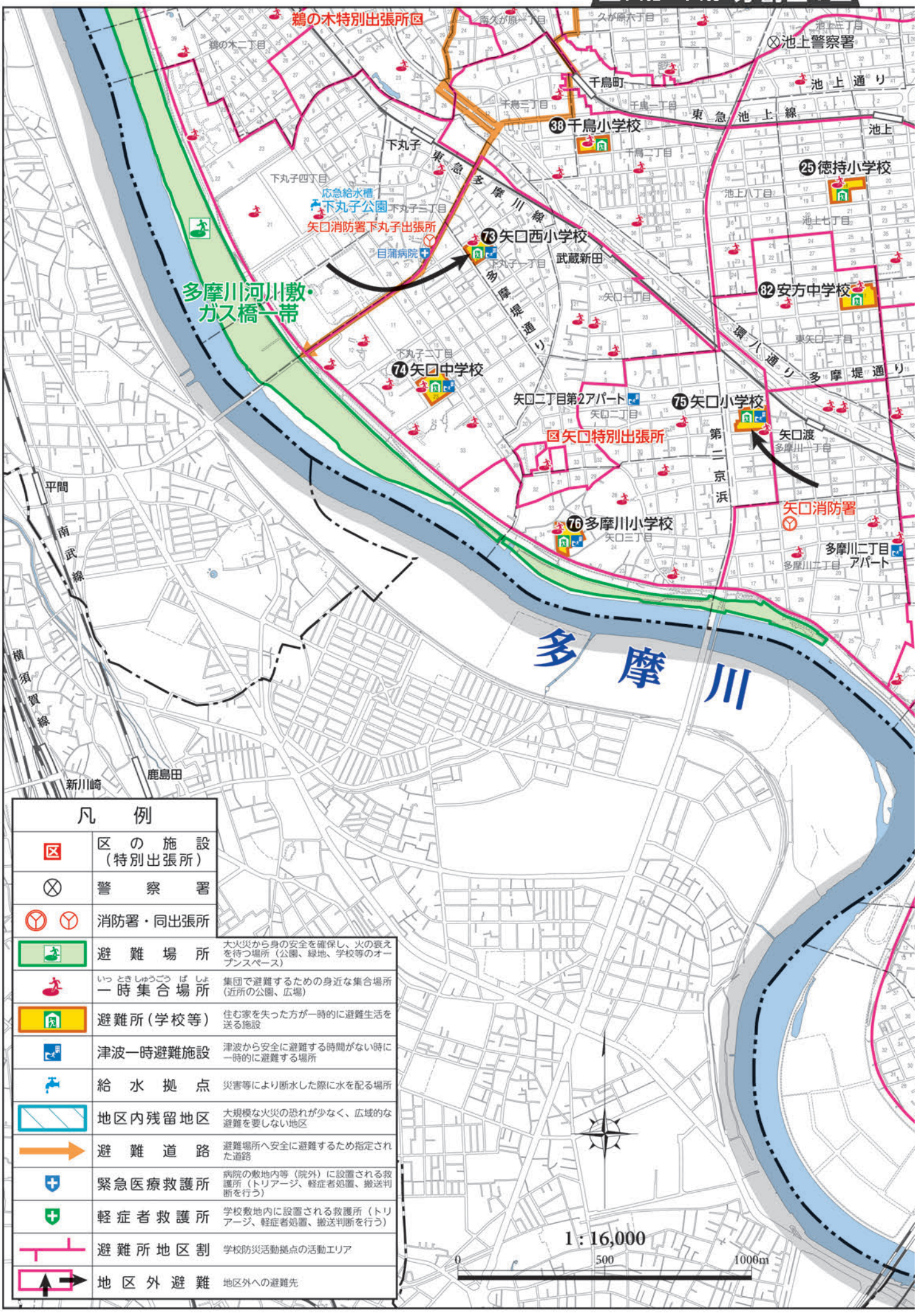
鵜の木特別出張所区
鵜の木二丁目
久が原六丁目
池上警察署
千鳥町
池上通り
千鳥三丁目
千鳥一丁目
東急池上線
38 千鳥小学校
池上
下丸子
25 徳持小学校
下丸子四丁目
応急給水槽
下丸子公園
下丸子三丁目
池上八丁目
池上七丁目
矢口消防署下丸子出張所
73 矢口西小学校
目蒲病院
武蔵新田
東急多摩川線
多摩堤通り
多摩川河川敷・ガス橋一帯
82 安方中学校
環八通り
東矢口二丁目
74 矢口中学校
下丸子二丁目
矢口二丁目第2アパート
矢口二丁目
75 矢口小学校
区 矢口特別出張所
矢口渡
多摩川一丁目
第二京浜
平間
南武線
矢口消防署
76 多摩川小学校
矢口三丁目
多摩川二丁目アパート
多摩川二丁目
多摩川
横須賀線
新川崎
鹿島田
凡例
区の施設（特別出張所）
警察署
消防署・同出張所
避難場所
大火災から身の安全を確保し、火の衰えを待つ場所（公園、緑地、学校等のオープンスペース）
一時集合場所
集団で避難するための身近な集合場所（近所の公園、広場）
避難所（学校等）
住む家を失った方が一時的に避難生活を送る施設
津波一時避難施設
津波から安全に避難する時間がない時に一時的に避難する場所
給水拠点
災害等により断水した際に水を配る場所
地区内残留地区
大規模な火災の恐れが少なく、広域的な避難を要しない地区
避難道路
避難場所へ安全に避難するため指定された道路
緊急医療救護所
病院の敷地内等（院外）に設置される救護所（トリアージ、軽症者処置、搬送判断を行う）
軽症者救護所
学校敷地内に設置される救護所（トリアージ、軽症者処置、搬送判断を行う）
避難所地区割
学校防災活動拠点の活動エリア
地区外避難
地区外への避難先
1：16,000
0
500
1000m

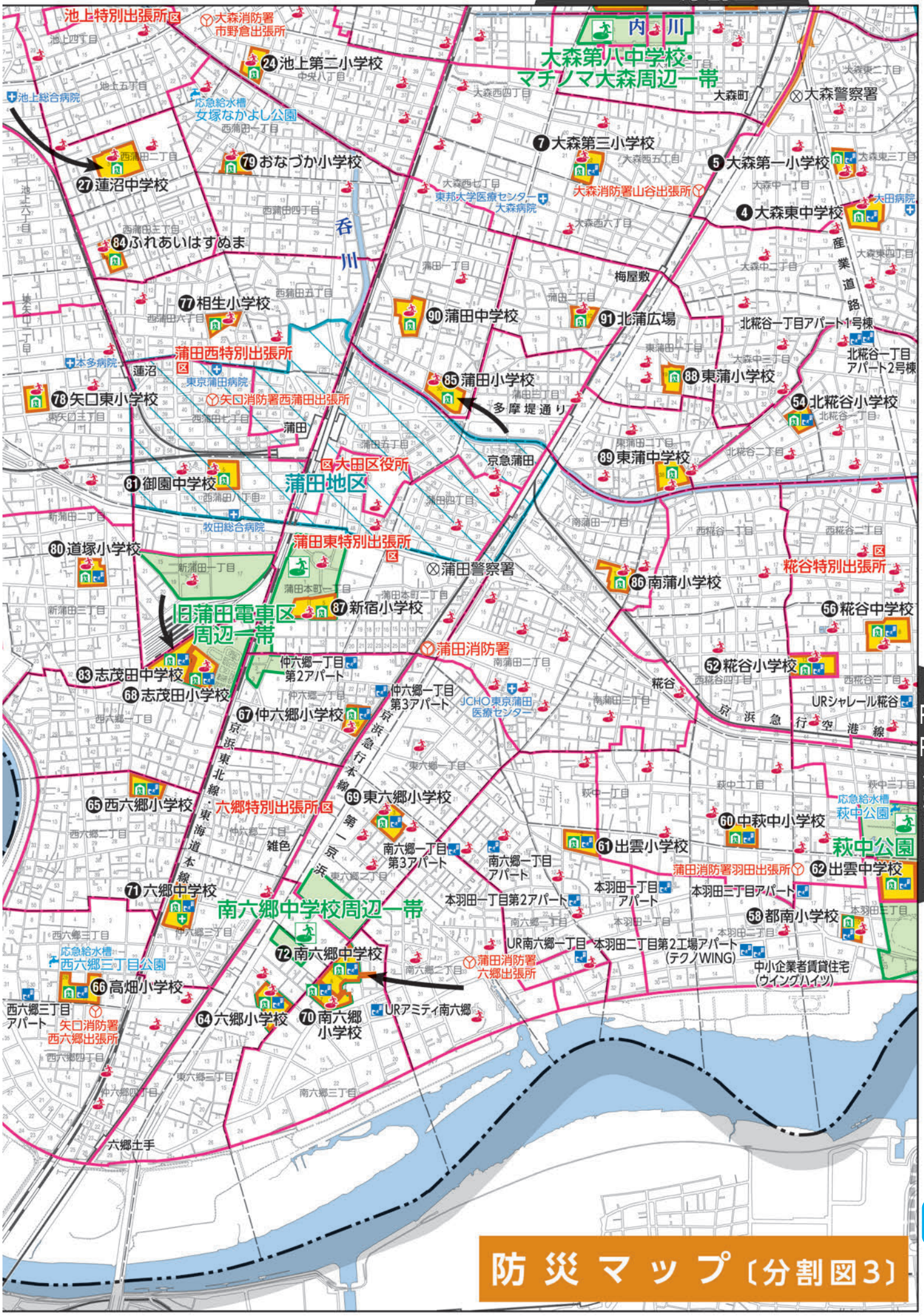

▶P168・P169 分割図4▶

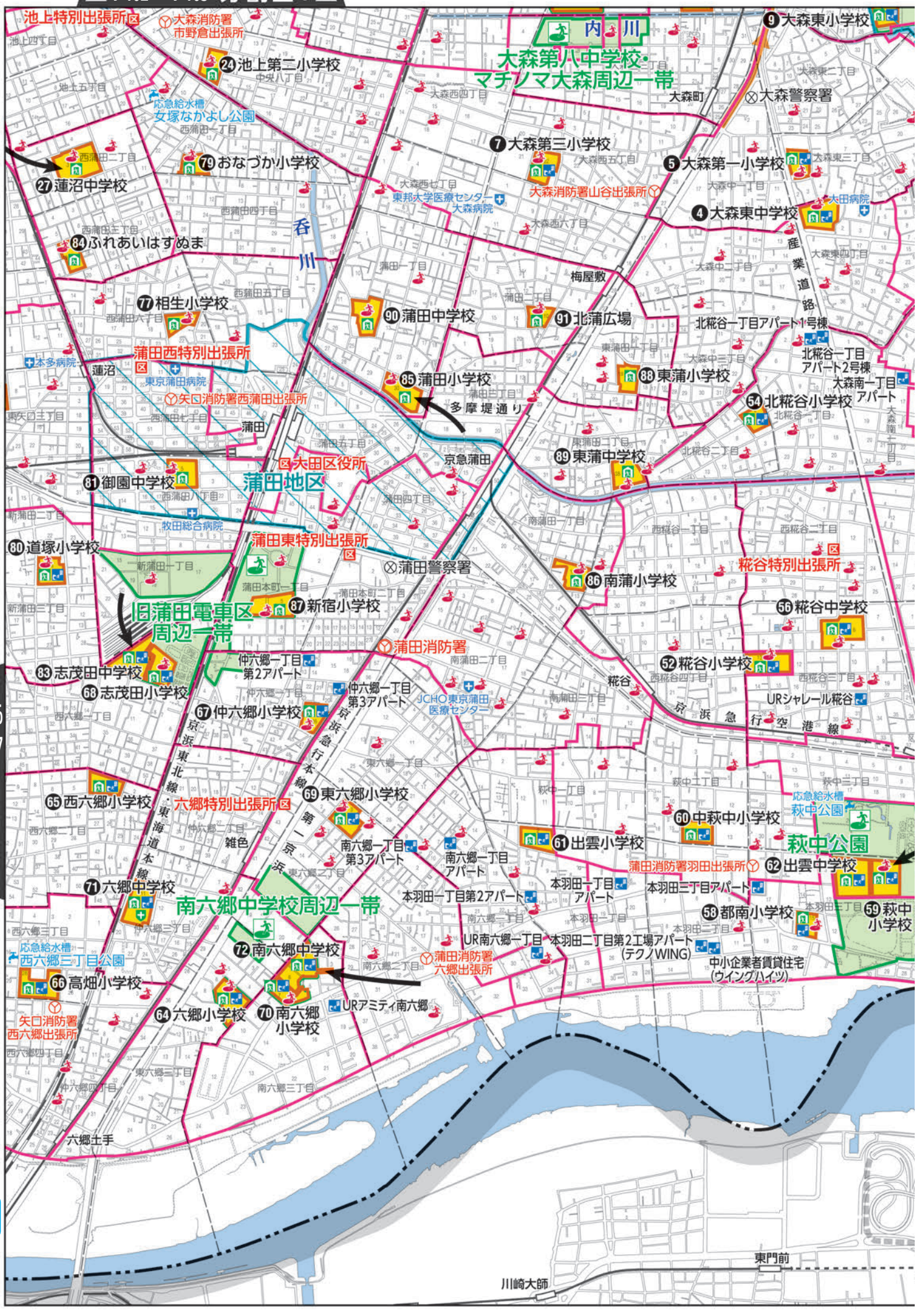

◀P166・P167 分割図3◀

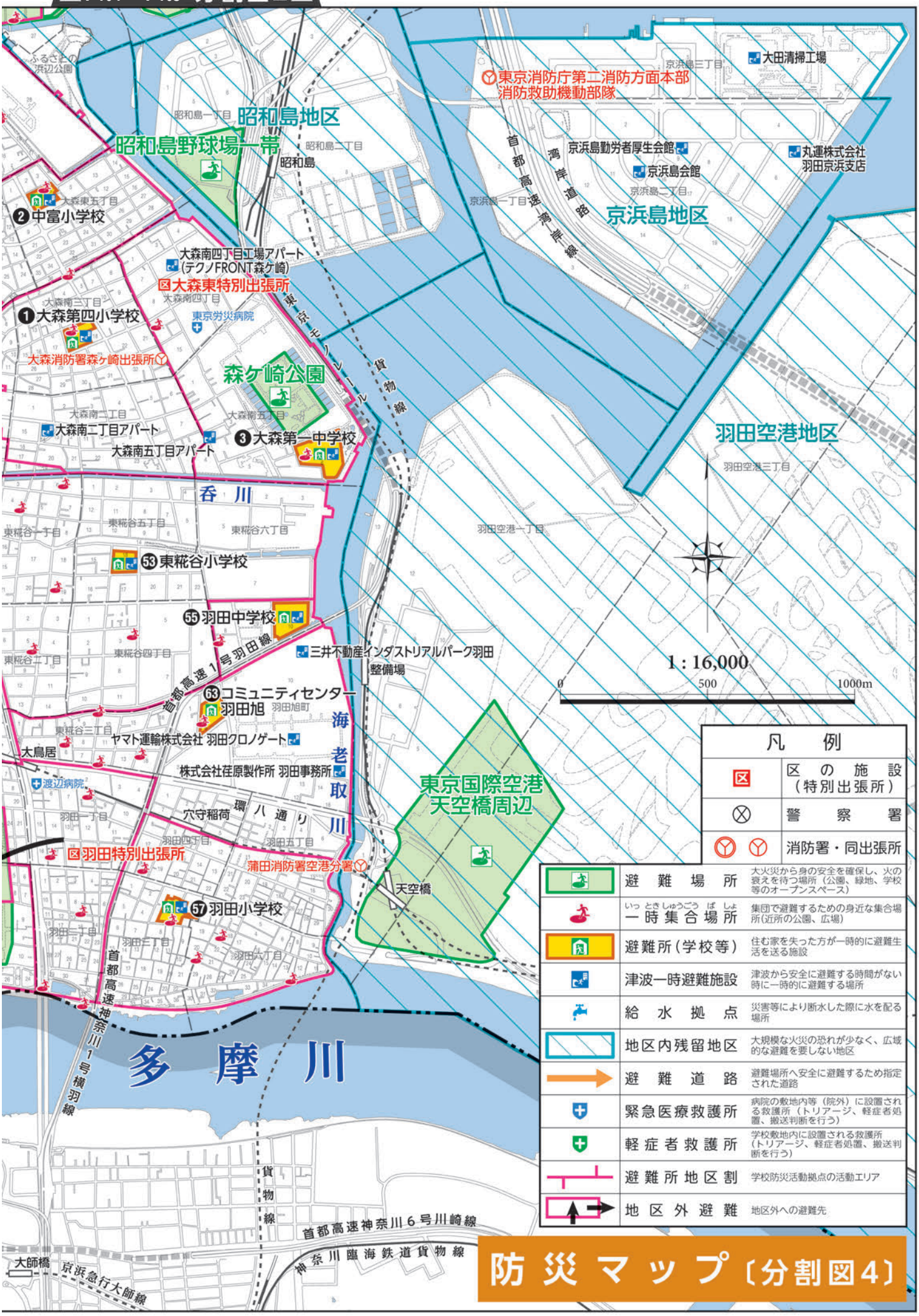
昭和島地区
昭和島野球場一帯
昭和島
昭和島一丁目
昭和島二丁目
ふるさとの浜辺公園
❷中富小学校
大森東五丁目
大森南四丁目工場アパート
(テクノFRONT森ケ崎)
区大森東特別出張所
❶大森第四小学校
大森南三丁目
大森南四丁目
東京労災病院
大森消防署森ケ崎出張所
森ケ崎公園
大森南二丁目
大森南五丁目
大森南二丁目アパート
大森南五丁目アパート
❸大森第一中学校
呑川
東糀谷一丁目
東糀谷五丁目
東糀谷六丁目
53東糀谷小学校
55羽田中学校
東糀谷二丁目
東糀谷四丁目
三井不動産インダストリアルパーク羽田整備場
63コミュニティセンター羽田旭
羽田旭町
東糀谷三丁目
ヤマト運輸株式会社 羽田クロノゲート
太鳥居
株式会社荏原製作所 羽田事務所
渡辺病院
穴守稲荷
環八通り
羽田一丁目
羽田四丁目
羽田五丁目
区羽田特別出張所
蒲田消防署空港分署
57羽田小学校
羽田三丁目
羽田六丁目
海老取川
東京国際空港天空橋周辺
天空橋
多摩川
大師橋
京浜急行大師線
首都高速神奈川1号横羽線
首都高速1号羽田線
東京モノレール貨物線
貨物線
首都高速神奈川6号川崎線
神奈川臨海鉄道貨物線
東京消防庁第二消防方面本部
消防救助機動部隊
京浜島三丁目
大田清掃工場
京浜島勤労者厚生会館
京浜島会館
京浜島一丁目
京浜島二丁目
丸運株式会社
羽田京浜支店
京浜島地区
首都高速湾岸線
湾岸道路
羽田空港地区
羽田空港三丁目
羽田空港一丁目
1：16,000
0
500
1000m
凡例
区の施設（特別出張所）
警察署
消防署・同出張所
避難場所
大火災から身の安全を確保し、火の衰えを待つ場所（公園、緑地、学校等のオープンスペース）
一時集合場所
集団で避難するための身近な集合場所(近所の公園、広場)
避難所（学校等）
住む家を失った方が一時的に避難生活を送る施設
津波一時避難施設
津波から安全に避難する時間がない時に一時的に避難する場所
給水拠点
災害等により断水した際に水を配る場所
地区内残留地区
大規模な火災の恐れが少なく、広域的な避難を要しない地区
避難道路
避難場所へ安全に避難するため指定された道路
緊急医療救護所
病院の敷地内等（院外）に設置される救護所（トリアージ、軽症者処置、搬送判断を行う）
軽症者救護所
学校敷地内に設置される救護所（トリアージ、軽症者処置、搬送判断を行う）
避難所地区割
学校防災活動拠点の活動エリア
地区外避難
地区外への避難先
防災マップ〔分割図4〕

風水害から身を守るための避難行動

大雨や台風は、震災と異なり、接近時期や規模を事前にある程度予測することができます。日頃から自宅や学校・職場などの生活環境にどのような災害リスクがあるか、ハザードマップなどで確認し、いざ大雨や台風が迫ってきた場合は、早めに避難行動をとれるようにしましょう。

避難行動判定フロー（あなたがとるべき避難行動は?）

確認 Start !!

自宅が 2 階建て以下で浸水想定が 3m 以上、もしくは家屋倒壊等氾濫想定区域・土砂災害（特別）警戒区域に該当している

- はい → 避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児など）がいる
- いいえ ↓

浸水想定 0.5m 以上に該当している

- はい ↓

自宅に 2 階以上などの避難できる場所がある

- いいえ → 避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児など）がいる
- はい → 垂直避難

避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児など）がいる

- はい → 水平避難
- いいえ → 水平避難

水平避難

自宅の 2 階以上まで浸水する可能性があります。

警戒レベル 3 高齢者等避難が発令されたら**自宅外へ避難**しましょう。

<避難先>

- **縁故等避難**
- **水害時緊急避難場所**

※台風が直撃しているなど、水平避難がかえって危険となる場合は、垂直避難を行ってください。

水平避難

自宅の 2 階以上まで浸水する可能性があります。

警戒レベル 4 避難指示が発令されたら**自宅外へ避難**しましょう。

<避難先>

- **縁故等避難**
- **水害時緊急避難場所**

※台風が直撃しているなど、水平避難がかえって危険となる場合は、垂直避難を行ってください。

垂直避難

自宅が浸水する可能性があります。

浸水しない階（2 階以上）に避難しましょう。

※浸水する危険が高まる前に、非常持出品や備蓄品、重要書類や家財、家電製品などを上階に移動させましょう。

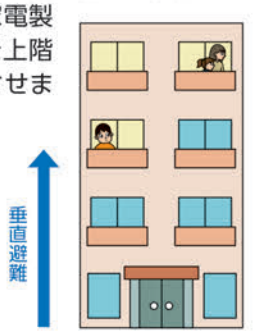

縁故等避難とは、浸水する恐れがない場所にいる家族や親戚、知人の家など、日頃から頼れる人の家に避難することです。また、自分でホテルや旅館などの宿泊施設を確保する避難も該当しますが、宿泊費などは自己負担になります。

水害時緊急避難場所とは、自ら避難先を確保できない人や避難行動要支援者と付添者のための避難先です。状況に応じて、区立小・中学校など（多摩川小学校・嶺町小学校を除く）89 箇所を開設します。

浸水・土砂災害危険性の確認

ハザードマップで自宅と周辺に水害リスクが想定されているかを確認し、下の表に記入しましょう。

ハザードマップ	被害想定	浸水の深さ	浸水継続時間	家屋倒壊等氾濫想定区域（該当=○）	土砂災害（特別）警戒区域（該当=○）
P　～P	多摩川の氾濫	最大　　m	時間		
P　～P	高潮の被害	最大　　m	時間		
P　～P	中小河川の氾濫（内水氾濫含む）	最大　　m			
	土砂災害				

いいえ

屋内待機

自宅外へ避難する必要はありません。
ただし、被害想定がない地域であっても、周りより低い地形などの場合、気象庁や区からの情報を確認し、**必要に応じて避難**してください。

※万が一の事態に備え、非常持出品や備蓄品などの確認をしましょう。

分散避難をしましょう

分散避難とは、避難所以外（自宅、親戚、知人の家など）へ分散して避難することです。区における避難所の密集回避のため、また、避難所で環境の変化などによって体調を崩さないために、分散避難を検討しましょう。

分散避難についてご理解いただき、ご協力をお願いします。

分散避難の検討順

まずは在宅避難（屋内待機・垂直避難）

- 「浸水・倒壊の危険がない」「丈夫な建物に住んでいる」場合は、自宅に留まりましょう。
- 戸建てなどで浸水する階がある場合は、浸水しない階へ避難しましょう。
- 河川の氾濫などで在宅避難が長引く場合を考えて、最低でも３日分、できれば１週間分の食料や生活用品を備蓄しましょう。

次に縁故等避難

- 家族や親戚、知人の家、ホテルや旅館などへ避難しましょう（宿泊費は自己負担）。
- 日頃から避難先の人と連絡をとりましょう。
- 雨風が強くなる前や日没前に、浸水地域外へ移動しましょう。

最後に水害時緊急避難場所へ避難

- 日頃から非常持出品を用意し、荒天になる前に避難所へ避難しましょう。
- 食料や水のほか、タオルなどを必ず持参しましょう。
- 原則、徒歩で避難しましょう。

水防法に基づく多摩川ハザードマップ〔最大浸水深〕

凡　例

水防監視カメラ設置箇所

水害時緊急避難場所

全階使用可

条件付き使用

ハザードマップ(多摩川、高潮、中小河川)を重ね合わせた場合の最大浸水範囲

49 清水窪小学校
48 赤松小学校
50 大森第六中学校
47 洗足池小学校
51 石川台中学校
35 田園調布中学校
33 田園調布小学校
34 調布大塚小学校
44 雪谷小学校
45 雪谷中学校
42 池雪小学校
22 貝塚中学校
18 馬込第三小学校
43 小池小学校
16 馬込小学校
21 馬込東中学校
17 馬込第二小学校
41 松仙小学校
46 大森第十中学校
20 馬込中学校
19 梅田小学校
32 東調布中学校
31 東調布第一小学校
36 東調布第三小学校
40 久原小学校
39 大森第七中学校
30 大森第三中学校
26 大森第四中学校
28 入新井第二小学校
29 入新井第四小学校
23 池上小学校
24 池上第二小学校
38 千鳥小学校
25 徳持小学校
27 蓮沼中学校
79 おなづか小学校
73 矢口西小学校
84 ふれあいはすぬま
82 安方中学校
77 相生小学校
90 蒲田中学校
74 矢口中学校
75 矢口小学校
78 矢口東小学校
85 蒲田小学校
81 御園中学校
80 道塚小学校
87 新宿小学校
83 志茂田中学校
68 志茂田小学校
67 仲六郷小学校
65 西六郷小学校
69 東六郷小学校
71 六郷中学校
66 高畑小学校
64 六郷小学校
72 南六郷中学校
70 南六郷小学校

洗足　大岡山　北千束　緑が丘　自由が丘　尾山台　九品仙　奥沢　旗の台　中延　荏原町　長原　西大井　洗足池　石川台　田園調布　馬込　雪が谷大塚　多摩川　御嶽山　沼部　新丸子　武蔵小杉　鵜の木　千鳥町　下丸子　武蔵新田　向河原　平間　元住吉　矢口渡　蓮沼　蒲田　京急蒲田　大田区役所　六郷土手　港町　鈴木町　京急川崎　川崎

東急大井町線　東急目黒線　東急東横線　環八通り　自由通り　中原街道　多摩堤通り　東海道新幹線　横須賀線・湘南新宿ライン　環七通り　都営浅草線　東急池上線　第二京浜　池上通り　東急多摩川線　京浜東北線・東海道本線　京浜急行本線　東急東横線・目黒線　横須賀線　南武線　多摩川小学校

◆多摩川の水位観測地点：田園調布(上)

現在の水位は、国土交通省ホームページの「川の防災情報」から閲覧できます(P49)。

堤防

10.35m 氾濫の発生▼	(警戒レベル5相当)	←緊急安全確保
8.40m 氾濫危険水位▼	(警戒レベル4相当)	←避難指示
7.60m 避難判断水位▼	(警戒レベル3相当)	←高齢者等避難
6.00m 氾濫注意水位▼	(警戒レベル2相当)	
ふだんの水位▼		

多摩川の全流域で48時間に588mmの降雨があった場合

◆このハザードマップは、国土交通省が公表した「多摩川水系多摩川、浅川、大栗川浸水想定区域図（平成28年5月30日）」において、多摩川流域に大雨が降った場合に、浸水が想定される区域と想定される最大の浸水の深さを示したものです。

◆想定される降雨は、多摩川流域の48時間総雨量588mmです。

◆多摩川氾濫（洪水）

多摩川の堤防が決壊すると、大量の水がまちなかに流れ込み、家屋損壊する恐れがあります。また、浸水被害は広範囲におよびます。

浸水深の想定と目安

- 10.0m以上
- ◀2階の天井以上までつかる程度
- 5.0m～10.0m未満
- ◀1階の天井から2階の天井近くまでつかる程度
- 3.0m～5.0m未満
- ◀1階の床から1階の天井までつかる程度
- 0.5m～3.0m未満
- ◀1階の床までつかる程度
- 0.5m未満

※配色については、ISOの基準や色覚障がいのある人への配慮など、国土交通省の手引きに基づき設定しています。

家屋倒壊等氾濫想定区域（早期の立ち退き避難が必要な区域）

（氾濫流）氾濫した水の流れが直撃した場合に、標準的な木造家屋の倒壊等をもたらすような氾濫が想定される区域

（河岸侵食）河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流出し、家屋が流失・倒壊する恐れのある区域

要配慮者利用施設

大田区には950施設を超える要配慮者利用施設があります。施設一覧については、「大田区地域防災計画　資料編　14 風水害対策等 13 要配慮者利用施設一覧」をご覧ください。

※要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

ハザードマップ

水防法に基づく高潮ハザードマップ〔最大浸水深〕

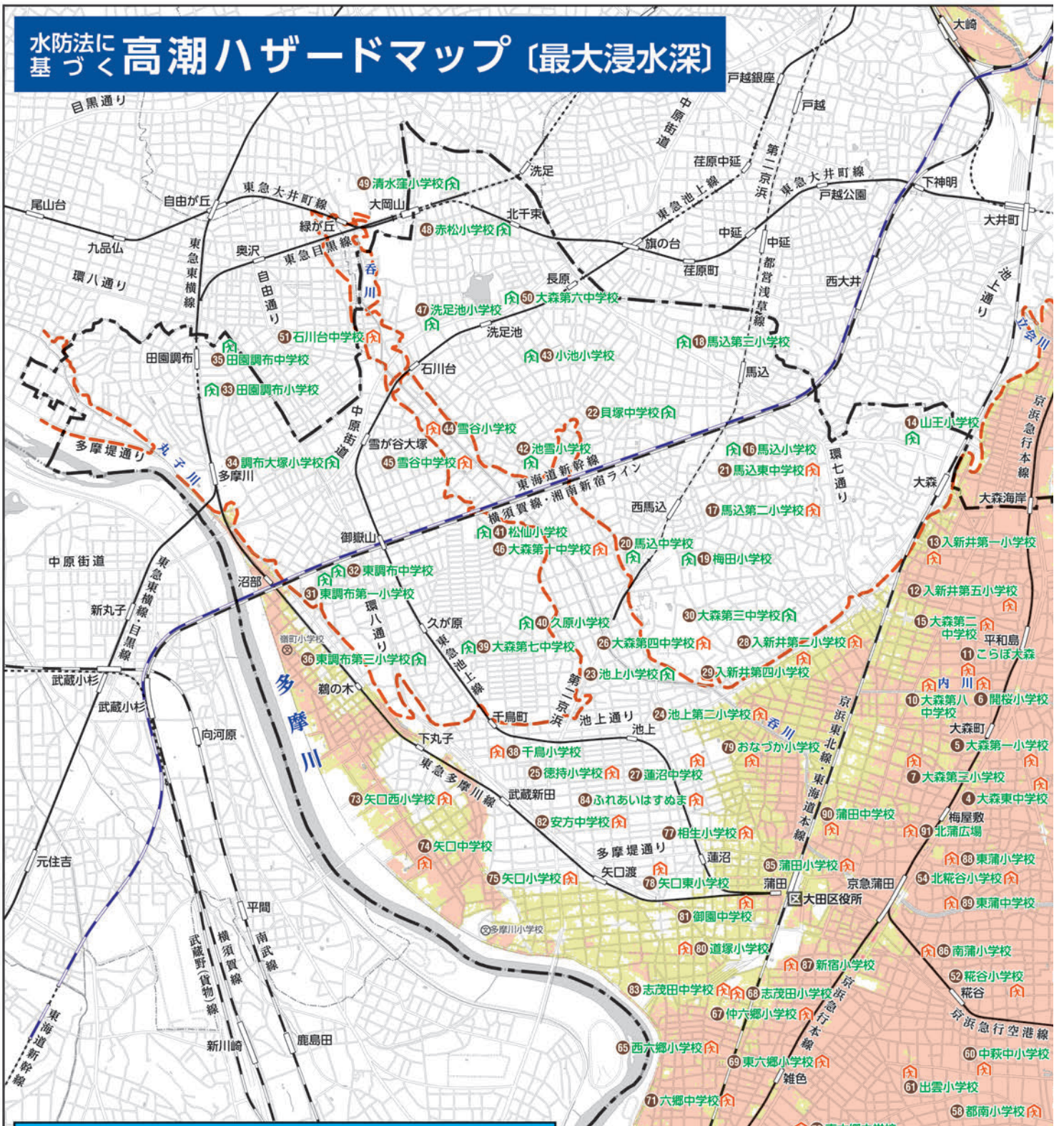

浸水深の想定と目安

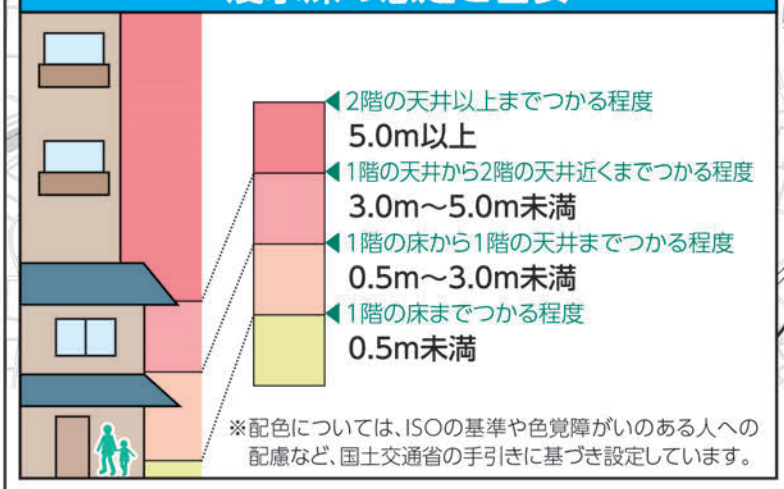

※配色については、ISOの基準や色覚障がいのある人への配慮など、国土交通省の手引きに基づき設定しています。

◆高潮

高潮が発生すると、大量の水がまちなかに流れ込み、家屋損壊する恐れがあります。また、浸水被害が広範囲に及びます。

超大型の台風の接近で海面が上昇した場合

◆このハザードマップは、東京都が公表した「東京都高潮浸水想定区域図（令和4年4月13日）」において、台風による高潮が発生した場合に、浸水が想定される区域と想定される最大の浸水の深さを示したものです。

◆想定される高潮は、上陸時中心気圧910hPa、最大旋衡風速半径75km、移動速度73km/hの台風による高潮です。

水防法に基づく 中小河川ハザードマップ
土砂災害・内水氾濫ハザードマップ〔索引図〕

ハザードマップ

呑川、丸子川等流域で1時間に153mmの降雨があった場合

◆このハザードマップは、東京都が公表した「城南地区河川洪水浸水想定区域図（令和6年2月15日）」及び「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川洪水浸水想定区域図（令和6年2月15日）」において、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される最大の浸水の深さを示したものです。
◆想定最大規模降雨量は、「城南地区河川洪水浸水想定区域図」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川洪水浸水想定区域図」共に時間最大雨量153mm・総雨量690mmです。
◆内水氾濫（雨水出水）は水防法に基づく浸水想定区域が未指定のため、東京都が独自に作成しているものを中小河川の氾濫に含んで載せています。
◆土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、令和5年1月時点の土砂災害が発生する恐れがある区域として指定された箇所を示したものです。

区内の雨量や河川水位の監視ポイント

浸水被害を事前に察知するために雨量や河川の水位などを確認しましょう。区では水防監視カメラを6地点に設置しており、リアルアイム画像で確認できます。

雨量計
◆蒲田（区役所本庁舎）◆多摩川（田園調布(上)水位観測所）◆雪谷（特別出張所）
◆馬込（特別出張所）◆内川（内川水門）◆呑川（池上水位観測所）
◆嶺町（特別出張所）◆新井宿（特別出張所）◆羽田（東京国際空港）

水防監視カメラ
多摩川…◆六郷水門
呑川……◆石川町◆夫婦橋親水公園
◆仲池上◆東糀谷
◆中央◆旭橋

カメラの映像は、こちらからアクセスできます。

河川水位
◆呑川（池上水位観測所）
◆多摩川（田園調布(上)水位観測所）

リアルタイム情報は、こちらからアクセスできます。

水防法に基づく 中小河川ハザードマップ
土砂災害・内水氾濫ハザードマップ〔分割図1〕

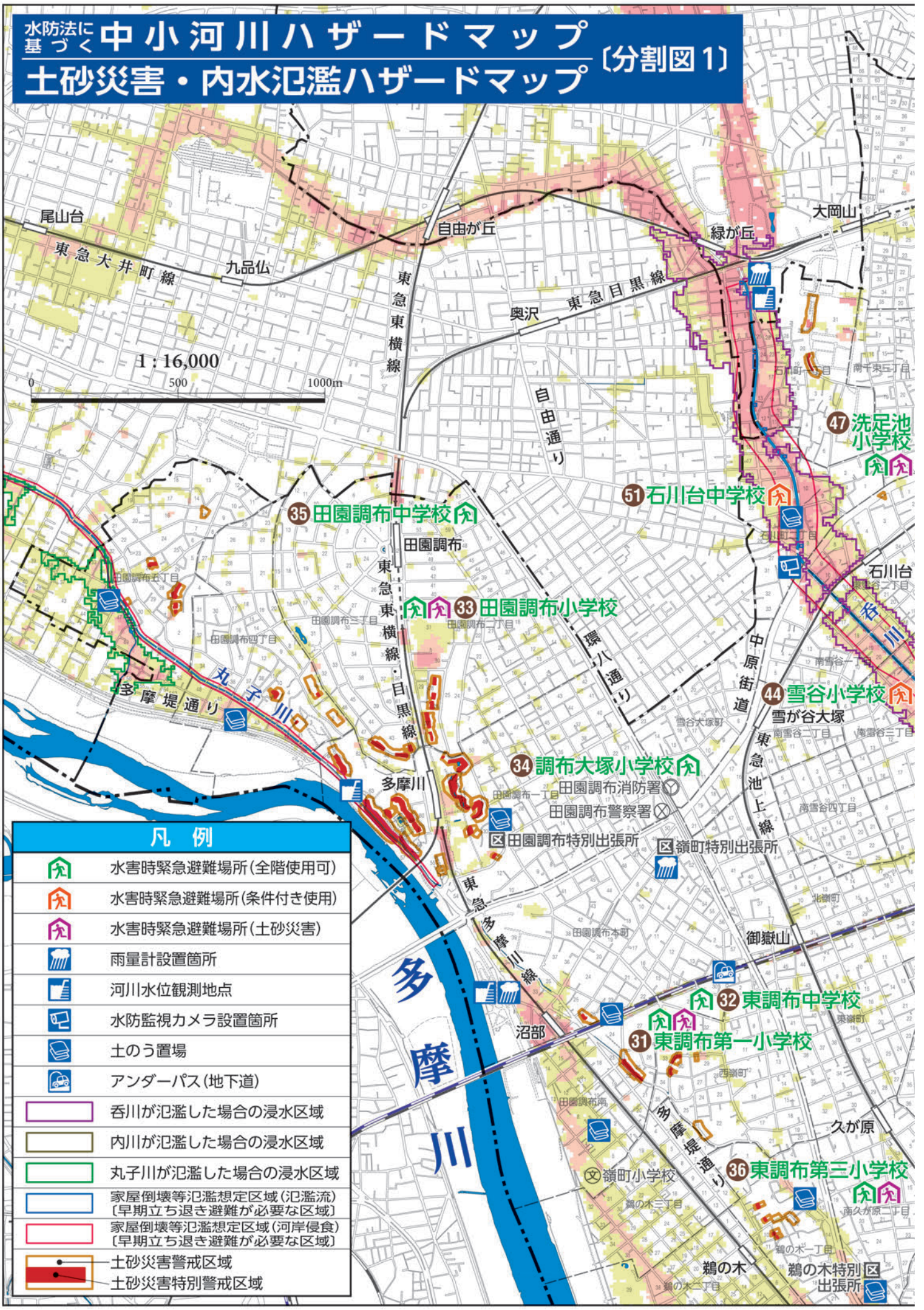

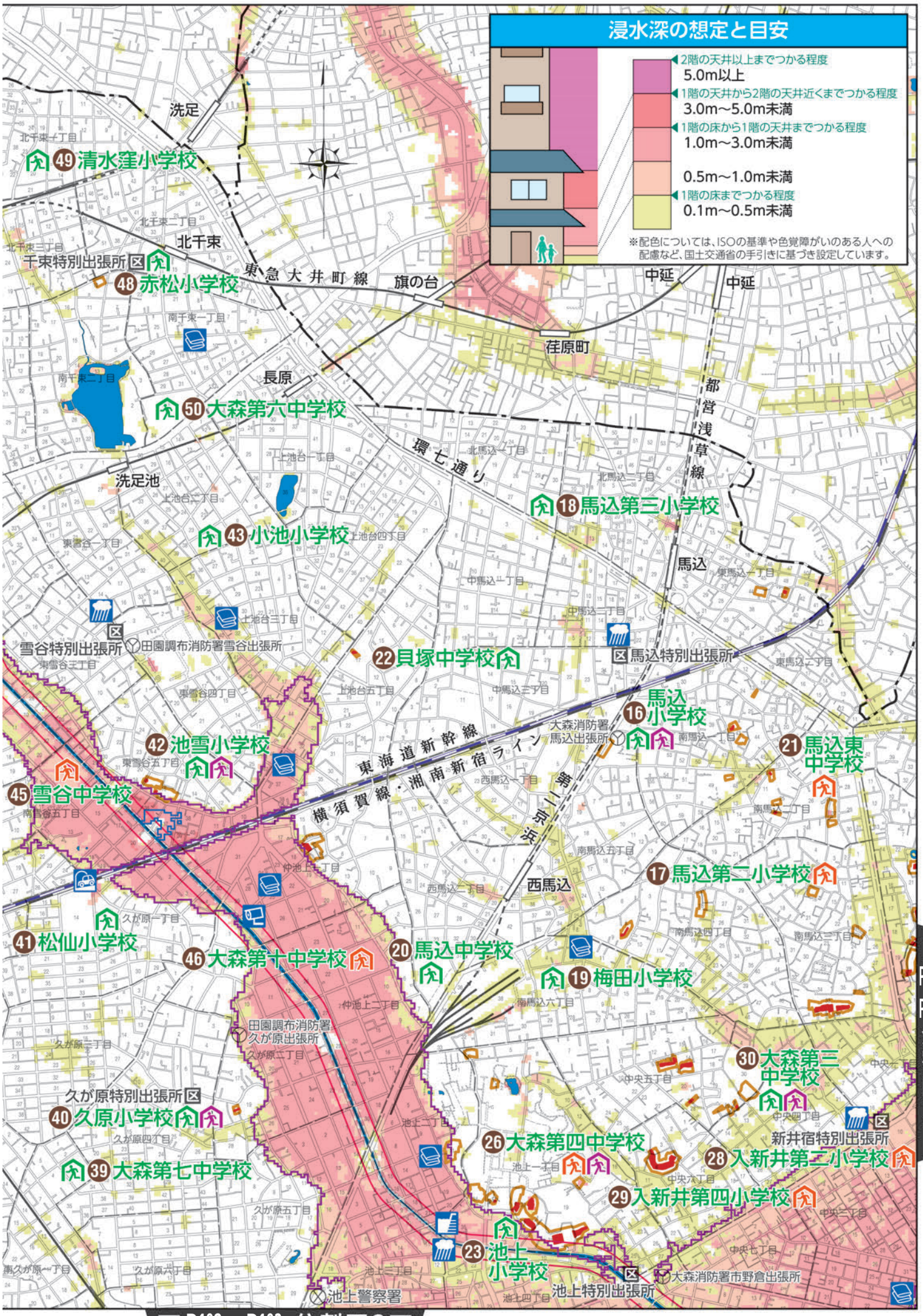

▶P180・P181 分割図2▶

▼P182・P183 分割図3▼

水防法に基づく 中小河川ハザードマップ
土砂災害・内水氾濫ハザードマップ〔分割図2〕

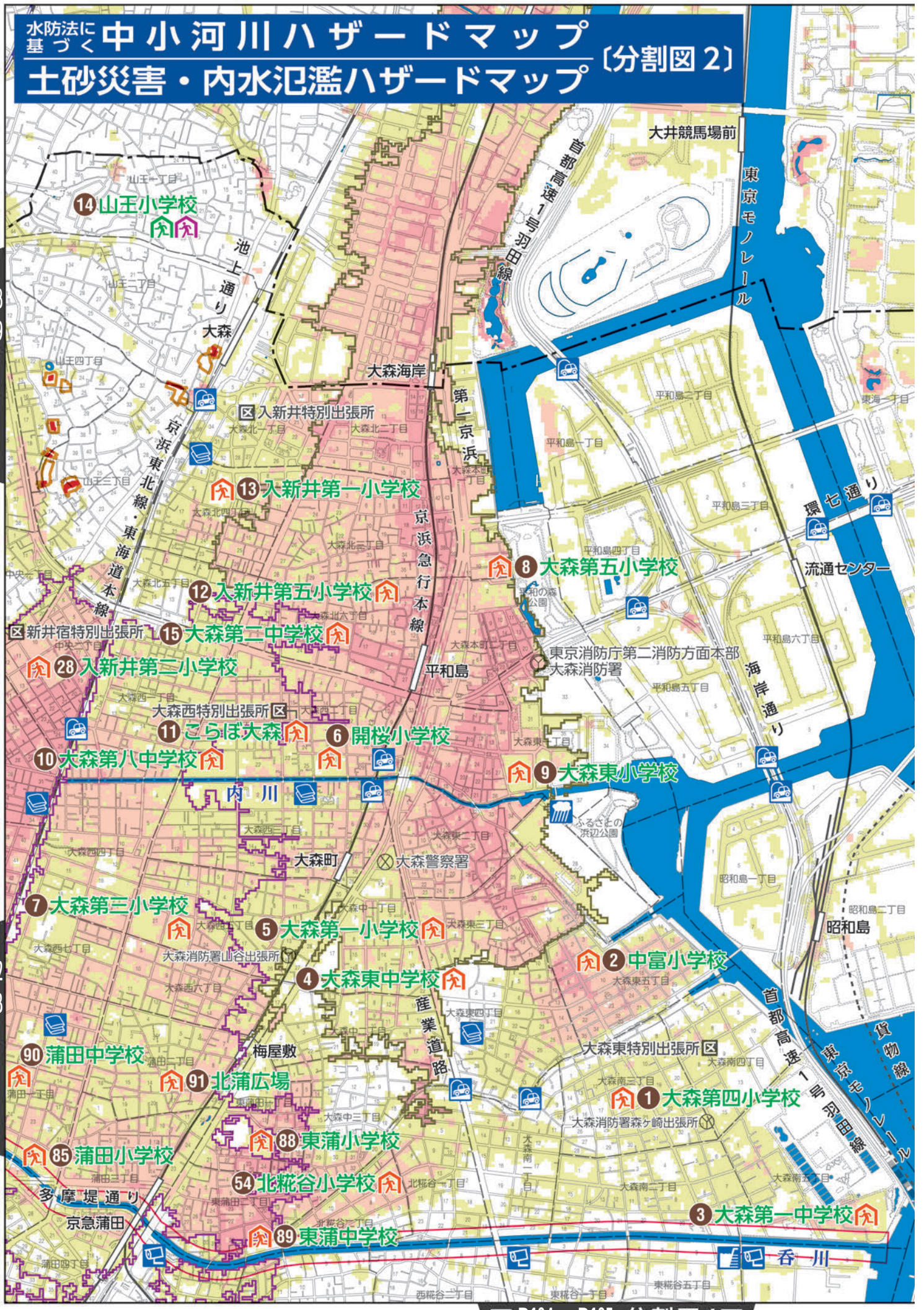

P178・P179 分割図1

P182・P183 分割図3

▼P184・P185 分割図4▼

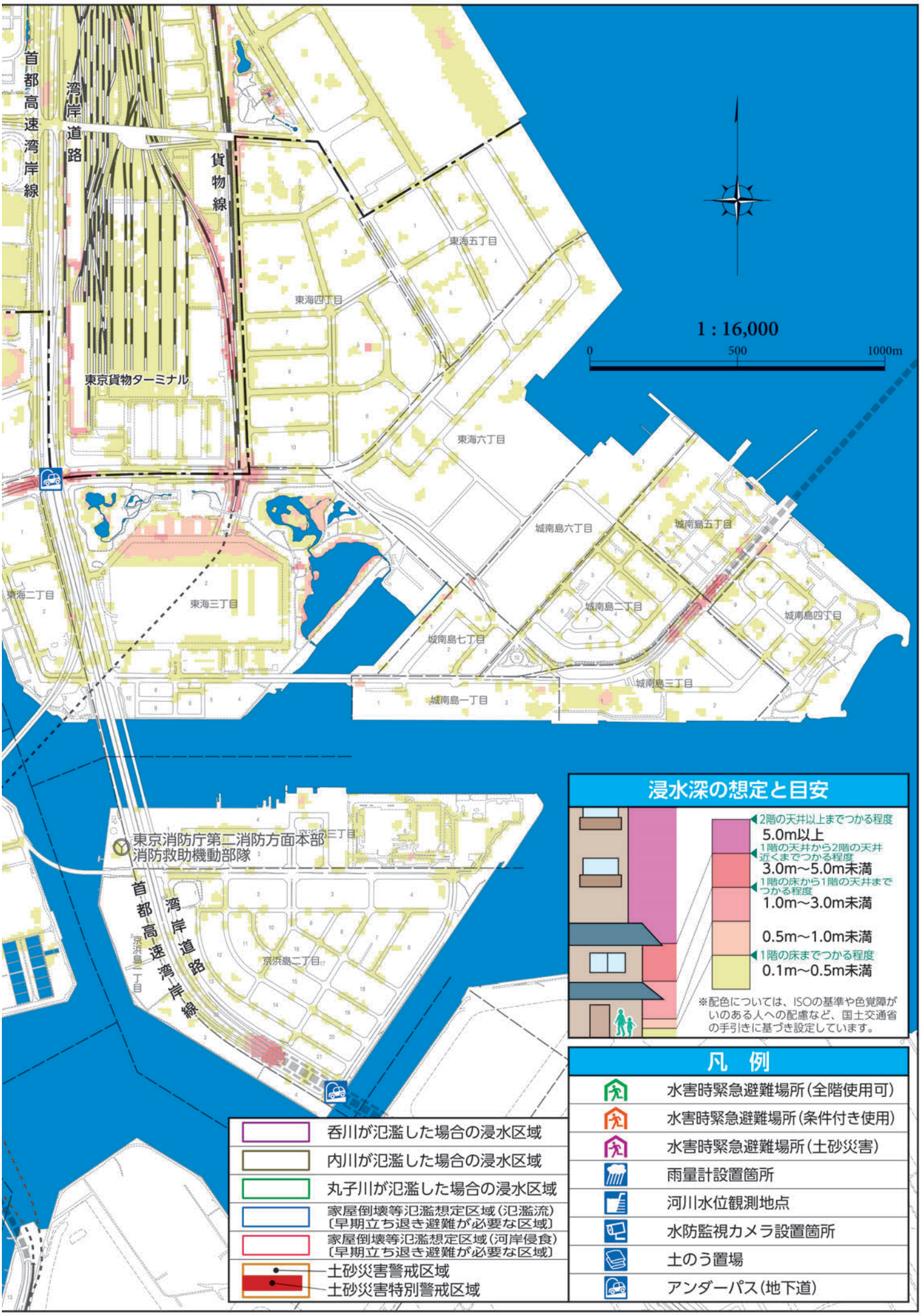
首都高速湾岸線
湾岸道路
貨物線
東京貨物ターミナル
東海五丁目
東海四丁目
東海六丁目
東海二丁目
東海三丁目
城南島六丁目
城南島五丁目
城南島二丁目
城南島四丁目
城南島七丁目
城南島三丁目
城南島一丁目
1 : 16,000
0
500
1000m
東京消防庁第二消防方面本部
消防救助機動部隊
京浜島三丁目
京浜島二丁目
京浜島一丁目
首都高速湾岸道路
浸水深の想定と目安
2階の天井以上までつかる程度
5.0m以上
1階の天井から2階の天井近くまでつかる程度
3.0m～5.0m未満
1階の床から1階の天井までつかる程度
1.0m～3.0m未満
0.5m～1.0m未満
1階の床までつかる程度
0.1m～0.5m未満
※配色については、ISOの基準や色覚障がいのある人への配慮など、国土交通省の手引きに基づき設定しています。
凡　例
水害時緊急避難場所（全階使用可）
水害時緊急避難場所（条件付き使用）
水害時緊急避難場所（土砂災害）
雨量計設置箇所
河川水位観測地点
水防監視カメラ設置箇所
土のう置場
アンダーパス（地下道）
呑川が氾濫した場合の浸水区域
内川が氾濫した場合の浸水区域
丸子川が氾濫した場合の浸水区域
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）〔早期立ち退き避難が必要な区域〕
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）〔早期立ち退き避難が必要な区域〕
土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

水防法に基づく 中小河川ハザードマップ
土砂災害・内水氾濫ハザードマップ〔分割図3〕

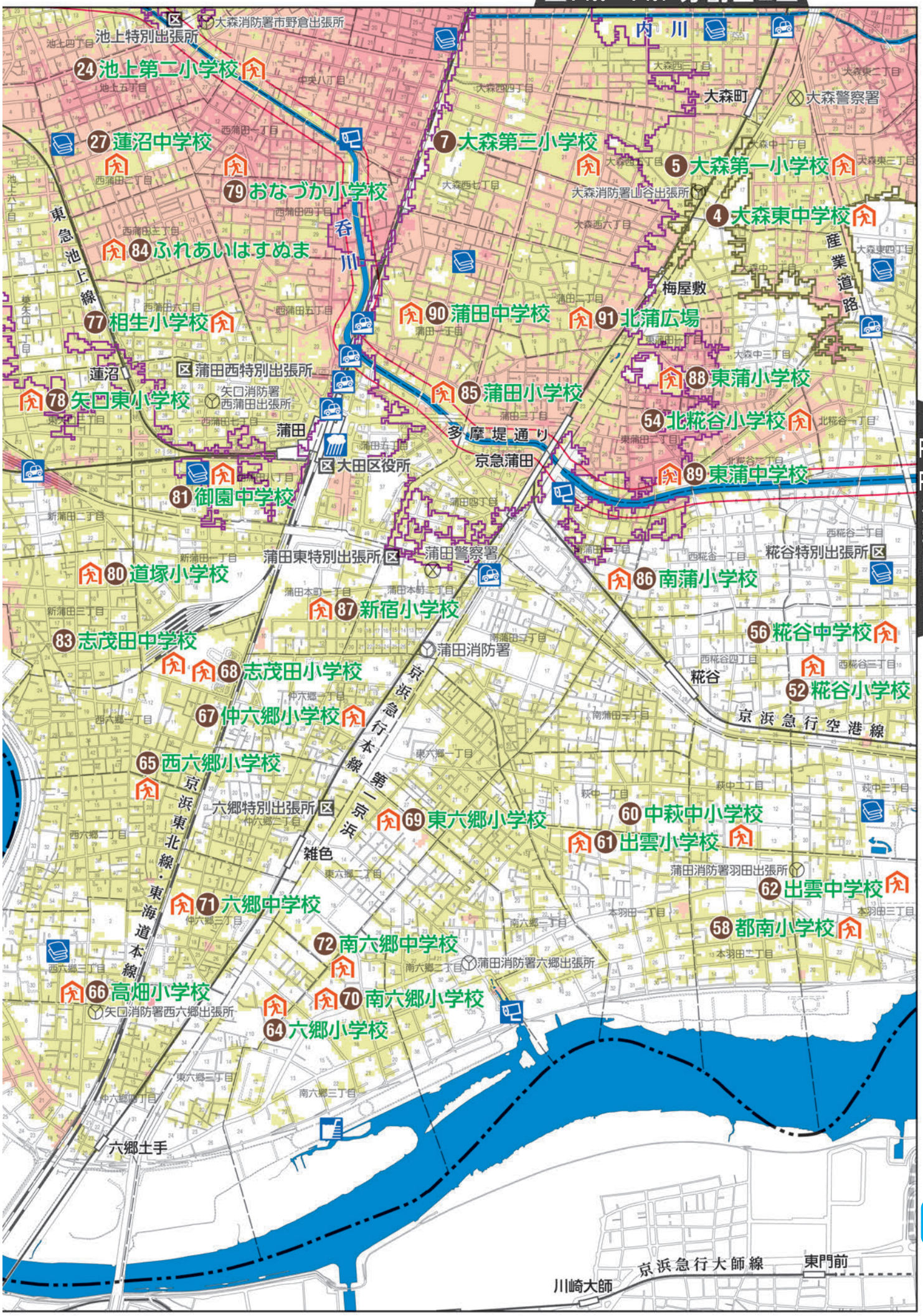

▶P184・P185 分割図4▶

◀P182・P183 分割図3◀

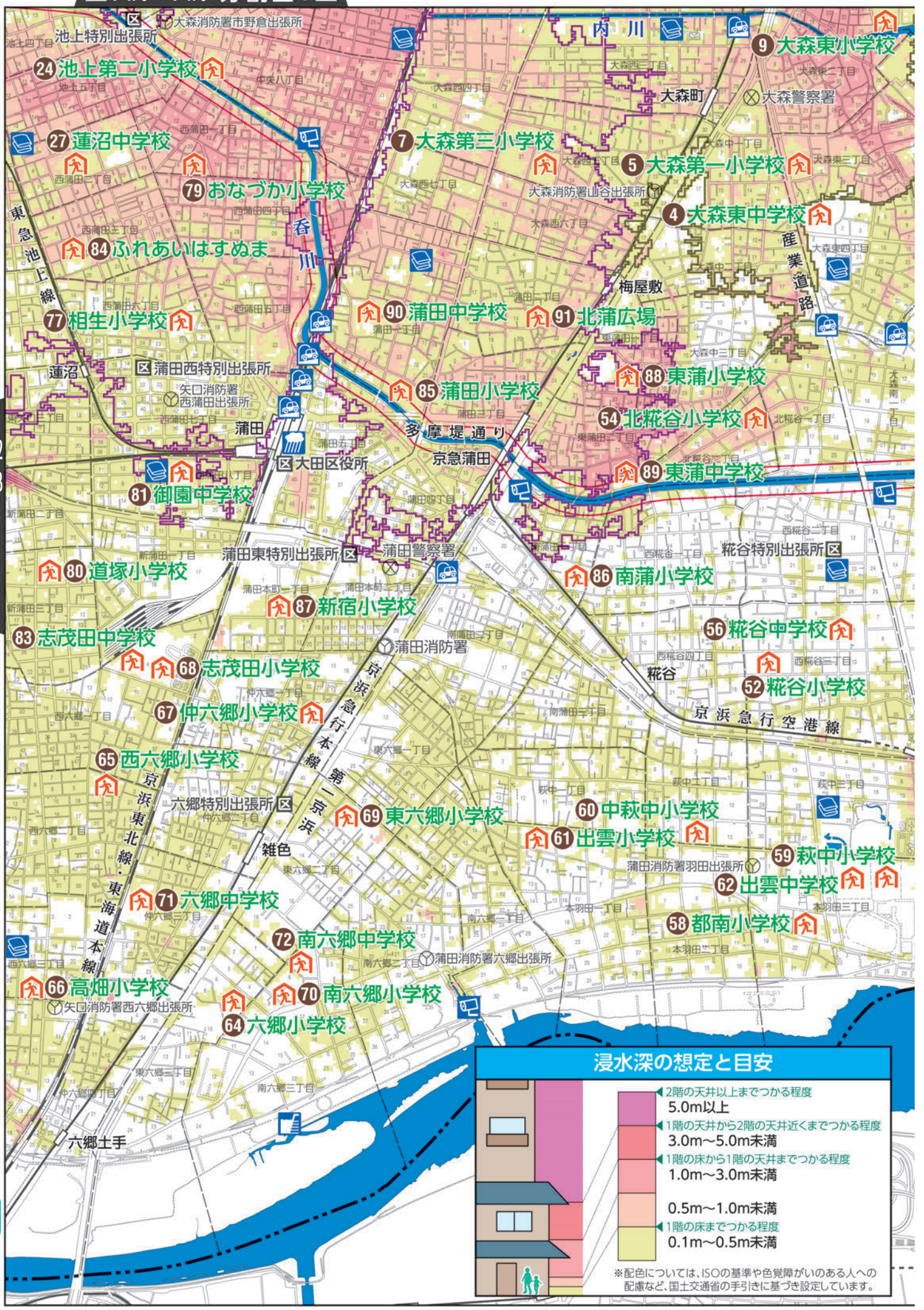

水防法に基づく 中小河川ハザードマップ
土砂災害・内水氾濫ハザードマップ〔分割図4〕

情報入手先

大田区からの情報収集（震災・風水害共通）

大田区防災アプリ

大田区防災アプリは、地震や台風などの災害が発生した際に、大田区から発信する災害に関する情報を、すばやく手に入れることができる大田区公式防災アプリです。
いざという時に備え、ぜひご利用ください。

主な機能

- ●発令中の避難情報や避難所の開設状況を地図で確認できます。
- ●プッシュ通知機能で、区からの情報をいち早く受け取ることができます。
- ●GPS 機能により、地図で現在位置、避難所の位置などを確認できます。
- ●その他、災害に役立つ情報が確認できます。

アプリのダウンロード

下記の二次元コードより「App Store」または「Google Play」にアクセスしてダウンロードしてください。

（iOS の方）　（Android の方）

App Store　Google Play

※本アプリのインストールは無料ですが、通信料は別途かかります。

大田区防災ポータル

大田区防災アプリをダウンロードしていない端末や、パソコンなどからも区が配信した防災情報を確認できます。

アクセス方法

大田区防災ポータル

以下の URL を入力、または右記の二次元コードよりアクセスしてください。
https://bosaipotal.city.ota.tokyo.jp/

区民安全・安心メールサービス

あらかじめ登録されたメールアドレスに、防災情報、気象情報、地震情報、水防情報、防災行政無線の放送内容などを配信しています。

登録方法

以下のアドレスに空メールを送信してください。
アドレスは右記の二次元コードで自動入力できます。
kumin@anzen.city.ota.tokyo.jp

大田区公式X

区内の災害情報を発信しています。X の検索画面から「大田区」で検索、または下記の二次元コードよりアクセスしてください。

アカウント　@city_ota
表示名称　大田区

防災行政無線

区から警戒レベル 4（避難指示）が発令された場合、屋外に設置している防災行政無線（放送塔）から、サイレンを鳴らしてお知らせいたします。サイレンが聞こえたら、テレビや大田区防災ポータルなどから、詳しい情報を入手し、落ち着いて避難行動をとってください。

防災行政無線電話応答サービス　050-5536-5105（有料）
防災行政無線（放送塔）からの放送内容を電話で確認できます。